

写 令和4年第4回定例会

(12月5日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和4年第4回益城町議会定例会目次

○12月5日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	3
開会・開議	3
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 議案第70号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第6号）	4
日程第4 議案第71号 令和4年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	4
日程第5 議案第72号 令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）	4
日程第6 議案第73号 令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）	4
日程第7 議案第74号 益城町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第8 議案第75号 益城町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について	4
日程第9 議案第76号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第10 議案第77号 益城町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第11 議案第78号 益城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第12 議案第79号 益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第13 議案第80号 益城町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第14 議案第81号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第15 議案第82号 益城町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第16 議案第83号 益城町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第17 議案第84号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4

日程第18	議案第85号	益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第19	議案第86号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第20	議案第87号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第21	議案第88号	議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第22	議案第89号	益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第23	議案第90号	益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第24	議案第91号	益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第25	議案第92号	益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第26	議案第93号	益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第27	議案第94号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	5
日程第28	議案第95号	工事請負契約の変更について	5
日程第29	議案第96号	町道の路線廃止について	5
日程第30	議案第97号	町道の路線認定について	5
	散会		16

○12月6日（第2日）

出席議員	17
欠席議員	17
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	17
説明のため出席した者の職・氏名	17
開議	18
日程第1 総括質疑	18
散会	37

○12月7日（第3日）

出席議員	38
欠席議員	38
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	38

説明のため出席した者の職・氏名	38
開議	39
日程第1 一般質問	39
5番 富田徳弘議員	39
1 災害に強いまちづくりに向けた取組み、町民が安心して暮らしていくための事業の進捗等について	
2 教育ICTタブレット端末の利用について	
7番 吉村建文議員	48
1 新庁舎における窓口に「おくやみコーナー」設置について	
2 町営住宅の住み替え問題について	
3 小中学校への生理用品の設置について	
4 男性用サニタリーボックスの設置について	
5 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化推進について	
6 可燃物のゴミ袋について	
6番 松本昭一議員	60
1 今後の行財政運営について	
2 町総合計画・第2期基本計画について	
3 潮井自然公園に係る整備状況等について	
10番 中川公則議員	68
1 道路ネットワークと公共交通の充実について	
2 仮設庁舎跡地に整備される複合施設について	
散会	73

○12月8日（第4日）

出席議員	74
欠席議員	74
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	74
説明のため出席した者の職・氏名	74
開議	75
日程第1 一般質問	75
3番 上村幸輝議員	75
1 放課後児童クラブについて	
2 市街化調整区域の集落部を活性化させるための政策や事業の展開を	
8番 甲斐康之議員	88

	1 家庭ごみ（燃えるごみ・資源ごみ等）の取り扱いについて	
	2 学校給食費の無償化を求める	
	3 新型コロナウイルス感染症の防止策とインフルエンザ対策について	
14番	中村健二議員	102
	1 公共交通不便地域に対する対応について	
	2 益城中央線（県道熊本高森線）拡幅事業の進捗状況について	
17番	坂田みはる議員	117
	1 まちの賑わいづくりについて	
	2 台湾との国際交流について	
	3 教育面での交流における論語の学びについて	
	散会	126

○12月9日（第5日）

	出席議員	127
	欠席議員	127
	職務のため出席した事務局職員の職・氏名	127
	説明のため出席した者の職・氏名	127
	開議	128
	日程第1 一般質問	128
12番	宮崎金次議員	128
	1 令和4年度中期財政見通しについて	
	2 地籍調査の速やかな実施について	
	3 益城中学校運動場整備問題について確認	
1番	木村正史議員	141
	1 「子育てしやすい益城町」について	
	2 マイナンバーカードと医療保険証	
	3 北朝鮮のミサイルに対する対応	
11番	野田祐士議員	150
	1 第二空港線沿線の利活用と空港周辺の開発及び産業団地整備計画について	
	2 益城中学校運動場再整備計画の検証・検討について	
9番	榮 正敏議員	163
	1 益城町の特産品づくりについて	
	2 臨空テクノパーク周辺地域の上水道整備は	

3 認知症カフェと子どもの貧困対策の連携はできないのか

散会	174
----	-----

○12月15日（第6日）

出席議員	175
欠席議員	175
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	175
説明のため出席した者の職・氏名	175
開議	176
日程第1 各常任委員会委員長報告	176
日程第2 議案第98号 物品の購入について	188
日程第3 議案第99号 物品の購入について	189
日程第4 議案第100号 物品の購入について	190
日程第5 議案第101号 教育委員会教育長の任命同意について	191
日程第6 議案第102号 教育委員会委員の任命同意について	192
日程第7 議案第103号 益城町監査委員の選任同意について	193
日程第8 議員派遣の件	193
日程第9 閉会中の継続調査の件	194
閉会	194

12 月 5 日（月曜日）

令和4年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和4年12月5日午前10時00分招集
2. 令和4年12月5日午前10時00分開会
3. 令和4年12月5日午前10時47分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第70号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第6号）
 - 日程第4 議案第71号 令和4年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第5 議案第72号 令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）
 - 日程第6 議案第73号 令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）
 - 日程第7 議案第74号 益城町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第8 議案第75号 益城町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
 - 日程第9 議案第76号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第10 議案第77号 益城町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第11 議案第78号 益城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第12 議案第79号 益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第13 議案第80号 益城町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第14 議案第81号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第15 議案第82号 益城町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第16 議案第83号 益城町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第17 議案第84号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第18 議案第85号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

- 日程第19 議案第86号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第87号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第88号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第89号 益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第90号 益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第91号 益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第92号 益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第93号 益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第94号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第28 議案第95号 工事請負契約の変更について
- 日程第29 議案第96号 町道の路線廃止について
- 日程第30 議案第97号 町道の路線認定について

7. 出席議員（17名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 榮正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君	

8. 欠席議員（1名）

16番 荒牧昭博君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	深江健一君
総務課長	塘田仁君	危機管理課長	岩本武継君
企画財政課長	山内裕文君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	竹林浩幸君	福祉課長	荒木薫君
福祉課審議員	中村康広君	こども未来課長	吉川博文君
健康保険課長	松永昇君	産業振興課長	松本浩治君
建設課長	村上康幸君	都市計画課長	齊藤計介君
復興整備課長	水口清君	街路課長	石橋淳君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君
生涯学習課長	富永清徳君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	山口拓郎君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第4回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

なお、16番荒牧議員より欠席する旨の届出がっております。

議員定数18名、出席議員17名です。

ただいまから、令和4年第4回益城町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をします。内容については、議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、3番上村幸輝議員、12番宮崎金次議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの11日間にすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。

本日は、本定例会に提案されました議案第70号から議案第97号までの28議案について説明を受けます。明日6日は総括質疑、7日、8日、9日は一般質問、10日、11日は休会、12日は各常任委員会、議案審査、13日は休会、14日は各常任委員会現地視察、15日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでありたいと思います。

-
- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第3 | 議案第70号 | 令和4年度益城町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第4 | 議案第71号 | 令和4年度益城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第5 | 議案第72号 | 令和4年度益城町下水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第6 | 議案第73号 | 令和4年度益城町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第7 | 議案第74号 | 益城町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第75号 | 益城町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第76号 | 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第77号 | 益城町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第78号 | 益城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第79号 | 益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第80号 | 益城町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第81号 | 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第82号 | 益城町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第83号 | 益城町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第84号 | 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第85号 | 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第19 議案第86号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第87号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第88号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第89号 益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第90号 益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第91号 益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第92号 益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第93号 益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第94号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第28 議案第95号 工事請負契約の変更について
- 日程第29 議案第96号 町道の路線廃止について
- 日程第30 議案第97号 町道の路線認定について

○議長（稲田忠則君） お諮りいたします。日程第3、議案第70号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、日程第30、議案第97号「町道の路線認定について」までの28議案を一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって日程第3、議案第70号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、日程第30、議案第97号「町道の路線認定について」までを一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和4年第4回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

現在、サッカーワールドカップがドーハで開催されており、日本代表チームがドイツ、スペインを相次いで撃破し、リーグ1位で決勝トーナメント進出を決めております。全力でプレーする選手の姿は、多くの国民に大変な感動と勇気を与えてくれています。改めてスポーツの持つ魅力と楽しさを感じているところです。

そのような中、12月11日日曜日に、第47回上益城郡町対抗駅伝が御船町をスタートし、嘉島町、

甲佐町を通り、益城町陸上競技場をゴールとするコースで開催をされます。

また、12月18日には、長距離走者の競技力向上を目的として、益城町公認ロードレース大会が、益城町運動公園陸上競技場をスタート、フィニッシュに開催をされる予定です。

さらに、12月16、17日には、益城町総合体育館におきまして、熊本ヴォルターズと越谷アルファーズの試合が体育館建設後初めて開催されます。熊本地震直後、熊本ヴォルターズのホームアリーナである益城町総合体育館が被災し、チームはその年のリーグ戦の終了を余儀なくされております。大変困難な状況の中、ヴォルターズの選手やスタッフの皆さんは、支援物資の配布、炊き出し、避難所訪問、子どもたちのためのバスケット教室の開催など、様々なボランティア活動を行い、町民の皆様に変な勇気と希望を与えていただきました。感謝の気持ちも込めて、益城町みんなで応援したいと考えております。

また、11月27日、28日に長崎に郡内町村町長研修で出張しましたが、早朝から散歩をしていますと、長崎水辺の森公園では多くの方々が散歩をされ、6時過ぎになると50名以上の方々が、みんなでわいわい言いながら、ラジオ体操第1、第2をされていました。私も一緒に体操をさせていただき、爽やかな気分で1日を過ごすことができたところです。

ここ数日間、ワールドカップを見て感動し、そして、長崎で多くの住民の皆様と一緒にラジオ体操される姿を見て、地震やコロナにより傷ついた心を癒やし、心の復興を進めるためには、スポーツの持つ力や継続的に健康づくりを行うことの大切さを感じたところです。しっかりと取り組んでまいります。

さて、今回提案しております議案は、補正予算4件、条例など24件、合計28件となっております。

それでは、議案第70号、令和4年度益城町一般会計補正予算（第6号）から、議案第73号、令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案について御説明を申し上げます。

議案第70号、一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ3億1,193万7,000円を増額しまして、歳入歳出総額で229億5,890万8,000円とするものです。

補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました物価高騰の影響を受けている介護・障害福祉サービス事業所を支援する補助金や、国の補正予算を活用しました県道熊本高森線4車線化事業負担金、都市再生整備計画事業など、また、谷川地区の布田川断層帯保存整備費、さらには、人事院勧告に伴います職員の人件費を補正、計上しています。また、地方債補正では、二つの事業債を追加、八つの事業債を変更しております。

次に、特別会計関係の補正が3議案となります。

議案第71号、国民健康保険特別会計補正予算では、10億9,177万円の増額補正、また、議案第72号、下水道事業会計補正予算では、収益的支出を860万1,000円の増額補正、また、資本的収入及び支出の収入を6,032万6,000円、支出を2,283万1,000円それぞれ増額補正、さらには、議案第73号、水道事業会計補正予算では、収益的支出を1,347万円、資本的支出を7,063万1,000円それぞれ増額補正を行っております。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。補正予算関係、四つの議案のほうの説明をさせていただきます。

それでは、まず、議案第70号、令和4年度益城町一般会計補正予算書1ページを開けていただきたいと思います。

第1条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ3億1,193万7,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ229億5,890万8,000円としております。

第2条で地方債の補正です。

5ページをお願いいたします。

第2表で地方債の補正です。

追加で二つの地方債、それから変更で八つの地方債のほうを変更しております。

追加が土地改良施設突発事故復旧事業債で益城台地揚水ポンプの更新の事業債で、限度額を60万円。それから、緊急自然災害防止対策事業債が、川内田林道の舗装の整備ということで130万円の限度額です。

それから、変更は、保育所施設の整備事業債が、補正後が700万円増額、第2保育所のLED化に伴う事業費の増加に伴うものです。

それから、保健福祉センターのLED化につきましても、補正後が110万円増額、事業費の増加に伴うものです。

水利施設等保全高度化事業債が、広崎の揚水ポンプの更新、それから安永の揚水施設の自動転倒ゲート設置事業費の増加に伴うもので、補正後が260万円増額です。

6ページをお願いいたします。

県道整備事業債が高森線の4車線化に伴うもので、国の補正予算を活用したのになります。補正後が8,720万円増額、1,710万円の増額。都市再生整備事業債も国の補正予算を活用したのになります。公園の整備に充てる事業債で、限度額は補正後が2億4,250万円増額、5,800万円の増額。

土地区画整理事業債、こちらのほうも国の補正予算を活用したもので、補正後が7,280万円増額、1,690万円の増額。

文化財保護対策の事業債（一般補助施設等）についても、谷川の断層整備に伴う補助事業に対する財源にするもので、補正後が1億1,980万円増額、1,080万円の増額。

それから最後が文化財保護対策事業債の地域活性化事業債というところとして、谷川の断層地区の単独事業の財源とするもので、補正後が6,230万円増額、6,100万円の増額をしております。

9ページをお願いいたします。

歳入になります。

町税で固定資産税は、土地、家屋、償却資産について、決算見込みに伴い、5,698万3,000円の

増額をしております。

国庫支出金では総務費の国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、障がい、介護施設、それから保育所関係の物価高騰の事業費の財源とするものです。

土木費が、都市再生整備計画の補助金、公園整備の財源とするもので5,000万円の増額。

それから教育費国庫補助金では文化財補助金、国の重要文化財の保存活用補助金で、谷川地区の第5期の整備費の財源とする補助金で1,200万円、その他三つの事業を含めまして、教育費では1,376万4,000円の増額をしています。

10ページをお願いいたします。

県支出金です。

農林水産業費県補助金では、267万2,000円の増額で、主なものとして、土地改良施設突発事故復旧事業県推進交付金241万5,000円で、益城台地の揚水ポンプの更新の事業費の財源とするものです。

それから、教育費の補助金では、私立幼稚園の緊急環境整備補助金で50万円、私立幼稚園等ということで公立幼稚園の2園に対する補助金という形になります。

繰入金としましては、基金繰入金で6億4,800万円の減額をしております。財政調整基金等、四つの基金を減額しております。

11ページでは、復興基金のほうの繰入金として200万円、辻ヶ峰公園の戦没者慰霊碑の復旧費の財源に充てるものです。

22款が繰越金で6億3,220万6,000円の増額。

諸収入、雑入です。

こちらはデジタル基盤改革支援補助金で、自治体のオンライン化推進事業の財源とするもの等を含め、あと二つの事業が前年度精算に伴う返還金のほうを計上しておりまして、合わせて、雑入が526万4,000円の増額になります。

12ページの町債につきましては、第2表の内容と同じということになります。

歳出予算です。

議会費では職員の人件費のほうを増額しておりますが、人件費全体では、人事院勧告に伴う分の増額分、それから人事異動の増額、減額。全体的には、160万円程度の減額をしているというところでは。

2款の総務費諸費で136万円の増額分は、有線放送等の補助金等の増額分。今後の執行見込額の交付金を増額をしております。

14ページをお願いします。

戸籍住民基本台帳費で、報酬で、パートタイム会計年度任用職員の報酬について増額をしております。マイナンバーカード関係の対応に当たっていただく方の報酬分になります。5か月分を計上しておりまして、今回は一般財源での対応になっておりますが、来年度、精算に伴い、国庫補助金を交付していただくというふうになっております。

次に、15ページの3款の民生費です。

社会福祉総務費で403万円の増額。介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰支援対策補助金になります。こちらは、障がい福祉サービス事業所、16事業所分の計上分となっております。臨時交付金の事業です。

16ページが、こちらのほうも同じ名称で入っておりますが、2,193万円で、こちらは介護事業所の分となっております、81事業所分になります。

次が児童福祉総務費です。2,134万5,000円の増額で、18節では、私立保育所等物価高騰対策支援事業の補助金で、臨時交付金を活用したのになります。

それから、22節では前年度の事業の精算に伴う返還金のほうを計上しております。

17ページです。

児童福祉施設費です。12節委託料で、保育士等派遣業務委託料で750万円。会計年度任用職員の退職、それに伴いまして、調理師、これは調理師補助についての派遣業務を委託するというところで、750万円の増額になっております。

18ページをお願いいたします。

4款の衛生費の塵芥処理費です。

消耗品で392万9,000円、こちらは、ごみ袋の値上げに伴いましてクリーンセンターから町が購入する分ですが、値上がりに伴いまして増額補正をしております。

6款の農林水産業費です。

農地費で、土地改良施設突発事故復旧事業の補助金で311万5,000円、益城台地の揚水ポンプの更新分になっております。

そのほかの事業含めまして、合わせて農地費で615万8,000円の増額です。

20ページをお願いいたします。

8款の道路新設改良費です。

1,723万3,000円で、県道整備事業の負担金で、県道の高森線の4車線化に伴う負担金になっております。国の補正予算を活用したのとなります。

次の21ページです。

土地区画整理費です。1,690万3,000円の増額で、木山の土地区画整理事業の負担金で、こちらも国の補正予算を活用したものです。

12節12目の都市再生整備計画事業費1億800万円の増額で、国の補正予算を活用したもので、惣領公園の工事費用に5,000万円、土地区画整理地内の公園工事費3,000万円、宮園公民館横の公園です。にぎわい創出事業公園工事費が2,800万円で、広崎公園分になっております。

10款の教育費、事務局費ではパートタイム会計年度任用職員の報酬については、英語の指導員の勤務時間の増加に伴いまして、49万5,000円の増額です。その他については、職員の人件費関係の増額になっております。

教育費の小学校の学校管理費です。279万8,000円で、人件費の関係の増額、それから、消耗品

はコロナの交付金を活用した消耗品で87万4,000円の増額。17節では、次年度の新入生に対応するための備品購入費のほうに118万8,000円の増額をしています。

中学校費の学校管理費では222万3,000円で、人件費の共済費、それから消耗品のコロナ対応の消耗品。それから、修繕料については、木山中学校の校内放送施設の修繕代。17節では、益城中学校の次年度新入生に対応するための備品購入になっています。

幼稚園費では133万8,000円の増額で、町立幼稚園2園の消耗品110万円ですが、コロナ関係の消耗品の購入費です。

24ページのほうをお願いいたします。

6目の文化財保護対策費9,198万6,000円の増額で、12節、14節ともに、谷川の断層整備に伴います設計、それから工事費等になっております。

工事費は第5期の工事、それからトイレの整備、それから多目的駐車場の整備などの予算として計上をしております。

その他、25ページのほうの災害復旧費では財源組替えをしております。

予備費は895万4,000円の増額をしているところです。

議案第70号につきましては、以上になります。

次に、議案第71号になります。令和4年度益城町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）です。

1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ10億9,177万円を追加し、歳入歳出それぞれ55億7,109万7,000円としております。

6ページをお願いいたします。

歳入です。

繰越金で繰越金の確定に伴いまして、10億9,177万円の増額。

7ページは歳出になっておりまして、償還金で前年度事業の精算に伴います療養給付費の返還金7億7,434万1,000円の増額。それから予備費は3億1,742万9,000円の増額になります。議案第71号は以上です。

次に、議案第72号です。令和4年度益城町下水道事業会計補正予算書（第2号）です。

1ページをお願いいたします。

第2条で収益的支出の補正です。

支出、下水道事業費用、補正予定額として860万1,000円。

第3条では資本的収入及び支出の補正で、第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する3億7,896万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額858万3,000円、当過年度分損益勘定留保資金3億7,037万7,000円で、補填する」に改め、資本的収入、支出の予定額を次のとおり補正するというふうにしております。

収入が6,032万6,000円の補正予定額。

2 ページ、支出で、支出補正予定額として2,283万1,000円としております。

第4条では企業債として、補正として、下水道事業債は、補正後が8億2,570万円で、3,320万円の増額。

3 ページは債務負担行為の補正で、益城町浄化センターストックマネジメント計画改築更新工事、今年度から来年度に向けての事業となっておりまして、期間は令和5年度、限度額が2億3,040万円としております。

5 ページをお願いいたします。

実施計画の明細書です。

収益的支出につきましては、処理場費が、光熱水費、電気代高騰に伴う処理場の電気代ということで、752万7,000円の増額、総係費が西区画整理受益者負担の一括報奨金56筆分として107万4,000円の増額をしております。

6 ページをお願いいたします。

資本的収入支出で、まず収入です。

建設改良債、企業債になりますけれども、3,320万円の増額。それから、負担金が受益者負担金として429万5,000円の増額で、西区画整理の受益者負担金56筆分、その他資本的収入では処理場の雷の被害に伴う保険金として2,283万1,000円の増額です。

7 ページが支出になっておりまして、処理場施設の改良費、雷の被害に伴います修理代、委託料としまして、2,283万1,000円の増額になっております。

議案第72号につきましては、以上です。

次に、議案第73号で、令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）です。

1 ページをお願いいたします。

第2条で収益的収入及び支出の補正です。

支出で、益城町水道事業費用1,347万円の補正予定額。それから第3条では、資本的収入及び支出の補正で、「予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億1,321万8,000円を4億8,384万9,000円に、当過年度損益勘定留保資金の資金4億1,321万8,000円を4億8,384万9,000円に改め、資本的収入及び支出のうち、支出の予定額を次のとおり補正する」ということで、支出のほうの補正予定額として7,631万円の増額補正の予定です。

2 ページでは、第4条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費347万円の補正予定額になっております。

4 ページに給与費明細で、給与費関係、手当で、347万円の増額としておりまして、人事異動、業務増に伴うものとしております。

5 ページが、収益的収入の支出になっております。

総係費で1,347万円の増額で、手当、職員手当関係で時間外の手当280万円を含む手当の増額で347万円。それから、12節では、電気代の高騰に伴う増額として1,000万円の増額をしております。

6 ページでは、建設改良費で7,063万1,000円で、くまもと臨空テクノパークの配水ポンプ仮設

の工事、それから仮配水管布設工事、合わせて7,063万1,000円の増額です。

議案第73号につきましては以上です。

○議長（稲田忠則君） 議案74号の条例から、西村町長、お願いいたします。

○町長（西村博則君） 議案第74号、益城町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

今回提案しました議案は、地方公務員法の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、条例を改正するものです。

この改正法の制定により、定年が段階的に引き上げられますとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援を図るため、管理監督職勤務上限年齢制の導入による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることとなります。このことを踏まえ、定年を条例で定めている職員につきまして、同様の措置を講ずるものです。

改正法は、令和5年4月1日から施行され、職員の定年は、令和5年度から2年に1歳ずつ、65歳まで引き上げることとなります。

議案第75号、益城町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、地方公務員法の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、再任用制度が廃止されたため、条例を廃止するものです。

議案第76号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び地方公務員法の一部を改正する法律の制定に伴い、条例を改正するものです。主な改正内容は、まず、民間給与と職員給料の格差を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を上げますとともに、勤勉手当の支給月数を一般職の職員につきましては0.1月分、再任用職員は0.05月分引き上げるものです。

次に、定年の引上げに伴い、60歳を超える職員の給料月額につきましては、60歳前の7割を支給するものです。なお、人事院勧告に基づく給与改定につきましては、令和4年4月1日に遡及して適用することとなります。

議案第77号、益城町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、地方公務員法の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、条例を改正するものです。主な改正内容は、定年引上げに伴い制度が改正されたため、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

議案第78号、益城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

今回提案しました議案は、地方公務員法の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、条例を改正するものです。主な改正内容は、定年引上げに伴い、制度が改正されたため、再任用短時

間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

議案第79号、益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の制定に伴い、条例を改正するものです。主な改正内容は、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員として、定年引上げにより引き続き勤務する職員を追加しております。また、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

議案第80号、益城町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、地方公務員法の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、条例を改正するものです。主な改正内容は、本条例の報告の対象となる職員につきまして、地方公務員法から引用している条項の条ずれに伴い、所要の整理を行うものです。

議案第81号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、さきに提出しました益城町職員の定年に関する条例の一部改正に伴い、本条例により派遣される職員から除かれる職員を追加するものです。

議案第82号、益城町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、地方公務員法の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、条例を改正するものです。主な改正内容は、この条例により減給されている職員につきまして、定年引上げにより、職員が60歳に到達した場合の取扱いを定めるものです。

議案第83号、益城町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、地方公務員法の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、条例を改正するものです。主な改正内容は、定年引上げに伴い、制度が改正されたため、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

議案第84号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び地方公務員法の一部を改正する法律の制定に伴い、条例を改正するものです。主な改正内容は、まず、民間給与との格差を解消するため、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げるとともに、6月期及び12月期の支給率を均等にするものです。

次に、定年の引上げに伴い、制度が改正されたため、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

議案第85号、益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の給料表を改正するものです。会計年度任用職員の給料は、一般職の職員の給料を基に算定しており、このたび、人事院勧告により一般職の職員の給料表の改正を行うため、会計年度任用職員につきましても、同様に改正するものです。

議案第86号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、人事院勧告に基づき、町長及び副町長の期末手当につきまして、改正を行うものです。主な改正内容は、町長等の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるとともに、6月期及び12月期の支給率を均等にするものです。

議案第87号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、人事院勧告に基づき、教育長の期末手当につきまして、改正を行うものです。主な改正内容は、教育長の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるとともに、6月期及び12月期の支給率を均等にするものです。

議案第88号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、人事院勧告に基づき、議員の期末手当につきまして、改正を行うものです。主な改正内容は、議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるとともに、6月期及び12月期の支給率を均等にするものです。

議案第89号、益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

今回提案しました議案は、各部局等の定数につきまして、総定数の範囲内において流用調整ができるよう条例を改正するものです。本条例の改正により、臨時的な業務の発生などに伴い、突発的に人員増が必要となった場合に、総定数の範囲内において、部局等の間で職員定数の流用調整を可能とするものです。

議案第90号、益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、益城町議会議員及び益城町長の選挙において、本町は、条例により、選挙運動用自動車やポスターの印刷、ビラの印刷に要する費用を公費で負担しており、それぞれの限度額単価は公職選挙法施行令に定める額を準用しておりますが、物価の高騰などにより、令和4年4月6日に同施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたことに伴い、限度額単価の一部が増額されたため、条例の一部を改正するものです。

議案第91号、益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

陸上競技場は、昨年度、照明の改修工事を行い、LEDに変更をしております。このことによ

り、消費電力を軽減することができたため、照明使用料の見直しを行い、減額改定するものです。

議案第92号、益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

総合運動公園テニスコートは、昨年度、照明の改修工事を行い、LEDに変更しております。このことにより、消費電力を軽減することができたため、照明使用料の見直しを行い、減額改定するものです。

議案第93号、益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

現在、町立幼稚園は、益城幼稚園と第二幼稚園の2園がございますが、保育施設希望者の増加及び令和元年の保育料の無償化の影響により、幼稚園児数の減少が続いております。このような状況を踏まえ、町では現在2園ある町立幼稚園を令和6年4月に益城幼稚園一つに統合する準備を進めているところです。

主な改正内容は、町立幼稚園を令和6年4月に統合することを踏まえ、令和5年度は第二幼稚園の3歳児学級を削減し、4歳、5歳児学級も、現状に合わせた学級数及び定員に改正するものです。

議案第94号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について御説明を申し上げます。

今回の変更は、当該組合の構成団体である菊池環境保全組合が令和5年3月31日をもって解散することに伴い、同日限りで、当該組合の構成団体から脱退させるものです。一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、関係地方団体の議会の議決を経る必要がありますので、今回議会に提出するものです。

議案第95号、工事請負契約の変更について御説明を申し上げます。

今回の変更は、令和3年第4回益城町議会定例会において議決いただきました議案第121号、横町線道路改良工事（その4）の請負金額を増額するもので、当初契約金額3億275万3,000円を3億3,331万6,748円に変更するものです。

変更の主な理由といたしまして、1点目が建設工事請負契約書第25条6項に基づく、抑止することのできない特別の事情として、工期内に日本国内において急激なインフレーションが生じ、請負代金額が著しく不相当となったため、請負代金額の変更を行うものです。

2点目が、計画を進めていた親柱の高質化が、今回、地元との協議がまとまったため、材料を御影石に変更するものです。

3点目が、上部工、下部工の施工調整により、下部工で施工予定であった桁隠しを上部工で施工するものです。

以上の3点により、増額変更を行うものです。

議案第96号、町道の路線廃止について御説明申し上げます。

今回、町道の路線廃止をするのは、町道番号431の復興土地区画整理9号線の1路線です。この路線につきましては、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、終点が

変更となるため、路線の廃止を行うものです。

議案第97号、町道の路線認定について御説明を申し上げます。

今回、町道の路線認定をするのは、路線番号431の復興土地区画整理9号線の1路線です。この路線につきましては、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、終点が変更となるため、路線の認定を行うものです。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第70号から議案第97号までの28議案についての説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会します。

散会 午前10時47分

12 月 6 日（火曜日）

令和4年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和4年12月5日午前10時00分招集
2. 令和4年12月6日午前10時00分開会
3. 令和4年12月6日午前11時49分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（17名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 榮正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君	

8. 欠席議員（1名）

16番 荒牧昭博君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	深江健一君
総務課長	塘田仁君	危機管理課長	岩本武継君
企画財政課長	山内裕文君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	竹林浩幸君	福祉課長	荒木薫君
福祉課審議員	中村康広君	こども未来課長	吉川博文君
健康保険課長	松永昇君	産業振興課長	松本浩治君
建設課長	村上康幸君	都市計画課長	齊藤計介君
復興整備課長	水口清君	街路課長	石橋淳君

新庁舎等建設課長	田 上 勝 志 君	学校教育課長	遠 山 伸 也 君
生涯学習課長	富 永 清 徳 君	下水道課長	吉 本 秀 一 君
水道課長	山 口 拓 郎 君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、16番荒牧議員から欠席をする旨の届出がっております。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、提案理由の説明を受けました議案の総括質疑を行います。

日程第1 総括質疑

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

まず初めに、議案第70号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、議案第73号「令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの4議案について質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

榮議員。

○9番（榮 正敏君） おはようございます。9番榮です。

令和4年度益城町一般会計補正予算書（第6号）中で2点、それから、最後の水道の補正予算で1点、まとめて3点、質問させていただきます。

まず16ページ、3款民生費、1項社会福祉費、4目18節、その中の負担金、補助及び交付金、これは2,193万円ついておりますけど、この前の説明で81事業所が対象だと聞いておりました。これは一律幾らって均等割で補助がつくわけでしょうか、それとも事業者の規模によって金額の差が出るのでしょうか、そこをひとつお願いします。

それから24ページ、10款教育費、6項社会教育費、6目の文化財保護対策費の12節委託料の中で、施工管理委託料が50万円、それと測量設計委託料389万6,000円、それと布田川断層帯谷川地区周辺区域の環境整備委託料700万円、これは何期工事分のこういった工事設計委託料になっているのでしょうか。こういったことに対する設計委託なのか、そこをちょっとお伺いします。

それと、14節工事請負費8,059万円は5期の工事分だと思いますが、この工事の内訳をもう少し詳しく教えていただきたい。

それから最後に、令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画……。

○議長（稲田忠則君） 榮議員、第何号って言ってください、議案第何号か。

○9番（榮 正敏君） ちょっと待って。議案第73号で6ページ、令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書の中で、建設改良事業費、工事請負費の中で7,631万円、これはくまもと臨空テクノパーク配水ポンプ仮設工事となっております。3,920万4,000円。これ

に対して、配水ポンプ仮設という項目ですのでポンプを仮に設置する費用だと思いますけど、仮設の場合でポンプを新設で使うのか、それとも、リースでするのか。それとポンプの能力ってどれぐらいの品物を想定しているのか。それとくまもと臨空テクノパーク仮設配水管布設工事の3,142万7,000円、この配管はどこの水源、貯水池からどこまで何メートルぐらいになるのか。それと配管の口径といいますか。サイズはどのくらいで持っていくのか。仮設だから管種は何を使うのか、そこを教えてくださいませんか。以上です。

○議長（稲田忠則君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永 昇君） おはようございます。健康保険課の松永です。9番議員の御質問にお答えいたします。

議案第70号、令和4年度益城町一般会計補正予算書（第6号）中16ページ、3款1項4目老人福祉費、18節負担金、補助及び交付金、介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰支援対策補助金2,193万円なんですけれども、これは施設の種類、あとは規模ごとに単価が違ってきております。以上でございます。

○9番（榮 正敏君） 分かりました。一律じゃないということですね。

○健康保険課長（松永 昇君） はい。

○議長（稲田忠則君） 富永生涯学習課長。

○生涯学習課長（富永清徳君） おはようございます。生涯学習課の富永でございます。9番議員の御質問にお答えいたします。

議案第70号、令和4年度益城町一般会計補正予算書（第6号）中、ページが24ページになります。10款6項6目文化財保護対策費の12節委託料1,139万6,000円、こちらの分の説明をというところでよろしいですか。

まず、施工管理委託料の50万円ですけれども、谷川地区の5期工事分の契約変更に伴う増額分になります。

続きまして、測量設計委託料389万6,000円に関しましては、杉堂地区の土地を購入する鑑定委託料。それから谷川地区の分筆測量委託料、こちらは寄附を受ける土地の民地ののり面の測量委託料になります。それからもう一つ、杉堂の地区の測量委託料としまして、これは分筆して買い上げる津森神宮の境内地の測量委託料になります。それと最後は、谷川地区のトイレの設計委託料、以上4件になります。

それと次が、布田川断層帯谷川地区の周辺区域環境整備工事700万円になりますけれども、こちらに関しましては、現在、駐車場として使用しております土地の南側から西側にかけて民有地があります。そちらのほうに雑木が茂っておりまして見通しが悪いため、今回、所有者と使用貸借契約を結びまして、展望確保のために樹木を伐採するものでございます。このことによりまして、駐車場に展望所を設置いたしまして、熊本市の夜景や島原に沈む夕日など景色が一望できるものと思われまます。

続きまして、同じ14節の工事請負費8,059万円。布田川断層帯の保存整備工事費になりますけ

れども、こちらの内訳に関してという御質問だと思いますけれども、まず、谷川地区の5期工事のほうが施設内の安全に配慮した見学環境の整備、それから、最終の舗装や排水工事の分が約5,000万円になります。それとトイレ設置工事になります。予定としましては、現在、上にあります駐車場の西側に多目的トイレ1基を予定しております。それに伴う下水道工事を合わせて大体約2,500万円になります。

それと、多目的の障がい者駐車スペース工事の約30平米、こちらも民地になりますけれども、そちらの整備工事として240万円を上げております。それから、断層北側ののり面上の排水路設置工事が150万円程度になります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 山口水道課長。

○水道課長（山口拓郎君） おはようございます。水道課の山口でございます。9番榮議員の質問にお答えいたします。

お尋ねは、議案第73号、令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）の6ページ、実施計画明細書でございます資本的収入及び支出の支出、34節工事請負費7,063万1,000円についてかと思われま。

今回、くまもと臨空テクノパーク配水ポンプの布設工事に3,920万4,000円、同じく仮配水管布設工事に3,142万7,000円を計上させていただいております。今回の工事につきましては、9月議会でもございましたけれども、くまもと臨空テクノパークへ立地される企業の建築工事着工に合わせ、給水を実施するためのものになります。

立地企業の中には、来年度前半にも工事に取りかかれる企業もあるとのことですので、今年度中に給水施設の整備を行う必要がございます。そのために今回の補正予算に案として計上させていただきました。

工事の内容でございますけれども、臨空テクノパークに一番近いテクノ水源の能力に若干余裕がございますので、テクノ水源の配水能力を増強するため、3.7キロワットの送水ポンプ及び停電用の発電機、それと電源工事等を行いまして、そこから既設の配水管につなぎます。既設の配水管のエミナース前から、ちょうどテクノ1号線の北側歩道に仮の配ポリ管100ミリを予定しておりますけれども、こちらの配水管を臨空テクノパークまで約900メートル設置する予定にしております。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） どうもありがとうございました。福祉のほうは一律じゃなくて、規模に応じて補助を割り当てられるということで、そこは理解しました。

それから、文化財の谷川地区の布田川断層帯。これは、谷川、谷川と思いついたけど、杉堂の部分も入るとるわけですね。分かりました。これは最後になりますかね、谷川地区は第5期で。

それから仮設水路は本当に、テクノに工場がもう進出が決まっておりますので、喫緊の課題で大至急やらんといかんことだと思いますので、しっかり急いで迅速にやっていただきたいと思い

ます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

3番上村議員。

○3番（上村幸輝君） おはようございます。3番の上村です。3点ほど質疑させていただきます。

まず1点目が、ページ数がですね……。

○議長（稲田忠則君） 議案を言ってください。

○3番（上村幸輝君） はい。議案第70号、益城町一般会計補正予算（第6号）中、ページが21ページ、8款土木費、4項都市計画費、12目都市再生整備計画事業費の14節、この中に土地区画整理地内公園工事費ということで3,000万円が計上されております。場所のほうは宮園公民館横というふうに伺っていたんですが、区画整理地内の公園であれば、恐らく造成とか、山砂引込み、そして、80センチ程度の高さのフェンス工事、ここまでは区画整理工事の中でできるのではないかなと思うんですが、3,000万円見てあるということで、いろいろ遊具とか、そういったやつもつくのかどうなのか、その辺の内容を1点お願いします。

そして24ページ、先ほど同僚議員から質問がありました6目の文化財保護対策費、12節委託料、この中の布田川断層帯周辺区域環境整備委託料の説明で、展望をよくするとか、展望所という言葉が出てきたんですが、どのような内容なのか。それと、以前ここの駐車場にトイレが設置してありまして、それには産業振興課が関わっていたと思うんですが、産業振興課のほうもこの事業に関わっていくのか、いかないのか、その辺もお願いします。それと、先ほど質問を終わられたとき最後に残っていたんですが、何期工事までを大体考えておられるのか、それも併せてお願いします。

そして、議案第72号、益城町下水道事業会計補正予算書（第2号）中、これは3ページになりますかね、債務負担行為として、益城町浄化センターストックマネジメント計画改築更新工事ということで令和5年度までの期間で債務負担行為が設定してあるんですが、このストックマネジメント計画というものがどういった内容のものなのか。以前は長寿命化工事というのが結構行われていたと思うんですが、それと同じ内容なのか。例えば、ストックマネジメント計画の中に長寿命化工事が入っているのか、それとも完全に別の事業なのか、その辺の内容を教えてください。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 水口復興整備課長。

○復興整備課長（水口 清君） 復興整備課長の水口でございます。

3番上村議員の1回目の御質問、議案第70号、令和4年度一般会計補正予算書（第6号）中のページでいきますと21ページでございます。8款土木費、4都市計画費、12の都市再生整備計画事業費の14節工事請負費、土地区画整理地内の公園の工事の内容についてという御質問でございます。

区画整理事業の中では、土地の造成については粗造成という形で県が施工されているところで

す。今回の公園整備につきましてはその上物を、地元といろいろ協議しましてどのような内容にするかというのは詰めていきたいと思いますが、あずまやだったり、芝を張ってくださいとか、そういう仕上げの関係ですね、こういった形の公園の整備事業ということで区画整理内で数か所、公園についてはこの事業で行うということで考えております。

宮園の関係につきましても、地元とお話ししまして、どういった内容にするかというのは今後詰めていくということですのでけれども、あずまやだったり先ほど言った芝張りといった土木工事になるかと思えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富永生涯学習課長。

○生涯学習課長（富永清徳君） 生涯学習課の富永です。3番上村議員の御質問にお答えいたします。

議案第70号、益城町一般会計補正予算書（第6号）中、24ページになります。

10款6項6目の先ほど申し上げました12の委託料です。布田川断層帯の谷川地区の周辺区域の環境整備委託料700万円に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、民地を借用いたしまして今回伐採作業を行うということで予算を計上しております。

今後は、民地でありまして、公園化がもし可能であれば、地震断層や避難地、復興住宅と併せることで、防災・減災に関連した大規模なイベントや研修、視察の受入れ等が可能になるのではないかと考えられます。

次に二つ目ですけれども、以前、駐車場関係は産業振興が関わっていたかという御質問だと思いますけれども、今回、トイレの整備に関しましては生涯学習課が行いますけれども、教育旅行の受入れ等に関しましては、従来どおり産業振興課のほうで受入れを行いながら、協力しながら進めていきたいと考えております。

続きまして三つ目の質問なんですけれども、何期まで谷川の工事があるかという御質問だと思いますけれども、一応今回5期で最終になります。予定としましては、来年、令和5年7月の供用開始に向けて、現在工事を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉本下水道課長。

○下水道課長（吉本秀一君） おはようございます。下水道課長の吉本です。

3番上村議員の債務負担行為等のストックマネジメント計画等について御質問がありました件についてお答えいたします。

議案第72号、令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）中、3ページの債務負担行為のストックマネジメント計画についての御質問ですが、これは、平成30年度に策定いたしました下水道施設のライフサイクルコストの最少化や、計画的な予防保全による安全性の確保など、戦略的な維持修繕計画であるストックマネジメント計画に基づき行っている益城町浄化センターストックマネジメント計画改築更新工事で、これまで令和2年度より2か年にまたがる工事を継続して行っており、今年度4年度から5年度にかけての処理場施設の機械、電気設備の工事の5年度分の2億3,040万円の債務負担行為となります。

御質問にありました以前あった長寿命化計画とストックマネジメント計画はどのような関係なのかということですが、先ほどストックマネジメント計画を御説明いたしましたけれども、以前の長寿命化計画の内容がちょっと増してストックマネジメントに変わったということで、継続しての計画となっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） まず、宮園公民館横の公園については分かりました。あずまやと、また芝整備、そして、それ以外については、今後、地元と協議しながら進めていくということですね。分かりました。

そして、布田川断層の整備については、公園化とかも一緒に進めていかれるのかなと思いましたが、それについては今後また検討していくということで分かりました。

ちょうど4年前になりますけど、一般質問で、お茶飲むところとか、休憩所もないと、その辺どぎゃんかならんかということも聞いておりましたので、非常に気になっておりました。今後、交流人口の拡大とか、そういったことも視野に入れて整備していただきたいと思います。

それと工事についてはこれが最後ということですね。分かりました。

そして、議案72号、ストックマネジメント計画については、以前の長寿命化が継続事業として名称が変更されたということですね。分かりました。

以上3点、どうもありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。1点だけお伺いします。

議案第70号の21ページ、8款土木費、4項都市計画費、12目都市再生整備計画事業の14節の工事請負費ですね。今、同僚議員のほうから区画整理地内の公園のことについて質問がありましたけれども、その下のにぎわい創出事業公園工事、広崎公園分とあったんですけど、この広崎公園というのはどの公園……。2丁目のところのあそこなのか、どこなのか。ちょっとこの場所と、それから公園のにぎわい創出事業というのはどういうものなのか、ちょっとこの辺をお尋ねします。

○議長（稲田忠則君） 水口復興整備課長。

○復興整備課長（水口 清君） 復興整備課長、水口でございます。14番中村議員の1回目の御質問にお答えしたいと思います。

議案第70号、令和4年度益城町一般会計補正予算（第6号）の、ページでいきますと21ページでございます。8款土木費、4都市計画費、12都市再生整備事業計画費のにぎわい創出事業公園工事ということでございます。

まず、今回、にぎわい創出事業に計上させていただきました分につきましては、広崎公園、今、あります2町内公園ですね、あちらのほうの工事費ということで計上させていただいております。こちらにつきましては、地元のほうとも協議いたしまして、どういったしつらいとか、そういっ

たものを決めて工事をしていきたいということでございます。

にぎわい創出につきましては、益城町のほうで中心市街地地区の都市構造の再編集中支援事業というものを行っております。その中で県道部分につきましては、にぎわいづくりということで、こちらとしては、狭小用地を使った今まで御説明しました公園の整備というの、このにぎわい創出事業に含まれております。その県道高森線沿いの公園整備の一環として、今回、広崎公園の整備のほうも計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） にぎわい創出というのをどういう形でやるかというのは、地元と話し合いながらつくっていくということで、県道4車線化に伴うこの整備事業でにぎわい創出をやっていくということなんですけど、こちらのにぎわい創出をどんな形でやるのか、ちょっと分かりにくいもんだから、どういう形でやるか、地元と話し合っていくというのが、どういう形にするという計画は全くないわけですか。

○議長（稲田忠則君） 水口復興整備課長。

○復興整備課長（水口 清君） 14番中村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

先ほどの広崎公園につきましては、地元のほうと、先ほど申しましたように、公園の整備、公園づくりについては、地元と協議をしてつくっていくということでございます。にぎわい創出等の方針としましては、益城町の熊本地震からの創造的復興のシンボルとなる取組として行っているものでございます。

4車線化の益城中央線の整備の中で、様々な形で憩いの場を設け、歩きたくなる町並みを実現していくためということで、県道熊本高森線沿いの狭小用地等を活用して、にぎわいの創出をする、ポケットパークとか駐輪場とかイベント用地とか、そういったものを行っていくという事業計画でございます。今回につきましては、その一部ということで上げさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） その内容については地元と話し合いながらつくっていくということで、創造的復興の中で、憩いの場、あるいは歩きたくなる町並みということで、ポケットパークなどをつくるようにしているんで、そういう形で内容についてはあくまで地元と話し合っ、どういう形にするかというのはやっていくということですね。分かりました。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。1点だけお伺いしたいと思います。議案第70号です。6ページの起債の部分について1点だけお尋ねしたいと思います。

6ページ、文化財保存対策事業債として130万円を変更で、補正で6,230万円にしておりますけれども、すいません、質問がダブるようですけども、この内容と、あと、この起債についていろんな措置があると思うんですけども、その割合等が分かれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（稲田忠則君） 富永生涯学習課長。

○生涯学習課長（富永清徳君） 生涯学習課長の富永でございます。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第70号、益城町一般会計補正予算書（第6号）中、6ページの起債の文化財保存対策事業債が補正前は130万円で補正後は6,230万円ということで、この増はどういうことだという御質問だと思います。こちらに関しましては、今回、文化財の対策事業債といたしまして、まず、谷川地区の5期工事の補助に乗らない分の補助関係の約2,800万円の5期工事があります。その分は9割が充当率になりますので、そちらの分と、それと谷川周辺地区の整備のトイレ、駐車場関係が約4,000万円の大体90%の充当になりますので、その分の約3,600万円程度、合わせて6,100万円程度になります。

もう一つ何だったですか。

○11番（野田祐士君） 交付税措置の割合。

○生涯学習課長（富永清徳君） 交付税措置に関しましては、その充当90%を掛けた分の交付税措置率は30%になります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

6,000万円は谷川地区についてがほとんどという御回答でありました。30%交付税措置ということで、約70%ですか、6,000万円のうち70%の4,000万円は単費ということでございますけれども、これは文化財保存対策事業債ということで、根本は熊本地震からの部分が文化財保護という形になっていると思うんですけども、基本的に補助に乗らない理由というのは何かを教えてくださいたいんですよ。要するに、4,000万円の単費を使うなというわけではなくて、5期で終わりだと先ほどの同僚議員の質問にお答えがあったんで、これ以上というお話ではないのかなという気もしますけれども、今からまたやっていく部分もあるというお話でしたので、そうなれば単費でなるのかなという心配もありますので、補助に乗らない理由が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 富永生涯学習課長。

○生涯学習課長（富永清徳君） 11番野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

今回、起債を利用する部分と交付税措置が30%ありますけれども、それ以外が補助に乗らないということで単費になるということで、そちらの乗らない部分の理由ということですけども、すいません、こちらに関しましては、担当者に確認してから、その上で後日お答えさせていただいてよろしいでしょうか。すいません、ちょっと手元に資料がないものですから。すいません、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 分かりました。企画財政課のほうともお話があると思うんで、それに関しては後ほどでもお答えしていただければ助かります。今言った部分は、単費が悪いと言ってる

わけではなくて、今後やる上で、できるなら補助というのがありますけれども、これは、谷川地区と断層保存のためにはしっかりやるべきだと思いますので、費用対効果も見極めて、しっかりやっていただければと思いますので、分かりましたらお答えを、後ほどでも結構ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

15番渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺でございます。2点ほどお尋ねをいたします。

令和4年度益城町一般会計補正予算（第6号）の歳入の11ページ、繰入金の中の9節の平成28年度地震復興基金繰入金の200万円ですかね。これは辻ヶ峰と説明がありましたが、これを詳しくお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、15ページと16ページかな。民生費。先ほど同僚議員からお尋ねがございました18節の負担金、補助金及び交付金の中の403万円、それから次のページ、社会福祉費の中の18節2,193万円、それから、18節私立保育所等の物価、これは、歳入のところのコロナの9ページです。9ページに戻りました。国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対策地方創生金、これが3,224万8,000円ですかね。これはこの三つだろうとは思いますが、今、コロナ等々で、結局、物価高騰等があるというわけだろうと思いますが、今後、これはこの1年分だけでなく、コロナがずっと続くことになれば、まだまだ後にも続くわけですから、その辺をちょっとお尋ねいたします。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員、11ページと15、16ページに関しての答弁でよろしいですか。

○15番（渡辺誠男君） はい。

○議長（稲田忠則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） おはようございます。都市計画課、齊藤です。

15番渡辺議員の御質問の1点目、令和4年益城町一般会計補正予算（第6号）中、11ページになります。

21款2項第9節平成28年熊本地震復興基金繰入金の200万円の内容になりますが、辻ヶ峰公園につきましては、石碑と灯籠が熊本地震により被災しまして倒壊しておりました。今年度、地元の区長会のほうから復旧の要望を受けまして、都市計画課のほうで石碑と灯籠の復旧を行っております。この復旧費200万円につきましては、復興基金の繰入れを行ったものです。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。15番渡辺議員の御質問にお答えいたします。

議案第70号の一般会計補正予算（第6号）中、歳入のほうで、ページが9ページの17款の国庫支出金のコロナの臨時交付金の関係と、それから、その充当先の歳出予算のほうで、ページが15ページの3款民生費の社会福祉総務費の補助金403万円。それから、16ページの補助金の2,193

万円。それから16ページの児童福祉総務費の保育所等の物価高騰の補助金の関係です。

三つの事業につきましてはコロナの臨時交付金を活用した事業というふうになりますので、臨時交付金については今後どうなるか分かりませんが、補助金がいただけるかどうか分かりませんが、継続して今のところ行く予定はないというところになるかと思えます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） ありがとうございます。辻ヶ峰の繰入金については戦没者慰霊祭だろうと思いますが、ほとんど出来上がっておりますが、歳出のほうに出ていないものですかからお尋ねしたわけでございます。その点をまたよろしく願いいたします。

それから、コロナの件、いいですか。

歳入の新型コロナウイルス感染の補助金の3点についてでございますが、今後は、どうなるか分からないということでございましたので、もし、コロナがまだどんどん発生した場合はまたあるかと思えます。分かりました。

1点目についてお尋ねをいたします。

○議長（稲田忠則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 15番渡辺議員の2点目の御質問、歳出の記載がないため、どのように行ったのかという御質問だったかと思えます。

記念碑の復旧につきましては、流用により復旧のほうを行っております。その流用で行ったものに対しまして、今回、復興基金の繰入れを行っております。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員、今の件はようございませうか。

○15番（渡辺誠男君） はいはい、いいです、分かりました。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

8番甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 8番甲斐でございます。

議案73号、水道事業会計補正予算（第1号）、ページが5ページですね。事業費用の中の手当、2節ですね。その中で、業務増加によるものとして時間外勤務手当280万円というのが追加されていますけれども、1月から3月にかけて、このような時間外となるような業務が予定されているのか、いないのか、それを教えていただきたいということでございます。

○議長（稲田忠則君） 山口水道課長。

○水道課長（山口拓郎君） 水道課の山口でございます。8番甲斐議員の御質問にお答えします。

議案第73号、令和4年度益城町水道事業会計補正予算書（第1号）中、5ページの収益的収入及び支出の支出の内容かと思われまふ。21款の益城町水道事業費用、節で申し上げますと、2、手当のところでございますけれども、時間外手当業務増加によるものということで、今回、280万円の増額補正予算を案として上げさせていただいております。

現在、水道課におきましては、木山の区画整理、益城中央線、それから、街路事業南北線、横町線等の事業を行っておりますけれども、県の事業に伴う部分につきましては、いつその事業が

発生するかというのがなかなか見込まれないところではございますけれども、発生したときにすぐに対応できるようにしてはおります。ただ、業務時間中に終わればよろしいんですけども、割り当てられた業務が増えますと時間外での対応を取らざるを得ないというところで、今回、計上させていただいているところです。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 確かに事業をする内容はたくさんあると思いますけれども、今、職員も、大変時間外労働も多くて大変な時代だと思いますので、できるだけ時間外にならないような形で仕事を進めていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで議案第70号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、議案第73号「令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までについての質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第74号「益城町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第88号「議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの15議案について、質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

3番上村議員。

○3番（上村幸輝君） 3番の上村です。

議案第74号、益城町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について、1点だけ質問させていただきます。

国の流れを受けて、地方公務員法の一部を改正するという事で、議案自体は特に何でもないんですけども、一つやっぱり心配するのが、新規採用、この辺が減るんじゃないかとか、あと、新規採用が減ってくれば、結局、中間層の職員が多くなる。それと中間層の職員の業務量が増えるんじゃないかとか。また、そういったことで、モチベーションの低下というものも結構出てくるんじゃないかとか、その辺が心配されるんですが、それについては、何か考えを持っておられるかどうか、それについてちょっと1点だけお願いします。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。3番上村議員の御質問にお答えをい

たします。

議案第74号、益城町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、今回の定年延長により、新規採用職員が抑制されるのではないかと。中間層職員の業務量、それからモチベーションということでございます。

まず、今回の定年延長におきましては、令和5年度から令和13年度にかけて、2年に1歳ずつ定年が延長されます。奇数の年となります令和5年、7年、9年、11年、13年については、定年者が発生をしないこととなります。そうした場合には、議員が御心配をされますとおり、新規採用に影響が出るのではないかと御質問かと思っております。

この期間において、職員の年齢構成に偏りが出ないように、新規採用を継続していく必要があると考えております。段階的定年年齢を引き上げる期間の退職者の数を平準化しながら、毎年度、新規採用を図ることによりまして、職員の年齢構成も保たれるのではないかと考えております。

また、中間層の業務量ということでございますが、今言いましたような段階的な職員採用を継続していく中で、職員構成についても、これまでと変わらないようなところでの職員配置、職員構成にしたいと考えております。以上でございます。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。

○議長（稲田忠則君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。私は議案第74号、議案第82号についてお伺いしたいと思います。

まず、議案第74号、益城町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例について、次の2点をちょっとお伺いしたいと思います。

まず1点目は、定年延長者、この人たちはこれまでの職員の定数の内数になるのか、外数になるのか、これについてまず1点です。

2点目は、定年後は、一応60歳を超えると、給料は7割になるという規定があるようですけれども、定年後、その7割より多くもらう人もあるのかどうか、この2点をまずお伺いしたいと思います。

それから、議案82号ですが、益城町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正については、これまでの条例では10分の1以下に減ずるとしていたものを、今回の改正で、「その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは当該額を減ずるものとする」と付け加えられることとなりますけれども、この状態というのはどういうことなんでしょうか。これまでもそういうことがあったんでしょうか。これについてお伺いをします。

以上2点をよろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。12番宮崎議員の御質問にお答えをさ

せていただきます。

まず、議案第74号、益城町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定についての御質問、定年が延長される職員は定数の内か外かということでございますが、まず、定年を延長される7割支給となる職員につきましては定数内となります。ただ、これまでの再任用と同様に、定年前再任用短時間勤務職員制度が創設をされます。いわゆる再任用につきましては定数外ということになります。

議案第74号の2点目、7割支給より多い職員が出るのかという御質問でございますが、定年退職の特例の中に勤務の延長というところがございまして、この勤務の延長を行う職員につきましては、7割を超える給与となります。ただ、これにつきましては、専門的な技術職員であったり、どうしてもその業務からその職員を外せずに、その役職にとどめておく必要があるとした場合には、役職を降任せずにそのままの状態勤務をさせるということが出てきますので、その場合は7割を減じた額にはならないと思っております。ただ、これはあくまで特例でございますので、基本的には、60歳到達後につきましては、60歳到達前に受けていた給料の7割を支給するという形になります。

次に、議案第82号、益城町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、10分の1のことについての御質問でございます。

そもそも懲戒の手続の中身については、戒告、それから減給、停職、免職等ございますが、その減給の規定の中に、10分の1の減給を1日から6か月の間、科すことができるとなっております。この懲戒の手続でございますが、例えば、60歳前の職員が60歳前に懲戒の処分を受けて減給の処分が科されております状態で60歳に到達した場合に、そもそもその職員の給料が7割に減額をされます。7割に減額をされる前の給料になりますと、例えば40万円の給料を受けていた職員が70歳到達で7割を受けるので28万円ということになりますけども、40万の10%、10分の1については4万円、7割減給後については28万円からの10%ですので2万8,000円ということになりますので、60歳到達後以降についての減給額については2万8,000円のほうで減給をするという規定でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 総務課長から明快な答弁をいただきまして、よく分かりました。

まず、定年延長者については、要は再任用は定数に入らないけれども、それ以外の延長者については定数に入るというお答えでした。

それから、定年後といいますか、要は60歳の次の3月31日が定年になると思うんですけども、それ以降は、原則として定年延長者は7割になる。だけど、職務の都合上、任命権者がこの人は勤務してくれという話になったときは7割よりも多くもらうことはあるという話でした。

今回の定年延長のこの問題で非常に複雑になっています。いろいろ組織の都合でどうしても勤務してくれと言っても、本人が、いや、私は嫌だという話になれば、これは勤務させることができない。非常に複雑な話になっていますので、今後、何年か大変だろうなという感じを受けます。

よく調整をしながらやらなきやいかんのかなと。

それから、2番目の議案第82号の懲戒の手續のところ、何で10分の1を付け加えられたのか。追加分にですね。これについては、今、総務課長から明快な答えがありました。要は、法の改正によって、地方公務員法が改正されたので、定年延長後に7割の給料をもらって勤務する人が出てきて、それに対して懲戒処分が発生した場合は減額しますよという話だろうと思います。よく分かりました。

非常に、定年延長のこの問題、何と言うんですかね、現代のニーズに合ったやり方と言えばそれまでなんですけども、非常に複雑になってますので、今後一生懸命勉強していきたいと思えますし、それから、総務常任委員会のほうでもまたいろいろと確認させていただきます。以上で終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで議案第74号「益城町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第88号「議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの質疑を終わります。

次に、議案第89号「益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第93号「益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について」までの5議案について質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

4番下田議員。

○4番（下田利久雄君） 4番下田です。議案第91号、益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてについて、2点ほど質問いたします。

電気代を下げるということですが、実際、電気代が発生しとって下がった実績があるから下げるといことでしょうか。それともう一つ、2点目が、この議案が決議されましたら、すぐ実施してよろしいんじゃないかと思っております。下げることが、附則で令和5年の4月1日となっておりますが、令和5年の1月1日でも構わんとじゃないかと思っております。その辺を。

○議長（稲田忠則君） 富永生涯学習課長。

○生涯学習課長（富永清徳君） 生涯学習課の富永でございます。4番下田議員の御質問にお答えいたします。

議案第91号、益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、それと同じように議案第92号、益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、一応御質問は、今回電気代を下げたから今回下げるのかということですが、内容としましては、照明は昨年度に、陸上競技場とテニスコートに関しましてはLEDに変更しております。今回の料金改定には、料金を設定する準備期間といたしまして、

LED変更後の総合運動公園内の7か月分の電気料金の平均値を算出したしまして、人件費や減価償却費及び稼働時間などを総合的に判断した結果を、今回の議案として提出するものでございます。

それから、二つ目の質問で、一応今回12月議案で承認されれば、1月からの変更でいいのではないかということですが、今回、議会で承認をいただいた後に、令和5年の1月から3月まで、町民、それから県内の周知期間を設けて、来年の4月から新料金で使用料を設定することを予定しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。

4か月間の周知期間を設けてありますが、上ぐるときなら周知せなるとばってん、下ぐるときだけん、ようはなかろうかと思えます。その辺をもう1回検討してもらいたいと思えます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。1点だけちょっと質問させていただきます。

まず、議案第89号の益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、今回、新たに2条に付け加えられた「各部局等の定数は、必要に応じ総定数の範囲内において、各部局等相互に流用・調整することができる」とされた条例案でございますけれども、これをどうしてこの条例に付け加えられたのか、この背景とその理由について、まず、教えていただきたいと思えます。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。12番宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

益城町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についての御質問、改正の理由、背景等についての御質問かと思えます。

今回提案しました議案は、議員がおっしゃいましたように、町長部局、教育委員会部局、議会事務局等々の部局間を定数の範囲内であれば、流用調整が可能という条例でございます。これにつきましては、例えば町長部局において臨時的な業務が発生した際に、町長部局の定数では臨時的業務に対応する人員を配置できない場合に、他部局である教育委員会などから人員を配置することができるものがございます。現在の総定数が326人でございますが、その範囲内であれば、定数の増減を行わずとも流用調整が行えることとなります。

予算の御質問でもありましたが、水道部局におきまして280万円の時間外が発生をいたしております。区画整理、中央線等々の業務でございますが、今回、臨空テクノパークの仮配水管の布設というような突発的な業務が発生をしております。水道部局に関しては定数が10で、現在も任期付職員等を採用して10という数字になっておりますので、このままでは人員の増もできないというところで、今回、議員にも御心配いただきました職員の健康問題にも影響するところかと思

いますが、今回の条例を可決していただければ、例えば、総務部局のほうから水道部局のほうに、今回の臨時的業務に対応する人員を異動させることができるという状況となりますので、今回提案をしたところです。

一方、熊本地震におきましては、当分の間、30人増やすという臨時的な措置を取っておりますが、前回の議会でも御説明しましたとおり、令和7年度にはその当分の間の見直しをかけることにしておりますので、それ以後については定数等は元の状態に戻りますが、そういった元の状態に戻った場合も、臨時的な業務に俊敏に対応できるように、今回の条例定数の改定を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 今、1回目の総務課長から答弁がありました。

ちょっと疑問に感じるのは、定数管理と充足管理をごっちゃにされているような気がします。定数は動かさなくて、非常に法律的に厳しいやつです。ですから、営々と益城町が続いてきて、定数でこれまでやってきました。ただ、それをやっている間にどうしても偏りが出てきたと思うんですよ。そのときは、条例を改正するか、もしくは、任命権者が充足管理で、ここからこちらに少し人員を回そう、こういう形でやられてきたと思うんです。

ほかの町の条例を全部見ました。どこもこういう、うちの町が今回付け加えるような、条例をいじくるような内容にはなっておりません。ですから、ここはもう少し定数管理——定数はきちんと法令に基づいて決めて、それを積み上げたやつが町の定数と。それを勝手にそのときの状況で定数を変えるなんていうのは、これはほかの町はやっておりませんし、私はちょっと不思議だななど。そこは、どうしても必要なときには充足数で変更するんじゃないかと。もし、ほかの町でこういう条例を、うちが今回追加をする条例みたいなものを付け加えているところがあるなら教えてください。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 12番宮崎議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第89号のような条例定数の流用等について、ほかの自治体で実際に条例が施行されているのかという御質問かと思いますが、淡路市の職員定数条例を今こちらに持ってきておりまして、1項で各部局の人員が定められておりますが、2項におきまして、前項各号の各事務部局等の定数は必要に応じ、総定数の範囲内において各事務局と相互に流用調整することができるとされております。これについては、ほかの自治体も私のほうで調べさせていただいて、今回条例を出させていただいているところでございます。

また、重ねてになりますが、あくまで臨時的な措置として対応を行いますので、恒久的に、町長部局の人数を増やすとか、水道部局の人員を増やすとか、そういうものではございませんので、御理解をいただければと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 淡路島のほうでそういうあれがあったという事例を言われました。確か

にそういうのがあったのかもしれませんが、全国的にはこれは基本的には少ないと思うんです。私が確認しました。御船町の定数条例は、今221名です。大津町が219名です。菊陽が270名、嘉島が100名、甲佐が132名、山都町が424名です。西原が95人、益城が276、これが今職員の条例定数になっています。ですから、そこら辺りの町については、その条例の中……。もちろん、今言った数字は、それぞれの部局で積み上げた数字です。そういう数字を中でいじるような条例にはなっていません。

ですから、今先ほど、総務課長が言われた臨時的に必要とかいう話は、充足管理でそのときそういう操作をすればいい話で、定数そのものを勝手にこれ動かすと非常にややこしくなる。これは、例があったんで法律には触れないかもしれませんが、全国的には非常に少ないというふうに思います。

ですから、なるべく定数は定数としてきちんと管理していったほうがいい。どうしても臨時的なものは充足で操作をする、こういうふうにしたほうがいいと思いますが、最後に総務課長にもう1回お聞きします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 12番宮崎議員の89号に関する御質問の3回目ということで、定数をむやみに触らずに充足管理ということでございますが、繰り返しとなりますけれども、今回の水道事業のような突発的に対応する上では、定数が10となっておりますので、そこに人を増やそうとなると、定数を触らざるを得ないこととなります。ただ、そうなりますと、条例改正ということになりますので、それを行わずとも対応できるようにということで、今回上程をさせていただいているところです。

また、他の自治体の状況については、私も幾つかの自治体を調べて、淡路市以外にも事例がございましたので、今回提案をさせていただいているところです。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

8番甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 8番甲斐でございます。

議案第90号、議会選挙公費負担の件ですけれども、ちょっと分かりにくいところがありましたので、お尋ねをしたいと思います。

まず第1点は、ビラについては1枚当たり7円73銭と。これについて、一応説明を受けたことがあるんですけど、何枚まで作成できるのかということと、選挙運動用ポスター、第11条、これは、2分の2というところに書いてあります。第11条ですね。1枚当たり541円31銭ということと、それに、掲示板の数を乗じて得た金額31万6,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示板の数で除して得た金額というふうになっていますけれども、31万6,250円の計算根拠的なものを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 8番甲斐議員の御質問、議案第90号、益城町議会議員及び益城町長

の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正から、2点御質問かと思えます。

1点目については、ポスターの作成枚数が何枚までいいのか。それから、ポスターの31万6,250円の根拠というところかと思えます。

ポスターの作成枚数については、すいません、ちょっと資料のほうを私は持ってきておりません。ちょっと記憶が飛んでしまっておりますので確認させていただきます。

あと31万6,250円については、企画費という位置づけでの支給となっております。単価掛ける投票所の数に加える金額が31万6,250円ということでございます。こちらについては、国のほうで企画費というところでこの金額が設定されておりますので、今回提案をさせていただいているところです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで、議案第89号「益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第93号「益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について」までの質疑を終わります。

次に、議案第94号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」から、議案第97号「町道の路線認定について」までの4議案について質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。1点だけ質問をしたいと思えます。

議案第95号についてですけれども、今回、社会情勢の大変な変化で、いろいろ工事の人たちも大変な思いでされていらっしゃると思うんですけれども、ここに変更契約が出ております。3億275万3,000円が変更後3億3,331万6,748円ということで、その主なものが賃金等の急激な変動に伴うインフレライドの適用ということであります。

先ほども申しましたとおり、工事の方々は資材の急騰等で大変だとは思えます。この中身について教えていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 石橋街路課長。

○街路課長（石橋 淳君） 街路課の石橋です。11番野田議員の御質問にお答えをします。

議案第95号、工事請負契約の変更につきまして、インフレライドの内訳ということではよろしいですか。

変更契約金額の内訳につきましては、3点ございまして、1点目が賃金等の急激な変動に伴うインフレライドの適用、こちらが約2,000万円になります。2点目が、親柱の高質化によります御影石への材質変更、こちらが430万円になります。3点目が、上部工、下部工の施工調整によります変更が約100万円。そのほかもろもろのものがございまして、合計3,056万3,748円の増額になります。以上でよろしいでしょうか。

○11番（野田祐士君） はい。

○街路課長（石橋 淳君） 以上になります。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 中身については結構です。

あとお尋ねしたいのがインフレスライドですね。要するに、物価が上がったことに対して、いろいろなものが上がりましたということになっております。それが2,000万円と大きな変更契約の中身を占めております。できれば、インフレスライドについて、難しいかもしれませんが、今後の勉強のために教えていただくと助かります。

何に対して、どのような形で適用されるのかとか、そういうことについて、分かる範囲でも結構ですので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 石橋街路課長。

○街路課長（石橋 淳君） 11番野田議員の2回目の質問にお答えします。

こちらのインフレスライド制度につきましては、工事請負契約約款第25条6条に規定されておりました、国からも令和4年2月18日付で通知があったことに基づき運用しているところでございます。対象となる工事は、令和4年2月28日以前に契約となったもので、かつ、残工事が双方の協議によって決定された物価基準日から起算して2か月以上あるものが対象となっております。

スライドの対象費用につきましては、基準日以降の残工事費の資材、労務費及び諸経費などが対象となっております。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。中身を詳しくと思ったんですけど、あまり詳しく聞いても分からないかもしれませんので、あとは委員会のほうでまた聞かせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで、議案第94号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」から、議案第97号「町道の路線認定について」までの質疑を終わります。

なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案第70号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、議案第97号「町道の路線認定について」までの28議案につきましては、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、議案第97号

「町道の路線認定について」までの28議案につきましては、お手元に配付の付託区分表のとおり各常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

散会 午前11時49分

12 月 7 日（水曜日）

令和4年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和4年12月5日午前10時00分招集
2. 令和4年12月7日午前10時00分開議
3. 令和4年12月7日午後2時37分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 5番 富田徳弘議員
- 7番 吉村建文議員
- 6番 松本昭一議員
- 10番 中川公則議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 柴正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本貢君 | 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 16番 荒牧昭博君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 桶谷哲也君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 会計管理者 | 深江健一君 |
| 総務課長 | 塘田仁君 | 危機管理課長 | 岩本武継君 |
| 企画財政課長 | 山内裕文君 | 税務課長 | 坂井浩章君 |
| 住民課長 | 竹林浩幸君 | 福祉課長 | 荒木薫君 |

福祉課審議員	中村康広君	こども未来課長	吉川博文君
健康保険課長	松永昇君	産業振興課長	松本浩治君
建設課長	村上康幸君	都市計画課長	齊藤計介君
復興整備課長	水口清君	街路課長	石橋淳君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君
生涯学習課長	富永清徳君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	山口拓郎君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

16番荒牧議員より欠席する旨の届出がっております。

本日の日程は一般質問となっております。

本定例会の一般質問通告者は12名です。

一般質問は、本日と明日8日、明後日9日の3日に分けて行います。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に富田徳弘議員、2番目に吉村建文議員、3番目に松本昭一議員、4番目に中川公則議員。

8日は、1番目に上村幸輝議員、2番目に甲斐康之議員、3番目に中村健二議員、4番目に坂田みはる議員。

9日は、1番目に宮崎金次議員、2番目に木村正史議員、3番目に野田祐士議員、4番目に榮正敏議員。

以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、富田徳弘議員の質問を許します。

5番富田徳弘議員。

○5番（富田徳弘君） おはようございます。5番富田でございます。

今回は一般質問の機会を与您いただき、ありがとうございます。

また、本日は、12月定例会の一般質問に際し、中止となっております議会傍聴が徐々に再開されました。しかし、コロナ感染予防のために、テレビ視聴される方もおられるかと思えます。そういった中に早朝より一般質問の傍聴においでいただき、ありがとうございます。併せまして、日頃から町議会に対し関心を持っていただきまして、重ねてお礼申し上げます。

それでは、本日は、さきに通告しておりました、災害に強いまちづくりに向けた取組、町民が安心して暮らしていくための事業の進捗等について、教育ICTタブレット端末の利用についての二つの項目につきまして質問いたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、早速質問に入ります。

一つ目の質問としまして、災害に強いまちづくりに向けた取組、町民が安心して暮らしていくための事業の進捗等について、3点お伺いいたします。

まず1点目、防災行政無線のデジタル化事業についてお伺いいたします。

防災行政無線のデジタル化については、電波法の改正等により、これまでのアナログ方式からデジタル方式に移行するというところで、昨年の6月議会において、防災行政無線システム（同報系）デジタル化整備工事請負金額3億8,280万円を承認しております。この防災無線の工事も大方完了したようで、11月末までには試験放送も実施されたと聞いております。

また、この工事の工期は来年5月末までということで、役場新庁舎完成後に無線の親局を移設するとの説明を受けておりましたが、工事は問題なく施工できたのか。コロナ感染の拡大と併せウクライナ情勢の影響等により、資機材の高騰や半導体の不足など心配していたところではありますが、事業費、工事費への影響はどうか。熊本地震以降、復旧復興に関わる工事において大幅な増額となったケースもありましたので、どうかお伺いいたします。

また、今回の防災行政無線システムのデジタル化により改善された点について、どのように改善されたのかお伺いいたします。

次に2点目、避難路・避難地の整備についてお伺いいたします。

私も、まちづくり専門委員会の委員として、避難路・避難地の整備についてはタッチしておりましたので、事業の流れ・手順等については承知しておりますが、事業の進捗、現在の状況はどうか。整備が完了した避難地については、かまどベンチや防災倉庫も設置され、地区によっては避難訓練や炊き出し訓練の実施を計画されているとも聞いております。

そういった避難路・避難地の整備に関わる予算が、本年度は都市防災総合推進事業として約3億5,000万円が予算化されておりますが、現在の進捗状況はどうか。また、この事業の完了はいつ頃になるのか。目標とする時期、完了年度が分かれば、お願いいたします。

さらに、避難路・避難地の整備箇所数はどうか。整備済みの箇所数と最終の整備計画数をお尋ねいたします。

次に3点目、飯野町民グラウンドの整備についてお伺いいたします。

飯野町民グラウンドについては、万が一災害が発生したとき、子供たちをはじめ飯野校区の方々の安全・安心を守る場所として、さらには、飯野校区の行事や学校・保育所の行事などによって多目的にできるよう、区長会、PTA、体育協会などと一緒になって町に要望し、昨年度には町で用地も取得されたところ です。

飯野町民グラウンドの整備については、現在どのような状況となっているのでしょうか。また、整備内容、整備計画等はどうか。いつ着工されるのか、併せて、完了時期はどうか、お尋ねいたします。

以上、一つ目の質問、災害に強いまちづくりに向けた取組、町民が安心して暮らしていくための事業の進捗等について、1点目、防災行政無線のデジタル化事業について、コロナ感染症の拡

大と併せ、ウクライナ情勢や半導体の不足などによる事業費、工事費への影響はどうか、また、今回の防災行政無線システムのデジタル化により改善された点について、どのように改善されたのか、お伺いいたします。

2点目、避難路・避難地の整備について、現在の進捗状況はどうか、避難路、避難地、それぞれの整備が完了した箇所数と最終の整備計画数、また、この事業の完了はいつ頃になるのか、目標とする時期、完了年度についてお聞きします。

3点目、飯野町民グラウンド整備について、現在、どのような状況なのか、今後どのように整備されるのか、整備内容と併せ、着工時期と完了時期についてお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。

令和4年第4回益城町議会定例会の3日目を迎えております。今回、12名の議員の皆様から一般質問をいただいております。本日は4名の議員の質問に答えさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、5番富田議員の、災害に強いまちづくりに向けた取組、町民が安心して暮らしていくための事業の進捗などについての御質問にお答えさせていただきます。

5番富田議員の一つ目の御質問の1点目、ウクライナ情勢や半導体の不足など事業費への影響について、また、デジタル化事業に伴い改善された点についてお答えします。

本町が平成22年から運用しておりましたアナログ式防災行政無線は、電波法の改正に伴い令和4年11月30日をもって放送できなくなりました。そのため、防災行政無線システムのデジタル化整備事業に令和3年6月から着手し、議員御指摘のとおり、本年11月14日から試験放送を実施した上で、12月1日からデジタル式防災行政無線での本格的な放送を行っているところです。

議員御質問のウクライナ情勢や半導体の不足などによる工事費への影響につきましては、昨年6月の受注業者との契約当初から、毎月、工程会議を開催し、事業スケジュールや進捗状況の確認に加え、新型コロナウイルスやウクライナ情勢などによる半導体などの資機材の不足に関する懸念について、幾度となく確認を行ってきた結果、支障なく工事を終了することができております。

なお、工事費における資機材の高騰につきましては、主要な部分を受注業者が令和3年度に発注していたこともありまして、大きな影響はありませんでした。しかしながら、屋外拡声子局スピーカーにつきましては、町からの協議・指示書に基づきまして、仕様の変更・増設や屋外拡声子局の設置位置の変更、また、親局を仮設庁舎から新庁舎へ移設することから、工事費の変更が生じます。なお、工事費の変更につきましては、請負金額の変更契約の議案を上程させていただく予定です。

次に、デジタル化事業に伴い改善された点につきましては、町ホームページ、ましきメールに加え、ツイッター、LINE、エリアメールなどと連携させることで、アナログ式ではできなかった放送内容を文字情報として伝えることが可能になりますとともに、聴覚に障がいがある方に対しましても、文字表示ができる戸別受信機を配付することで、より確実な情報伝達が可能とな

りました。また、高性能のスピーカーを導入したことにより、滑らかな音の広がりや明瞭度が以前と比べ格段に向上をしております。

さらに、デジタル化工事に併せ設置しました河川監視カメラにより、河川水位の状況などがリアルタイムで受信できるようになりますことから、今後の大雨対策、水害対策に大変有効であると考えております。

次に、一つ目の御質問の2点目、避難地・避難路の整備事業の進捗状況についてお答えをします。

本年10月末現在の避難路の整備状況につきましては、47路線のうち一部完了も含めて22路線が整備済みです。令和5年度末までに12路線の整備が完了する予定ですが、残りの3分の1路線につきましては、着手できていない状況です。

次に、避難地につきましては、22か所のうち18か所が整備済みで、令和5年度末までには全22か所の整備が完了する予定です。

なお、これらの進捗状況につきましては、10月から各地区のまちづくり協議会などへ説明を行っているところです。

○議長（稲田忠則君） それでは、酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） おはようございます。

5番富田議員の一つ目の御質問の3点目、飯野町民グラウンドの整備について、整備内容計画と着工及び完了時期はについてお答えします。

御承知のとおり、熊本地震以降、飯野小学校運動場に仮設住宅が建設され使用できなかったため、小学校北側に飯野小北側グラウンドとして仮設グラウンドを整備し、使用しておりました。現在、この飯野小北側グラウンドを飯野町民グラウンドとして整備する計画を進めており、地権者の皆様に御協力をいただき、実施設計を進めているところでございます。

飯野町民グラウンドにつきましては、本地域で盛んな少年野球、さらには7人制少年サッカーやグラウンドゴルフなどの様々なスポーツに対応できるよう、周辺に防球ネットを整備した多目的グラウンドとし、また、利用者に必要なトイレや倉庫、駐車場などを一体的に整備する予定でございます。

また、隣接する飯野小学校運動場と一体的に使用することができるため、飯野小学校や第2保育所で行われる学校行事や保育園行事、さらには地域行事など、利活用の幅が広がり、飯野地域のスポーツ振興や学校教育の推進、さらには地域の健康増進に寄与できるものと考えております。

なお、着工時期につきましては、来年度当初予算に工事費を計上し、令和5年7月頃の着工、令和5年内の完了を目指しておるところでございます。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 西村町長、酒井教育長、御答弁ありがとうございました。

1点目の防災行政無線のデジタル化事業について、事業費、工事費への影響については、工事の主要部分に関わるものについては令和3年度中に発注したことにより大きな影響はなかったと

いうことで、安心いたしました。

次に、デジタル化により改善された点については、文字表示もできるようになり、より確実な情報伝達が可能になったこと、また、デジタル化工事に併せ河川監視カメラを設置し、河川の水位の状況がリアルタイムで見ることができるなど、改善された点については分かりました。

2点目の避難路・避難地の整備について、現在の進捗状況としては、避難路については47路線のうち22路線が整備済みであること、避難地については22か所のうち18か所が整備済みであること、また、事業の完了時期としては令和5年度末を予定しているとの答弁であったかと思えます。

3点目の飯野町民グラウンドについては、現在、実施設計に入っており、整備内容としては、防球ネットやトイレや倉庫と併せ駐車場などを一体的に整備する、また、来年7月に着工し5年度内の完了を目指す、と、教育長から答弁をいただきました。

そこで、2回目の質問として、2点目の避難路・避難地の整備について、町長から避難路の13路線が着手できていないとの答弁がありましたが、着手できていない未整備となっている要因は何なのか、また、避難路・避難地の未整備となっている箇所については今後をどのように進められていけるのか、西村町長にお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番富田議員の一つ目の御質問の2点目の2回目、一部の避難路が未整備である理由と今後の進め方についてお答えをします。

先ほど1回目の答弁で、本年10月末現在の避難路の整備状況ということで、令和5年度末までに12路線の整備が完了、残りの3分の1路線と申しましたが、13路線に訂正のほどよろしく願いしておきます。

前回の定例議会の一般質問でも答弁させていただいたところですが、現在、未整備となっている路線につきましては、主に二つの要因がございます。

一つ目の要因は、用地の確保についてです。避難路の整備には地権者の方々の御理解と御協力が必要であり、これまで多くの地権者の方に御協力をいただいているところです。しかし、中には御都合によりどうしても協力できないという方もおられ、先ほどお答えしましたとおり、47路線ある避難路のうち13路線が未着手となっております。

二つ目の要因は、財源の確保についてです。整備に関しましては財源を確保する必要がありますが、避難地・避難路を整備するには多額の費用が必要となり、町独自の財源のみでの整備は困難です。これらの財源として、国の事業である小規模住宅地区等改良事業、都市防災総合推進事業を活用しておりますが、これらの国の事業はいずれも事業期間が設定をされております。このため、事業期間内に地権者の方の同意が得られなかった箇所は、国の事業による整備が困難となっている状況です。

なお、これらの要因で未着手となっている箇所につきましては、10月から開催しております各まちづくり協議会への説明会の中で整備の進捗状況を共有しますとともに、今後も引き続き町と地域が連携し、地域ニーズに沿った避難路の整備に取り組んでまいりたいことを確認しております。

今後とも地域と協力しながら地権者の方の御理解と御協力を真摯にお願いしてまいりたいと、

都市防災総合推進事業の事業期間の延長や新たな財源確保などについて国や県と協議を行い、災害に強いまちづくりに必要となる避難地・避難路の整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 2点目の避難路・避難地の整備についての答弁、ありがとうございます。

避難路の13路線の未整備となっている要因と今後の事業の進め方については、分かりました。災害に対する備えとして、身近な避難場所の整備や狭隘道路の整備は継続していかなければならない事業です。用地の確保や財源の問題など難しい面もあるかとは思いますが、町民が安心して暮らしていくための事業です。よろしくお願いいたします。

一つ目の質問、3点目の飯野町民グラウンドについて、飯野町民グラウンドは、非常時の際の避難場所として、さらには、飯野校区の行事や学校・保育所の行事などにおいて多目的に利用できるもので、昨年1月2日には飯野町民グラウンド予定地にドクターヘリが着陸し、救急患者搬送の中継地ともなりました。飯野の多くの方が期待されているグラウンドです。できる限り早期の着工・完了をよろしくお願いいたします。

それでは、二つ目の質問に移りたいと思います。

二つ目の質問、教育ICTタブレット端末の利用について2点お伺いいたします。

ICTタブレット端末の導入につきましては、私も令和2年9月定例会で、GIGAスクール構想の取組、小・中学校におけるタブレット等の導入計画等について、一般質問でお聞きしたところです。

そこで今回の質問は、1点目として各学校に配付されたICTタブレット端末の利用状況についてお伺いいたします。全ての児童生徒に配付されたタブレット端末の利用について、コロナ感染症の拡大防止として、学校閉鎖や学級閉鎖などの対策をとられた際には大いに活用されたものと思いますが、実際にはどういった活用をされているのかお伺いいたします。

私も、タブレット端末の利用について、飯野小、大津の美咲野小学校に通っている孫がおりますので、それぞれに聞いてみたところ、タブレット端末の使い方に若干違いがあるようなので、先日、大津町教育委員会にお邪魔いたしまして、大津町のタブレット端末に関して、各学校の教科指導における活用と併せ、ICT支援について話をお聞きしてまいりました。

大津町では、令和3年のタブレット配付の計画に対し、令和2年度から先生方の研修を開始、令和3年度のタブレット配付時には、先生方もある程度使いこなせる状態だということでした。新任の先生には着任前に研修を行ってもらい、着任時には使いこなせる状態だということでした。

また、大津町は、誰一人取り残さないICT環境の整備として、Wi-Fi環境がない家庭に対してルーターを貸し出し、全児童生徒が家庭でもタブレット端末を使った学習ができるようになっておりました。つまり、学校・学級閉鎖になっても、欠席をしても、家で授業が受けられるということになっております。また、授業参観もオンラインで実施されているということでした。

そこで、質問二つ目の1点目として、各学校に配付されたICTタブレット端末の利用状況に

ついて、どういった活用をされているのか、また、現在、タブレット端末を利用している中で何か問題等が出ていないのか、お伺いいたします。

次に2点目として、ICTタブレット端末を児童・生徒の悩み相談に利用できないか、お伺いいたします。

いじめや不登校、虐待といったニュースが、テレビや新聞等でも再三取り上げられるようになり、子供たちを取り巻く環境・状況は厳しくなっているのか、子供たちは様々な悩みを抱えているようです。さらに最近では、ヤングケアラーに対する支援も課題として上がってきております。ほとんどの自治体が、悩み相談については電話での相談窓口を設置している状況かと思いますが、児童・生徒本人が電話をかけてくるケースは少ないのではないのでしょうか。悩みを抱えた子供たちは親や友人にも相談することもできず、最悪の場合は自ら命を絶つといった痛ましい悲しいことが、実際に起こっている状況であります。

そこで2点目の質問として、ICTタブレット端末を活用し、子供が自らSOSのサインを出せるような環境をつくり、悩みやトラブルの早期発見、未然防止につながるような取組ができないのか、お伺いいたします。

以上、二つ目の質問として、1点目、各学校に配付されたICTタブレット端末の利用状況について、2点目、ICTタブレット端末を使って児童・生徒の悩み相談に利用できないか、お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 5番富田議員の二つ目の御質問の1点目、各学校に配付されたICTタブレット端末の利用状況についてお答えします。

1人1台のタブレット端末につきましては、令和2年度末に導入して以降、順調に活用されております。

本町のタブレット端末には、電子ドリルと学習支援ツールの機能が標準でインストールされており、学校内や家庭で広く活用できるようLTE通信回線を採用しております。電子ドリルは、授業で活用するだけでなく、タブレット端末を家庭に持ち帰った際の個別学習にも活用されております。また、学習支援ツールを利用し、自分で調べて記録したり、友達と意見を出し合ったりすることによって、児童・生徒に主体的な学習態度が育ってきているところでございます。

そのほか、Zoomを用いた保護者会のリモート開催や、運動会の競技状況の配信など、タブレットの利用は学校現場において日常的な光景となってきました。また、不登校の児童・生徒に対しましても、状況に応じましてタブレット端末を貸し出し、授業の板書写真や課題などを配信しておるところでございます。

その一方で、今後の課題としましては、技術的な問題として、学校で一斉にタブレットからインターネットに接続しようとした場合、通信がやや途切れたり接続しづらくなるような状況が発生しております。この問題につきましては、LTE通信端末固有の問題ではなく、Wi-Fi接続専用端末を導入している近隣自治体の多くでも、通信環境により同様の状況が発生しております。

本町では現在のところ、一斉かつ長時間、タブレットを使い続ける授業などは実施しておりませんが、今後は、全国学力・学習状況調査において、一部の調査項目をタブレット端末を使用しながら実施する方針が示されているなど、将来的には通信環境を改善していかなければならないと考えているところでございます。

次に、二つ目の御質問の2点目、ICTタブレットを児童・生徒の悩みの相談に活用できないかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、近年、いじめや虐待、あるいはヤングケアラーの問題など、児童・生徒を取り巻く環境は多様化かつ複雑化してきている状況であります。そういったケースの対応の際に、子供たちの変化にいち早く気づくことが大変重要であると考えておまして、本町では、各学校で定期的にいじめ及び心のケアに関するアンケートを行い、個別相談を実施するなど、児童・生徒に寄り添い、細心の注意を傾けながら対策を講じているところです。

議員の御質問は、その対策の一環として、ICTタブレット端末をうまく活用できないかという趣旨であるかと思えます。こうした問題に対応するために、いじめ通報アプリを導入し悩み相談を実施している自治体もあると聞いておりますが、本町では、まだ、児童・生徒からの相談等に対しましてタブレット端末を活用するまでには至っておりません。

なお、現時点ではまだ活用しておりませんが、本町で導入しているタブレット端末にある学習支援ツールの中にも、いじめ通報アプリと同様の機能がありますので、今後、具体的な運用方法等について研究し、子供たちの悩み相談への活用につままして検討してまいりたいと考えます。

いずれにしましても、児童・生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えることは、私たちの責務であると認識しております。教育委員会では今後も、学校をはじめ関係機関と十分に連携しながら、ICTタブレット端末の有効活用につましまして、引き続き研究実践を重ねてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 2回目の質問の前に、今までの質問の中で、私、ITC端末と申し上げておりましたが、正確にはICT端末ということですので、ICTに訂正させていただきます。申し訳ありません。

それでは、酒井教育長、御答弁ありがとうございました。

1点目の各学校に配付されたICTタブレット端末の利用状況について、益城町の利用状況については分かりました。

また、今後の課題、技術的な問題として、一斉にタブレットからインターネットに接続した際、通信が途切れたり接続しづらくなる状況が発生するため通信環境を改善する必要があるとの御答弁でしたが、この件につましましては、大津町でも同様、多人数に一斉配信した場合、動画の停止、こま送りの状態などが発生したとのことでしたが、その都度迅速に対応して解決していったとのことでした。

2点目のICTタブレット端末を児童・生徒の悩み相談に利用できないかについては、益城町

が導入しているタブレット端末の学習ツールにも、いじめ通報アプリと同様の機能があるので、今後、運用方法等について研究したい、子供たちの悩み相談への活用については検討したいとの御答弁でした。

そこで、2回目の質問として、1点目のICTタブレット端末の利用状況について、ICT支援員の活用についてお聞きいたします。

タブレット端末の操作等についてはどうだったのか、特に低学年の児童は大丈夫だったのか、少し心配していたところです。私たち議員にもタブレットが導入され、操作方法等、何度か研修を受けましたが、うまく利用できるのか心配しているところです。

そこで、2回目の質問として、ICT支援員の活用についてお聞きいたします。ICT支援員に関する予算として、本年度に小・中学校ICT支援員配置業務委託料860万円が計上されております。このICT支援員の活用内容はこういったものなのか、こういった支援内容なのか、お聞きいたします。

大津町の場合は、令和3年度の実績として、ICT支援員を4名配置され、小・中学校において2,795件の支援を行ったとのことでした。

益城町においてはどうか、ICT支援員の活用、支援内容についてお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 5番富田議員の二つ目の御質問の2回目、ICT支援員の活用状況についてお答えします。

本町では、平成27年に益城町ICT環境整備基本計画及び情報教育推進計画を策定し、学校教育のICT化を計画的に推進してきたところです。ICTの支援員につきましては、平成22年度から配置を行っております。その業務としましては、主に各学校における校務用パソコンや教育用パソコンの操作指導支援のほか、教職員の勤務管理ソフトや成績管理ソフトの使用支援、学校図書室のシステム利用支援等を行ってまいりました。

その後、国によりGIGAスクール構想が推し進められ、御存じのとおり、先ほども申しましたが、本町におきましては令和2年12月に全児童・生徒に対し1人1台のタブレット端末を整備したところです。それに伴いICT支援員を1名増員し、令和3年度からは2名配置による支援体制の強化を図っております。

業務内容につきましても、学校の教職員に対するタブレット端末を活用した授業の円滑な実施を目的とした支援を主体とする内容に移行してきております。

具体的に申しますと、令和2年12月のタブレット端末導入直後は、町内の学校教職員を対象とした、タブレット端末の操作方法やアプリケーションの活用方法に関する研修のサポートや、通信不良など環境面の問題が発生した場合の関係機関との連絡調整など、幅広い業務に関して支援を行ってまいりました。

また、タブレット端末を活用した授業が本格的にスタートした令和3年度以降は、主に教職員に対して実際にタブレット端末を授業で活用できるよう個別支援を行っていただいたり、新型コロナウイルス感染症対策としましては、Zoom配信を使った学級懇談会などの会合や研究授業の

配信支援などを行っていただいております。そのほか、年度が変わるごとに卒業生が使用したタブレット端末を新入生が使えるように初期化する作業など、支援の内容は多岐にわたっております。

なお、議員から御紹介のあった大津町におきましては、授業や校務の支援を基本とし、学校訪問した回数や時間に応じた契約内容となっていると伺っております。本町におきましては、そうした件数による契約の内容ではなく、常勤として先ほど申し上げましたような学校でのICT活用に係る全般的な支援を契約の内容としております。

教育委員会としましては、さらなるICT教育の向上を目指し、今後もICT支援員との連携を強化しながら、教職員に対するICT教育の研修の実施、ヘルプデスクの充実、活用事例の情報共有を図るなど、教職員のスキルアップを図るとともに、町全体としてICT教育の底上げを図りながら、議員御指摘の児童・生徒の相談等も含めたタブレット端末の幅広い活用方法につきまして、研究を継続し実践につなげてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 酒井教育長、答弁ありがとうございます。

ICT支援員の活用、支援内容については、タブレット端末を授業で活用できるよう、個別指導やZoom配信の支援、年度替わりの初期化作業など多岐にわたっているということで、よく分かりました。また、大津町との違いについても、益城町の場合は常勤としてICT活用に関わる全般的な支援であるということがよく分かりました。

今回質問しました2点目の、タブレット端末を使った悩み相談については、子供たちの悩みやトラブル早期発見、未然防止につながるための一案として提案したところであります。デリケートな部分も含め、いろいろな問題をクリアしなければならないかと思いますが、子供たちが健やかに成長できるように、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 富田徳弘議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。10時55分から再開します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。7番公明党の吉村建文でございます。

今回から一般傍聴の方も人数を制限して傍聴することができ、うれしく思っております。ありがとうございます。

2月24日にロシアがウクライナに軍事侵攻を始めて10か月がたちました。いつ終息するのか不

透明な状況です。連日、そのニュースが報道されています。戦争は絶対悪であります。即時停戦を強く訴えていきたいと思っております。

また、サッカーのワールドカップでは、日本代表がベスト8までは行きませんでしたけれども、日本国民に新たな感動を与えてくれたと思っております。

熊本地震から6年8か月の月日がたちます。まだまだ仮設団地での生活を余儀なくされている町民の方々もおられますが、最後の1人まで寄り添って生活再建に取り組んでまいりたいと思っております。

本日は6点到って質問をさせていただきます。

1点目、新庁舎における「おくやみコーナー」の設置について、2点目、町営住宅の住替え問題について、3点目、小・中学校への生理用品の設置について、4点目、男性用サニタリーボックスの設置について、5点目、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化推進について、6点目、可燃物のごみ袋について、以上6点到って質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

まず初めに、令和元年6月議会で質問しました、役場窓口で葬儀後の手続きを支援する「おくやみコーナー」を設置してはどうかについてですが、再度質問させていただきます。

その際の回答で、住民窓口の充実、ワンストップ・ワンフロア化の検討及び実施を掲げていたが、熊本地震でその実現が難しくなり、仮庁舎での対応として、窓口案内のための死亡連絡票を作成し、関係各課で確認を行い、必要な手続きについてのチェックシートを作成し、後日、遺族の方が来庁されたときには、保険や年金などは住民保険課年金窓口で行い、介護や福祉、税務関係などは福祉課介護保険係窓口で対応していくとのことでした。

また、新庁舎建設時に、住民の方々が1か所の窓口で手続きを完了できるワンストップサービスの一環として対応できればと考えているとのことでしたが、来年5月に新庁舎での住民サービスが始まるわけでありましたが、この「おくやみコーナー」設置について、現在どのような対応を考えておられるのか、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の一つ目の御質問、来年度完成する新庁舎に葬儀後の手続きを支援する「おくやみコーナー」を設置できないかについてお答えをします。

本町では平成30年12月に死亡手続きに関する運営方針を策定しており、窓口に来られた方が煩雑な手続きをなるべく簡単に済ませられるよう、窓口業務の改善に努めてまいりました。具体的には、窓口に来られた方に必要な手続きを一覧表形式でまとめたチェックシートを配付し、必要な手続きが一目で分かるようにするとともに、手続漏れがなくなるようにしております。さらに、遺族の方が窓口に来られた際には、できるだけ移動の御負担を抑えられるよう工夫して対応しているところ です。

来年スタートします新庁舎窓口での対応につきましては、将来的には、死亡手続きに限らず、あらゆる手続きが1か所の窓口で完了するワンストップサービスの実現、いわゆる総合窓口の設置を

目指しており、まずは、議員御提案の死亡手続に関するワンストップ窓口を設置し、各担当職員のほうから御遺族に出向く、いわゆるリレー方式を採用する予定にしております。

併せて、新庁舎の窓口で運用予定の総合窓口業務システムを活用し、手続の書類などの申請者情報の記入箇所をできる限り少なくすることで手続に要する時間を減らすなど、引き続き利便性の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答、ありがとうございました。

来年の新庁舎移転のタイミングに合わせて「おくやみコーナー」の設置ができることで、多くの住民の方々に喜んでいただけるものと確信いたします。遺族の方々にとって手続を済ませることは時間のかかることでもあり、役場がスムーズな連携を図りながら事務手続を済ませることによって、住民の方々の利便性を図っていただきたいと思えます。また、「広報ましき」にも、この「おくやみコーナー」設置に関する記事を載せてもらい、町民の方々に広く周知徹底されることを望みます。

次に、町営住宅の住替え問題についてお伺いいたします。

まず、町営住宅の住まいのしおりがありますが、災害公営住宅が671戸、旧町営住宅が359戸あり、合わせて1,030戸が益城町での町営住宅になるわけですが、11月1日に町営住宅入居者募集のお知らせが「広報ましき」、また、町ホームページに載っております。

現在、益城町は益城町営住宅管理センター（熊本市東区東野）に業務委託していますが、最新の住まいのしおりは準備されているのでしょうか。今回募集をかけられているのは6戸ですが、町営住宅の空き戸数は各町営住宅に何戸あるのでしょうか。

そして、高齢化に伴い4階から1階に住替えをする場合、辻、市ノ後、惣領団地においては、風呂釜、浴槽は撤去することとなっておりますが、同じ町営住宅でも他の町営住宅では風呂の設備は最初から付いている。この問題については不平等との声があるが、町はこの問題をどう考えているのか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の二つ目の御質問の1点目、町営住宅には住まいのしおりがあるが、最新のものを作ってあるかについてお答えします。

町営住宅の住まいのしおりにつきましては、町営住宅に入居される皆様が快適にお過ごしいただくための決まり事や住まいの工夫などを掲載し、入居時に配付をしております。内容は適宜見直しを行っており、令和3年度より町営住宅の管理を益城町営住宅管理センターに業務委託をしましたことから、本年度に管理業務を追記した内容へ改定を行い、改めて最新版を町営住宅全戸に配付をしております。

次に、二つ目の御質問の2点目、現在、町営住宅の空き戸数は各住宅ごと何室あるのかについてお答えをします。

令和4年11月末現在の各町営住宅別の空き状況につきましては、辻団地が14戸、惣領団地が4

戸、市ノ後団地が12戸、広崎団地が1戸、広崎第2団地が1戸、馬水団地が5戸、安永団地が4戸、木山下辻団地が8戸、市ノ後第2団地が2戸、木山上辻団地が2戸、島田団地が1戸、田中団地が1戸の合計55戸でございます。

最後に、二つ目の御質問の3点目、高齢化に伴い、4階から1階に住替えする場合、辻、市ノ後、惣領団地においては、風呂釜及び浴槽は撤去することとなっているが、同じ町営住宅でも他の町営住宅では風呂の設備が最初から付いている。この問題について不公平との声があるが、町はこの問題をどう考えているのかについてお答えをします。

本町では、町営住宅に入居された後に、入居者及び同居者の方が肢体不自由であったり、家族構成の増減が生じた場合におきましては、生活環境の改善を図る観点から、申請基準を満たした場合において1回に限り住替えができることとしております。辻団地、市ノ後団地、惣領団地にお住まいの場合は、風呂釜及び浴槽は各自で設置いただいたものですので、住替え先の住居に移設いただいても構いません。ただし、個人の財産ですので、移設費用につきましては、町営住宅住替え取扱い要綱により、入居者の自己負担によるものと定めているところです。また、浴室の有無などの整備水準の違いにつきましては、各町営住宅の建設時期の違いにより生じたものですが、住宅ごとの使用料に反映させる形で公平性を確保しているところです。

こうした整備の状況につきましては案内の募集要領に明記しているところで、町営住宅に入居を希望される方も、これらの状況を御理解いただいた上で入居申請をいただいているものと認識をしております。

なお、上益城郡内の他の自治体の対応状況につきまして確認いたしましたが、本町と同様の取扱いをされていることを申し添えます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答、ありがとうございました。

今年の7月に改定された住まいのしおりを拝見して、より丁寧に記載してあり、町営住宅の住民の方々にも分かりやすいものになっていると思います。

次に、現在町営住宅の空き戸数は各住宅に何室あるのかについて、現在55戸あるということですが、そのうち31戸が熊本地震以前から管理していた住宅であるということですが、私はこの旧町営住宅の方から住民相談を受けました。

その方は70歳近くの方で、現在4階に住んでおられ、1階が空いたらそこに住替えができないかとのことでした。体力的にも毎回4階まで上がり下りするのが大変つらいとのことでした。このようなケースは、高齢化社会を考えるとますます増えていくと思われれます。

また、風呂釜及び浴槽を撤去し1階に移動させると、現在の浴槽の配給口が右にあるのか左にあるのかで浴槽が使えなくなるということで、業者の方に確認したところ、1回の住替えで約18万円ぐらいかかるとのことでした。

そもそも、町営住宅に入っていらっしゃる方は年収の少ない方であり、年金暮らしをしている方にとって、住替えをするのに約18万円もかかり、そのお金をどこから持ってくるのかを考える

と足踏みしてしまうとのことであります。

そこで、現在の状況などをお聞かせ願いたいと思います。

また、現在募集がかかっているものも新住宅ばかりですが、益城町でも災害等があった場合に備えて予備の住宅を確保されていると思いますが、風呂釜、浴槽のない住宅など現在では考えられないものと思います。そういうことも考えて、どのように町は対応されるのでしょうか。

また、益城町の人口に対して、公営住宅が1,030戸あるのは多すぎではないかとの声もありますが、今後の町営住宅の在り方に対しての計画等がありましたら、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の二つ目の御質問の3点目の2回目、町営住宅の住替えにおいて、風呂釜及び浴槽の移設に約18万円の費用がかかり、入居者が足踏みしてしまうことに対する現在の状況についてお答えをします。

1回目の答弁でお答えをしましたとおり、町営住宅の住替えは、町営住宅に入居された後に、入居者及び同居者の方の肢体不自由などの特別な事由が生じた場合に、生活環境の改善を図る観点から認めているものです。また、その際の風呂釜及び浴槽の移設につきましては、個人の財産に当たるため、町営住宅住替え取扱い要綱により、自己負担での移設をお願いしているところです。その際、議員御指摘のように、浴槽の配給口の位置によっては浴槽が使えないことがあり、この場合、1回の住替えで約18万円の費用がかかることへの対応につきましては、浴室が整備された住宅への住替えも可能です。

住替えにおきましては、浴室の有無により住宅使用料も変わってきますので、入居者の方の御希望などをよくお聞きした上での対応が重要だと思っております。

また、風呂釜及び浴槽のない辻団地、市ノ後団地、惣領団地の三つの団地におきまして、住替えの御希望があった場合には、極力、それまで使用されていた風呂釜や浴槽が使用できるような住宅への住替えができるよう調整を行ってまいりたいと考えております。

次に、災害などがあった場合に備えて予備の住宅を確保されていると思うが、風呂釜や浴槽のない住宅など現在では考えられないが町の対応はについてお答えをします。

まず、町営住宅には、1回目に答弁しましたとおり、現在、55戸の空きがあります。しかし、これは、災害が発生したときのための予備の住宅ということではなく、入居を希望される方がいらっしゃらないので空室となっているものです。災害が発生した場合には、災害の状況に応じまして被災者に住宅を提供するという運用を行うこととしておりますが、これはあくまでも緊急的な措置であり、そのために風呂釜と浴槽を整備することは想定していないところです。

なお、熊本地震後に建築しました災害公営住宅につきましては、全てにおいて浴室を整備しております。

最後に、今後の町営住宅の在り方についての計画などについてお答えをします。

議員御質問のとおり、熊本地震に伴い671戸の災害公営住宅を整備したことで、供給戸数が大きく増加しました。しかし一方で、老朽化した町営住宅も多く存在します。このため、本町の人

口の動向や高齢化の状況などを注視しますとともに、町民の御意見をよくお聞きし、どの程度の町営住宅の戸数が適切なのかなどを見極めることが重要だと認識をしております。そのため、東日本大震災の被災自治体において中長期にわたって適正戸数をシミュレーションし、計画的に管理運営を行っている事例を調査研究しているところです。

併せて、本町におきましても、適切な戸数を良好な状態で提供し続けられるよう、既存住宅の統合や長寿命化など様々な手法の検討を行い、公営住宅の計画的な管理運営ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 今後とも、町営住宅の在り方に関しては、計画的に見極めをしていただきたいと思っております。

次に、小・中学校での生理用品の設置についてお伺いいたします。

経済的理由で生理用品が購入できない「生理の貧困」が社会問題となっておりますが、小・中学校トイレに生理用品を設置することは、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるセーフティーネットとなるすばらしい取組であると考えられますが、早急に全小・中学校に広げるべきだと考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の三つ目の御質問、小・中学校への生理用品の設置についてお答えします。

議員の御質問にある「生理の貧困」につきましては、長期化する新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本におきましても重要視されるようになってきたところであります。最近では、ウクライナ情勢などの影響による物価高騰が追い打ちをかけ、経済的困窮の中で生理用品が買えない状況にある家庭はさらに増加していると思われ、その影響が心配されています。特に、児童・生徒の中には、様々な家庭の事情などにより保護者の支援を得られないケースもあるのではないかと考えられます。

さて、議員御質問の、町内小・中学校への生理用品の設置につきましては、昨年の9月議会において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した予算を承認いただき、その後、各学校に設置いたしました。

中学校2校では、生理用品をケースに入れ、生徒用トイレの全個室に設置した上で、養護教諭が使用に関する注意などにつきまして周知を図っておるところです。また、小学校におきましては、一部個室に設置している学校もありますが、多くの学校では、トイレなどに使用啓発の貼り紙をするなどした上で、保健室にて生理用品を渡す方法をとっております。

教育委員会としましては、今後とも、各学校において、児童・生徒がためらうことなく生理用品を使用できるような体制づくり、環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答、ありがとうございました。

小・中学校への生理用品の配置について、中学校では生理用品をケースに入れて全個室に設置をして、小学校では保健室で生理用品を渡す方法をとっているとのこと。安心をいたしました。今後も、各学校において、児童・生徒がためらうことなく生理用品を使用できるような環境づくりに努めていただきたいと思います。お願いいたします。

次に、本年6月の一般質問でお尋ねした男性用サニタリーボックスの設置について、現在どのように設置が進んでいるのか、お伺いいたします。また、今後、設置拡充を検討される方針なのか、お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の四つ目の御質問、本年6月の一般質問でお尋ねした男性用サニタリーボックスの設置について、現在どのように設置が進んでいるのかについてお答えをします。

男性用サニタリーボックスにつきましては、第三次熊本県がん対策推進計画の全体目標の一つとして掲げられた、がんになっても自分らしく生きることのできる社会を実現するための取組としまして、膀胱がん、前立腺がんの手術を受けた方や高齢者など、頻尿や尿漏れなどにより尿漏れパッドやおむつを使用する方のために、広く設置が働きかけられております。

このような取組を受け、本町におきましても、不特定の方が利用される公共施設に順次設置を進めているところです。現在のところ、役場仮設庁舎、保健福祉センターはびねす、復興まちづくりセンターにじいろ、給食センター、総合体育館への設置を行っており、未設置の施設につきましても、今後、設置を進めてまいりたいと考えております。

なお、令和5年5月から供用開始予定の役場新庁舎には、本年6月の定例会でもお答えをいたしましたとおり、男性トイレにサニタリーボックスを設置する予定でございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答、ありがとうございました。

サニタリーボックスの設置については早急の手配をしていただき、ありがとうございました。私も、各施設での設置を確認させていただいております。今後ともよろしく願いいたします。

次に、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化推進についてお伺いいたします。

地球温暖化や、激甚化・頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組であるSDGsや、2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、さらなる取組が急務であります。公共建築物の中でも大きな役割を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上とともに、学校施設を教材として活用し、児童・生徒の環境教育を行う、環境を考慮した学校、エコスクール事業が行われてきました。

この事業は、現在、エコスクール・プラスとして、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各所より補助事業

の優先採択などの支援を受けることができ、平成29年から今まで294校が認定を受けています。

文部科学省の支援として、令和4年度からは、地域脱炭素ロードマップに基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Ready——ZEBとはNet Zero Energy Buildingの略称で「ゼブ」と言います。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです——を達成する事業に対して、単価加算措置8%の支援が行われているところであります。

また、文部科学省の補助としては、新增築や大規模な改築のほかに、例えば教室の窓を二重サッシにする等の部分的な補助事業もあり、ある雪国の学校では、電力を大幅に削減するとともに、児童・生徒に快適な教育環境を整えることができたという事例も報告されています。また、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設を通じて、仲間と共に環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となるとともに、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっています。

カーボンニュートラル達成及びSDGs等の環境教育の充実に向けては、本事業等の活用は非常に有効であると思います。そこで、新築や増築といった大規模事業だけでなく、LEDや二重サッシといった部分的なZEB化事業もしっかり周知を行い、できるところから取り組む自治体、学校を増やしていくことが大変重要であると思います。

本町においても広安小学校の増築が計画されていますが、本町ではどのような取組を考えているのか、また、これに関連して県内でも校庭の芝生化を実施している自治体もありますが、益城町も学校校庭の芝生化など考えられないかをお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の五つ目の御質問の1点目、国の事業、エコスクール・プラス、学校施設のZEB化等の推進について、本町はどのような取組をしているのかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、地球温暖化などへの対策としまして、SDGsや2050年のカーボンニュートラル達成などの世界的な環境問題への取組は、教育の面からも極めて重要であると認識しております。そのような状況の中で、環境に配慮した取組は、学校施設の整備におきましても一層求められており、同時に、環境保全に関する教育の重要性も高まってきております。

文部科学省では、学校施設が環境負荷の低減や自然との共生を図る施設となることで、地域の環境保全における先導的な役割を果たすエコスクールとして整備することを推進しております。さらに、議員御指摘のとおり、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省の連携協力により実施されているエコスクール・プラス事業では、自治体がエコスクールとして整備する学校をエコスクール・プラスとして認定し、認定を受けた学校は、施設整備を行う際に関係各省より施設整備費の各種支援などを受けることができます。

また、ZEB化についてですが、先ほどおっしゃいましたように、ZEBというのはZEBと書くんですけれども、ゼロ・エネルギー・ビルディングの略でありまして、エネルギーの生成と消費がプラスマイナスゼロになる建物のことを言います。

このエコスクール・プラスやZEB化を念頭に置いた学校施設の省エネなどの対策につきましては、現在、長寿命化による改修に合わせて計画的に進めているところです。例を挙げますと、令和2年度に実施しました全小・中学校の体育館における非構造部材の改修工事では、照明設備のLED化を併せて実施しております。このLED化につきましては、今後の校舎改築等におきましても随時実施することとしております。

次に、トイレの洋式化につきましては、節水型洋式便器への入替えや手洗い場の自動水洗化などを進めており、節水に寄与しております。また、建て替えを行った益城中学校では太陽光発電を設置するなど、状況に応じた省エネ、創エネ対策を講じており、環境に配慮した学校設備になっております。

次に、五つ目の御質問の2点目、校庭の芝生化を検討してはどうかについてお答えします。

校庭が芝生化され、鮮やかな緑につつまれた学習環境になれば、児童・生徒により環境を与え、脱炭素に向けた取組としてもメリットがあると考えます。しかしながら一方におきまして、芝の刈り込みや散水などの芝生の管理や、それにかかる費用などの問題もあり、現状ではなかなか難しい状況であると認識しております。

学校施設のZEB化につきましては、今後とも、大規模改修や増設を行う際、学校の事情を十分に踏まえ良好な教育環境を確保するために、自然エネルギーの活用や効率的な設備システムの採用などにより、エネルギー消費量の削減などゼロエネルギー化に向けた取組を進めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答、ありがとうございました。

エコスクール・プラスの認定校が、熊本県では、幼稚園が1校、小学校では1校、中学校では4校、支援学校が1校、認定を受けています。この認定を受けることは難しいのでしょうか、お伺いいたします。

また、学校の芝生化ですが、芝生の管理費用などの問題もあり、現状ではなかなか難しい状況であると認識されているようですが、私も実際に、宇土市で校庭の芝生化を10年前からなされている走潟小学校の管理をされている「グリーンはな走会」の代表の方にお話を聞いてきました。

グリーンはな走会とは任意のボランティア団体であり、会員は55名おられ、常時動かれているのは半数とのことでした。10年以上前から地域で活動されており、宇土市の教育委員会から校庭の芝生化のお話があり、行政と一緒に芝生化に取り組んだそうであります。校庭の芝生化で一番大事なことは、その管理を学校の職員にさせるのではなく、ボランティア団体のグリーンはな走会がするということでした。

校庭の芝生化のメリットはいろいろあるそうですが、休み時間に児童・生徒が全員校庭に出て、緑の芝生の上で遊んでいる。また、保健室の先生からは、校庭でのけががほとんどなくなったそうあります。また、卒業生の方たちの思い出として真っ先に挙げられるものが、校庭の芝生化だそうです。

震度7の地震を2回体験した益城町の学校の1か所でもいいから、校庭の芝生化が実現できないものか。夢のある話だと思います。熊本県下で既に校庭の芝生化をされているところがあると聞き及んでおりますが、実際に問合せ等されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の二つ目の御質問の2回目の1点目、エコスクール・プラスの認定を受けることは難しいのかについてお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、エコスクール・プラスの認定を受けた場合、文部科学省より、施設整備費についての措置及び関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができます。しかし、議員の先ほどの御質問にあった、エコスクール・プラス8%の単価加算の支援を受けるには、原則として脱炭素先行地域に選定される必要があります。脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、国全体の2030年度目標と整合する温室効果ガスの削減を実現する地域のことで、学校施設に限った話ではなく、地域ぐるみの取組が求められます。県内で脱炭素先行地域に選定されておりますのは球磨村だけであり、そのハードルが非常に高いのが現状です。

例外的に8%の単価加算の支援を受ける方法はほかにもありますが、それでも50%以上の省エネを達成することが基本要件となっており、断熱効果を高めるための外壁工事や複層ガラス、または二重サッシへの取り替え、効率的な空調機や照明の設置など、多くの対策が必要となることが予想されます。現状、本町の学校施設におきましては、議員から御指摘がっておりますトイレの洋式化改修などに関し、長寿命計画にのっとり校舎棟などを中心に鋭意改修を進めているところです。

学校施設の環境対策を講じることは大変重要なことであると認識しておりますが、改修事業の内容、町の財政状況など総合的な観点から見たとき、現在の状況ではかなり厳しいとの認識に至ったことから難しいと申し上げたところでございます。

教育委員会としましては、先ほども申し上げましたとおり、学校施設の環境整備や環境教育にもつながる重要な課題であると考えておりますので、今後、長寿命化と併せて実施していく中で、本町に適した指標につきまして研究を続けてまいりたいと考えます。

次に、二つ目の御質問の2回目の2点目、学校の芝生化についてお答えします。

議員御質問の中で、宇土市の走瀉小学校の事例の話がありましたが、議員おっしゃるとおり、走瀉小学校では平成24年に校庭の芝生化を実施されております。同校では児童数が100人あまりで、本町で申し上げれば津森小学校の状況に近い規模でございます。走瀉小学校では、地域のコミュニティーがしっかりと根づいておりまして、地域ボランティアによる管理が10年間続いております。

校庭が芝生化されれば、緑に包まれた学習環境により、すり傷やけがの減少、児童・生徒のストレス軽減や外遊びの増加などの効果が確かに考えられます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、芝生化には、芝の刈り込みや散水などの芝の管理、また、それにかかる費用などの問題があります。特に成長期の刈り込みにおきましては、頻繁な刈り込み作業が欠かせません。

そうした作業を、学校運営に影響を及ぼすことなく毎年継続的に行うには、体制の整備と人材の確保が必要不可欠となります。教育委員会としましては、校庭の芝生化につきましては現状では厳しいと認識しておりますが、管理面の課題を解消する方法がないかなど、今後研究してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の回答、ありがとうございました。

私は、走潟小学校に行ってお話を聞いたという話をいたしました。もう一つ、走潟小学校のそばには前副町長の向井さんが住んでおられまして、先月、彼の御自宅に訪問させていただいて、「学校の芝生化、いいと思うんですけども」という話をしたんですけども、そしたら副町長が、そういった管理とか機材とかは補助事業がちゃんとありますと、それを使えば何とかできるのではないですかという話を聞いて、そうですねということで、今回、学校の芝生化という質問をさせていただきました。

特に、隣町の御船町にも芝生化されている小学校があるんですけども、そこも生徒数はやはり100人前後の小学校で、私もだから津森小学校のことがまず最初に頭に浮かんだんですけども。ただ、やはり管理をするボランティア団体というのがちゃんとないと芝生化することは不可能です。学校の先生たちに管理を任せるとか、そういったことは絶対にできません。やはり、自治体の区長さんとか、そういった人たちが協力し合って、地域で育む学校芝生化ということが大事なのではないかというふうに思われますので、ぜひとも、津森小学校あたりでできればなというふうに思っております。

最後に、可燃物のごみ袋についてお伺いいたします。

現在本町では、可燃物のごみ袋が2種類しかありませんが、町民の方々から3種類にしてほしいとの声が上がっていますが、町は認識しているのか、確認したいと思います。

熊本市では、可燃物のごみ袋は、大45リットル、中30リットル、小15リットル、特小5リットルの4種類があります。益城町では、大45リットル、小25リットルの2種類で、益城町、嘉島町、西原村共通のごみ袋になっています。

どうして、益城町の住民の方々から、もっと小さなごみ袋を作してほしいとの声が上がっているのかといいますと、現在、可燃物のごみ回収は週2回あっているわけですが、夏場において週2回のごみ出しが、高齢者、特に独り住まいの方の場合、小20リットルだと大き過ぎて、週1回出すにはまだ我慢をされて、2回目にごみ袋を出す場合があるわけですが、そうすると小バエ等が発生して大変不衛生であり、異臭もして、何とかならないものかという声が上がっています。例えば、10リットルのごみ袋があれば、週2回出すことがあり、大変ありがたいとの声が上がっています。

クリーンセンターに問い合わせたところ、需要と供給の関係で、例えば10リットルのごみ袋を作った場合、それを多く消費することができれば作ることは可能だということでした。

これから高齢化社会が進むわけですが、一人住まいの高齢者の方々に少しでも健康的で日常の

暮らしが快適になるごみ袋10リットルの作成が実現できないものかと考えるわけですが、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の六つ目の御質問、現在当町では可燃物のごみ袋が2種類しかないが、町民の方から3種類にしてほしいとの声が上がっているが、町は認識しているのかについてお答えをします。

本町には、指定の可燃物ごみ袋が大と小の2種類ありますが、議員御質問のとおり、一部の方から、ごみの量が少ないため、ごみ袋小でも大き過ぎる、さらに小さいごみ袋を作ってほしいとの声があることは、町として認識をしております。この要望は、一般的に高齢者世帯では、出るごみの量が少ない傾向にあるためだと理解をしております。

熊本市では、既に4種類のごみ袋を指定しており、ごみ袋を小さくすることは、これからの高齢化社会を見据えると、今後検討していかなければならない問題だと考えます。ただ、本町のごみ処理は、益城町、嘉島町、西原村の3町村による組合で運営し、可燃物ごみ袋の1枚当たりの販売価格を、大が20円、小が15円としております。ごみ袋小より小さいごみ袋を指定した場合、どれだけの需要があり、製造価格が幾らになるのか、それを基に販売価格を幾らに設定できるのかを検討する必要があります。

また、可燃ごみ処理に関しましては、令和7年度から熊本市の東部環境工場へ委託することで協議を進めておりますし、さらには、上益城郡5町で新しいごみ処理施設の建設が計画されているという事情も勘案する必要があります。

そのため、ごみ袋の種類につきましては、これらのことを総合的に考え、益城町、嘉島町、西原村の3町村による協議の場に提案し、検討をまいります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答、ありがとうございました。

答弁にありましたように、さらに小さいごみ袋を作ってほしいとの声があるのは認識しているとのことですが、住民の声をどのようにして実現に結びつけるかが、行政に問われるのではないのでしょうか。

生活をする上で最も身近なごみ問題。現状では、可燃ごみ処理に関しては、令和7年度から熊本市の東部環境工場へ委託することで協議を進めているとのことですが、現在使用中のごみ袋は小25リットルであり、夏場のごみ袋がもたらす環境問題を考えますと、待ったなしの状況ではないかと思えます。

先月、議員研修でごみ処理施設を視察してまいりましたが、先進技術と環境に配慮された企業の実態を見て、今後、七、八年後に建設されるであろう上益城郡5町のごみ処理施設の完成までも、ごみ袋の10リットル化は必要だと思いますが、町長のより前向きな答弁をいま一度お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の六つ目の御質問の2回目、ごみ袋小よりさらに小さいごみ袋の作成について、早急の対応ができないかについてお答えします。

現在のごみ袋、小よりもさらに小さいごみ袋を製造しようとする場合、需要が少ないとスケールメリットが働かないため、1枚15円で販売している小よりも単価が高くなってしまう可能性が考えられます。また、そのような中で販売価格を抑えようとする、町が多額の製造費用を負担しなければならないとなります。そのため、需要の見極めが大変重要であり、慎重に検討しなければならないと考えております。

このことを踏まえながら、小さいサイズのごみ袋を導入している自治体の状況の調査を行いますとともに、益城・嘉島・西原環境衛生施設組合で開催される担当者協議の場で、本件につきまして本町から提案しまして、導入に向け早急に検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の回答、ありがとうございました。

益城・嘉島・西原環境衛生施設組合で開催される担当者協議の場で、高齢化社会の問題も含め必要性について十分に説明し、早急な対応ができないか検討していくとの回答でございましたので、ぜひとも、住民の皆さんが必要としている10リットルのごみ袋が作成できますようお願いを申し上げて、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から再開します。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

松本昭一議員の質問を許します。

6番松本昭一議員。

○6番（松本昭一君） こんにちは。6番松本でございます。

今回も一般質問の機会を与您いただき、ありがとうございます。

傍聴席においでいただいている皆様、モニター前に傍聴においでいただいている皆様に心より感謝を申し上げます。

サッカーのワールドカップカタール大会で、日本がドイツ、スペインの強豪を破り、16強に進出しました。地元・大津高校出身の谷口選手も、日本の勝利に貢献されました。昨日、8強を賭けクロアチアと対戦しましたが、惜しくもPK戦で敗れましたが、全国の皆様に勇気と感動を与えていただいたと思います。このように、日本中を歓喜させるスポーツの持つ力を改めて感じたところです。

本日の質問は、さきに通告しておりましたとおり、一つ目に今後の行財政運営について2点、二つ目に町総合計画第2期基本計画について2点、三つ目に潮井自然公園に係る整備状況等について2点、質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、一つ目の質問で、今後の財政運営について、1点目の町の現在の財政状況と今後の見通しについてお伺いします。

9月定例会において、町の中期財政見通しの説明を受け、昨年よりも改善しているとのことで、安心したところです。しかしながら、依然として復旧復興事業は継続しており、歳入歳出の予算規模も高止まりしている状況にあります。9月定例会から3か月ではありますが、益城町の現在の財政状況はどうなっているのか伺います。

また、町債の残高も増えていて、今後の町財政に不安を持つ方を多くおられるのではないかと思います。西村町長は、これからの財政運営を堅実なものとするために、どう対処していかれるのか、改めて町長の決意を伺います。

一つ目の質問の2点目、町の将来に向けた財源の確保策についてお伺いします。

堅実な財政運営を行う一方で、町の発展に向けた事業、必要な事業を臆することなく進めるためにも、町税収入の増加や安定に資する取組がさらに重要であると思います。将来の町の財政基盤を盤石なものとするため、どのような取組をされるのか伺います。

併せて、行革大綱の中で収入確保対策が掲げられています。町の債権を確実に回収していくことはますます大事なものとなり、中でも債権管理の一元化は、地味ではあるが財務体質を強化するためにも重要なテーマであると考えます。昨年度から取り組まれ、その進捗を注視しているところです。そこで、これまでの成果、明らかになった課題など、どうだったのか、また、目標等を設定されているのか、お伺いします。

1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番松本議員の一つ目の御質問の1点目、9月定例会で中期財政見通しの説明を受けたが、現在の財政状況はどうか、また、今後、より堅実な財政運営が求められている、町長の決意を伺うについてお答えします。

中期財政見通しは、前年度決算値を基に、その時点で想定される復旧復興事業を実施する場合の財政状況を明らかにするために作成しているものです。今回作成しました中期財政見通しでは、令和6年度から財源不足が発生し、令和10年度までの間に約26億円の財源不足が発生する見込みとなっておりますが、財政調整用基金を繰り入れることにより、財源不足に対応できる見込みとなっております。

また、町債残高につきましては、令和3年度末の残高は、熊本地震前の約5倍の459億円と大きく増加している状況です。しかし、この町債には、損壊家屋などの公費解体や宅地を復旧する大規模盛土造成事業を含む災害復旧事業債が239億円、災害公営住宅整備事業債が66億円、木山地区の土地区画整理事業や街路整備、避難地などの復興事業債が46億円含まれており、熊本地震

からの生活再建や復旧復興に必要な不可欠な事業の財源として借り入れたものが主なものになります。また、その他では、普通交付税の代替として借入れをしている臨時財政対策債が55億円となっています。

これらの町債には、後年度の元利償還金に対して、普通交付税などにより国の手厚い財政支援がなされるため、町の実質負担は459億円のうちの約3割程度になると見込んでおります。加えて、災害公営住宅に対する家賃低廉化補助金や家賃低廉化補助金の上乗せとなる特別交付税措置がなされるため、さらに軽減されることとなります。

これまでも、熊本地震からの復旧復興に必要な様々な事業を実施してまいりましたが、その財源につきましては、私自身も繰り返し国や県に対し財政支援の要望を行ってきたところであり、より有利な財源を活用できたことにより、財政運営の見通しが立ちつつあると考えております。今後も、必要な事業はスピード感を持って実施するとともに、引き続き国や県に対して財政支援拡充の要望を行いながら、熊本地震からの完全復興と財政健全化の両立に努めてまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目、町の発展に向けた事業を進めるためにも、町税収入の増加につながる取組、併せて債権管理の状況、これまでの成果と明らかになった課題、これからの目標などを伺うについてお答えします。

町の財政基盤を盤石なものとするためには、何よりも定住人口を増加させることが、安定した財源の確保につながる有効な取組だと考えております。このため、現在、木山地区の土地区画整理事業や県道熊本高森線の4車線化、町道4路線の街路事業などの都市計画事業を実施しているところであり、このような都市基盤の整備を行い、将来的な土地利用の推進につなげたいと考えているところです。

また、益城台地の土地区画整理事業も進捗しており、西地区では宅地分譲も開始をされています。さらには、木山仮設の住宅地を含む新住宅エリア、いわゆる災害復興ゾーンにおける開発も促進しながら、定住人口の増加につなげてまいります。

また、定住人口の増加を図るためには働く環境の確保が必要になりますので、企業誘致も欠かせない取組の一つであると考えています。現在、TSMCの進出により関連する企業の動向が活発化しており、企業誘致は最大のチャンスを迎えています。県が整備しました臨空テクノパークにも4社の企業進出が決定しており、本町におきましても初めてとなる産業団地を整備中です。このチャンスをしっかりとつかむため、さらなる企業誘致の推進に努めていかなければならないと考えております。

また、このような中長期的な取組に加え、短期的な取組としてふるさと納税制度の活用にも力を入れております。本町を応援したいとの思いで、令和2年度は約14億円、令和3年度では約19億円と多額の寄附をいただいております。令和3年度末の基金残高が77億円まで大きく増加している状況にあります。いずれにしましても、将来を見据えた事業の実施や魅力あるまちづくりを行っていく上で、持続可能な財政運営は必要不可欠なものとなりますので、様々な方策により財源の確保に努めてまいります。

次に、債権管理についてお答えをします。

町では、平成30年から、町税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入及びその他料金の収納率の向上に取り組んでおり、益城町町税等収納対策本部を設置し、町民の納税における公平性の確保と自主財源の確保を図っております。対策本部を設置する以前は、債権を管理する担当課がそれぞれに対策を講じていたため、歳入確保に対する取組方にばらつきがありましたが、対策本部設置後は、収納状況一覧の作成や各債権ごとの年間の徴収スケジュールの作成、業務目標の設定により、全庁的な取組として統一的な対策を講じることができるようになりました。

しかしながら、未収金対策につきましては、より一層の事務の効率化を目指す上では、債権ごとに対応するのではなく、情報を共有しながら一元的に管理できるような運用方法を構築していく必要性があります。そのため、令和2年度の行政改革の中で債権管理を一元化という課題を設定し、令和3年度から債権管理を行う関係課で検討を行ってまいりました。しかし、町税につきましては、地方税法上の守秘義務に関する縛りがあり、また、債権種目ごとに性質が異なるため、運用方法のさらなる検討が必須となっております。その際、債権管理の一元化には高度な専門性知識が必要であるため、地方公共団体債権管理コンサルタントに業務委託を行い、詳細に検討を進めております。これまでの成果として、昨年度は、コンサルタントと共に各債権の性質の詳細な調査を実施して、課題を抽出いたしました。また、今年度は、調査に基づき債権管理の受実情について関係課からヒアリングを行い、業務改善などのアドバイスをいただいているところです。

今後、さらなる事務執行の効率化、経費削減などのために、現在、各債権ごとに行っている滞納者への折衝、催告や強制処分の実行、財産調査、転出者への実態調査などをより効率的に行っていく必要があるため、債権を統括する部署の設置や債権管理条例の制定について検討しているところです。

今後も債権管理の最適な方法を構築できるよう検討を重ね、これまで以上に収入未済額の削減や徴収事務執行の効率化を進め、貴重な財源を確保していきたいと考えております。引き続き町の債権管理の適正化を図り、公平公正な町民負担の確保及び効率的、効果的な財政運営に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○6番（松本昭一君） 御答弁ありがとうございました。

町債残高については、熊本地震からの生活再建や復旧復興事業に必要な様々な事業を実施して借り入れたものが主なものであるとの説明を受けました。今後も、国や県に対して財政支援の拡充の要望をお願いしながら、必要な事業はスピード感を持って実施していただきたいと思っております。

これからの町の財政基盤を盤石なものとするためには、定住人口の増加や、町では初めての産業団地の整備等で、町長自らのトップセールスで企業を呼び込んでいただきたいと思っております。ふるさと納税では、熊本地震で被災した益城町を応援したいとの思いから、全国の皆様より多くの寄附をいただいております。心より感謝申し上げます。さらに活用していただきますよう、町のアピールもしっかりとしていきたいと希望するものです。

財政状況が厳しい中で、町の事務事業の徹底した見直しや、町税、分担金、負担金、使用料、

手数料、財産収入及びその他料金の収納率の向上に向け、益城町町税等収納対策本部を設置し、納税における公平性の確保と自主財源の確保を図っていくとの答弁をいただきました。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、二つ目の町総合計画第2期基本計画について、1点目の計画を策定するに当たっての基本的方針について質問をします。

西村町長の3期目のスタートに連動して、町総合計画の基本計画も第2期への改定が進められていると思います。町総合計画の将来像、「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」を実現させるため、第2期の基本計画はどのような策定方針で進められようとしているのか、伺います。

二つ目の質問の2点目、第2期の基本計画の改定に当たっては、町民アンケートや企業へのヒアリングなども実施され、社会情勢の変化や新たな課題など、基本計画の改定に反映すべき点も出てきたのでは。町長マニフェストの具現化も含め、第2期の基本計画における新機軸や新たな目玉事業等について伺います。支障がある場合は、答弁できる範囲で結構です。

以上、1回目の説明といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番松本議員の二つ目の御質問の1点目、町長の3期目のスタートに連動して、基本計画も第2期への改定が進められていると思うが、どのような策定方針で進められているのか伺うについてお答えをします。

総合計画は、まちづくりのあらゆる分野における今後の方向性を示すもので、町の各種計画の中で最上位に位置づけられる計画です。現在の第6次総合計画第1期基本計画は、熊本地震からの復旧復興に向けたハード面の整備と住民協働などを軸とした、「住み続けたい」を目指したソフト面の整備の両輪でまちづくりを推進することとした益城町復興計画を組み込む形で、平成30年12月に策定したものです。

このたび、その計画の期間が令和4年度をもって終了しますことから、本年度、第6次総合計画の第2期基本計画の策定を進めているところです。第2期基本計画では、第6次総合計画の基本構想に掲げている住民主体のまちづくりや、熊本地震からの完全復興という理念を継承しながら、新型コロナウイルス感染症への対応などの新たな課題や社会情勢の変化を踏まえた修正を行いますとともに、私が4月の町長選挙時にマニフェストで示しております新たな施策も盛り込みながら、本町が引き続き魅力的で活力のある、発展するまちを目指していくための計画を策定してまいりたいと考えております。

また、計画策定に当たりましては、住民を対象としましたアンケート調査やワークショップ、パブリックコメントを実施することとしており、住民の方々の御意見もしっかりと計画に反映させてまいりたいと考えております。

総合計画は、町の様々な計画の中で最上位に位置づけられ、魅力あるまちづくりを行うための指針となりますので、外部の諮問機関である益城町総合計画審議会の意見も踏まえながら、しっかりと検討を重ね、よりよい計画となるよう努めてまいります。また、策定しました計画につきま

しては、絵に描いた餅とならないように、しっかりと全職員が読みこなして取り組んでいくことが大事であると、全ての職員に指示をしているところでございます。

次に、二つ目の御質問の2点目、町長マニフェストの具現化も含め、第2期基本計画における新たな事業について伺うについてお答えをします。

第2期基本計画につきましては、第1期基本計画の課題を踏まえた修正を行いますとともに、新型コロナウイルス感染症などの新たな課題への対応や社会情勢の変化を踏まえた計画を策定することとしております。

具体的には、各分野の政策方針として八つの柱、すなわち、住みたくくなるような都市生活基盤の整備、空港周辺の動きと連動した企業誘致などの産業振興、子育てを楽しむことができるような子ども・子育て環境のさらなる充実、みんながやりたいことで主役になれる住民主体のまちづくり、日常的な健康づくりの活性化や地域で支え合う体制づくりの健康、医療、福祉の充実、熊本地震の経験を生かした安全安心への取組、豊かな自然や地域への愛着を感じられるまちの魅力の磨き上げと発信の取組、DXの積極的な推進により便利な行政サービスを実現する行財政基盤の確保をまちづくりの大綱として掲げたいと考えており、現在、これらを実現するための具体的な施策を検討しているところです。そのような中で、私がマニフェストに掲げている項目につきましては、それぞれの目標を達成できるよう具体的な施策を十分に検討するとともに、優先的に取り組む事項として計画に位置づけることとしております。

私が示したマニフェストでは、熊本地震からの復旧復興等、コロナ対策や、地域と一緒に進める新たなにぎわいづくりなど、大きく分けて八つの項目について公約を掲げています。これらを具現化するための新たな取組としましては、例えば、ワンランク上の子育てしやすいまちを実現するため、潮井自然公園での大型複合遊具の整備をはじめ、親子で余暇を楽しめる公園などの魅力的な公共空間の創出などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、町民が主役になれるフィールドづくりとしましては、にじいろや仮設庁舎跡地に建設する複合施設において、幅広い年齢層の方々が世代を超えた交流ができるような様々な仕掛けを行ってまいります。加えて、女性リーダーの育成や起業支援など、若い世代や女性が活躍するまちづくりや、志賀哲太郎先生を契機とした台湾との国際交流など、町民の「やりたい」を実現できるよう、多様な施策を展開してまいります。

また、健康福祉分野におきましては、高齢者が生き生きと生活し、生涯にわたり活躍できるよう、スポーツを通じた健康づくり活動や、高齢者のスマートフォン活用のサポート、認知症の方を地域のみみなで見守り合うための地域包括ケアシステムの充実などに取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、未来を見据えた攻めの産業振興として、現在進めております産業団地整備に加え、県のUXプロジェクトなどと連動し、空港周辺を新産業の一大拠点にするために必要なインフラの整備や、空港、東海大学と連携した様々な施策の展開、また、新しい商業施設や飲食店を呼び込み、買物が便利で楽しいまちづくりを実現するため、街路事業をはじめとした様々な都市計画関連事業を推進してまいりたいと考えております。

総合計画やマニフェストがどんなにすばらしい計画であったとしても、実現性が伴わなければ意味のない計画となってしまいます。第2期基本計画やマニフェストで掲げる施策をしっかりと推進し、益城町に住んでよかった、益城町に住んでみたいと思っただけできるよう、全力で施策の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○6番（松本昭一君） 御答弁ありがとうございました。

西村町長が4月の町長選挙において示されたマニフェストでは、大きく分けて八つの項目について公約をされました。この約束をどのように予算に反映し実現していただくかと、町民の皆様も注目をされていることと思います。

先ほど町長が答弁された第6次総合計画の第2期基本計画の策定もしっかりと進めていただき、益城町に住んでよかった、益城町に住んでみたいと思っただけできるよう、施策の推進に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

三つ目の質問は、潮井自然公園に係る整備状況等について質問します。

来年4月には、リニューアルした阿蘇くまもと空港の開港、東海大学益城キャンパスの開校が予定されています。また、潮井自然公園の敷地内には、四賢婦人記念館や天然記念物となる布田川地表断層が保存されるなど、学習の場としても教育旅行の誘致などが期待されているところです。

この潮井自然公園に大規模な遊具施設が設置されて、周辺整備も行われ、年明けにはお披露目できると聞いています。私も、10月30日の杉堂地区のお法使祭りに参加した際、遊具施設を確認し、立派な遊具が設置されており驚いたところです。子育て世代の憩いの場として大いに期待しています。

そこで1点目は、町はこの施設をどのように活用していかれるのか、お伺いします。

三つ目の質問の2点目、アクセス道路を含めた潮井自然公園の整備計画について質問します。

昨年9月の定例会においても一般質問をしましたが、阿蘇くまもと空港方面から潮井自然公園へのアクセス道路となる町道潮井公園線の進捗状況と潮井自然公園の整備計画についてお伺いします。

前回の一般質問の町長答弁では、町道潮井公園線は令和6年度末の完了を目指しているとのことでした。現在の進捗状況は、用地等はどうか、工事着手時期はいつ頃になるのか、お伺いします。

また、潮井自然公園の整備について、昨年8月に実施設計業務の委託契約が締結されたとのことですが、キャンプ場等も計画されていると聞きましたが、どのように整備されるのか、計画についてお伺いします。

1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番松本議員の三つ目の御質問の1点目、大規模な遊具施設が設置され

るなど、子育て世代の憩いの場として期待されるこの施設をどう活用していくのか伺うについて、お答えをします。

まず、大型複合遊具につきましては、潮井自然公園の基本計画を策定する際に実施しましたワークショップにおいて設置の希望が強かった施設です。現在、大型複合遊具の設置と周辺整備につきましてはおおむね完了しており、年明けには、大型複合遊具を含む多目的広場のお披露目を開催し、子育て世代をはじめ多くの方々に楽しんで利用していただきたいと思っております。

今回、潮井自然公園に整備をしました大型複合遊具を含む多目的広場は、現在の四賢婦人記念館などの歴史的な魅力や湧水、天然記念物などの自然的な魅力に新たな魅力を加えるものであり、議員御質問のとおり、子育て世代の憩いの場としての利用も大いに期待されます。

さて、潮井自然公園の近隣である空港周辺は、来年の春には、新たな商業スペースを備える阿蘇くまもと空港ターミナル及び東海大学阿蘇くまもと臨空校舎のオープンが予定されており、さらに臨空テクノパークへの企業進出が決定するなど、大きな変革のときを迎えています。今後は、潮井自然公園を含めた空港周辺地域の魅力が格段に向上することが予想されますので、町としましては、このチャンスを逃すことなく、都市的魅力と自然的魅力の相乗効果を図ることにより、本町への観光客のさらなる誘致を行い、交流人口を増大させ、まちのにぎわいにつなげてまいりたいと考えております。

次に、三つ目の御質問の2点目、町道潮井公園線の整備の進捗状況と、潮井自然公園の整備計画について伺うについてお答えをします。

潮井自然公園は、地元のコミュニティーの場としても地域に潤いを与えますとともに、観光資源として活用することで交流人口の拡大やそれによる経済効果が期待できる、本町にとりまして大変重要な公園ですが、公園に通じる道路の幅員が狭いなどアクセスに課題があると認識しております。このため、潮井自然公園にアクセスする町道潮井公園線の改良事業を計画したところです。事業の概要は、町道農免道支線を起点とし、潮井自然公園進入路までの延長約2,000メートルについて、現況の約5メートルの道路幅員を7メートルに拡幅する計画です。

現在の進捗状況は、地元説明会を実施し、地域の意見も取り入れながら実施設計を行っており、併せて今年度から用地交渉にも着手したところで、鋭意交渉を進めています。令和5年度には改良工事に着手し、おおむね二、三年後の完成を見込んでいるところです。一方、潮井自然公園の整備は、アクセス道である町道潮井公園線の整備完了と同時期の完了をめどにしております。

公園整備につきましては、大型複合遊具を設置した多目的広場や、議員御質問のキャンプ場としての整備、潮井の魅力である湧水を誰でも安全に親しんでいただけるような親水施設の整備などを計画しております。

なお、整備に当たりましては、より多くの方に公園を訪れてもらい、四季折々の魅力を楽しんでいただき、愛着を持っていただけるよう、今後もワークショップを開くなど適切に専門家や地元の方々の意見などを取り入れながら、魅力ある公園整備を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○6番（松本昭一君） 大型複合遊具は年明けには完了するとのことです。多くの方々が訪れて楽しまれると思います。町道潮井公園線の改良工事は、令和5年度に着手し、二、三年後の完成を目指すとの答弁をいただきました。潮井自然公園の整備については様々な施設の計画をされているようですが、地域の皆様の要望や意見も取り入れながら進めていただきたいと思います。

来春には、阿蘇くまもと空港ターミナルビル及び東海大学臨空校舎がオープンし、臨空テクノパークへの企業の立地も決まり、テクノリサーチパークも再活性化していくのではないかと思います。この好機をしっかりとつかみ、津森校区、さらには町の誘客、にぎわいづくりに向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。2時15分から再開します。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時15分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中川公則議員の質問を許します。

10番中川公則議員。

○10番（中川公則君） 皆さん、こんにちは。10番中川です。

今回、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

さて、コロナ禍がまだまだ続く中、益城町でも罹患された方に、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い収束を願うばかりでございます。

私は、さきに通告しておきました道路ネットワークと公共交通の充実について、それと仮設庁舎跡に整備される複合施設についてということで、質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移動し、質問に入らせていただきます。

それでは、まず1点目、道路ネットワークと公共交通の充実についての1点目、町の街路事業についてお伺いをいたします。

熊本地震からの復興に象徴的な事業となる、通称東西線、南北線、第二南北線、横町線の四つの街路事業については、各路線とも、地元、また地権者の方々の御協力によって、用地交渉も順調に進捗していると思います。令和7年度の熊本高森線4車線化が全線開通の予定であります。この街路事業も同時に竣工できることを、私たちは願っているところであります。

そこで、分かる範囲で結構ですけれども、現在のこの4路線の進捗状況について、町長にお尋ねをいたしたいと思います。

次に、2点目の公共交通ネットワークの充実についてお伺いをいたします。

現在、町の公共交通のネットワークには大きな課題があり、町中心部と集落部とのネットワーク、また空港エリアとのネットワーク、津森、福田、飯野、木山、広安地区の県道熊本高森線と

の連結など、これから公共交通の利便性をどう高めていくかは、益城町の魅力の発展に直結することです。

また、来年竣工の新庁舎の横には交通広場も整備される予定であり、町全体の均衡ある発展を見据え、町長として将来的な公共交通の在り方をどう考えておられるのか、また、具体的にどう取り組まれるのか、分かる範囲で結構ですので、ひとつお尋ねをいたします。

1 回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番中川議員の一つ目の御質問の1点目、町の街路事業について、四つの街路事業の現在の進捗状況を伺うについてお答えをします。

現在、町で整備を進めている東西線、南北線、第2南北線及び横町線の4路線は、県が4車線化の整備を進めている県道熊本高森線とともに、本町の道路ネットワークを形成する街路です。この道路ネットワークを形成することで、より活発な物流と人流が可能となり、経済効果やにぎわいづくりへの寄与など、熊本地震からの創造的復興に欠かせないものになると考えています。さらに、この道路ネットワークは、幹線道路に囲まれた良好な街区を形成し、熊本地震時に発生しました、道路の遮断による緊急車両の通行や物資などの輸送が困難となるといった事態などを防ぐもので、災害に強いまちづくりにも欠かせないものです。

このため町では、この4路線につきまして、平成30年7月3日に街路として都市計画決定し、平成30年10月17日の事業認可により事業に着手しました。現在は、地権者の方々の御理解、御協力をいただきながら、用地の買収を進めているところです。令和4年11月7日現在の用地取得の進捗率は、筆数ベースで、益城東西線が31.4%、南北線が74%、第2南北線が69.1%、横町線が90.6%となっております。

工事につきましては、用地取得が完了しました箇所から順次着手しており、全体として金額ベースで51%の進捗率となっております。各路線とも、地権者の方々の御理解、御協力により、用地交渉が順調に進んでおり、今後も事業期間内の完了を目指して鋭意事業を進めてまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目、公共交通のネットワークは大きな課題であり、新庁舎の横には交通広場も整備されるが、将来的な公共交通の在り方をどう考え、どう取り組むのか、お尋ねするについてお答えします。

現在、本町では、木山地区や益城台地での土地区画整理事業、県道熊本高森線の4車線化事業や、町道4路線の街路整備事業などの様々な都市計画事業を実施しております。また、今後、高齢者人口はますます増加することが見込まれており、将来、これらの方々が自家用車を使えなくなっても快適に暮らせるまちづくりが必要であると考えております。

このため、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するため、令和3年3月に益城町地域公共交通計画を策定したところです。この計画では、本町のまちづくりにおいて公共交通が果たす役割としまして、都市拠点や地域拠点、複合防災拠点などを結ぶ骨格軸の形成、都市拠点でのにぎわいづくりへの対応、新住宅エリア整備への対応、来訪者の呼び込みを進めるための交通サービス、高齢者が安心して暮らせるまちづくりへの対応の五つの項目を挙げており

ます。また、本計画の策定時には、アンケート調査や公共交通利用者へのヒアリングなどを行い、住民の方々の移動特性や地域公共交通の問題点、課題を整理し、本計画の基本方針として、町内外の移動利便性を高め、復興まちづくり、まちなにぎわいづくりを加速させる、持続可能な公共交通体系の構築を掲げております。

この基本方針に基づき、将来のネットワークイメージとしまして、木山広安地区では、街路の整備状況に合わせた市街地循環バスの充実や、市街地内コミュニティ交通の導入、飯野、福田、津森地区では、デマンド交通の充実や導入を実施していくこととしております。

本年度の具体的な取組としましては、10月に福田地区の乗り合いタクシーの指定停留所を4か所から13か所に、加えて、便数も3便から4便に増やしました。その結果、利用者が倍増し、より多くの住民の方々に利用していただいております。また11月からは、新たな取組としまして、交通事業者の協力の下、津森地区におきましても福田地区に続き、実証事業として乗り合いタクシーを導入したところです。

今後も住民ニーズを踏まえながら、住民の日常生活や来訪者の移動を支え、まちづくりやまちの活性化に資する、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築、充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中川議員。

○10番（中川公則君） 町長の答弁、誠にありがとうございました。

地域地域で高齢者が、免許証も返して、老夫婦2人という家庭も非常に多ございまして、我々の地区でも、福祉バスでも通わせてくれんかなんていう話もちらほら出ていますし、そういう形でなかなか、交通の状況についていろいろと考えていけない時期ではないだろうかと思っております。

工事につきましても、さっきの道路関係につきましても、用地関係が終了した時点において、早い機会に工事等を入れていただいて、一日も早い工事の完成をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは二つ目の質問でございますが、仮設庁舎跡地に整備される複合施設についてお尋ねをいたします。

まず、1点目の施設の概要についてのお尋ねですが、来年度にはいよいよ新庁舎が完成します。現在のここ仮設庁舎の跡地に、地震で被災した公共施設災害復旧事業の最後となる、中央公民館、男女共同参画センター、ふれあい交流館等の複合施設の建設が実施計画中であり、敷地全体の面積が1万2,000平方メートル、建築面積については大体2,000平方メートルということですが、現時点で分かる範囲で結構ですので、施設の全体概要について町長にお尋ねをいたします。

次に、2点目の利活用の方針についてでございますが、公民館の機能、男女共同参画センターの機能は当然のこととして、地の利がよく、隣に町立の益城幼稚園等も存在しておりますが、ほかにも利活用の幅を広げていくべきではないかと考えます。町民や各団体からの要望なども踏まえて、これからどのような利活用の在り方を考えておられるのか、町長にお尋ねいたしたいと思っております。

なお、この地域については、非常にいい適地でございますので、将来、いろいろと町民がにぎわうような施設にしていかなければならないと思いますので、どういう考えを持っておられるのか、町長のほうにお尋ねをいたします。

2点目の質問です。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番中川議員の二つ目の御質問の1点目、仮庁舎の跡地に建設が始まる複合施設の全体概要についてお答えをします。

議員御質問の複合施設は、熊本地震で被災しました中央公民館、男女共同参画センター及び地域ふれあい交流館の3施設の町民サービス機能を併せ持つ施設です。この複合施設につきましては、平成31年3月に益城町複合施設建設基本計画を策定し、地域を結び、将来の発展を目指す地域づくりの拠点を目指す姿とし、計画を進めてまいりました。令和2年度に基本設計、令和3年度には用地取得を完了し、現在、実施設計を行っております。

さて、複合施設の概要ですが、敷地面積は約1万1,500平方メートルで、敷地の北側に来客者用の駐車場と、施設の利用者のみならず地域の方々にも憩いと潤いを与える緑地公園を配置しますとともに、公共交通機関の乗り入れが可能となるよう、ゆとりを持った敷地内道路を確保する予定です。

建物本体につきましては、延べ床面積を被災前の3施設の合計面積2,323平方メートルから約2,000平方メートルに集約し、コンパクト化を図っています。建物内部につきましては、多目的ホール1室、研修室3室、和室2室のほか、キッズプレイルームや調理室、防災備蓄倉庫などを備えております。また、建物中心にガラス張りの中庭を設け、動線として行き止まりをつくらず、その周辺部は回遊性を持たせたホールとすることで、多世代間の交流が自然と生まれるような、また、利用者が快適に過ごせる憩いの場を創出することとしております。

最大200人の研修などが可能な多目的ホールは、地域の集会施設としての機能に加え、ダンス教室やヨガ教室、軽スポーツなどにも利用できる機能を備えております。また、研修室につきましては、移動可能なスライディングウォールを設置し、研修などの規模に応じてフレキシブルに利用できる計画としております。さらに、キッズプレイルームにつきましては、子育て世代の交流の場としても利用しやすいよう工夫をしております。

こうした機能に加え、複合施設は、熊本地震の経験を踏まえ、災害について学べる施設として、また、災害時の基幹避難所として整備しますことから、防災機能と町民サービス機能を併せ持つ施設となります。そのため本施設には、防災備蓄倉庫をはじめ、非常用発電装置、井戸を整備し、避難所に必要な機能を確保することで、災害時には最大300人の避難者を受け入れるとともに、緑地公園を車中避難用の臨時駐車場として開放し、平時の駐車場と合わせて約170台分の利用が可能となる計画です。

また、全館に空調設備を整備しますとともに、バリアフリートイレやシャワー室などを備えることとしており、これらの機能は避難所として使用する場合にも非常に効果的であると考えております。

次に、二つ目の御質問の2点目、複合施設は地の利がよく、隣に町立幼稚園も存在している、町民や各団体からの要望なども踏まえて、どのような利活用の在り方を考えているかについてお答えをします。

まず、ハード面につきまして、複合施設の建設用地の周辺には、町立益城幼稚園や災害公営住宅が隣接し、さらに、北側には町道グランメッセ木山線が整備され、非常に立地条件に恵まれた場所であると認識をしております。さらに、この複合施設と益城幼稚園との間には避難路となる新設道路を整備し、辻の城団地から町道グランメッセ木山線へのアクセス向上を図ることとしています。

また、駐車場の一部には、災害時に避難地として活用できる緑地公園も整備いたします。この公園は、施設や沿道から眺めた際の良い景観を演出するばかりではなくて、平時は、施設の利用者をはじめ、グランメッセ木山線を散歩やジョギングする方々、幼稚園に通う親子など、あらゆる世代の憩いの場として御利用いただくことができ、人が集い、にぎわいの創出につながる場所になるものと考えております。

次に、ソフト面につきましては、三つの施設が複合される強みを生かし、世代を問わず全ての町民が交流する場づくりを目指しています。そのため、公民館機能につきましては、町民の生涯学習ニーズに沿うように旧中央公民館で行っていましたが講座の内容の一部を見直し、多くの町民の皆様楽しんでいただける講座を開催するとともに、町民が主体的に生涯学習に取り組める自主講座の促進にも力を入れることで、これまで公民館を利用したことがない方々にも御利用いただける施設にしていきたいと思いますと考えております。

また、議員御指摘のとおり、隣に町立幼稚園があることを生かし、日頃から体育及び音楽教育の活動場所として活用いただくとともに、親子で気軽に参加できる体験型の講座なども積極的に実施してまいりたいと考えております。さらに、先ほど申し上げました緑地公園を敷地内に整備することにより、施設内と屋外の緑地公園とを一体的に利用することができます。このため、活動スペースを広くとることができるだけでなく、活動の様子が施設の外からも見えることで、施設の近くを通りかかった方などへのPRや多様な利用者同士の交流にもつながり、生涯学習活動のさらなる活性化に寄与するものと考えております。

また、複合施設にはキッズプレイルームを設置することとしており、子育て世代の交流の場としての機能を備えるとともに、託児スペースとしても利用できるようにすることで、子育て世代が就業支援に関する講座や起業支援に関するセミナーを気軽に受講できるような環境を整えます。

このように、新たに建設する複合施設は、子供から高齢者、男性、女性を問わず、様々な方々の探求心や創造力を育むとともに、町民の皆様の主体的なチャレンジや活躍を応援する施設を目指し、基本計画で掲げた目指す姿である、地域を結び、将来の発展を目指す地域づくりの拠点を実現してまいります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中川議員。

○10番（中川公則君） ただいまの町長の答弁、ありがとうございました。

いろいろな施設を造って、いつもこの地域が、小さい子供の声から、大人の人たちも一緒になって、いつも和気あいあいの公民館施設になることを期待するわけでございます。この地域については防災面も非常に充実されていくということでございますので、町民としても安心して生活ができるような形になるものと思っております。

早い期間に、もうすぐの着工になろうかと思いますが、くれぐれもよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 中川公則議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されていた一般質問が全て終了しました。

これにて散会します。

散会 午後 2 時37分

12 月 8 日（木曜日）

令和4年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和4年12月5日午前10時00分招集
2. 令和4年12月8日午前10時00分開議
3. 令和4年12月8日午後3時19分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 3番 上村幸輝議員
- 8番 甲斐康之議員
- 14番 中村健二議員
- 17番 坂田みはる議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 柴正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本貢君 | 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 16番 荒牧昭博君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 桶谷哲也君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 会計管理者 | 深江健一君 |
| 総務課長 | 塘田仁君 | 危機管理課長 | 岩本武継君 |
| 企画財政課長 | 山内裕文君 | 税務課長 | 坂井浩章君 |
| 住民課長 | 竹林浩幸君 | 福祉課長 | 荒木薫君 |

福祉課審議員	中村康広君	こども未来課長	吉川博文君
健康保険課長	松永昇君	産業振興課長	松本浩治君
建設課長	村上康幸君	都市計画課長	齊藤計介君
復興整備課長	水口清君	街路課長	石橋淳君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君
生涯学習課長	富永清徳君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	山口拓郎君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、16番荒牧議員から欠席する旨の届出があっております。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問となっております。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に上村幸輝議員、2番目に甲斐康之議員、3番目に中村健二議員、4番目に坂田みはる議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、上村幸輝議員の質問を許します。

3番上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） 皆さんおはようございます。3番の上村でございます。

今回も一般質問の機会を与您にいただきまして、誠にありがとうございます。

また、傍聴席におかれましては、日頃より町政に関心を持っていただき、感謝いたします。

コロナ感染症の猛威から約3年。またこうやって傍聴席で聴いていただけることを非常にうれしく思います。

さて、本日は、二つのことについて質問させていただきます。

1点目は、放課後児童クラブについて。また、2点目は市街化調整区域の集落部を活性化させるための政策や事業の展開について。以上2点質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、早速一つ目の質問の放課後児童クラブについて質問させていただきます。

放課後児童クラブとは、正式名称を放課後児童健全育成事業といい、児童福祉法第6条の3、第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものであり、保護者の方々が安心して働くためにとても重要な役割を担っております。

古くは、1950年の学童保育づくり運動に始まり、1998年には放課後児童健全育成事業という名

称となり、児童福祉法と社会福祉事業法に位置づけ、法制化をされました。

そして、国や自治体が事業の責任を負うということが児童福祉法に明記されたことで、保護者の方々が実施されている事業ではなく、公の事業として学童保育は公的に保障された事業となっております。

また、その頃から、放課後児童クラブは運営の在り方もどんどんと多様化していき、NPO設立、民間委託、企業参入、指定管理者制度導入といった児童クラブの運営も増えてきたようです。

2015年には、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための子ども子育て新制度ができ、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指す取組を進めるとなりました。

そして、児童福祉法が改正され、対象児童の規定が「小学校に就学しているおおむね10歳未満であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」から、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等で昼間家庭にいないもの」に改正をされました。

このような流れとなっている児童クラブですが、この益城町でも、さきに報告のあった町立幼稚園の在り方に関する答申書の内容から見て、幼稚園の利用ニーズの減少に反比例し、保育所の利用ニーズが高まっております。保育所を卒園すれば、次は学童保育という放課後児童クラブのステップとなります。

そこで、4点伺います。

現在、幾つのクラブがあり、各学年ごとの利用状況等はどうでしょうか。

2番目が、保育園卒園者数と放課後児童クラブ1年生の利用者の数の関係はどうでしょうか。

3点目、ここ数年の利用のニーズはどうでしょうか。また、これについて、アンケート等で把握等はできているのでしょうか。

4点目、放課後児童クラブを利用したいが、役員等になった場合、かなりの労力と併せ、時間的にも負担になるため、利用をちゅうちょせざるを得ない、そういった声を多く聞きます。利用される保護者の方々の負担を軽くするためにも、事業委託等を導入してはどうでしょうか。

1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。令和4年第4回益城町議会定例会も第4日目を迎えております。本日は一般質問2日目ということで、4名の議員の皆様の質問をいただいております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、3番上村議員の放課後児童クラブについての御質問にお答えをさせていただきます。一つ目の御質問の1点目、現在のクラブ数と各学年ごとの利用状況はどうかについてお答えをします。

現在、本町には五つの小学校に九つの放課後児童クラブがございます。

その内訳は、飯野小学校、益城中央小学校及び津森小学校に各一つ、広安小学校、広安西小学校に各三つとなっております。

次に、本年度、放課後児童クラブに登録し、利用されている学年ごとの児童数は、小学1年生

が164名、2年生が158名、3年生が93名、4年生が27名、5年生が12名、6年生が7名の合計461名となっております。

次に、一つ目の御質問の2点目、保育園卒園者数と放課後児童クラブ1年生利用者の数の関係はどうかについてお答えをします。

令和4年4月現在では、令和3年度の保育園の卒園者数は278名。それに対して、放課後児童クラブの1年生の利用者数は164名となっており、卒園者の6割近くが放課後児童クラブを利用されている状況です。

次に、一つ目の御質問の3点目、ここ数年の利用の傾向ニーズはどうか。アンケートなどでの把握はできているかについてお答えをします。

本町では、各小学校におきまして、毎年新1年生の就学前健診が11月に行われており、その際に各小学校の放課後児童クラブにおきまして新1年生の利用希望調査が行われております。過去3か年では、保育園の卒園者数のおおよそ半数以上の子どもたちが放課後児童クラブを利用する傾向にあります。

令和5年度の利用希望状況につきましては、現在、集計が終わっております飯野小学校区及び広安西小学校区の分を申し上げますと、広安小学校区内の卒園者数は39名で、うち、利用希望者が19名。また、広安西小学校区内の卒園者数は104名で、利用希望者は59名となっております。

このような状況から、令和5年度も保育園を卒園した子どもたちの半数以上は放課後児童クラブの利用希望があることが確認できます。

さらに、今後の宅地開発などによる人口流入なども踏まえながら、今後の放課後児童クラブの利用希望者の推移などを注視していく必要があると考えております。

最後に、一つ目の御質問の4点目、放課後児童クラブを利用される保護者の負担を軽くするためにも、事業委託を導入してはどうかについてお答えをします。

放課後児童クラブの運営につきましては、国や熊本県の放課後健全育成事業の規定に基づき、運営を行うこととされております。議員御指摘のとおり、保護者会での運営が厳しいと感じておられるクラブもあり、実際に複数のクラブから今後の事業運営についての相談を受けているところです。本町としましては、以前から、民間委託による運営手法などにつきましてクラブ側に情報を提供してまいりましたが、今のところ実現には至っておりません。

民間企業への事業委託は、保護者の負担軽減のみならず、保育時間の延長などのサービス向上といったメリットが期待される一方で、保護者の意向が必ずしも十分に反映されないことや、利用料金が増額される可能性があること、学校内で民間事業者が運営することについての管理上の懸念などの課題も考えられます。

本町としましては、これらの課題を踏まえながら、保護者会の皆様や支援の皆様などと対話を重ね、保護者の負担を軽減しながら、放課後児童クラブを安定的に運営できる最適な手法につきまして検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 1回目の答弁ありがとうございます。

1点目については、広安小、広安西小に各三つ、飯野小、中央小、津森小に各一つずつ、合計九つの児童クラブが設置され、合計で461名の児童が利用している。また、利用に当たっては小学3年生までの利用者が多く、4年生から6年生までは学年が上がるごとに減少するということがよく分かります。

2点目については、保育園卒園者の約6割が放課後児童クラブの1年生として利用される傾向があるということです。

また、3点目については、毎年11月の就学前検診の際に、新1年生の利用の希望調査を行うことでニーズの把握を行っている。また、令和5年度の利用状況についても、現在把握ができていない飯野小や広安西小学校については、保育園卒園者の5割から6割近くが児童クラブを利用希望されているようで、1点目から3点目までの質問を通して利用状況というものがよく分かりました。

4点目では、放課後児童クラブの運営について、国や熊本県の放課後児童健全育成事業の規定に基づき運営を行うこととされているということで、現在、その規定に基づいた運営形態であるということです。ですけど、その規定に基づく運営形態においても、保護者での運営は困難な状況にあるということで、町内複数の児童クラブから、今後の事業運営についての相談が来ているわけですね。

恐らくは、それ以外の町への相談までには至っていないといった児童クラブについても、同じように保護者での運営が困難な状況にあるのではないかと推測されます。

また、民間委託による運営手法などについて、クラブ側に情報を提供しているといったことではありましたが、いろいろな課題というものもあるようで、クラブ側のみでその判断はできかねる状況ではないかと思えます。

先ほど申しましたように、放課後児童健全育成事業という名称で法制化をされてから、国や自治体での事業の責任が児童福祉法に明記されたことで、保護者の方々が実施されている事業ではなく、公の事業として、先ほど申しましたように、法的に保障されている事業です。

2007年には放課後子どもプラン推進事業、そして2014年に放課後子ども総合プラン、2018年に新放課後子ども総合プランという文科省の放課後子ども教室というものと厚労省の学童保育を一体的に連携するプランが打ち出されました。これも子育て支援に対して力を入れていかなければならないといった国の姿勢の表れだと思います。

町としても、こういった姿勢というものは大事にしていかなければならないと思います。

2回目の質問ですが、この学童保育である放課後児童クラブに、待機児童、保育園等では待機児童はよく問題にされますが、学童保育においてもその存在はあるのでしょうか。あるのであればその人数と、待機に至っている要因というものは何でしょう。

そしてまた、近隣市町を見ると、御船町の滝尾小、嘉島町の嘉島西小、大津町の大津小、室小、護川小、そして菊陽町放課後児童クラブ、菊池市七城町の放課後児童クラブなど、多くの周辺市町で指定管理者制度の導入など事業委託による運営がなされております。

そういった周辺市町の動きを見ると、本町でも取り組めないことではないと思いますし、「第

2期すくすくえがお益城っ子プラン」、これにも、「働く保護者として学童保育とは重要な社会資源であると言えます。今後も安心して預けることができるとともに、多様なニーズを踏まえ、開設時間の見直しなど学童保育を維持していくことが求められる」とあります。

先ほど答弁の中で、運営手法について検討を進めていくとのことでありましたが、いま一度伺います。指定管理者制度などの事業委託を取り入れていただけないでしょうか。2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） まず、先ほど一つ目の御説明の3点目で、保育園の卒園者数の中で、令和5年度の利用希望ということで、広安小学校区内の卒園者数は39名と申しましたが、正しくは飯野小学校区内の卒園者数が39名ですので、修正をお願いしておきます。

3番上村議員の一つ目の御質問の4点目の2回目、放課後児童クラブに待機児童の存在はあるのか。今後、放課後児童クラブの運営に指定管理者制度などの事業委託を取り入れていただけないかについてお答えをします。

本町の放課後児童クラブの待機児童は14名です。その内訳は、広安小学校の3クラブで10名、飯野小学校で4名となっております。

児童の受入れに当たりましては、国の基準により、児童1人当たりおおむね1.65平方メートルの広さが必要とされておりますが、現状、施設面積に余裕がないことから、今後、待機児童の解消に向けて、小学校の空き教室の放課後利用を含めた施設の確保を早急に検討する必要があると考えております。

また、議員御指摘のとおり、指定管理者制度を導入し放課後児童クラブを運営している自治体もございます。

例えば、菊池市では指定管理者制度を導入している放課後児童クラブが六つあり、そのうち、保護者会の運営が4クラブ、NPO法人の運営が2クラブと、地域の実情に応じて運営主体が異なるようです。

このほか、近隣自治体では、NPO法人や社会福祉法人が運営しているところや、保護者会が法人化して運営しているところなど、状況は様々です。

本町では、以前、放課後児童クラブの運営に関し、放課後児童クラブを運営されている保護者会に対しまして、民間事業者を紹介させていただいた経緯もございます。

本町におきまして、今後、放課後児童クラブをどのような形で運営を行うのが最善の方法か、保護者会の皆様や支援員の皆様と協議をしながら、事業主体や具体的な運営方法につきまして早急に検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 2回目の答弁ありがとうございます。

学童保育である児童クラブにおいて、飯野小で4名、広安小で10名、合計14名の待機児童の存在があり、その要因としては定員オーバーしているため。平米数が足りないとかですね。

また、それについては今後、施設の増設などを検討している必要があるということですよ。

そして、運営の指定管理については、最善の運営方法について保護者会の方々、支援員の方々、関係各課協議の上、事業主体や運営方法を早急に検討していただけるということですので、早急にとというのが非常に大事かと思えます。

3回目の質問ですが、質と量、両面から子育てを社会全体で支えていくという国の子ども子育て新制度の下、益城町子ども・子育て支援事業計画があり、本年2月に中間期の見直しというものが行われました。

この計画の放課後児童健全育成事業の項に、利用されるであろう学年ごとの量に、見込みと放課後児童クラブ数等の計画数値というものが記入されていますが、現状に計画が追いついていないとか、計画数値に施設整備が追いついていない。これが待機児童発生の要因かと思えます。今後も利用増が見込まれているように見受けられます。

放課後児童健全育成事業が、児童福祉法に基づき、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業であることを鑑み、待機児童が発生することのないように、連携事業等を含め施設整備を図っていただきたいと思いますがどうでしょうか。

そして、運営方法に関しては、最善の方法を協議して早急に検討を進めるとのことで、非常にありがたいと思えます。

この質問の背景には、人材不足の中で、有資格である放課後児童支援員さんの求人、面接、採用、これまでをそのクラブでこなさなければならない。そういった役員さんの役務の困難さ、それも多く要因としてあるようです。

町でも、保育士を募集してもなかなか見つからない。そういう状況にあるわけですので、それを児童クラブで求めるというのは非常に厳しいかと思えます。

運営方法に関しては、指定管理者制度やNPO法人委託などいろんな方法がありますが、先ほど答弁にもありました、利用料に大きく影響するものでもあります。その協議、検討に当たっては、周辺市町村の導入事例、内容、メリットやデメリット、そういった想定される内容の資料をもって、学童保育の質というものを落とすことなく、利用される保護者の方々の思いが反映されるような形での検討を望みますがどうでしょうか。3回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問の4点目の3回目、待機児童が発生することのないように施設整備を諮っていただきたい。また、運営方法に関しては、学童保育の質を落とすことなく、利用される保護者の思いを反映してほしいについてお答えをします。

本町はこれまでも、子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、平成30年度に広安西小学校に1施設、令和元年度に飯野小学校と広安小学校にそれぞれ1施設、令和2年度にみんなの家を利活用する形で益城中央小学校に1施設、計4つの専用棟を設置し、放課後児童クラブを拡大してまいりました。

また、来年度は、広安西小学校内の余裕教室を活用し、新たな放課後児童クラブの設置に向けて準備を進めているところです。

しかし、議員御指摘のとおり、放課後児童クラブの箇所数及び定員数につきましては、計画では、令和4年度時点で10か所、526人と定めているのに対し、現在は9か所、453人となっており、計画どおりに放課後児童クラブを整備することができていない状況です。

これは、子どもたちの受入れに必要な支援員の確保が困難であることに加え、コロナ禍により施設内の密を防ぐために受入れ人数を制限していること、また、学校敷地内において授業を実施する場所の確保が困難であることなどが要因となっております。

今後も支援員の確保に向けて様々な方法を検討しますとともに、学校施設の活用や学校敷地外での施設の確保も含め引き続き検討を行うことで、子ども・子育て支援事業計画に定められました放課後児童クラブ施設の確保に努めてまいります。

また、今後の放課後児童クラブの運営方法の検討を進めるに当たりましては、周辺自治体などの研究を進める中で、議員御指摘のとおり、利用料や保育の質にできる限り影響が出ないよう、また、できるだけ保護者の負担を軽減できるよう、最適な手法を研究する必要があると認識をしております。

引き続き、現在、放課後児童クラブを運営いただいている保護者会や支援員の皆様と協議をしながら、放課後児童クラブの施設の確保や、保護者の負担が少ない運営方法について検討を進め、子どもたちが放課後に安心して過ごせる居場所をしっかりと確保できるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。必要とする利用者の方々に安心して利用できる環境を提供できるよう、早急に検討をお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、市街化調整区域の集落を活性化させるための政策や事業の展開について質問させていただきます。

少子高齢化、先々の人口減少化社会への対応を考えたコンパクトシティという言葉に合わせるように、市街化地域への政策が色濃い印象を受ける中、対する集落部は市街化調整区域ということもあって目立つような動きはありません。

この市街化調整区域内の集落部において、これまで幾度か買物不便解消策である物産館や道の駅等をつくれるよう、地域活性化のため、国道443号沿いに町への工業団地造成などを提案しましたが、市街化調整区域がネックということもあり、このような市街化調整区域の課題について、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町の1市3町で構成する市街化調整区域活性化連絡協議会で問題を提起し、県に対し強力に要望を行っていくということでした。

そこで3点、現在の動向と新たな町の考えというものを伺います。

1点目、市街化調整区域活性化連絡協議会の成果や効果、また、現在の動向はどうでしょうか。

そして2点目、グランメッセ北側に新産業団地が計画され、今後の企業進出等が期待されますが、市街地周辺に隣接、集中させるより、渋滞等の影響のない集落部に分散させ、あわせて、集落の活性化を図るべきと思います。

さきに放送されたNHKのニュースによると、TSMCが進出する菊陽町では、市街化調整区

域内の農地の規制がハードルとなって、国内外の進出を希望する企業22社のうち8割が土地の取得ができずに進出を断念といったことが報道されました。

本町においても、今後、企業進出の話が増えてくることが予想され、これから町が率先して集落部に産業団地開発等を行い、あわせて、集落部の活性化に努めるべきと思いますが、町の考えはどうでしょうか。

そして3点目、ちょっとした日用品を扱う店舗すらない福田校区や津森校区等の集落部に、小さな店舗でも出店してもらえるような政策や事業の展開を求めますが、町の考えはどうでしょうか。1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の二つ目の御質問の1点目、市街化調整区域活性化連絡協議会の成果や効果、また、現在の動向はどうかについてお答えをします。

熊本市及び益城町を含む1市3町がその区域となる熊本都市計画区域は、熊本県で唯一市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きが行われている区域です。

この線引き制度は、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、必要がある場合に都市計画として決定するもので、熊本都市計画区域のように県都である熊本市を含む複数の市、町を区域とし、開発圧力が高い区域で県により都市計画決定がされています。

しかしながら、この線引き制度による開発の規制を画一的に運用するだけでは、地域の実情や地域の創意工夫によるまちづくりに大きな弊害がありますとともに、県土全体の活性化の推進役である熊本都市計画区域の活性化にも様々な影響があると認識をしております。

このため、本町と合志市、菊陽町、嘉島町の1市3町で組織します市街化調整区域活性化連絡協議会では、協議会設立後これまで市街化調整区域の活性化を図るための様々な要望を行ってまいりました。

直近では、令和3年8月に、1市3町の首長全員で熊本県副知事に対して要望を行っております。

その要望項目は、集落内開発に係る店舗面積、店舗種類の緩和など、開発に関する項目が8項目。商業系の地区計画基準の追加など、地区計画に関する項目が4項目。都市計画決定の協議における県の適正な勧誘など、その他の都市計画に関する項目が4項目で、それに合わせて、線引き制度に関する意見交換なども行っております。

要望後に、県と1市3町で事務レベルでの協議を4回実施しており、今後、首長と土木部長の意見交換や、首長と県副知事による協議なども予定をしているところです。

協議では、各市町から県に対し、地域の実情とともに、それに伴う都市計画法の規定や都市計画運用指針に基づく規制に関する各市町の考え方などを説明し、要望項目に関する意見交換を行っております。

県におきましても、地域の実情などをしっかりと受け止めていただいていると認識しており、今後も熊本都市計画区域の適切な開発が行えるとともに、地域の創意工夫によるまちづくりが実現できるよう、1市3町が一丸となって取り組んでまいります。

次に、二つ目の御質問の2点目、今後、町が率先して集落部に産業団地開発などを行い、集落部の活性化に努めるべきと思うが、町の考えはどうかについてお答えをします。

集落部の活性化は本町における重要な課題の一つであり、この地域で暮らす人や働く人を増やしたり、交通の利便性を向上させるなど、地域の活力を高める必要があると考えております。

議員御質問の産業団地の開発につきましては、企業の立地により、交流人口や定住人口の増加が見込まれますことから、集落部にかかわらず、地域活性化に向けた施策の一つとして有効であると認識をしております。

一方で、企業は立地に際して、周辺環境や交通の利便性、インフラの状況などを総合的に判断されることから、企業の進出可能性を念頭に置いて、産業団地の候補地を検討する必要があると考えております。

また、集落部は市街化調整区域であることから、産業団地の開発を進めるためには、まずは、都市計画マスタープランにおいて産業用候補地として設定する必要があります。

いずれにしましても、集落部の活性化は必要であり、市街化調整区域の課題解決に向けて協議などを行っている市街化調整区域活性化連絡協議会からの県への要望の結果などを踏まえまともに、今後の社会動向を見据えながら必要な施策を検討してまいりたいと考えております。

最後に、二つ目の御質問の3点目、福田校区や津森校区などの集落部に小さな店舗でも出店してもらえよう政策や事業の展開についてお答えをします。

本町では、熊本地震からの完全復興を図り、さらに魅力ある町へと発展するため、平成30年12月に第6次益城町総合計画を策定し、この計画を踏まえて、より具体的な都市づくりの方向性を定める益城町都市計画マスタープランの改定を令和2年3月に行っております。総合計画や都市計画マスタープランは、中心市街地だけではなく、町全体を見渡した計画です。

都市計画マスタープランにおきましても、全体構想を定めまともに、議員の御質問にあります、福田、津森、飯野地区の集落部につきましても、地域の声をお聞きしながら、地区別構想として地域の課題を含めた地域づくりの方針を定めているところです。

このように、地域づくりに取り組んでいる集落部ですが、市街化調整区域ですので、開発は基本的に規制されており、都市計画法の規定に沿う開発でなければ許可がされないこととなっております。

しかし、議員御質問のちょっとした日用品を扱う店舗につきましては、日常生活のため必要な物品の販売などで、主に市街化調整区域に居住されている方が利用する店舗であれば、都市計画法第37条の規定によりまして開発許可を行わなければならないとされています。

この規定により、開発許可を行う県の開発許可基準におきましても、申請地を中心とした半径250メートルの範囲内に40戸以上の住宅が立地する区域において、店舗の敷地面積が500平方メートル以下の開発を行う場合は開発許可を行うとされているところです。

このように、小規模な店舗が市街化調整区域内に出店する場合は、既に開発を許可する制度がございます。本町では、多くの事業者がこの制度を活用してもらいたいと考えておりますので、今後もこの制度の情報提供に努めてまいります。

また、事業者が店舗を出店する際の、例えば、町からの支援などの政策や事業の展開につきましては、地域の実情とともに、他の自治体の状況なども勘案し、今後、必要に応じて検討をしてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

1点目については、熊本市都市計画区域の線引きによる開発の画一的な規制は、地域の創意工夫によるまちづくりや都市計画区域の活性化にも影響が出るため、直近では開発に関して8項目、そして地区計画に関して4項目、都市計画に関して4項目、合わせて、線引き制度に関する意見交換等も実施をしたということで分かりました。

要望後の詳細な協議と、今後、県土木部長と首長、副知事との協議も行っていくということで、これについて内容は分かりました。

そして、2点目については、本町における活性化は本町における重要な課題の一つであり、交通の利便性の向上や地域の活力の向上、そして3点目にして質問しております課題の解消など、地域活性化に向けた有効な施策の一つであると認識はされていらっしゃるんだらうと思いました。

しかし、産業用地の検討に当たっては、高速道インター横であったり、市街地部横であったり、大きな道路沿い、道路はもちろんそうですね、あまりにも意識されすぎているようにも感じております。

菊陽町のセミコンテクノパークや第2原水工業団地、大津町の中核工業団地などを見ると、逆に市街地部ではなく、市街化調整区域の集落部近くに点在しているように思います。

いずれにしても、集落部の活性化というものが必要であるという認識だということで分かりました。

そして3点目については、集落部のある市街化調整区域であっても、日用品など、市街化調整区域に居住されている方々が利用される店舗に関しては許可をされるなど、既に制度が用意されている。確かに、その制度というものはあります。

しかし、その制度を云々ということ以前に、もともとからその地で営まれていた店舗が衰退、消滅、そういった現実がございます。

以前、一般質問でこのような内容を取り上げましたとき、企業誘致等で集落部に住む人が増えれば出店を考える企業も出てくるものと思われる。そういった答弁だったかと思いますが、20年先、30年先、はるか先の要望をしているわけではなく、現在既に直面している問題、これについては行政の肩入れと支援事業、これがなければ非常に難しい課題であると思えます。

それでは2回目の質問なんですが、1点目が市街化調整区域活性化連絡協議会、1市3町で構成されております。この中で、嘉島町、町の総面積1,666ヘクタールのうち、市街化区域面積約186.7ヘクタール。市街化区域が占める割合が約11.2%。合志市、総面積約5,317ヘクタール、このうち市街化区域の面積が約642ヘクタール、市街化区域が占める割合約12%。そして菊陽町、総面積は約3,746ヘクタール、市街化区域面積が約589ヘクタール、割合比率は15.7%。

そして、益城町、総面積が約6,568ヘクタール、このうち市街化区域面積が約396ヘクタール、

市街化区域が占める割合が6%です。

逆に言えば、この割合の反対が市街化調整区域の占める割合です。市街化調整区域にある集落部の活性化を図っていくことがいかに重要かということが、これによって分かるかと思います。

そして、この町の僅か6%の市街化区域の面積。本来、益城町は熊本空港もあります。インターもあります。そういったものを備えた町であり、今後の企業誘致等においても非常に魅力的な町であるべきだと思います。この6%、開発がいろいろ比較的自由に開発が許される6%面積。この数字をどう考えていらっしゃるでしょうか。

そして2点目、1回目の答弁の中で集落部は市街化調整区域であり産業団地の開発を進めるためには、産業団地候補地として設定する必要があるとありました。

また、集落部の活性化は本町における重要な課題の一つであるとのことでした。

産業団地を集落部の国道443号沿いにもってくることで、集落地域の衰退を防ぎ、地域活性化に相乗効果が得られるものと思われまます。ぜひとも、集落部を産業団地候補地として設定していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

そして3点目、先ほど申しました、もともとから営まれていた店舗が衰退、消滅の現実があります。行政の肩入れがなければ、民間店舗の出店は非常に厳しいものと思われまます。ぜひ、活用できるような支援の事業研究や前向きな検討を今一度お願いします。2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の二つ目の御質問の1点目の2回目、益城町総面積に占める市街化区域面積が僅か6%であることをどう考えているのかについてお答えをします。

市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引き制度は、先ほども答弁しましたとおり、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため必要があるときに定められるもので、本県におきましては、熊本都市計画区域についてのみ県により都市計画決定されています。

この線引き制度は、一度設定したら変更されないというものではなく、区域の状況に応じて適宜見直しが行われるもので、市街化の進展などで市街化区域としての様態を備えている区域は、状況に応じて市街化区域に編入されるべきものです。

このため、市街化区域の姿につきましては、単なる町の総面積に占める割合だけではなく、市街化区域としての様態を備えている区域が適切に市街化区域に編入されているかどうかについて確認すべきであると認識をしております。

このような観点から本町の現状を見ても、本町は熊本市の東部地域に隣接しており、空港と二つの高速インターチェンジを有するという地理的優位性や交通の利便性に加え、熊本地震からの創造的復興により、現在の市街化区域の周辺部を中心として市街化が進展してきたことにより、市街化区域としての様態を既に備えている、もしくは、近い将来備えることとなる地域が存在しているのではないかと考えているところです。

線引き制度の都市計画の変更は県の権限に基づき行われますので、このような本町の現状などにつきまして、都市計画変更の際の市町村への意見聴取など、あらゆる機会を捉えて県に説明しますとともに、適切な市街化区域への編入を強く要望してまいります。

次に、二つ目の御質問の2点目の2回目、集落部の産業用候補地としての設定についてお答えをします。

1回目の答弁でも申し上げましたが、集落部は市街化調整区域でありますことから、産業団地などによる開発には、まず、都市計画マスタープランにおきまして産業用候補地として位置づける必要があります。

しかし、それと同時に、企業では、立地に際して周辺環境や交通の利便性、インフラの整備状況などを総合的に勘案して、その適否を判断されます。

このため、都市計画マスタープランにおける産業団地の位置づけはどこの場所でもよいというものではなく、地域の持つポテンシャルとともに、これらの企業の動向などを注視する必要があります。

現在、本町では、グランメッセ北側に町営では初となる産業団地を造成中であり、これら産業団地への企業の進出状況や、今年度から県東京事務所に派遣しました職員などを通じて得られました最新の企業動向などを見極めながら、どの地域が産業候補地に適しているかといった検討を行ってまいります。

最後に、二つ目の御質問の3点目の2回目、民間店舗の出店に活用できるような支援の事業研究や前向きな検討についてお答えをします。

先ほど答弁させていただきましたが、地域住民のための小規模店舗につきましては、県の開発許可基準におきまして、要件を満たす店舗に関して開発制度が用意されているところです。本町としましては、まずはこの制度を多くの事業者を活用してもらいたいと考えており、機会を捉え、制度の情報提供に努めてまいります。

また、本町では、コンパクトシティ・プラスネットワークのまちづくりとしまして、中心市街地に商業や福祉などの都市機能を立地誘導しますとともに、中心市街地と集落部の連結を含む公共交通の充実を図ることを目的として、令和3年3月に益城町地域公共交通計画を、令和4年3月に益城町立地適正化計画を策定しております。

このことにより、中心市街地の都市機能を、車を使えなくなった高齢者の方々や周辺の集落部の方などが必要に応じ利用可能になると考えているところです。

店舗の出店は民間の活力によることが基本であり、そのための制度の情報提供に努めますとともに、さらに、町からの支援などの政策や事業の展開が必要かどうかにつきましては、本町におけるこれら公共交通の充実などの施策と効果などを見極めながら、他の自治体の状況なども勘案しつつ、今後、研究を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。何度伺っても想像していたような答えしかもらえないなと、よく分かりました。

確かに、面積の割合比率で考えていくようなことではない、そういうふうに思いますけど、土地利用の制限の状況というものはよく分かるのかと思います。

よく住民の方々から耳にするのが、周りの町はどんどんよくなっていく。この町は何も変わら

ん。置いていかれよると。食品は買えるけどほかは不便で、御船や西原に買いに行くもんなど。そういった声です。

根底にあるのは、比較的開発行為が容易な市街化区域の面積の少なさと、逆に厳しい開発制限を受ける市街化調整区域の広さだと思えます。

たしか、大津町や御船町においては、用途指定区域は存在しても、市街化調整区域は存在しなかったのではないと思えます。

民間企業の進出等においても、民間企業独自で土地の取得、開発、これは非常に厳しく、このような制限を受ける土地での土地選定はまず避けるのではないかと思えます。

これまで質問して思うのは、市街化調整区域は熊本市を囲む周辺の市町に存在する県の都市計画ですが、その線引きは町が大きく声を上げていかないと絶対に変わるものではない、そういうふうに思えます。

今現在、副町長、政策審議監、土木審議監、そして、産業振興課審議員、これだけの方々が県からいらっしゃっているので、今が一番県に訴えて響くときではないかと思っております。

これから、企業誘致にしても、町がしっかりと事業に使える土地を準備した上で誘致するなどが必至となってきます。

今回は、グランメッセ北側の産業団地計画のようなものを、次回は集落部近隣へ計画することで、あわせて活性化、もしくは活性化につながる施策をとという質問を多角的にぶつけましたが、総括として、町は今後どのように集落部活性化を図っていこうと考えておられるのか。3回目の質問として伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の2点目の御質問の3回目、総括として町は今後どのようにして集落部活性化を図っていこうと考えているのかについてお答えをします。

集落部の活性化について総括しますと、二つの対応が重要であると考えております。

一つ目は、集落部の市街化調整区域としての開発の規制を画一的ではなく、いかにして地域の実情に応じて法律の許す範囲で運営をしていくかが大変重要なことと認識をしております。

そのような運用がなされなければ、地域の実情や地域の創意工夫によるまちづくりに大きな弊害が出てまいります。

このため、本町と合志市、菊陽町、嘉島町の1市3町で組織する市街化調整区域活性化連絡協議会の首長全員で、昨年の令和3年8月に熊本県副知事に対して数々の要望を行っていることは先ほどの答弁で申し上げたとおりです。

この要望項目に関する協議や線引き制度に関する意見交換などを、今後、首長全員と県副知事との間で行う予定であり、この席上でも地域の実情や私の考えを、議員が言われるように声を大きくしてしっかりと伝えてまいります。そして、地域にとって必要となる開発をぜひとも進めてまいりたいと考えています。

次に、二つ目が、市街化調整区域に関する規制の運用以外に本町として行える集落部に対する対策をしっかりと行っていくことです。

具体的には、これまで、移住定住による活力の維持を図るため、子育て世代などが集落部で住宅を新築などする場合に補助金を交付したり、住宅地の開発を促進するため、益城町集落部住宅地開発支援事業補助金交付要綱を定めて、補助金を交付するなどの対策を行っているところです。

また、少子高齢化に備えて、市街地をコンパクト化するとともに、市街地に商業、医療、福祉といった都市サービス機能を集積させ、これらの都市サービス機能を集落部の方々が車を使わなくとも利用できるように、益城町地域公共交通計画を策定して公共交通の充実に取り組んでいるところです。

さらには、議員が先ほど御質問された、ちょっとした日用品を扱う店舗などにつきましても、県の開発基準においてそのような店舗の出店が可能となる制度があることを事業者へ情報提供するとともに、町からの支援などにつきましては、地域の実情とともに他の自治体の状況などを勘案し、必要に応じて検討するなど、今後とも集落部の活性化につながる対策につきましても、地域の方々の声に耳を傾けながら全力で取り組んでまいります。

今回の質問で、議員の集落部の活性化に対する強い思いを感じているところです。私も思いは同じです。自治体の首長は、集落部や地域の過去と現在と将来に責任を背負っていると思います。過去に実現できたこと、できなかったこと、全ての遺産を受け止めながらそれを踏まえながら、現在の課題、困難に立ち向かい、そして、未来を切り開く、それが首長の歴史に対する責任と考えております。未来を見据え、しっかりと取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 必要とされる対策をしっかりと講じていただき、集落部の活性化に努めていただきますよう切にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。答弁ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 上村幸輝議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、甲斐康之議員の質問を許します。

8番甲斐康之議員。

○8番（甲斐康之君） 皆さん、おはようございます。8番、日本共産党の甲斐康之でございます。

秋があっという間に過ぎて、朝夕めっきり冷え込んできました。同様に、10月から食品などのあらゆる生活用品が値上がりし、私たちの懐はますます冷え込んでいます。

反面、大企業の内部留保が500兆円を超え、この10年間で1.5倍に急増しています。それに対し

て、労働者の実質賃金は、同期間に24万円も減っています。急速な物価上昇で、賃金はさらに目減りをしています。大企業が利益をため込み、賃金が上がらない構造によって、日本経済が成長しない脆弱なものになっています。

JNN世論調査では、岸田内閣の支持率は相次ぐ閣僚の辞任で34%に下落し、最低を更新しています。任命した岸田首相に責任があると答えたのは、大いに、またある程度を含めると77%に上っています。そろそろ岸田首相にはお引き取りいただくことを決意してもらいたいものであります。

それでは、今議会で私に寄せられた要望の中から、1問目は家庭ごみの取扱いについて。2問目は学校給食費の無償化について。3問目は新型コロナウイルス感染症の防止策とインフルエンザ対策についての3問を質問いたします。

それでは、質問席に移ります。

それでは、質問の第1です。家庭ごみである燃えるごみ、資源ごみ等の取扱いについて、町民の方から次のような声が寄せられましたので質問いたします。

1番、ごみの指定袋の値段が高いのではないかと。

2番、家庭ごみはどのように処分されているのか。

3番、資源ごみの取扱いはどうなっているのか。

4番、ごみステーションの資源ごみの持ち去り行為があるがどう考えているのか。

このような声が寄せられました。

家庭ごみ出しについては、ごみ収集カレンダーにルールが明示されています。収集日を守ること。ごみは分別をして出すこと。分別したごみは指定袋に入れること。ごみステーションは清潔に保つことなどであります。

さらに、ごみの種類により、出し方が定められています。燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ。ほかに、プラスチック製容器包装などがあります。

ごみカレンダーには、リサイクル推進事業として、集団回収を始めませんかとあります。リサイクル活動を活性化し、資源の再利用及びごみの減量化を進めるために、平成22年3月24日告示第19号で、益城町リサイクル推進事業助成金交付要綱を定めて、資源ごみの回収を行っている団体等に助成金を交付しています。

町は、ごみ収集カレンダーや広報等では周知はしていると思いますが、まだ町民の方には十分理解されていないところもあると思われるので、今回、取り上げた次第です。

1点目、ごみ袋の値段が高いのではの意見について。ごみ袋料金は処理にかかる費用に充当するものであると理解をしますが、処理にかかる費用がどのくらいかかると、袋の料金でどのくらい充当されているか伺います。

2点目、家庭ごみはどのように処分されているかについて。生ごみなどは全てクリーンセンターで焼却されているのか。一部は焼却はせずに堆肥などに活用はされていないのでしょうか。

3点目、資源ごみの取扱いはどうなっているのかについて。町が委託した収集許可業者がごみステーションから収集した資源ごみはどのように処理されているのでしょうか。町は資源ごみの

リサイクルを推進しています。町の中小許可業者が収集した資源ごみは、その処理に要する費用と処分益はどうなっているのでしょうか。

4点目、資源ごみの持ち去り行為をどう考えるかについて。リサイクル推進事業との関連から、どのように考えているのでしょうか。

1から4点についてさらに住民の方に理解が深まるように、どんな周知を考えておられるか伺います。

以上、1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の一つ目の御質問の1点目、ごみ処理にかかる費用がどのくらいか、ごみ袋の料金がどのくらい充当されているのか伺うについてお答えします。

まず、議員御質問のごみ袋の値段が高いとの意見につきまして、町民の方が最も多く使用される可燃物のごみ袋代の値段は、益城町、嘉島町、西原村、山都町が一枚20円。御船町、甲佐町が15円。菊池市、合志市、菊陽町、大津町が30円。そして、熊本市が35円となっており、他自治体と比較しましても、特に本町のごみ袋の値段が高いわけではありません。

また、ごみ処理全般にかかる費用は、令和3年度の益城クリーンセンターの決算では、約5億2,000万円となっており、それに充当します本町のごみ袋の売却益は約970万円となっております。

次に、一つ目の御質問の2点目、生ごみなどの家庭ごみは全て焼却されているのか。一部は焼却せずに堆肥などに活用されていないのかについてお答えをします。

各家庭から出されました可燃ごみは全て焼却処理をされています。

また、生ごみにつきましては可燃ごみとなりますので焼却処理をしており、堆肥には活用しておりません。

仮に可燃ごみを堆肥化するとすれば、生ごみだけを分別しなければならず、一般家庭で分別をしていただくか分別を委託するかになりますが、どちらも実現が難しく、現状では堆肥化することは困難な状況です。

次に、一つ目の御質問の3点目、町が収集した資源ごみはどのように処理されるのか。資源ごみのリサイクルを推進しているが、その処理に関する費用と処分益はどうなっているのかについてお答えをします。

各家庭から出されました資源ごみは資源リサイクル業者に引き渡され、再資源化をされています。

資源ごみの業者引取り価格につきましては、令和4年10月時点の価格で、紙類が1トン当たり約1万5,000円、ペットボトルが1キログラム当たり95円となっております。

一方で、瓶、缶につきましては、同じごみ袋に混在して回収されるため、選別作業が発生し、1キログラム当たり9円の手数料をリサイクル業者へ支払っています。

これ以外の資源ごみにつきましても、手数料を支払い、引き取ってもらっています。

最後に、一つ目の御質問の4点目、資源ごみの持ち去り行為について、リサイクル推進事業との関連からどのように考えているのか伺うについてお答えします。

まず、ごみステーションに出された空き缶や新聞紙などの資源ごみを持ち去る事案につきましては、住民の方からも相談がっております。持ち去り行為を生活の糧としている方がいらっしゃるという御意見もありますが、資源ごみの収益は益城・嘉島・西原環境衛生施設組合の収入となっている部分もありますので、町が責任を持って回収することが重要と考えております。

しかし、現在、町内には758か所のごみステーションがあり、これら全てを管理し取り締まることは、人的、財政的な面からも非常に困難であり、その対応に苦慮しているところです。

今後の具体的な対応につきましては、他自治体の事例などを参考に研究をしております。

また、議員御質問の益城町リサイクル推進事業との関連につきまして、この事業は、PTA、老人会、婦人会などの団体が地域で実施する資源ごみのリサイクル活動であり、地域の活性化や地域コミュニティの形成、環境意識の向上を主な目的としております。

現在、28の団体が活動されており、回収した分量に応じて助成金を交付しております。

この活動は、町民の方がごみ収集ステーションに出されたものと別に、地域で資源ごみの回収を行われるものであるため、ごみ収集ステーションで資源ごみの持ち去り行為が発生したとしても、この事業への直接の影響は少ないものと考えております。

議員御指摘の家庭ごみの取扱いにつきましては、毎年、町民の皆様に配布しておりますごみカレンダーやホームページ、広報紙に掲載しておりますが、町民の皆様にさらに分かりやすく御理解いただけるよう内容の充実を図っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 1回目の答弁では、1点目の可燃物のごみ袋の値段は益城町は1枚20円、御船、甲佐は15円、菊陽、大津などは30円、熊本市は35円ということで、町のごみ袋の値段が高いとは考えていないということでした。

さらに、ごみ処理にかかる費用は令和3年度で約5億2,000万円、ごみ袋の売却益は約970万円であるということでした。

2点目の家庭ごみはどのように処分されているかについては、家庭ごみは全てクリーンセンターで焼却処理されている。生ごみを堆肥化するなどの生ごみの分別が必要で、実現が難しく、堆肥化は困難であること、このようなことでした。

3点目の資源ごみについては、リサイクル業者に渡され資源化される。資源ごみのリサイクル業者の引取価格は、令和4年10月で紙類で1トン当たり約1万5,000円、缶や瓶などは同じごみ袋に混在しているので選別作業が発生する。1キロ当たり9円をクリーンセンターがリサイクル業者へ支払っているということのようです。

4点目の資源ごみの持ち去り行為をどう考えているかについては、住民からも相談を受けているところである。町内に758か所のごみステーションがあり、これを取り締まることは人的や財政的な面からも非常に困難で、大変苦慮しているところである。リサイクル推進事業の目的は、PTAや老人会、婦人会など、28団体がリサイクル活動を推進している。回収した分量に応じて助成金を交付しています。交付金を活かして地域コミュニティの形成、地域の活性化、環境意識の向上などを目的としている。このようなことでした。

さらに、このようなりサイクル活動を進めるために、ごみカレンダー、広報紙等で住民への周知の内容を充実させていきたいということでした。

それでは、2回目の質問いたします。

リサイクル推進のために町が進めている益城町リサイクル推進事業助成金交付要綱では、目的として、再生資源の回収を実施している団体に対し助成金を交付することにより、町民のごみ問題に対する意識を高揚させ、再生資源リサイクルの推進を図るとともに、地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする、このようにあります。

資源ごみの持ち去り行為に対する取締りについては、財政的にも困難であるとの町の考えは理解はできます。資源ごみについてリサイクル業者に分別させる手数料を支払っているとのことでした。

この点について主婦の方に聞いてみました。資源ごみ袋については、今は瓶、空き缶、アルミ製品は同一袋でございます。分別に煩雑とはなりますが、それぞれの袋を作成したらリサイクル業者への手数料支払いは不要になるのではないかと。このような意見でした。住民に分別の煩雑を求めることとなりますが、どう考えますか。

家庭ごみの可燃ごみについては、極力減らす努力が必要と思われれます。

資源ごみについては、リサイクルを推進していくために、町民がリサイクル活動に参加して再資源化することを心がける必要があると考えます。資源ごみ袋の分別する袋の作成について、町のお考えをお聞きします。2回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の一つ目の御質問の2回目、瓶、缶、アルミ製品をそれぞれ分別した資源ごみ袋の作成につきましてお答えをします。

まず、本町では、瓶、缶、アルミ製品の資源ごみは黄色の資源ごみ袋にまとめて回収を行っており、町民の皆様のごみ出しマナーへの御理解により、問題なく収集されております。

収集された資源ごみはリサイクルセンターに運ばれた後、手作業で異物を取り除き、磁石と風を用いて、瓶、缶、アルミ製品をそれぞれの種別で選別しています。

その後、大まかに選別された資源ごみは、手作業で瓶の色やごみの状態などに応じて細やかに選別をされています。

議員御質問の、瓶、缶、アルミ製品をそれぞれ分別した資源ごみ袋の作成につきましては、御指摘のとおり、瓶、缶、アルミ製品が完全に分類された状態で収集され資源リサイクル業者に引き渡されましたら、その際、発生する資源ごみの売却量は町の収入となります。

しかしながら、3種類の資源ごみ袋を作成した場合、町民の皆様にはそれぞれの資源ごみ袋がいっぱいになるまで各種ごみを長期間保管していただく必要があり、御自宅が不衛生な環境になる可能性もあります。

また、頻りに資源ごみを出される場合は、今より金銭的な負担が大きくなることとなります。

このような状況から、資源ごみの売却量と町民の皆様のごみの分別に対する負担感などを比較、考慮した上で現在のような収集方法としており、現時点では資源ごみ袋の種類を増やすことは考

えておりません。

本町としましては、今後も限りある資源を有効活用する循環型社会の実現や町民の方の御負担などについて総合的に考慮しながら、ごみの分別の在り方について研究してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 2回目の答弁をいただきました。

リサイクルセンターに運ばれた後、手作業で物を取り除き、それぞれの種別で選任されること。この手作業をせずに分類されておれば、リサイクル業者への売却料は町の収入になる。しかし、資源ごみ袋を3種類にすれば、自宅で長期間保管することで不衛生な環境になるのではないかと。町民の負担感を考慮すると、現状の収集方法を続けていきたい。このような回答でございました。

町としても資源を有効活用する循環型社会の実現に向け、研究をしていきたい。このようなことでございます。

県内の自治体のごみ排出量やリサイクルについて調査をした資料を拝見することができました。

この資料によると、2020年度の熊本県の自治体別ごみの排出量では、上益城郡5町の中で、人口も多いんですけど、益城町が4割を占めてトップとなっています。しかし、リサイクル率は4番目であります。

このことから、益城町は資源ごみのリサイクルを推進する活動を強めていく必要があります。私たちは、ごみを減らすことと同時に、資源ごみについてはリサイクルを推進していくことが求められていると考えます。

町としては、資源を有効活用する循環型社会の実現に向け努力していきたいということで、よろしく願いいたします。

これで1番目の質問を終わります。

次に、2番目の質問に移ります。

質問2番目は、学校給食の無償化を求めるについて質問いたします。

新型コロナウイルス感染症、物価高騰による影響が、子育て世帯への負担を増大させています。自治体によっては経済的支援策として、学校給食費の保護者負担の軽減、無償化を進めています。

そもそも憲法第26条第2項は、義務教育はこれを無償とすると定められています。学校給食も義務教育の一環であり、憲法第26条第2項を踏まえ、無償化を求めることについて質問を行います。

私はこれに関して今年の3月議会で、学校給食費の補助再開を求める質問を行っています。

この質問に対する教育長の答弁は、学校給食の費用については学校給食法の規定により、給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに運営に要する経費など、これは学校設置者が負担するものであって、それ以外は保護者が負担することとされている。補助再開は困難であるとの答弁をしています。

そこで、今回の給食費無償化を求める質問を行うに当たりまして、いろいろ調べてみました。

まず、学校給食執務ハンドブック。これは第一法規株式会社作成ですけれども、では、学校給

食法が施行された当時の文部事務次官通達は、自治体が食材費を負担することを禁じない旨を明記しています。つまり、この法律の趣旨は、設置者の判断で保護者の負担軽減、負担なしも含むとすることは可能とされています。

憲法第26条教育を受ける権利、教育の義務の2項では、義務教育はこれを無償とすると定められています。学校における食育の推進、学校給食の充実では、学校給食は近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満、痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化している。食を通じて地域等を理解することや食文化の継承を図ることで、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要である。子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要になっている。文部科学省では、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るために、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を進めています。このようにあります。小中学校の学校給食は義務教育の一環であることは明らかであります。

10月7日、参議院で日本共産党の小池晃参議院議員が、学校給食法は自治体の判断で全額補助を否定していない。自治体へ徹底すべきではないかと要求しました。

この要求に対して岸田首相は、自治体が補充することを妨げるものではない。こう答弁をいたしました。

今でも教育長は学校給食を盾に、食材は保護者の負担とする答弁について変わっていませんか。物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援を行うために、学校給食の無償化を実現するよう求めます。1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 甲斐議員の二つ目の御質問、学校給食も教材費など義務教育の一環であり、憲法第26条を踏まえ無償化を求めるについてお答えします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や長引くウクライナ情勢、円安の進行などによる物価高騰が子育て世代に対する家計の負担を増大させており、大変憂慮される状況にあります。

こうした中、本町では前回の議会におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した学校給食費の助成を御承認いただき、学校給食費を値上げすることなく、また、これまでどおりの給食の質を保ちながら学校給食を児童生徒に提供しているところでございます。

さて、議員御質問の学校給食費の無償化につきましては、議員御指摘のとおり、憲法第26条には義務教育はこれを無償とすると規定されておりますが、その一方で、学校給食法におきましては、学校給食の実施に必要な施設や設備及び運営に要する人件費等の経費については、義務教育諸学校の設置者の負担とし、それ以外の食材費等の経費については学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担すると規定されております。

学校給食が義務教育の範疇に入るかという議論は以前から行われておりますが、昭和39年の判例におきましては、憲法第26条の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当であるとされているところであり、本町では学校給食法にのっとった対応を行っているところです。

学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童生徒が食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしております。

その学校給食について無償化を求める声があり、県内におきましても給食の無償化を実施している自治体もあることは承知しているところでございます。

ただ、本町の場合は学校給食法にのっとり対応を行っていることに加え、学校給食費が年間約1億7,000万円となっておりますので、現在の大変厳しい町の財政状況を鑑みたとき、これを無償化することは厳しい状況であると考えております。

教育委員会といたしましては、今後とも学校給食の補助や無償化に係る国及び他自治体の動向を注視しながら、児童生徒の保護者に過重な負担がかからないよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 1回目の答弁をいただきました。

私は、憲法第26条第2項は、義務教育はこれを無償とする。こうありました。学校給食は食育として義務教育の一環であり、無償化を実現するよう求めたのに対して、教育長は学校給食が義務教育の範疇に入らないとして、学校給食法は食材費等について保護者が負担するとして、県内でも給食無償化を実施している自治体があることは承知しているが、益城町は補償化については難しい、このような答弁でした。大変残念に思います。

学校給食執務ハンドブックの質疑応答では、学校給食法では給食にかかる経費の負担区分を定めていますが、施設設備等は設置者の負担。それ以外の材料費、光熱水費は保護者負担とする。これは、食材費、光熱水費は原則として保護者負担となるとありますが、しかし、これは、経費の負担関係を明らかにしたものであって、法律の趣旨は、設置者の判断で保護者の負担軽減、もしくは負担なしを含む、これを行うことは可能とされています。よって、保護者の負担軽減を禁止する趣旨のものではないと解釈をされています。

文科相は食材等の値上げで、給食費値上げ抑制に人事交付金の活用を自治体に要請しました。このことは、保護者が負担すべき食材費の補助を文科省が認めているのではないのでしょうか。文科省は、自治体の判断で補助を行うことを否定していません。町は9月議会で、地方創生臨時交付金による給食費の食材の値上げ分の助成を決議いたしました。

今、多くの自治体では、コロナ禍、物価高騰の影響で子育て世帯の負担が重いとして、独自で無償化を進めている自治体が増えています。

文科省は9月9日、物価高騰による食材の値上げが保護者負担とならないよう軽減措置を実施または実施予定とする自治体を調査し、7月29日基準日として全国の事務組合を含む1,793自治体が回答しています。うち、実施している自治体は679団体、37.9%になっています。実施予定では812団体、45.3%です。合計1,491団体、83.2%が実施している、または実施予定であるというふうになっています。実施しないと回答した団体は302団体、16.8%であります。

うち、実施しない主な理由では、現時点で給食費の値上げを行う予定がないと回答したのは284団体となっています。

このように、自治体が値上げ分の保護者負担軽減、無償化に取り組む一方で、学校給食法で学校給食は保護者負担と定められているので助成はできない、こういう答弁を拒む自治体が一部に残されているようです。

なぜ文科省が学校給食の無償化等の実施、または実施予定とする自治体を調査したのか。調査の意図、狙いについてどのように考えていますか。

次に、義務教育は憲法に基づく義務である。義務教育である学校に通わせる以上、給食に参加しないということとはできないはずで、給食は生徒が好き勝手に食べているわけではありません。正規の教育時間の一部であり、教師の指導の下、全員が一斉に食べています。うちは給食は食べないで弁当だという選択肢はないはずであります。

学校では、栄養教諭の配置が年々増加しています。栄養教諭の職務は、教育に関する趣旨と栄養に関する専門性を生かして、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うとあります。

食に関する指導の内容は、各教科における食に関する指導、給食の時間における食に関する指導、個別的な相談指導など、学校教育活動全体を通じて行うとあります。学校給食は食育という教育を行うに必要不可欠なものであります。

学校給食は、学習指導要綱、要領が定める特別活動の一部であり、国語や美術と同列に捉えられて、憲法が定める義務教育の無償、その射程範囲に学校給食も含まれると解釈します。

無償化している市町は、これは無償化しているある市町ですけれども、無償化で子育て世帯の負担軽減につなげたい、このように話をしています。

学校給食の無償化は、自治体規模と相関関係はありません。無償化、理念性、議会のコンセンサスが得られれば、人口の多少に関係なく無償化は実現可能であります。

学校給食の予算は、年間約1億7,000万円とのことであります。12月の議会で示された令和4年度一般会計総予算229億円の僅か0.8%です。

この財政状況から無償化は難しい、こういうことであります。子育て世帯への負担軽減として、過大な予算とは考えません。

質問として、1、教育長は学校給食法は食材費は保護者の負担とするとあり、補助は困難と答弁しています。しかし、全国で助成を行う自治体が増加しています。岸田首相も、自治体が補助することを妨げるものではない、こういう答弁をしています。これについて、どのように考えておられますか。

2点。文科省が全国の自治体に学校給食費の無償化等の実施、または、実施予定とする自治体を調査しています。調査の意図、狙いについてどのように考えていますか。

3点。学校給食は食育という教育を行うのに必要なものであり、義務教育の一環として捉えられると解釈しますが、どのように考えていますか。

4点。学校給食費の無償化を進めることで、子育て世帯の負担軽減に大変意義あるものと考えます。比較的小規模な自治体で広がっています。この背景には、少子化、過疎化、子どもの貧困問題があり、手厚い支援で子育て世帯の流出を食い止め、子育て世帯を呼び込む狙いがあるとの

報告もあります。町は、学校給食予算は年間1億7,000万円となっているので、財政難を一つの理由にしています。この金額は、就学援助金を受けている生徒分も加わっているのか、いない数字なのか教えてください。

町の令和4年度一般会計予算の0.8%は過大な予算と考えておられます。子育て世帯への支援を進める予算としては過大とは思えません。

以上4点について答弁を求めたいと思います。2回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 8番甲斐議員の二つ目の御質問の2回目の1点目、教育長は学校給食法に食材費は保護者の負担とするとあることから補助は困難と答弁しているが、全国では助成を行う自治体が増加しており、岸田首相も自治体が補助することを妨げるものではないと答弁している。これについてどのように考えるのかについてお答えします。

学校給食につきましては、全国的に無償化や一部助成を行う自治体が増えてきている状況は認識しております。

また、学校給食法の第11条の規定では経費の負担関係が明らかにされており、議員御指摘の学校給食執務ハンドブックにおきましては、設置者の判断により保護者の負担を軽減することは可能とされているということにつきましても承知いたしております。

1回目の答弁で、学校給食費の無償化は難しいと申し上げましたのは、学校給食法にのっとった対応を行っていることに加え、現在の町の財政状況を鑑みたときに、現時点では町による給食費の無償化や一部助成は難しいと申し上げたところでございます。

次に、二つ目の御質問の2回目の2点目、文部科学省が全国の自治体に学校給食費の無償化等の実施、または実施予定とする自治体を調査しているが、調査の意図、狙いについてはどのように考えているのかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、文部科学省は本年7月、学校給食を実施する全国1,793自治体を対象に、物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況に関する調査を実施しております。

議員御質問のこの調査の意図、狙いにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用により、自治体が学校給食費の保護者負担の軽減に向けた取組を行っているかどうかに関して全国の状況を把握するとともに、改めてそうした取組を促すものではないかと理解しておるところでございます。

次に、二つ目の御質問の2回目の3点目、学校給食は食育という教育を行うのに必要なものであり、義務教育の一環として捉えられると解釈するがどのように考えているのかについてお答えします。

学校給食が義務教育の一環であるかどうかにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、以前より議論され、いまだ意見が分かれている状況にあります。

学校教育におきまして、学校給食が児童生徒の心身の健全な発達に寄与し、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしてきていることは明らかであり、

学習指導要領におきましても、歴史とともにその位置づけに変化が見られます。

昭和43年に小学校、翌年には中学校の学習指導要領が改正されたことに伴い、学校給食はそれぞれ特別活動の中の学級指導に位置づけられました。

さらに、平成元年には学級指導から学級活動へと改正されるなど、教育の一環として学校給食の取扱いは、より色濃くなってきていると感じております。

また、近年では、議員御指摘のとおり、食育という観点から、学校給食は生きた教材として必要不可欠なものとなってきており、本町におきましても食育の一環として、学校給食センターの栄養職員が各学校を訪問しまして、食に関する授業などを実施しているところです。

こうした状況を鑑みますと、学校給食が大切な教育の一部を担ってきているということにつきましては何ら否定するところではございません。

次に、二つ目の御質問の2回目の4点目、町は無償化について財政難を一つの理由にしている。学校給食予算年間1億7,000万円には、就学援助金を受けている児童生徒分も加わっているのかいないのかについてお答えします。

就学援助制度は経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を助成するもので、学校給食費も支給の対象となっております。

議員御質問の年間1億7,000万円の学校給食予算には就学援助金を受けている児童生徒分が入っているかどうかにつきましては、その分も含んだ学校給食費の総額でございます。

給食費の無償化に関しましては、文部科学省が平成29年度に実施した学校給食費の無償化等の実施状況調査の時点では、小学校、中学校ともに無償化を実施している自治体は全体の4.4%に当たる76自治体で、そのうち56自治体が人口1万人未満の自治体でした。

しかし、その後、少子化対策などを目的に、人口の多い自治体にも広がりを見せております。

教育委員会としましても、学校給食費の無償化そのものを否定するものではございません。

しかし、繰り返しになりますが、現在の町の大変厳しい財政状況を鑑みましたときに、学校給食を無償化するのは、現状では厳しいと考えているところでございます。

今後とも引き続き、学校給食の補助や無償化に係る国及び他自治体の動向を注視しますとともに、児童生徒の保護者に過重な負担がかからないよう、関係各課と連携しながら研究してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 2回目の答弁をお聞きしました。

1点目の、全国的に無償化や一部助成を行う自治体が増えていることは、自治体判断で保護者負担の軽減は可能ということも承知はしている。

2点目は、文科省は自治体が保護者負担の軽減の取組の状況を把握し、実施を促すものと理解する。

3点目、学校給食が義務教育の一環であるかどうかは意見が分かれているが、しかし、教育の一環としての取扱いが色濃くなってきている。学校給食が大切な教育の一部を担っていることを否定はしない。

4点目、給食予算1億7,000万円ということであるが、これは就学援助金も含まれているという総額でありますから、これを差し引きますと若干減ると思います。そうしますと、0.8%増ということですが、引いて0.7%ぐらいになるのではないのかと思います。教育委員会としても少子化対策などを目的に広がりを見せていることから、無償化を否定するものではない。町の財政から、無償化は難しい。今後、国及び他の自治体の動向を注視して、保護者に過重な負担がかからないよう、関係各課と連携しながら研究していきたい、このような答弁だったと思います。

全国で給食費の無償化や一部補助が増えてきている背景は、比較的小規模自治体が少子化対策や定住転入の促進を図り、一部補助については第三子以降の児童生徒を無償の対象としている自治体もあります。多子世帯の保護者の経済的負担の軽減、子育て支援といった背景があると思います。

昨日の朝日新聞では、「小中の給食、広がる完全無償化」との見出しで、「人口の多い市区でも実施や予定。公立の小中学校で給食費を完全無償化する動きが全国各地で相次いでいる。これまで比較的小さな自治体が目立ったが、人口が多い市区にも広がっているのが特徴と言えそうだと。」「大阪府高槻市では、今年4月から小中学校の給食を完全に無償化した。中学生になると部活動や習い事など家庭の負担が増えることから、子育て支援として給食の無償化が一番効果的と判断した」との記事でした。

学校に関する保護者の負担について研究している教授は、「給食は子どもの成長や発達に不可欠。今、たまたまお金に余裕がある自治体だけが無償化できているというのはおかしな話だ」、こう指摘しています。「自治体任せ、首長のやる気任せにしていたら、無償化できても質が下がるところも出てくるかもしれない。国の責任で全国一律で無償にしてほしいと話している」との記事です。

また、先日の熊日新聞の記事では、「菊陽町では10月に町長に当選した吉本孝寿町長。町長選で公約として掲げた給食費無償化について、財源のめどをどう実現していくのかとの議員の質問に、ふるさと納税を徐々に増やし、企業立地などでも税収アップを図り、段階的に無償化を実現したい。」と、強い意欲を見せた。と、こうありました。

今、益城町は、地震からの復興も進みつつあります。宅地造成も行われています。私は給食費の無償化や一部補助、就学援助金の基準拡充などを図って、子育てしやすい町、子育てするなら益城町、町に転入する子育て世帯が増え、定住することを望んでいます。

ぜひ、教育委員会においても子育て世代への支援として、児童生徒の保護者に過重な負担がかからないよう、町と一緒にいま一步踏み出すことを求めて、この質問を終わります。ありがとうございます。

次に、3問目の質問に移ります。

質問3、新型コロナウイルス感染症の防止策とインフルエンザ対策について。今年の7月から9月にかけて、新型コロナウイルス感染症第7波のピークを迎えました。益城町も相当数の感染者が発表されています。一時、感染者が落ち着いてきたものの、11月から再び増加しつつあることから、第8波の感染が12月から翌2月頃にかけて拡大されると予想されています。

さらに、季節性インフルエンザとの流行時期と重なって同時に感染するフルロナにかかれば重症化リスクが高いとされ、政府は要注意を呼びかけています。

町はコロナ感染並びにフルロナに対してどのような防止策を考えていますか。コロナワクチンの接種を進めるほか、インフルエンザワクチンの接種も進めていく必要があります。インフルエンザのワクチン接種の補助はありますが、さらに拡充を進めることが大事ではないでしょうか。

コロナ感染症の発表によると、益城町の感染者は令和2年に50人、令和3年は1,500人と急増しています。令和4年では、4月は360人、5月は184人、6月は159人とほぼ横ばいでしたが、7月では1,712人、8月では2,116人と急増し、第7波のピークを迎えました。9月では26日までに719人。以降、発表されておりませんが、令和4年合計で5,248人とされています。分かる範囲で、令和3年度に比べ3.5倍となっています。令和2年からの累計は6,798人と、人口の5人に1人の割合で感染している状況です。9月26日以降は県内感染者のみ発表され、市町村は非公開となりました。これにより、町の感染状況が分からなくなり、以前に比べ、警戒感が薄れていくのではと感じています。

そこで、今後、新型コロナウイルスの変異株であるデルタ株に置き換わったオミクロン株の発生で、第8波の流行が予想されているオミクロン株対応のワクチンの接種が始まっています。

ワクチン接種の推進と感染者の発生防止について、町としてどのように防止策を考えておられるのか、ワクチン接種率はどのくらいまで進んでいるのか、町民に対する接種周知はどのようになされているのか伺います。

さらに、インフルエンザの予防接種については保険対象外であります。65歳以上の高齢者や中学生以下の若年層に対して接種の助成がありますが、負担を考えると、もっとワクチン接種補助の拡充を検討されることを求めたいと思います。1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の三つ目の御質問、新型コロナウイルス感染症の防止策と、インフルエンザワクチンの補助拡大についてお答えをします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、年内にも第8波のピークを迎えることが予想されていますことから、現在、町ではオミクロン株対応ワクチンの接種を進めているところです。

なお、令和4年12月1日現在の本町のオミクロン株対応ワクチンの接種率は15.9%となっております。

次に、インフルエンザの予防接種につきましては、重症化の可能性がある65歳以上の高齢者や生後6か月から中学3年生までを対象に接種費用の一部助成を行っており、接種期間は10月から12月となっております。

オミクロン株対応ワクチン、インフルエンザワクチンともに町内の医療機関で個別接種を進めており、第8波の流行前に接種いただきたいと思っておりますが、接種枠には限りがありますので、オミクロン株対応ワクチンにつきましては、県がグランメッセ熊本で実施している県民広域接種センターの御案内も併せて行っているところです。

さて、議員御提案のインフルエンザワクチンの助成拡大につきましては、現在、65歳以上の方

を対象とした予防接種法に基づく定期接種におきまして、自己負担額が周辺市町と比較しても低い1,000円となっており、生後6か月から中学3年生までを対象とした任意の予防接種につきましても、郡内では山都町と本町だけが実施しており、自己負担額は1回当たり2,000円となっておりますので、現在の助成を拡大する予定はございません。

インフルエンザの予防につきましては、新型コロナウイルス感染症と同様に、基本的な予防対策を行っていただくことが重要です。

今後も、新しい生活様式に示されました、換気、マスクの着用、人との距離、三つの密、手洗い、手指の消毒、健康チェックが町民の皆様の日常に定着いたしますよう、引き続き周知啓発を行いますとともに、町内医療機関と密に連携を図りながら、接種体制の確保に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 1回目の答弁では、オミクロン株対応ワクチンの接種を勧めている。インフルエンザ予防接種は65歳以上の高齢者は自己負担1,000円。中学生まで若年層については1回につき2,000円の自己負担となっている。コロナ感染第8波を前に、早めに接種をお願いしたい。リスクの低い方々まで助成を拡大する必要はない。このような答弁でございました。

2回目の質問を行います。

町内の新型コロナは、家庭感染が多数出ています。子育て世代を含め、全世代において感染しています。季節性インフルエンザの発生時期が来ており、同時感染すれば重症化するとされています。

高齢者、若年層等への助成はなされていますが、13歳未満は原則2回接種とされています。1回で2,000円、2回すれば4,000円の負担です。多子家庭においては相当な負担となってまいります。特に子育て世帯は、物価高騰による生活が大変な時期となっております。インフルエンザの自己負担は重くのしかかり、やむなく接種ができない世帯もあるのではないのでしょうか。

第7波以上に感染が拡大しないよう、普段の生活で新型コロナウイルス感染とインフルエンザが発生しないよう、防止策を講じる必要があります。感染予防のためにどう心がければよいのか。予防接種を気兼ねなく行えるよう、助成の拡充を再度求めて、2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の三つ目の御質問の2回目、予防接種を気兼ねなく行えるよう、助成の拡充を求めるについてお答えをします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や長引くウクライナ情勢、円安の進行などによる物価高騰が高齢者や子育て世代に対する家計の負担を増大させており、大変憂慮される状況にあります。

そのような中、本町では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、これまで、学校給食費の助成など様々な支援を行っており、本定例会におきましても、保育所などの給食費の支援、福祉施設などに対する物価高騰分の支援などの予算を計上しているところで

さらに、物価高騰の影響で生活困窮する高齢者や子育て世帯への支援として、低所得のひとり親世帯や住民税非課税世帯などに給付金を支給する事業も実施しております。

議員御提案のインフルエンザワクチンの助成拡大につきましては、先ほども申しあげましたとおり、インフルエンザの予防接種を受ける際の自己負担につきましては、65歳以上の方を対象としました定期接種におきましては、周辺市町と比較して最も低い1,000円としております。

また、生後6か月から中学3年生までを対象としました任意の予防接種につきましても、郡内では山都町と本町だけが実施をしており、1回当たり2,000円の自己負担としておるところです。

このような状況のため、現在のところ、さらに助成を拡大する予定はございませんが、人の移動や交流が増える年末年始が近づいていますので、町民の皆様におかれましては早めのワクチン接種について御検討いただきますよう改めてお願いいたします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 物価高騰などによって、高齢者や子育て世代に対する家計の負担は憂慮される状況にある。臨時交付金を活用して給食費の助成なども支援を行っている。ワクチン接種の補助は周辺市町と比較して充実しており、自己負担は最も低い状況にある。さらに助成を拡充する予定はない。このような答弁でした。

最近の発表では、県内で1,000人から2,000人超の感染者が発表されています。死亡者も出ています。町民の方々はそれぞれ、新型コロナやインフルエンザにかからないよう注意をされていると思いますが、予期せぬ感染をする場合があると思います。

町としても新しい生活様式に示された予防対策の周知啓発を引き続き図るとのことですので、感染者が増加しないよう、よろしく願いして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

午前中は、これで終わります。

午後は1時30分から再開します。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

中村健二議員の質問を許します。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 皆さん、こんにちは。14番中村です。

今回の一般質問、12名が登壇します。答弁される町長、教育長はじめ、執行部の皆さんには大変御苦労さまでございます。

その中で、7番目ということで、一般質問2日目の午後1番になりました。昼食後の少し眠たい時間ですけれども、よろしく願いいたします。

それから、議会傍聴はこれまで、新型コロナの影響により、一般傍聴者の方はモニター室の傍

聴しかできませんでしたが、今回から感染予防をしっかりとしながら議場を開放することになりました。議会を活気づけるためにも、多くの町民の皆様に町政に関心を寄せていただくこととなれば大変ありがたいことだと思っております。

さて、今回は次の2点について質問いたします。

1 問目、公共交通不便地域に対する対応について。2 問目、益城中央線の拡張事業の進捗状況について質問いたします。

それでは、質問席へ移ります。

それでは、まず、1 問目の質問を行います。

1 問目は、公共交通不便地域に対する対応についてということで、3点ほど伺います。

1 点目、高齢化が進む中で公共交通の整備は喫緊の課題と思うが、公共施設への交通手段の整備を。

2 点目、福田地区では乗り合いタクシーの運行、また、津森地域では試験運行が行なわれているが、その利用状況はどうか。また、その他の公共交通便地域への運行はできないか。

3 点目、公共交通不便地域の役場の出張サービスは考えられないか。

この3点について伺います。

1 問目の公共交通便地域に対する対応については、高齢化が進む中喫緊の課題と、益城町地域公共交通計画の中に示されております。益城町地域公共交通計画の中で、地域公共交通の問題点が6点ほど示されております。

問題1は高齢者の移動手段の不足。問題2は津森地区、福田地区、飯野地区から市街地までの公共交通サービスの不足。問題3では市街地での公共交通での移動の自由度が低い。問題4では公的施設までの公共交通サービスが不十分。問題5では利用が低迷するバス路線の持続可能性の懸念。そして問題6では乗り合いタクシーの低い普及率と、問題点が6点挙げられております。

その中で、公的施設への交通手段の確保は非常に重要と思われませんが、公的施設も1か所に集中しているわけではなく、点在しております。路線バスのバス停からかなり距離を要するところもあります。

そもそも、公共交通不便地域はバス路線がない、またはバス路線があってもバス停から500メートル以上離れている地域であり、何らかの代替交通を必要とするところです。

全体的に高齢化が進む中、特に飯野、福田、津森地区においては高齢化率が高くなっておりますが、出かけるときは車に頼るしかありません。高齢者の交通事故が増える中、高齢者が免許を返納しても安心して暮らしていける環境整備を早急に進めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

その対策の一つとして、今取り組んでおられるのが福田地区の乗り合いタクシー事業。これについては早くから取り組んでおられたが、指定停留所が少ないこともあり、利用者が低迷しておりました。

そこで今回、指定停留所の数を公的施設を含め4か所から13か所に増やすなど、対策をしての運行になっておりますが、利用状況はどのようになっておりますか。また、津森地区の乗り合い

タクシーは試験的に運行開始されておりますが、こちらの利用状況はいかがでしょうか。まだ11月1日からの運行で周知徹底がどこまでできているか分かりませんが、分かる範囲で教えてください。

それから、この事業の計画には、飯野地区も入っていたのではないかと思います。どうなっているのでしょうか。

また、地域公共交通の中にも記されておりますが、人口集積が特に高い市街地においても公共交通不便地域が見られる。このことは、益城町地域公共交通計画の中には行政区名を記してありますが、あえてここではどことは申し上げませんが、公共交通不便地域に該当する人口が多くなっているところがあります。このような地域への対策は何か考えておられますでしょうか。

公共交通不便地域の行政サービスとして、乗り合いタクシーなどの運行が難しい地域もあるかもしれませんが、そのような地域においては町長が1期目の公言で言うておられた「どこでも町長室」ならぬ「どこでも役場」ということで、どのようなことができるか分かりませんが、役場の出張サービスはできないかをお伺いして、1回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の一つ目の御質問の1点目、高齢化が進む中で、公共交通の整備は喫緊の課題と思うが、公共施設への交通手段の整備をについてお答えをします。

昨日の答弁でも申し上げましたとおり、本町は令和3年3月に益城町地域公共交通計画を策定し、この計画に基づき都市拠点や地域拠点、複合防災拠点などを結ぶ骨格軸の形成、都市拠点でのにぎわいづくりへの対応、高齢者が安心して暮らせるまちづくりへの対応など、五つの項目を掲げ、町内外の移動利便性を高め、復興まちづくり、まちのにぎわいづくりを加速させる持続可能な公共交通体系の構築を基本方針に定めて取組を進めているところです。

この基本方針では、将来のネットワークイメージとしまして、木山・広安地区では、街路の整備状況に合わせた市街地循環バスの充実や市街地内コミュニティー交通の導入、飯野・福田・津森地区では、デマンド交通の充実や導入を実施していくこととしています。

今年度は、福田・津森地区で実施しているデマンド交通において、役場仮設庁舎や復興まちづくりセンター、にじいろ、保健福祉センター「はびねす」などの公共施設を指定停留所としましてアクセスの改善に進めたところです。

今後も、自家用車を使わなくなった高齢者の方々も快適に暮らせるよう、交通事業者の御協力もいただきながら、公共交通ネットワークの充実、公共施設への交通手段の確保に努めてまいります。

次に、一つ目の質問の2点目、福田地区では乗り合いタクシーの運行、また、津森地区では試験運行が行われているが、その利用状況はどうか。また、その他の公共交通不便地域への運行はできないかについてお答えをします。

福田地区の乗り合いタクシーにつきましては、10月から指定停留所を4か所から13か所に、便数を3便から4便に見直しましたところ、10月の利用者が75人となり、9月利用者の32人から大きく増加しました。

また、津森地区では11月から実証事業としまして、福田地区と同様に乗り合いタクシーの運行を導入したところで、23名の方々が利用をされています。

導入に当たりましては、地域サロンなどの開催に合わせ、指定停留所や利用時間、予約方法などの説明をさせていただいております。

今後も、乗り合いタクシーの周知や説明に出向き、より多くの住民の方々に利用していただけるよう、取組を進めてまいります。

また、公共交通サービスが不十分な地域におきましては、住民ニーズを踏まえた上で、交通事業者の御協力もいただきながら、地域公共交通計画に基づき、公共交通サービスの充実に努めてまいります。

最後に一つ目の質問の3点目、公共交通不便地域への役場の出張サービスは考えられないかについてお答えします。

窓口業務の出張サービスにつきましては、業務に必要な役場からの専用回線の整備やセキュリティ対策、人員確保などへの対応が難しいため、現時点では役場から出向いて窓口業務などを行う予定はございません。

しかしながら、できる限り多くの方々に不自由なく窓口サービスを受けていただけるよう、業務改善を重ねていく必要があると認識をしており、例えば、スマートフォンなどのIT機器を活用しました電子申請環境を整備するなど、役場に出向かなくても窓口サービスが受けられるような取組を進めてまいりたいと考えています。

このため、スマートフォンなどの普及率が低い高齢者を対象に、使い方に慣れていただくための講座などを開催してまいります。

また、マイナンバーカードをお持ちの場合は、今でも戸籍や住民票などをコンビニエンスストアで取得できます。

さらに、来年3月からは、新たに福田と津森の郵便局でも取得できるように準備を進めているところです。

このように、公共交通のサービスは、未来を見据えた魅力あるまちづくりのための重要な施策の一つと認識しておりますので、引き続き、公共交通ネットワークの充実に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 1問目、丁寧な説明ありがとうございました。

それでは、2問目の2回目の質問を行います。

今回の質問は、益城町地域公共交通計画を見れば大まかな答えは出るかもしれませんが、これがこの先どのような形で進んでいくのか。実現可能なのかを知りたいわけですので、ひとつよろしく願います。

今、町長の答弁の最初にありました、町内外の利便性を高め、復興まちづくり、町のにぎわいづくりを加速させる持続可能な公共交通体系の構築を基本方針として定めて取組を進めるとありました。

現在のバス路線の利用状況を見てみますと、利用状況がいいのは木山産交から熊本市街地向けの路線だけで、ほかの路線では1便に平均1人も満たない状況です。

また、木山・広安循環バスについては、周知不足なのか、または乗降場所の関係なのか、非常に利用者が少ないようです。

この公共交通の構築を図るのは、役場や複合施設の完成後、特に公共交通の核となる交通広場の運用開始頃になりますか。それとも、まだまだその後になりますか。現在の状況を見て、利用者が何を望んでいるかをよく調査し、利用者のニーズに合った路線が組めればと思っております。特に、公的施設へのアクセスは不可欠ではないでしょうか。

路線バスについては、いろいろな規制があって思うようにいかないかもしれませんが、しっかりと努力していただきたい。

しかし、コミュニティバスやデマンドタクシーについては町で計画を立てることができるわけですので、にぎわいのあるまちづくりのため、また、高齢者の安心安全な暮らしを支えるための施策を進めていただきたい。

それから、公共交通不便地域の乗り合いタクシーについては、指定停留所に役場、仮設庁舎、「はびねす」や「ミナテラス」などの公共施設をはじめとして、住民の皆さんがよく利用するような場所を増やしたことにより、利用者増につながっているようです。これこそが利用者のニーズに即した運行ではないでしょうか。

津森地区についてもしっかりと周知を図っていけばもっと利用者が増えてくるのではないのでしょうか。これまでがあまりにも指定停留所が少なく、利用しづらかったのだと思います。

近隣の町でも乗り合いタクシーを運行しているところがあります。そこは、街中エリアから郊外エリアに乗降場所が分けてあり、郊外エリアから街中エリアへ、街中エリアから郊外エリアへの移動ができ、地域の特定はありません。

使用料は中学生以上300円で、小学生は半額、未就学児は無料となっております。

町民で登録さえしておけば、誰でもどこからでも利用できるようなシステムになっております。町もこのような町民誰でも利用できるシステムにすれば、公共交通不便地域の解消になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

それから「どこでも役場」については、セキュリティーや人員確保などの対応に難しいところがありますが、今述べたようにIT機器の活用などにより、出向かなくても窓口サービスが受けられるよう、今後はぜひとも進めていっていただきたいと思っております。

IT機器の利用については、高齢者にとっては非常に大変なことだと思います。そこで、高齢者向けのスマートフォンの講座を開催していくとのことですが、老人会のほうでも全員ではないですが、スマートフォンの使い方の研修をやっておられるみたいです。でもなかなか、習ってもすぐ忘れてしまうと言っておられました。高齢者にとってIT機器になじむのは大変だと思います。

また、住民票などをコンビニエンスストアで取得ができ、来年3月からは福田、津森の郵便局でも取得できるようになりますが、取得するにはマイナンバーカードが必要になるわけです。マ

イナンバーカードの普及率は50%までまだ満たないと思っておりますが、これを取得するためには役場に出向かなくてはなりません。オンラインで会議も仕事もできる時代。マイナンバーカードの申請などほかにもあると思いますが、このような受付業務は出向いていくことができないものかお尋ねします。

いずれにしましても、公共交通不便地帯という言葉がなくなるよう、公共交通の充実を図っていくことをお願いして、2回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の一つ目の御質問の2回目、公共交通体系の構築を図るのは役場や複合施設の完成後、特に公共交通の核となる交通広場の運用開始頃になるのか。乗り合いタクシーは町民で登録さえしておけば誰でもどこからでも利用できるようなシステムを導入できないのか。また、マイナンバーカードの申請でも役場に行かなければならないが、このような受付業務などは役場から出向くことはできないのかについてお答えをします。

益城町地域公共交通計画の目標として掲げています、町内外の移動利便性を高め、復興まちづくり、まちのにぎわいづくりを加速させる持続可能な公共交通体系の構築につきましては、将来の目指す姿を表したものであり、町としましては常に公共交通の充実に向け、住民の方々の御意見をお聞きしながら、まちづくりの状況に合わせた取組を推進していかねばならないと考えております。

次に、乗り合いタクシーにつきましては、現在、福田地区と津森地区で運行しており、飯野地区では来年度にアンケート調査を行い、導入に向けて検討することとしております。

また、議員御質問の、誰でもどこからでも利用できるシステムの導入につきましては、一般のタクシーの運行と同じ形態となりますので、タクシー事業者の方々の意向も踏まえながら、慎重に検討していく必要があると考えています。

一方で、運行サービスを見直し、利用者の利便性を向上させる取組は必要であると認識しており、広安地区におきましてはA Iなどの新たな技術を生かしたコミュニティ交通の導入を検討するなど、引き続き公共交通の充実に努めてまいります。

次に、マイナンバーカードなどの受付業務を役場から出向いて行うことにつきましては、これまでにマイナンバーカードの申請受付を確定申告会場や町公民館分館にて実施をしたところです。

マイナンバーカードの普及促進は国を挙げた一大プロジェクトとして取り組まれており、申請受付のための職員確保や事務機器の整備に対しまして手厚い財政支援が行われていますことから実施できるものですが、その他の申請受付業務などではマイナンバーカード申請受付業務と同じ対応をとることは現時点では難しい状況です。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、窓口業務の改善の必要性は十分に認識しておりますので、公共交通の充実とともにしっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） それでは、3回目の質問をします。

持続可能な公共交通体系の構築は将来を目指す姿を表したもので、いつからということではな

く、常に住民の意見を聞きながらまちづくりの状況に合わせた取組をしていくということで分かりました。

また、飯野地区についても、5年度からアンケート調査などをして行うということで分かりました。

乗り合いタクシーについては、ちょっと私の表現が悪かったようで、誰でもどこからでもというのは地域の限定なく、町民であれば誰でも利用できるということで、どこからでも勝手に乗れるということではなくて、利用するに当たっては公共施設や病院、駅、商業施設などの乗降場所と時間はちゃんと指定してあります。郊外エリアは自宅での乗り降りはできますが、街中エリアでは自宅での乗り降りはできません。街中から街中への移動もできません。郊外エリアでは、郊外エリア内にある公的施設や病院、商業施設などの指定乗降場所へ自宅から利用することもできますし、街中エリアの指定乗降場所への移動もできます。

益城町の乗り合いタクシーとの大きな違いは、乗降場所の範囲が広く、利用者の地域指定はなく、町民であれば誰でも利用できるというのが大きな違いです。

そこで、せめて、公共施設の公共交通の不便地域では乗り合いタクシーが利用できるよう、地域を広げることができないかお伺いするところでございます。

AIを活用したコミュニティ交通の導入を検討されることは大変ありがたいことですが、かなりの時間と労力を要するものと思いますので、早急に取り組めるものから取り組んでいただきたいと思っております。

それから、役場からの出向き出向サービスは、職員確保や事務機器の整備など財源的にも厳しいものがあるようですが、公共施設への公共交通アクセス改善を図っていけば窓口業務の改善にもつながってくるものと思いますので、公共交通不便地域をなくすよう、公共交通の充実に努めていただくことをお願いして2回目の最後の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の一つ目の御質問の3回目、公共交通の不便地域において、せめて公共施設へ乗り合いタクシーが利用できるよう地域を広げることができないかについてお答えをします。

実は私の住んでいる地域も不便地域になるかなと。いよいよ私の家も前期高齢者二人暮らしになってしまったということで、妻と二人で免許証の返納の時期、そして、そのときの交通手段をどうするかというのを今から話し合っているところです。

さて、乗り合いタクシーにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、福田地区、津森地区に加え、飯野地区でも来年度から導入に向けた検討を行いたいと考えております。

また、運行状況としましては、運行範囲を指定はしておりますが、路線バス同様、誰でも乗車できる公共交通として運行しているところです。

議員御指摘の公共施設への公共交通による移動は、乗り合いタクシーを導入している地域では移動手段の確保ができておられると思っておりますが、木山地区や広安地区の市街地でも十分とは言えない地域があると認識をしているところです。

このため、今後、飯野地区や市街地で乗り合いタクシーを含めたコミュニティ交通の導入を検討するに当たりましては、アンケート調査などで住民の方々の御意向をお聞きするとともに、現在運行しております乗り合いタクシーの乗降実績を踏まえながら検討を行いたいと考えております。

また、導入に当たりましては、タクシー事業者の御協力が必要不可欠となりますので、しっかりと連携を図り、公共施設への移動を含めた公共交通の充実に向け、取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 公共交通不便地域の解消に努めていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

2 問目、益城中央線の拡幅状況について、4 点ほどお伺いします。

1 点目、2023年度末、西側1.6キロが供用開始となるが、供用開始に当たり、信号機、横断歩道、バス停の設置状況及び沿線の駐車場との出入口はどうなっているか。

2 点目、2025年度、全線3.8キロメートルの開通予定だが、県事業で分かりにくいかと思うが、幾つかの課題がある中でこの事業の見通しはどうか。

3 点目、一部区間の供用開始までに町で予定している駐輪場の整備は間に合うのか。

4 点目、全線開通後、益城町にどのような影響が出ると考えるか。この4点についてお伺いします。

益城町中央線、県道熊本高森線拡幅事業の状況について。この事業については、交通の円滑化、安全な歩行者の空間確保、防災機能の向上を目指して平成28年着工、令和7年度完成を目指して進められております。

令和4年6月現在、用地においては90.7%の同意を得ている。工事においては、歩道部分が上下線合わせて59.8%、3,990メートル。車道部分については40.6%、1,354メートルの工事が進んでおります。

令和5年度末には、熊本市から1.6キロは供用開始となる予定であるとありますが、供用開始に当たり、信号機、横断歩道、バス停の設置場所については既存の場所のままか。

また、押しボタン式の横断歩道もあると思うが、この辺りはどうなっているのか。

また、道路幅員がこれまでの倍以上になります。この区間に信号のない横断歩道もあったような気がしますが、このようなどころには信号をつけることになるのでしょうか。

横断歩道については、当然通学路としても使えますし、バス停との環境関係もあります。既存のものはできるだけ残すようにしなければならないと思っておりますがどうなっているのでしょうか。

それから、バス停については切込みはないということによろしいのでしょうか。

また、沿道にお住まいの方や商店、事業所などの駐車場に出入りする場合、特に右折進入される場合、自転車道2.5メートル、植樹帯1メートル、歩行者道2メートル、合わせて5.5メートルを横断することになりますが、何か安全対策はとってあるかお伺いします。

次に、令和7年度に、今、全線3.8キロメートル、街路事業で約3.1キロメートル、土地区画整理事業で0.7キロメートルが開通する予定ですが、街路事業区間の残された10%弱の用地確保や土地区画整理区間の仮換地の進み具合はどうなっていますか。

街路事業区間においては、これまでもそうだったと思いますが、事業者等の希望に沿った代替地が確保できるかどうかだと思います。町は県に対してどのような協力をしていらっしゃるでしょうか。

いずれも県事業ですが、益城町の将来を左右する事業ですので、町としてもできる限りの努力をされていることだと思いますが、どのような対応をされているのでしょうか。

それから、この事業の残地を購入し、駐輪場や公園を造る予定になっています。この整備工事の着工は令和5年度からとなっているかと思いますが、一部供用部分開通までに間に合うのかお伺いします。

また、全線開通後の影響について、開通後、景観はよくなり、車はスムーズに流れ、歩行者や自転車も安全に通行できるなどメリットも多くあると思いますが、沿道の商店や事業所に入出入しにくくなるなどほかにもいろいろあるかと思いますが、このようなことに対する対策はまちづくり計画の時点から考慮されておられたのかどうかお伺いして1回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の二つ目の御質問の1点目、2023年度末、西側1.6キロメートルが供用開始となるが、供用開始に当たり、信号機、横断歩道等、バス停の設置状況及び沿線の駐車場などの出入口はどうなっているのかについてお答えをします。

都市計画道路益城中央線、いわゆる県道熊本高森線の4車線化事業は、県による平成29年3月の事業着手以降、地権者の方々に御協力いただきながら順調に事業が進んでいると認識をしております。

そのような中、熊本市側の起点から高速道路付近までの約1キロメートルの区間が来年の春頃には供用開始予定であり、さらに、惣領交差点までの約0.6キロメートル区間につきましても、2023年度末の供用開始を目指されているところです。

議員御質問の4車線化に伴う信号機、横断歩道及びバス停の設置状況につきましては、基本的には現在の位置と変わらない計画となっております。

しかし、取付け道路の整備により、その幅員との関係から、横断歩道の位置を移設する必要がある箇所もあると聞いております。

また、広崎公園の西側につきましては二つの横断歩道が近接している箇所があり、警察の指導により1か所に統合される予定となっております。

4車線化事業を進めるに当たりまして、沿線の駐車場などの出入口などにつきましては、植栽や照明灯の設置位置などと併せまして、沿線住民の皆様から御意向を伺い、できる限りその御意向に沿って施工を行っているというふうに聞いております。

町としましても、今後も県と密接に連携し、4車線化事業の早期完成とともに、地元の皆様の御意向ができる限り反映できますよう努めてまいります。

次に、二つ目の御質問の2点目、2025年度末、全線3.8キロメートル開通予定だが、幾つかの課題がある中で見通しはどうかについてお答えをします。

県道熊本高森線の4車線化事業につきましては、県において全延長約3.8キロメートルのうち、街路事業で約3.1キロメートル、木山地区土地区画整理事業で約0.7キロメートルの区間を整備することとされています。

これまで、両事業とも、事業用地の取得や仮換地に向けて権利者の皆様との交渉を鋭意進められ、御協力が得られた区間から速やかに工事に着手されているところです。

先ほどの1点目の御質問でお答えしましたとおり、熊本市側の起点から高速道路付近までの約1キロメートルの区間が来年の春頃には供用開始予定であり、さらにその先の惣領交差点までの約0.6キロメートル区間につきましても、令和5年度末の供用開始を目指されているところです。

県道熊本高森線の4車線化事業は、被災された方々の生活再建や町の創造的復興のために大変重要な事業ですので、県におかれましては2025年度末までの完成に向けて、残りの区間につきましてもこれまで同様、今後も権利者の方々に復興事業に対する御理解、御協力をいただけるよう、丁寧な交渉に努めていただくとともに、工事につきましても迅速にしっかりと進めていただきたいと考えております。町も県と密接に連携しながら、最大限の協力を行ってまいります。

次に、二つ目の御質問の3点目、一部区間の供用開始まで、町で予定している駐輪場などの整備は間に合うのかについてお答えをします。

県道熊本高森線が4車線化されることで、交通の利便性と定時性が飛躍的に向上することが想定されます。

また、道路の両側に5.5メートルの自転車歩行者道が整備されることとなります。このため、町では、自転車と公共交通を活用しました通勤通学におけるパーク・アンド・ライドや、歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、今年の8月に益城町駐輪場整備計画を策定し、県道熊本高森線の沿線にその拠点となる駐輪場を整備することとしているところです。

この計画における駐輪場の整備箇所は、広崎、古閑、惣領、馬水、馬水上野添及び木山地区土地区画整理事業地内の交通広場の計6か所となっております。

今後のスケジュールとしましては、地権者の皆様に御協力をいただきながら本年度中には用地を取得したいと考えており、あわせて、実施設計にも着手し、来年度の工事着手を予定しているところです。

これに対して、県道熊本高森線の4車線化は、熊本市側の起点から高速道路付近までの約1キロメートルの区間が来年の春頃に供用開始となっておりますので、この区間にあります広崎、古閑の2か所の駐輪場整備の着工はそれ以降となります。

町民の皆様には、駐輪場の整備完了までの間、御不便をおかけいたしますが、一刻も早い整備に向けて全力で努力してまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、二つ目の御質問の4点目、全線開通後、益城町にどのような影響が出るのかについてお答えします。

県道熊本高森線の4車線化によりまして、本町の東西方向の幹線が形成されることとなります。

さらには、本町が現在整備を進めております東西線や南北線、第2南北線といった街路とともに道路ネットワークを形成し、活発な人流や物流による経済効果やにぎわいづくりへの寄与など、熊本地震からの創造的復興に欠かせないとともに、熊本地震時に発生しました道路の遮断による緊急車両の通行や物資などの輸送が困難になるといった事態などを防ぐもので、災害に強いまちづくりにも欠かせないものです。

県道熊本高森線の道路機能や道路構造の観点からは、4車線となることで朝夕の渋滞解消や道路交通の定時性の確保などが期待されます。

さらに、両側に5.5メートルの自転車歩行者道が整備されますので、歩行者などの安全性も格段に向上するものと思われます。

また、電線類の地中化によりまして、町並み景観が向上しますとともに、災害時の電柱倒壊のおそれもなくなります。

本町では、これらの県道熊本高森線の利点を最大限に活用し、歩いて暮らせるまちづくりを進めるために、ウォークアブル推進都市宣言を行いますとともに、沿線に狭小用地を活用しましたポケットパークの整備や駐輪場の整備を計画しているところです。

県道熊本高森線沿線が、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場としても利活用していただけるよう、今後も地域の方々の声に耳を傾け、様々な取組を適切に進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） それでは2回目の質問を行います。

この改良事業の一部供用開始は、来年春と聞いたような気がしたんですが、それが延びて令和5年度末になったかと思っておりました。ところが、そうではなくて、来年春までに供用開始になるのは高速道路までの約1キロで、惣領交差点までの供用開始が令和5年度末ということになっているようですね。

部分供用を開始するのはいいんですが、ボトルネック状態で交通渋滞や事故の心配があるわけですが、何か対策は考えてありますか。

信号機、横断歩道、バス停については基本的に変わらない計画としながらも、広崎公園前は二つの横断歩道が近接しているので1か所に統合するとのことですが、一つは公園横の交差点で押しボタン式信号の横断歩道で、もう一つは信号機のない横断歩道ですかね。双方の取付け道路の整備によってさらに近接するので、警察指導により、信号機のある側の一つにするということでしょうか。

横断歩道は、通学路やバス停とか買物に行くときなどに利用するわけですので、できるだけ減らさないほうがいいのですが、この場合はそれほど大きな影響はなさそうなので仕方がないかと思っております。

全線3.8キロには、ほかにも信号のない横断歩道があったと思いますが、横断歩道は先ほども述べたとおり、買物に行くとき、病院に行くときなどに利用するわけですので、安全な生活環境を守るために必要なものです。

4車線の道路では信号機のない横断歩道は絶対に渡れません。高齢者でも、障がいのある方でも、安全に利用できるよう、県にも信号機の設置をお願いして、必要な場所には増やしても減らさないようにしていただきたい。

次に、全線開通に向けて、用地取得や借換地に向けて、権利者に個々の事情を聴きながら丁寧な交渉に努め、令和7年度までの完成を目指すとの答弁でした。

用地交渉に当たって街路事業区間においては代替地の問題、区画整理区間では仮換地の問題解決が大きな課題だと思います。

これまでも、代替地の交渉がうまくいかず廃業せざるを得なかったり、町外に移転された方がいらっしゃると思いますが、その数は把握できているでしょうか。代替地の問題は以前にも町としてしっかりと準備しておくべきと述べたことがありますが、前もって準備というのは権利者の要望が優先されますから、なかなか難しいことですかね。

県もこの事業の当初に、代替地の問題については代替地希望者の希望に沿った代替地の取得ができない場合、町外への流出や廃業する事業者が発生し、町のにぎわいや活性化が失われる懸念があることから、影響を最小限にとどめるよう、個々の権利者の生活の実情や意向を踏まえながら、町と連携しながら対応していくと言われております。そのとおり実践してこられたと思いますが、それでも多くの方が廃業を余儀なくされたり、町外へ移転されております。

これから、にぎわいのある町、歩いて暮らせる町を目指してまちづくりを進められるわけですが、県に力を貸すつもりで、町として言うべきことはしっかりと言いながら事業を進めていただきたい。

それから、廃業されたり町外へ移転された方は代替地のことのほかに、先ほども述べましたが、4車線化になってお客さんの出入りがしにくくなり商売できないということも理由の一つになっております。

にぎわいのあるまちづくりにはいろんな事業者の方に来てもらわなければなりません。事業所やお店を出すにも沿線には適当な用地が見つからない、出入りしにくくなるなどの課題がありますが、どのような対処をしていかれるかお伺いして2回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の二つ目の御質問の2回目の1点目、供用開始区間から先の県道についてはボトルネックとなり、交通渋滞や事故の心配をするが対応はどうか。また、既存の横断歩道がなくなったり、信号がつかない箇所はないかについてお答えをします。

県道熊本高森線につきましては、熊本地震の発生以前から拡幅の必要性が認識をされてきたところ。これは交通量に対して必要な交通容量を備えていないことや、歩道の幅員があまりにも狭く、自転車、歩行者の安全性が確保されていなかったからです。

つまり、熊本地震前の本町区間の県道熊本高森線は、朝夕の慢性的渋滞など、それ全体がボトルネックと言ってもよい状態でした。それに加え、熊本地震により、防災機能の欠如も明らかになりました。

これらのことから、本町におきましては、議会とともに、県に対しまして県道熊本高森線の4

車線化の整備を要望し、熊本市境から木山地区までの区間の拡幅工事が実現をしたものです。

工事は県により鋭意進めていただいているところで、議員御質問のとおり、来年春までには高速道路までの約1キロが、令和5年度末までには惣領交差点までの区間が供用開始となる予定です。

このことにより、4車線化工事の着手前は朝夕の慢性的渋滞など、言わば全体がボトルネックであった状態が、少なくとも供用開始区間につきましては解消されるものと認識をしております。

しかしながら、供用開始してしばらくは、これまでとは交通の流れが変化することや、未供用の区間は依然としてボトルネック状態が残りますので、それらに対する安全対策につきましては、県にしっかり要望しますとともに、本町におきましてもできる限りの協力を行ってまいります。

また、既存の横断歩道がなくなったり、信号がつかない場所はないかという御質問ですが、1回目の答弁でお答えしましたとおり、広崎公園の西側におきまして二つの横断歩道が近接している箇所があり、警察の指導により1か所に統合される予定となっております。

このため、これまで18か所あった横断歩道が17か所になりますが、その全ての横断歩道には信号機が設置されますので、無信号の横断歩道はない計画となっております。

次に、二つ目の御質問の2回目の2点目、4車線化事業により代替地が見つからず、事業者が廃業や町外移転されているが、その数や対応はどうなっているかについてお答えします。

事業者の移転先、代替地につきましては、本町も県に代替地の情報提供を行うなど、県と連携して取り組んでいるところです。今後もアンテナを広げ、あらゆるチャンネルから情報を得るなどして代替地の情報確保に努めてまいります。

また、議員御質問の4車線化事業による廃業や町外移転の事業者の数につきましては、その理由も様々で、それぞれの地権者の方のプライバシーいわゆる個人情報にも関わることなので、正確な数の把握は困難です。

しかしながら、震災後の町のにぎわいづくりのためには、4車線化にかかわらず、事業者の方が町内で事業を続けることができる取組が大変重要だと認識しております。このためには、具体的な受皿を準備することや、町全体のにぎわいづくり、事業者の方が出店したいと思っただけのような方策が必要です。

そのためには、具体的な受皿として、にぎわい拠点の一つとして「BOX PARK マシキラリ」を整備したところです。

また、町全体のにぎわいづくりの方策としましては、中心市街地活性化計画を策定しますとともに、歩いて暮らせるまちづくりの実現のため、ウォークブル推進都市宣言を行い、議員御指摘の県道熊本高森線沿線の駐輪場やポケットパークの整備などを計画しているところです。

今後も、事業者の方に益城町に残っていただく、または新たに出店していただけるような魅力あるまちづくりに向けて取り組んでまいります。

最後に、二つ目の御質問の2回目の3点目、にぎわいのあるまちづくりをするためには、事業者が店舗を出す土地や店舗への出入口の解消が必要と思うがどうかについてお答えをします。

県道熊本高森線の4車線化事業によりまして、必要な交通容量の確保と定時性の確保が期待さ

れますが、議員御指摘のとおり、特に右折による沿線への出入りがしにくくなるなどの課題があることも認識しており、沿線に多くの店舗に出店していただくためには、このような課題を少しでも解消しなければならないと考えています。

このため、道路構造の観点からは、一般的に、中央分離体に路側帯を設けるなどの対応が行われます。

また、店舗を利用される方は、自動車利用の方、公共交通利用の方、さらには、自動車と公共交通の利用者の方など、様々な利用形態が考えられます。

このため、本町では、令和3年3月に益城町地域公共交通計画を策定しますとともに、県道熊本高森線沿線では、駐輪場の整備や歩きたくするための仕掛けとしましてポケットパークの整備などを行うこととしているところです。

今後あらゆる方策を地域の方々の声にも耳を傾けながら検討してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 町長にはるるしっかり答弁していただきました。時間があまりないようですので、3回目は簡単にいきたいと思います。

横断歩道については、18か所から17か所になり、全てに信号が設置されるということで安心しました。一つ減ったのは広崎公園のところですかね。

横断歩道のもう一つの心配事は、横断する距離がこれまでの倍、約20メートルを横断しなければなりませんので、高齢者や障がいのある方が渡り切れるかどうか心配なところですが、聞くところによりますと、信号の時間は県のほうでそこまで配慮していくとのことでした。ちょっと安心しているところですが、もしも立ち止まることになったら、狭い分離帯では非常に危険ですので、そこらあたりの配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、沿線への代替地は非常に難しいと思いますし、特に病院とかの代替地は公共交通の関係もありますし大変だと思いますが、県と連携して取り組まれるのは当然ですが、代替地の問題は町の将来を左右すると言っても過言ではないかと思ひますので、町に率先して取り組んでいかれるようお願ひします。

事業者の受皿として、「BOX PARK マンキラリ」を整備してありますが、規模的に少し小さかったかなとも思ひておりますし、地元の事業者の方にとっては家賃の問題もいろいろあるようございますが、しっかりと活用していただければと思ひております。

県道熊本高森線の拡幅事業については、創造的復興の下スタートしたわけですので、町として拡幅された道路をいかに復興につなげていくかが重要課題だと思います。単なる防災道路だけではないよう、町としていろいろなことは計画立ててありますが、今後、町長としてどのように取り組んでいかれるか、最後にお伺ひして質問を終わりたいと思ひます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の二つ目の御質問の3回目の1点目、4車線化による、まずは長くなる横断歩道についてということで、高齢者などへの対応はどうかについてお答えしま

す。

県道熊本高森線の4車線化によりまして横断する距離が長くなりますことから、そのことに対する対応、特に議員御指摘の高齢者や障がいのある方への対応が重要という認識は私も同じであります。東京辺りに行ってみると、6車線8車線でもっと短い信号がたくさんありますので、心配しているところでもあります。このため、本町におきましても、県との工事工程関係の打合せの際などにこのような認識をお伝えしているところです。

県におかれましてもそのような認識を十分にお持ちで、横断歩道付近の整備に関しまして、安全な信号待ちのための歩道空間の確保や交差点部における歩行者の巻き込み防止などのためのボラードの設置、さらには、交差点照明の設置などを検討されていると伺っております。

また、4車線化により、現在より長い距離を横断するため、信号の切替えの時間間隔を交通管理者が検討していると伺っております。

次に、二つ目の御質問の3回目の2点目、県道熊本高森線4車線化事業を町はどのように創造的復興として取組を行っていくか伺うについてお答えします。

県道熊本高森線の拡幅事業は、先ほどの答弁でも申し上げましたが、現在本町で整備しています東西線や南北線、第2南北線といった街路とともに、道路ネットワークを形成し、活発な人流や物流により、経済効果やにぎわいづくりへの寄与など熊本地震からの創造的復興に欠かせないインフラと認識をしております。

さらには両側に5.5メートルの自転車歩行者道が整備されることも、歩いて暮らせるまちづくりを目指している本町にとりまして、創造的復興への大きなポテンシャルになると考えております。

このため、2回目の御質問でお答えしましたとおり、沿線における駐輪場やポケットパークの整備などを計画しているところですが、今後も県道熊本高森線一帯の創造的復興によるにぎわいづくりが町全体のにぎわいに波及していくように、町民や議会、関係団体など、様々な方の声に耳を傾けながら、魅力あるまちづくりに向けた取組を行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 答弁ありがとうございました。

この街路事業が町の復興につながることを祈念しまして、私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 中村健二議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

2時40分から再開します。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時40分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂田みはる議員の質問を許します。

17番坂田みはる議員。

○17番（坂田みはる君） 皆様こんにちは。17番坂田みはるでございます。

益城町議会12月定例会一般質問、今回は12名おられる中、ありがたいことに、本日、末広がり12月8日、偶然ながらに8番目に質問の機会を与えていただきまして、大変私はうれしく思っております。

また、今回、議場内での傍聴を心待ちにしてくださった町民の皆様、傍聴ありがとうございます。そしてまた、入場制限のため、残念ながら1階ロビーのほうでテレビ視聴をなさってくださっている皆様方にも、今回、益城町の行く末につきまして、私たちと一緒に考え、思いをはせていただけることに心から感謝をしたいと思っております。本当にありがとうございます。

私は、通告を致しておりました三つの質問をさせていただきたいと思えます。

一つは、町のにぎわいづくりについて。二つ目は、台湾との国際交流について。そして、三つ目は、教育面での交流における論語の学びについて。以上3項目です。町長、教育長、お考えをお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、質問席へ移らせていただきます。

それでは、まず1項目め、町のにぎわいづくりについて、町長にお尋ねをいたします。

西村町長が今期マニフェストに掲げた、地域と一緒に進める新たなにぎわいづくりの一つ、惣領にぎわい拠点施設として、今年5月にオープンをいたしましたBOX PARK マシキラリや、学生たちと一緒に進めるにぎわいづくりとして取り組まれたコワーキングスペース、このほか、シェアオフィスにチャレンジショップなどが実現をされていることには、有言実行の町政運営をなさっているところであると受け取っております。そこで、これらの施設の入居状況や利活用状況についての現状をお伺いしたいと思います。

また、マシキラリ、コワーキングスペース、シェアオフィス、チャレンジショップの施設等による町のにぎわいへの波及効果や課題について、町長の見解をお尋ねいたします。

以上、1項目め、2点につきまして御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番坂田議員の一つ目の御質問の1点目、マシキラリ、コワーキングスペース、シェアオフィス、チャレンジショップなどの利活用状況についてお答えをします。

マシキラリは今年5月にオープンし、11月末時点で14事業者が入居されております。主に、飲食店や物販、理容室などの事業者が入居されており、町内はもとより町外からも多くの方に御利用いただいております。

コワーキングスペースは、高校生をはじめ、町民の方々の交流拠点をつくることを目的とした施設です。令和4年10月末時点での会員数は247人、延べ利用者数は847人となっています。利用者の半数以上が学生であり、目的、世代を問わず幅広く利用いただいております。

シェアオフィスは、社会や技術の変化に挑戦する企業を集積させ、町の課題解決につなげていくことを目的とした施設です。現在、5区画中3区画にIT関連事業者などが入居されており、コワーキングスペースを利用している学生との交流も盛んに行われています。

チャレンジショップは、創業や事業立ち上げの一步目として、気軽な挑戦を後押ししていくことを目的とした施設です。カフェチャレンジゾーン1区画と物販チャレンジゾーン2区画の計3区画を備えており、タイ料理店とハンドメイド雑貨店の出店により、全ての区画が埋まっています。

次に、一つ目の御質問の2点目、これらの施設などによる町のにぎわいへの波及効果はどのように表れているのかについてお答えをします。

施設がオープンしてから1年未満ですが、これまで本町になかった施設が整備され、来客者が増えたことで、一定のにぎわい効果が生まれていると考えています。

マシキラリにつきましては、各種メディアにも取り上げられておりますが、九州初出店となる仙台の団子屋や本格的なコーヒーが味わえるカフェなどの新しい店舗のほか、これまで本町で営業されていた事業者の移転や町内ラーメン店監修の油そば専門店がオープンしたりするなど、魅力的な事業者に入居いただいております。

また、それぞれの事業者がSNSを通じた宣伝やコラボ商品を開発するなど、連携も図られており、本町への誘客施設としての役割を担っていただいております。

先日開催されたハロウィンイベントには私も参加しましたが、多くの親子連れでにぎわいを見せており、本町の新たなにぎわい拠点としてのポテンシャルを感じたところです。

一方で、コロナ禍や物価高騰の影響もあり、市場環境が厳しいことから、現在も空き室がありますので、早く満室になるよう、事業者の方で継続してテナントを募集されている状況です。

シェアオフィスとコワーキングスペースにつきましては、シェアオフィス入居企業が町内の学生向けにITセミナーを開催されるなど、活発な交流が行われています。

また、就職セミナーや合同イベントなどが定期的に計画、実施されており、高校生をはじめとした町民と企業との交流を通じた新たなにぎわいが生まれ始めています。

また、シェアオフィスに入居されている県外からの進出企業は、商工会が開催するIT研修の講師を務め、町内事業者のウェブページ作成を受託されるなど、町産業の振興に向けても積極的に取り組んでいただいております。

チャレンジショップにつきましては、それぞれの利用者が新たな挑戦を始められたばかりですが、ここで得られたノウハウをもとに町内で創業していただくことでにぎわいづくりにつながるものと期待しております。

一方で、町のにぎわいづくりににつきましては、これらの施設だけでなし得るものだと考えておりません。4車線化、区画整理、公園や歩道の整備など、ほかの事業との相乗効果を生み出していくことが必要だと考えております。

本町では、令和3年3月に中心市街地活性化基本計画、今年3月には立地適正化計画を策定しますとともに、都市再生整備計画を策定し、中心市街地の活性化を目標としまして具体的な事業を行っております。

これらの計画も踏まえながら、町のにぎわいづくりに向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○17番（坂田みはる君） 町長、1回目の御答弁ありがとうございました。

各施設が整備されましてオープンして1年未満にもかかわらず、一定のにぎわいが出始めているということでした。その点につきましては、特に私の地元惣領のBOX PARKマシキラリの店舗がオープンして以来、幾度か私も足を運びまして、お団子を買ってみたりとか、唐揚げを買ってみたりとか、お店をのぞいてみたりとか、そのような経験をさせていただきました。本当に行くたびに幾度となく足を運ぶたびに、活気にあふれ、訪れる方々の様子を見ておりますと、本当にわくわくしたような表情であったり、うれしそうで楽しそうという気持ちがこちらまで伝わってくるような笑顔にたくさん出会うことができました。そんな印象があるマシキラリです。

そして、御承知のとおり惣領神社の向かいにあり、惣領交差点での信号待ちをしているときでも、車の中からその様子を伺い知ることもあるんですが、特に休日は小さなお子さん連れの御家族や若い方々がいらして下さっておりまして、うれしい思いになることも度々でございます。早くBOX PARK全てが埋まりまして、さらにさらに活気があふれることを祈るばかりです。今後さらにこのように交流人口が増え、町民の皆様のみならず近隣市町村から、あるいは他県から多くの方々に訪れていただける施設となることを期待いたします。

また、さらなるにぎわいづくりに向けて、4車線化や公園、歩道の整備など、ほかの事業との相乗効果を生み出していくことが必要とのお話でもありました。このようなハード事業も大変重要ではありますが、さらなるにぎわいづくりのためにはソフト事業も当然進めていく必要があるのではないかと考えております。

先ほど御答弁の中で、それぞれの事業者がSNSを通じて宣伝するなど連携されていることや、シェアオフィスに入居されている企業が町内の学生に向けてのITセミナーを開催し交流をされていること、このほか、進出企業と地元企業との連携により、町の産業振興に取り組んでいるとのお話もありました。

今後、さらなるにぎわいづくりに向けて、町としてどのような施策を考えておられるのかを2回目の質問とさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番坂田議員の二つ目の御質問の2回目、今後さらなるにぎわいづくりに向けて、町としてどのような施策を考えているのかについてお答えをします。

さらなるにぎわいづくりのためには、施設の整備に加えまして様々な活動が行われることが重要だと考えております。

このため、中心市街地活性化基本計画におきましては、ハード事業に合わせましてソフト事業の実施を計画しており、今年度も町民の交流を目的としましたマルシェやスポーツイベントの開催に対する支援、子ども服のお店や町の農産物を使った飲食店などの開業に向けた支援などを行っているところです。

また、新たな活動が生まれるためには、若い世代が挑戦し続けることができる環境を整えることも必要です。そのため、例えば、小さい子どもを持つ親が安心して地域活動や事業活動を行う

ことができるよう、保育や託児環境を充実させることが重要だと考えております。

さらに、中心市街地を訪れる人口を増加させるためには、中心市街地内の移動利便性の向上や、集落部から中心市街地へのアクセス向上につながる利便性の高い移動手段を整備することも必要です。そのため、駐輪場整備などのハード事業に加え、現在運行しております循環バスや乗り合いタクシーの充実や、その他の交通手段の導入などにつきましても検討を行いたいと考えております。

今後も、ハード面の整備に加え、このような様々なソフト面の施策を展開することで、中心市街地の活性化を図り、さらなるにぎわいづくりに取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○17番（坂田みはる君） 町長、2回目の御答弁、大変ありがとうございました。

私は一步一步復興が確実に進められていることを心からうれしく思っている一人であります。益城町が依頼作成した旅行電子雑誌「旅色」がインターネット上で無料公開されていることや、製本した冊子を役場などで無料配布されていること、また、12月の「広報ましき」においても、チャレンジショップやコワーキングスペース、シェアオフィスがどういったところなのか、それぞれ顔の見える内容紹介が掲載されており、復興に向け、活力ある町に変わりつつあることが町民の皆様にもより身近なこととして捉えていただけたのではないかと思います。

先ほど町長が御答弁からも、町のにぎわいづくりにはハード事業とソフト事業の両面から町が取り組む姿勢で臨まれるということを伺い知ることができました。町長、御答弁本当にありがとうございました。

これで1項目めの質問を終わらせていただきまして、2項目めの質問に移らせていただきます。次に、2項目めの質問は台湾との国際交流についてのお尋ねとなります。

台湾の半導体製造会社TSMCの進出によりまして、台湾との国際交流の機運も大変高まっております。

そんな中、益城町には、大甲の聖人と敬愛されました志賀哲太郎氏とのすばらしき縁があります。このことから、益城町においても台湾との交流を積極的に取り組むお考えはないのか、町長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番坂田議員の二つ目の御質問、台湾の半導体製造会社TSMCの進出により台湾との国際交流の機運も高まっている中、益城町には、大甲の聖人と敬愛された志賀哲太郎氏とのすばらしき縁がある。このことから、益城町においても台湾との交流を積極的に取り組む考えはないのかについてお答えをします。

TSMCの熊本進出を踏まえ、本町におきましても企業誘致や雇用機会の拡大、定住促進を図るため、令和3年12月に益城町半導体関連等企業誘致推進本部を立ち上げております。また、その下部組織の一つとして国際交流部会を設置し、台湾との交流事業について検討を進めてきたところです。

また、本町には、熊本と台湾の架け橋となった偉人で、津森校区出身の志賀哲太郎先生がいら

っしやいます。明治時代に本町から台湾へと渡り、台湾台中市大甲区におきまして、教師として台湾の子どもたちへの教育に半生をささげられており、死後90年余りたった現在におきましても、台湾では大甲の聖人として多くの人々に敬愛されています。

そのような歴史的事実を広く発信すべく、平成27年に志賀哲太郎顕彰会が発足しました。顕彰会では、志賀先生の台湾の教育に貢献された功績の顕彰を行いますとともに、平成28年2月、平成29年11月には、大甲区長表敬訪問や資料調査などを行うため、台湾台中市を訪問されております。

また、そのほかにも、志賀哲太郎先生顕彰碑の建立や町教育委員会主催パネル展への協力、熊台交流推進講演会など、多くの研修会や講演会による顕彰活動や刊行物による功績の発信などに取り組んでおられます。

このような状況を踏まえ、今後、本町と大甲区が友好交流都市として、より積極的な交流を行えばと考えており、来年1月には私が台湾台中市大甲区を訪問し、友好交流協定を結ぶ予定で準備を進めているところです。

現地教育に命をかけた志賀哲太郎先生を輩出した歴史から、本町にこのようなすばらしい偉人がいらっしゃることに、その姿について本町の子どもたちに伝え、まずは文化や教育面におきまして、台湾との国際交流を進めてまいりたいと考えております。

さらにこのことは、台湾からのTSMC関連企業の進出を促すとともに、従業者やその家族と交流する際の基盤となるものであり、本町のさらなる発展、活性化につなげられるよう、しっかりと取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○17番（坂田みはる君） 町長、御回答ありがとうございました。

それでは、2回目の質問でございます。

TSMCの熊本進出を踏まえた上で、既に1年前の12月に益城町半導体関連等企業誘致推進本部を立ち上げられ、その下部組織として国際交流部会が設置をされていたとお話しでしたが、国際交流会にはどのような立場の方々が会員となられまして何人おられるのかお伺いしたいと思います。

また、交流事業につきまして検討を進めているとの御回答でございましたが、どのような内容を挙げられての検討であるのかをお聞かせいただければと思っております。

そしてまた、なお、町長が1年余りをかけて令和5年1月に実施しようとしている友好交流協定を結ぶことで、町としてはどのようなことが期待できるとお考えなのかについてもお尋ねいたします。

2回目の質問、以上3点についてよろしく御答弁お願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番坂田議員の二つ目の御質問の2回目、国際交流部会設置に当たり、どのような立場の方々が会員となられ何人おられるのか。また、交流事業について検討を進めているとありますが、どのような内容が挙げられ検討されておられるのか。町長が1年余りをかけ

て、令和5年1月に実現しようとしてされている友好交流協定により、町としてはどのようなことが期待できるとお考えかについてお答えします。

国際交流部会は、半導体関連等企業誘致推進本部の中の一つの部会です。同推進本部は私を本部長としまして全課長で構成しており、国際交流部会は企画財政課、学校教育課及び生涯学習課で構成し、個別の課題に応じた取組を検討していくこととしております。

国際交流部会では、TSMCの進出を契機に台湾との交流促進を図るため、台中市大甲区との友好交流協定の締結や志賀哲太郎先生の顕彰活動の促進、さらに、小中学生の交流促進を取組の方向性として検討を進めているところです。

議員御質問の具体的な交流事業や友好交流協定により期待される効果につきましては、まずは、志賀哲太郎先生が津森地区の出身でいらっしゃいますので、津森小学校児童と大甲区小学校児童の交流を行い、それぞれの文化や国際感覚を学ぶことで、多様性や創造性を育むことが期待できるものと考えております。

また、大甲区では、自転車製造メーカーであるジャイアント・マニファクチャリングが本社を構え製造販売をされていますので、将来的にはサイクリングによる健康づくりなどにも取り組むことができるのではないかと考えております。

さらに、大甲市では地震で出現した車籠埔断層などの震災遺構の保存活用において先進的な取組をされていますので、本町の震災遺構の保存活用に参考となるだけでなく、お互いに連携を図り、防災教育などの共有もできるものと思っております。

このようなことについて検討しており、取組を進めてまいります。まずは来年1月に予定しております友好交流協定の締結に向けてしっかり準備を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○17番（坂田みはる君） ありがとうございます。

小中学生の交流促進を取組の方向性として検討を進められている。そしてまた、大甲の自転車製造メーカーのジャイアント・マニファクチャリング、本社製造販売の、そちらの会社のサイクリングによる健康も、益城町との健康増進のことで共有をしようというお考え。そしてまた、台中市の遺構の保存活動なども益城町の防災教育に共有をしようというお考えなども含めてお伺いすることができました。御答弁ありがとうございました。

まずは、年明け後が目前でありますので、友好交流協定の締結が無事行われ、町発展につながることを心から願っております。

それでは、通告を致しておりました最後の質問に移らせていただきます。

教育面での交流における論語の学びについてです。

志賀哲太郎氏との古き縁には、代用教員として大甲の子どもたちの教育に当たり、大甲の聖人と呼ばれましたが、我が益城町郷土の偉人であることが台湾との交流を深める上でも大変重要な点ではないかと私も思っております。

そこで、益城町の子どもたちへ論語のことについて学べる時間を共有するような方法について考えていただくことはできないか、教育長にお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 17番坂田議員の三つ目の御質問、教育面での交流における論語の学びについてお答えします。

先ほど町長からも紹介がありましたが、台湾において代用教員として台湾での教育に半生をささげた志賀哲太郎先生は、現在におきまして台中市の大甲区を中心とした多くの方々に大甲の聖人とたたえられ、その心の中に生きております。

志賀先生は当時、教育の重要性がまだ十分理解されてない台湾において、子どもたちが教育を受けられるよう、鉛筆や紙などを与え、また、病気の子どもがいれば、食べ物や絵本などをもって家庭を見舞い、経済的に困っている家庭には学費を支援するなど、教育の基盤となる環境づくりにも力を注がれたと聞いております。

議員御指摘のとおり、そのような歴史上の偉大な功績を上げた人物が益城町出身であることは、台湾との国際交流を進める上で大きなきっかけとなり得ると考えます。また、志賀先生が活躍された地域と文化的な交流や教育活動を通じての交流を持つことは、本町にとりましても大変意義のあることと思います。

教育面での交流におきまして、まず考えられますのは、両都市の学校間における姉妹校の締結であります。教育委員会としましては、将来的にどのような交流内容や方法でお互いの友好を深めていくのかなど、今後、学校現場とも連携を図り、検討を重ねてまいりたいと考えます。

さて、議員の御質問は、教育面において論語についても何がしか子どもたちの共通の学びとして交流の機会がつかれないかという趣旨であるかと思えます。論語は人の生きる道や考え方、道徳などについて記されたものであり、現代にも生かせる内容が多く含まれており、その教えが日本の学校教育に生かされている場面も多くあります。

今後、志賀先生の現地における功績、そして現在の大甲区における教育の状況を学ぶことにより、論語をはじめとした人としての生き方などに関する資料の発掘や活用が期待されます。

なお、志賀哲太郎顕彰会におかれましては、既に大甲区のある台中市と交流するなど活動を継続しておられますので、学校間交流につきましても連携して取り組んでまいりたいと考えます。

先ほども申し上げましたが、論語の活用につきましましては、相互の交流を進める中で、論語にある教えをどのように生かすことができるのか、その可能性を探り、学校現場における実践につないでまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○17番（坂田みはる君） ありがとうございます。

相互の交流を進める中で論語にある教えをどのように生かすことができるのか、その可能性を探り、学校現場における実践につないでいきたいと、教育長が力強くお答えいただきまして本当にありがとうございました。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

先ほど、教育面での交流で考えられるのが、両者の学校間における姉妹校締結とのことでしたが、当町の学校選定と台湾の学校選定についてはどのような観点で選定をされるのかお尋ねした

いと思います。

義務教育期間の違いにつきましては、日本は9年、台湾は12年と長いことや、小学校から大変宿題が多いこと、また、公立小学校2年生から英語を学び、私立幼稚園であれば5歳児ぐらいからほとんど簡単な会話をマスターして小学校へ入学するそうなんです。現状、英語力に大変注がれる教育であることが伝わってくる情報が多くて、論語が広く教育の一環とはされていないということは私も承知をいたしております。

しかし、日本の儒教研究者であります中国学者でもある、土田健次郎早稲田大学名誉教授のおっしゃることには「状況に応じて総合的に一番いい判断をするための徳を積むことを学べるのが論語のよいところである」とは、私としては大変納得のいくお話であるなと思い、読ませていただきました。

そこで、いま一つ教育長にお尋ねいたします。

私の6月一般質問に対する教育長の御答弁に、論語教材のみで授業を組み立てるのは難しいと考えるが、道徳の授業の中の導入場面や終末の教師からの説話の場面などで論語の教えを扱い、より質の高い道徳の授業を行えると考えると御答弁をいただきました。

その後、半年足らずではありますが、論語の教えを道徳の授業に生かされた例がどの程度あるものなのか。また、行っていただけたとして、論語が活かされた場面での子どもたちの伝わり方や反応がどうであったのかななどの報告を教育長は受けておられますでしょうか、お伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 17番坂田議員の三つ目の御質問の2回目、まず、1点目の姉妹校を締結する場合、当町及び台湾の学校選定はどのような観点で選定されるのかについてお答えします。

先ほど、教育面における交流の例として姉妹校の締結と申し上げましたが、これはあくまでも通常考えられる一般的なケースでございます。現段階では、そうした姉妹校締結の可能性も含め、将来的にどのような交流内容や方法でお互いに友好を深めていくかなど、まさにこれから検討を重ねていく段階でございます。

実際のところ、大甲区の地域の状況や学校の数、規模、教育の実態等につきましては、まだ十分な情報を持ち合わせておりませんので、今後、本町と大甲区における協定と併せて、学校間における姉妹校の締結につきましても、両者間で具体的な交流の内容を検討していく必要があります。教育委員会としましては、志賀哲太郎先生の功績を踏まえた内容をベースにできないかと考えているところであります。

既に志賀哲太郎顕彰会では大甲区との交流活動が実施されておりますので、先ほども申し上げましたが、顕彰会とも連携しながら、どのような交流が町の児童生徒にとって有益なものになるか検討していきたいと思っております。

議員御質問の当町の学校選定と台湾の学校選定につきましても、今後、現地の状況を丁寧に把握した上で、関係各課及び学校現場と連携協力しながら具体的な検討に入っていきたいと考えております。

次に、2点目、6月議会で教育長は道徳の授業の中で論語の教えを扱い、より質の高い道徳の授業を行えると答弁しているが、道徳の授業に論語が活かされた例がどの程度あるかについてお答えします。

御指摘のとおり、6月議会における議員の御質問に対し、今述べられたような答弁を行ったところです。前回も述べさせていただきましたが、論語に含まれる貴重な教えは道徳教育の目指す価値項目と重なる部分が多くあり、道徳の授業に関連づけた取扱いは可能であると考えております。

ただ、道徳が正式な教科となった現在、作成された教科書にのっとった授業が強く求められておりますので、関連づけるとすれば、授業の最後における教師の説話等の場面に論語が使用されるかというふうに考えます。そこで、教科書の内容と共通する論語の教えを織り込むことで、より質の高い授業を行うことができるものと考えております。

議員の御質問にあります論語が道徳の授業に活かされた例につきましては、授業内容を全て把握しているところではありませんので、残念ながら明確な回答はできませんが、道徳の授業がよりよく生きるための基礎となる道徳性の育成を目指し、自分自身に関する事、人との関わりに関する事、集団や社会との関わりに関する事、生命や自然・崇高なものとの関わりに関する事の四つの大きな道徳的価値について学びを深めるものであることから、先ほど申し上げましたような論語の教えと重なる部分について、教師の説話等を通して学習ができていないかと考えます。

教育委員会としましては、道徳授業への関連づけに限らず、日々の学校教育活動の中におきまして論語にある教えを生かしていけるよう、引き続き児童生徒の心身の健全な育成に努めてまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○17番（坂田みはる君） 教育長、本当に大変思いを込めて御答弁いただきましてありがとうございました。

ところで、当町の学校選定と台湾の学校選定につきましても、今後具体的に検討に入りたいということで御答弁をいただいておりますけれども、先ほど私の2項目めの質問のとき、町長の御答弁の中に志賀哲太郎先生が津森地区出身でいらっしゃることで、津森小学校児童と大甲区小学校児童の交流を行い、文化や国際感覚を学ぶことの期待ができるのではといったお話もありました。そういった観点からすると、当町は津森小が選定されるのかなという思いもするのですが、国際感覚を学ぶに当たっては、益城町内の全ての児童生徒にその機会が与えられる方法などについても念頭に置いて進めていただければと、心から思っております。

また、教師が論語の一節を引用して説話を行ったという報告はなかったということで、少し残念な気もいたしますけれども、このところ新聞紙上では男性教諭だとか男性教員がといった熊本の教育委員会ですとか市や県の教育委員会の文字が目飛び込んできております。道徳的価値について学びを深める授業において、論語の教えを、これは1日にしてなるものではなく、言葉として、そういった大人の道徳的な学びはどこにあるのかなと思っております。耳にしたことがあ

ります、1日にしてなる言葉ではありませんけれども、耳にしたことがあるかどうかであったり、記憶の中にでも残っていることの大切さであるのかということも私は思っているところでございます。

全て益城町の未来を託す大切な子どもたちばかりでなく、その未来を支える大人たちも、教育面での交流に論語の教えや学びを取り入れる機会をつくっていただきたいという思いを、再度伝えてお願いをいたしまして、本日、私の質問を終わらせていただきたいと思います。町長、教育長、御答弁ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる議員の質問が終わりました。

これで本日予定されました一般質問が全て終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後3時19分

12 月 9 日（金曜日）

令和4年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和4年12月5日午前10時00分招集
2. 令和4年12月9日午前10時00分開議
3. 令和4年12月9日午後3時31分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 12番 宮崎金次議員
1番 木村正史議員
11番 野田祐士議員
9番 榮 正敏議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 榮 正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本 貢君 | 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 16番 荒牧昭博君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町 長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 桶谷哲也君 |
| 土木審議監 | 持田 浩君 | 会計管理者 | 深江健一君 |
| 総務課長 | 塘田 仁君 | 危機管理課長 | 岩本武継君 |
| 企画財政課長 | 山内裕文君 | 税務課長 | 坂井浩章君 |
| 住民課長 | 竹林浩幸君 | 福祉課長 | 荒木 薫君 |

福祉課審議員	中村康広君	こども未来課長	吉川博文君
健康保険課長	松永昇君	産業振興課長	松本浩治君
建設課長	村上康幸君	都市計画課長	齊藤計介君
復興整備課長	水口清君	街路課長	石橋淳君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君
生涯学習課長	富永清徳君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	山口拓郎君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、16番荒牧議員から欠席する旨の届出があっております。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問となっております。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に宮崎金次議員、2番目に木村正史議員、3番目に野田祐士議員、4番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、宮崎金次議員の質問を許します。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） 皆さん、おはようございます。12番宮崎でございます。

本日は、年末の忙しい時期、コロナ禍にもかかわりませず、町政に関心を持って議会の傍聴に来ていただき、ありがとうございます。

本日は一般質問の3日目で、皆さんややお疲れのことかとは思いますが、町民の皆様の御要望もあり、令和4年度中期財政見通しについて、地籍調査の速やかな実施について、益城中学校運動場整備問題についての確認、以上3点について質問をさせていただきます。

では、質問席のほうに移動します。

質問に入る前にお手元に、3枚つづりの資料を配付してございます。1枚目が中期財政見積りの資料です。2枚目が地籍調査の資料です。3枚目が予算流用関係法規を抜粋した資料でございます。参考にしていただきたいと思います。

では、今日も元気よく中期財政見通しから質問をさせていただきます。

さきの9月議会で、令和3年度一般会計等の決算を踏まえて、令和4年度益城町中期財政見通しが示されました。

皆様に配付をしております資料の1枚目が、企画財政課から示されたものに未償還残高を付け加えた表で、一応、企画財政課のチェックも受けております。特に注目していただきたいのは、黄色いマーカーの町債と公債費、それからピンクで印をしている未償還残高——借金の残高で、

目立つようにしております。

では、この資料1を基に2点質問します。

まず1点目は、私は毎年、中期財政見通しが示されるときに言っていることなのですが、なぜ中期財政見通しと言いながら、単年度の収支を並べたのみで、各年度ごとの未償還残高、借金残高を示さないのか、これで本町の中期的財政運営に資する見通しと言えるのかということであります。

2点目は、予想される令和4年度末の未償還金は494億円で、その3分の2を地方交付税で処置されたとしても、残り約160億円は町単独で返済しなければならず、その具体的な返済要領についてお伺いをします。

以上2点について、まずお伺いをします。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。令和4年第4回益城町議会定例会も5日目を迎えております。本日は一般質問3日目ということで、4名の議員の皆様の質問をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、12番宮崎議員の令和4年度中期財政見通しについての御質問にお答えをさせていただきます。

12番宮崎議員の一つ目の御質問の1点目、中期財政見通しと言いながら単年度の収支を並べたのみで、なぜ各年度ごとの未償還残高を示さないのか、これで本町の中期的財政運営に資する見通しと言えるのかについてお答えをします。

一昨日の松本議員の御質問にも答弁いたしました。繰り返しとなる部分もございますが、中期財政見通しは、前年度決算値を基に、その時点で想定される復旧復興事業を全て実施する場合の財政状況を明らかにするために作成しているものです。今回作成しました中期財政見通しでは、令和6年度から財源不足が発生し、令和10年度までの間に約26億円の財源不足が発生する見込みとなっておりますが、財政調整基金を繰り入れることにより、財源不足に対応できる見込みとなっております。

また、町債残高につきましては、令和3年度末の残高は熊本地震前の約5倍の459億円と、大きく増加している状況です。しかし、この町債には、損壊家屋などの公費解体や宅地を復旧する大規模盛土造成事業を含む災害復旧事業債が239億円、災害公営住宅整備事業債が66億円、木山地区の土地区画整理事業や街路整備、避難地などの復興事業債が46億円含まれており、熊本地震からの生活再建や復旧復興に必要な事業の財源として借り入れたものが主なものになります。

また、その他では、普通交付税の代替としまして、借入れをしている臨時財政対策債が55億円となっております。

これらの町債には、後年度の元利償還金に対しまして、普通交付税などにより国の手厚い財政支援がなされるため、町の実質負担は459億円のうちの約3割程度になると見込んでおり、加えて、災害公営住宅に対する家賃低廉化補助金や家賃低廉化補助金の上乗せとなる特別交付税措置

がなされるため、さらに軽減されることとなります。

さて、議員御質問の町債残高の中期財政見通しにおける表記につきまして、中期財政見通しでは、収支のバランスがどのような状況となるのかをお示しすることが重要であるとともに、実際の事業実施の状況や明許繰越などにより町債残高が大きく変動しますことから、町債残高は掲載しておりません。町債の残高につきましては、予算書に地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を作成し、毎年度お示しをしております。

次に、一つ目の質問の2点目、予想される令和4年度末の未償還金494億円の3分の2は地方交付税措置されるとしても、約160億円は町独自で返済せねばならないと思うが、具体的な返済要領について何うについてお答えします。

熊本地震からの復旧復興事業を実施していく場合、町債残高が大きく増加するであろうことは、中期財政見通しを作成し始めた平成29年当時からある程度見込んでいたことであります。先ほども申し上げましたとおり、熊本地震からの生活再建や復旧復興事業は、町債を財源とすることで実施できたものです。町債残高の増加を気にするがあまり、生活再建に資するような事業実施をちゅうちょすれば、現在のような姿を取り戻すことはできなかったと考えております。

また、これらの復旧復興事業に充てた町債には、約20年間で返済していく毎年度の元利償還金に対しまして、地方交付税により令和3年度末の残高では約68%の財政支援がなされる見込みです。加えて、家賃低廉化補助金や家賃低廉化補助金の上乗せとなる特別交付税を合わせた90億円が公債費に充当できる財源として確保できております。さらには、公営住宅の家賃である住宅使用料も公債費の財源として活用できると見込んでおります。

そのほか、現在収入を大きく伸ばしておりますふるさと納税の取組を充実させるとともに、定住促進や企業誘致などの税収増加に直結する取組を積極的に進め、財源の確保に努めてまいります。

今後も引き続き、中期財政見通しを作成することにより、収支のバランスを明らかにし、財政の健全化と、熊本地震からの完全復興に向けた施策の推進の両立に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 町長から答弁をいただきましたが、中期財政見通しでは収支のバランスを示すことが重要で、町債残高は事業の実施状況で変動するので掲載していないとのことでしたが、単年度毎だけで表すと中長期の財政見通しが見えなくなると思います。

例えば、本年度、この表で見させていただきますと令和4年度で見た場合、町債54億4,000万円、公債費が21億2,000万円、この差約33億円が未償還金の増加で、年度の収支は、歳入と歳出は保たれているように見えますが、実際は約33億円の赤字の状態と言えます。これでは、町民に町の財政は全く心配ないと誤った情報を発信することになると私は思います。また、町の未償還金160億円は、20年間のローン返済で、元金返済だけでも1年間に約8億円返済せねばならないこととなります。

そこで2回目の質問として、令和8年度以降、歳出170億円中公債費が約45億円を占めることが予想されています。つまり、町の予算の4分の1を借金返済に充てなければならないと思いますが、このときの町の財政運営はどのようになるのか、分かる範囲で説明していただきたいと思っています。

残念ながら、これから三、四年後には必ず本町が迎えるであろう財政状況になりますので、町の財政運用がどのようになるか、できるだけイメージできるように説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の一つ目の御質問の2回目、令和8年度以降、町予算の4分の1を借金返済に充てなければならないと思うが、このとき町の財政運営はどのようになるのか、あと数年後には本町が必ず迎えることになるので、イメージできるように分かる範囲で説明していただきたいについてお答えをします。

令和8年度の財政状況としまして、中期財政見通しの試算でお示しをしていますとおり、歳入では、町税や臨時財政対策債を含む地方交付税などで105億円、臨時財政対策債を除く町債が5億円、その他の国、県支出金やふるさと納税などの寄附金、災害公営住宅の家賃などの使用料などで57億円、歳入合計が167億円。歳出予算では、人件費や公債費などの義務的経費が85億円、災害復旧費を含む投資的経費が20億円、一部事務組合の負担金などの補助金などや特別会計への繰出金などのその他の経費が65億円、歳出合計が171億円で、差引き約4億円の歳入不足の試算となっております。

ただし、今回の試算は令和3年度決算を踏まえたものであり、歳入を増加させるための取組による増収見込みや、行政改革などによる歳出削減努力の効果などは見込んでおりませんので、今後も引き続きこうした収支の改善に努めていくことで、試算結果のような収入不足にならないよう取り組んでまいります。

また、令和8年度で45億円と大きく増加する公債費に充てる財源としましては、まずは普通交付税による財政措置が約68%で31億円、産業団地売却収入が7億円、家賃低廉化補助金及びその上乗せとして措置される特別交付税が5億円及び災害公営住宅家賃収入を2億円見込んでおりますので、現時点で公債費の増加に対応する財源の確保はできているところです。しかしながら、今回の試算では収入不足となっており、財政調整用基金を充当しなければ財政運営ができないとの結果となっておりますので、引き続き収入不足の改善に努め、持続可能な財政運営に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ありがとうございます。

45億円の公債費の財源はきちんと確保されているということでございました。本当にそうかなと思いますけれども、もしそうであるならば非常に安心であります。

我が町は、熊本地震から復興復旧のため、やむなく大きな借金をし、子供たちや孫たちに大きな負担を強いてしまうことになってしまいました。今、行っている事業等が少しでも子供たち

に納得してもらえよう、できるだけ無駄な事業は行わず、借金を増やさないような財政運営を行うことが大切であると強調しまして、次の質問、地籍調査に入らせていただきます。

本町では熊本地震の前から地籍調査が行われてきましたが、特に地震後、遅々として進んでいないように感じます。最近、住民の人から、現地立会いや測量も終わっているのに手続が完了していないので困っていると耳にしました。そこで、町と県に確認しましたところ、令和3年度末現在、熊本県の地籍調査進捗状況を教えてくれたのが、皆さんにお配りしている資料2です。県内45市町村の中で、既に地籍調査が終了しているところが白地の31市町村で、未完了が黄色の14市町村、本町の進捗率は33%でワースト2とのことでした。

また、平成2年度に会計検査院から、地籍調査の地籍図等に関わる認証請求が行われていない事業が本町に5事業あるとの指摘を受けているとのこと。特に、県内市町村の中で地籍調査業務を他の業務と兼任させて1人で行わせているところは、恥ずかしながら本町以外にはないとのことでした。

確かに熊本地震からの復興業務に忙しかったとはいえ、本町としても速やかに地籍調査組織を整えるべきであると考え、2点質問します。

1点目は、地籍調査の必要性とその効果について、2点目は、本町の地籍調査の現況と問題点について。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の二つ目の御質問の1点目、地籍調査の必要性とその効果についてお答えをします。

地籍は、土地の最も基礎的な地番、地目、境界、面積、所有者といった情報で、その情報は登記所の登記簿と地図に記録されております。

しかし、これらの記録はいまだに明治初期の地租改正事業などの古い調査記録を基礎としたものの、いわゆる字図が多く、土地の区画が必ずしも正確に表示されていない場合があります。このため、民間の土地売買や公共事業を実施する際の用地買収など、土地に関わる多くの活動に支障を来しており、正確な地籍を記録する必要があります。このため、国土調査法に基づいて昭和26年に地籍調査事業が開始されました。

この地籍調査事業は、個人の財産としての土地情報の確定とともに、円滑な経済活動や行政の事務事業の推進におきまして、大変重要な事業であると認識をしております。また、その効果につきましては、土地境界をめぐるトラブルの未然防止、登記手続の簡略化や費用縮減、各種公共事業の効率化とコスト縮減、災害復旧の迅速化、課税の適正化・公平化など、町民の皆様にとっではもとより、町の事務事業の推進におきましても大きなメリットが期待されるところです。

次に、二つ目の御質問の2点目、本町の地籍調査の現況と問題点についてお答えをします。

本町の地籍調査の現況につきましては、平成10年に着手し、令和3年度までの進捗率は33%となっております。本町では、熊本地震前の平成27年までは計画的に調査を行ってまいりましたが、平成28年の熊本地震の影響により、現地立会い測量を行っていた区域内で基準点や境界点の移動などが発生しましたため、現在、対象地の再調査と再立会いを行っている状況です。

議員御質問の地籍調査の問題点につきましては、立会い未確定などによる県への認証遅延や法務局への送付遅延の解消を図りますとともに、熊本地震の影響による基準点や境界点の移動に関する調査を迅速に進める必要がありますが、熊本地震からの復旧復興事業に力を注いでいる中で、いかにして必要となるマンパワーや財源を確保していくのが問題点であると認識をしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 答弁をいただきました。

今、答弁の中で、マンパワーとか資金というお話がございました。引き続いて、私のほうで進めてまいります。ただいまの答弁で地籍調査の必要性とその効果、さらに本町の現況と問題点については確認いたしました。

今、国は国土強靱化政策を強力に進めようとしており、県の担当者の話によれば、本事業経費の75%は国からの補助金が期待でき、残りもある程度地方交付税措置がなされるとのことで、さらに業務のほとんどを測量会社等へ委託できるようで、特に本事業が遅れている本町に対し県としてもできる限り支援したいとの話もあり、今が絶好のチャンスだというふうに思いました。

そこで2回目の質問として、本町の地籍調査を迅速に進めるための方策として、その組織、人の配置及び業務の進め方についてどう考えられているのかお伺いをします。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の二つ目の御質問の2回目、地籍調査の速やかな実施と本町の地籍調査を進めるための方策について伺うについてお答えをします。

1回目の答弁でお答えいたしましたとおり、地籍調査を早期に完了させることは、個人の財産としての土地情報の確定とともに、円滑な経済活動や行政の事務事業の推進におきまして、大変重要であると認識をしております。町としましては、熊本地震からの復旧復興に力を注ぐ中でマンパワーの確保に苦慮しておりますが、そのような中で、現在、市街化区域内におきましては、法務局の御支援によりまして、復興支援地図作成業務を進めていただいております。

令和2年度に広崎地区から業務に着手していただいております。昨年度、広崎地区が完了し、今年度は古閑・福富地区に着手いただくなど、町の地籍調査事業の推進を強力に支援していただいているところです。

福富終了後は、惣領、馬水、安永、宮園、木山、辻の城に着手していただきまして、令和7年度に完了予定で、進捗率は39.3%となると予定しております。

また、大変な後押しになるかなと思っておりますが、担当のほうにはやはり法務局の手法、こういった形でやられているか、そこあたりもしっかりまた研究するように、それと自治体の事例あたりも、しっかりどのような人員体制でやっているのかというのも指示をしているところです。

一方で、町が調査を行う市街化調整区域につきましては、必要となる財源につきまして国の交付金などを最大限活用しますとともに、マンパワーにつきましても県からの技術的支援や外部委託も最大限活用しまして、円滑かつ迅速に地籍調査を進めてまいりたいと考えております。以上

でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 町長から答弁いただきました。

中身的には包括的には非常に積極的な意味合いで捉えるんですが、具体性がどうしてもいま一つ欠けるもんですから気になります。しかし、地籍調査を迅速に完了することは、町の財政の基礎をつくるだけではなく、小規模土地の有効活用、災害発生時の迅速な復旧——これが今、国が進めている国土強靱化です——等はこれからの町の発展のためにぜひ必要だと思われ、国の支援が期待できる来年度はチャンスと思いますので、これまでの取組、町は今1名に担当させておいでなんですが、もう少し組織を充実させて、今の二、三倍の組織で二、三のチームをつくって、できるならやっていただきたい。強く要望して、私の最後の質問であります益城中学校運動場整備問題のほうに入らせていただきます。

さきの9月議会で否決された議員提案、益城中学校運動場整備に関わる調査に関し、私自身も消化不良で、町民の一部の人からも議会としてきちんと執行部をチェックすべきではないのかとの檄を受け、以下4点について確認をします。

まず1点目は、9月議会の同僚議員の本件に関する一般質問の町長答弁の中で、益城中学校運動場の竣工検査においては既存の運動場と同じように適切に仕上がっていたが、その後、粒の大きい砂礫が出たのが想定外であったと。また、竣工検査前に青野スポーツ、これは実際に8月に工事をやっている会社なんですが、青野スポーツから提供された工事の見積書に対しては、工事中に出た砂礫を取り除くために、どの程度の経費が必要か調べた。さらに昨年度の3月までの工事は災害復旧の一環としての工事で、グラウンドのグレードアップを図るものではなかったと町長は答弁されました。また、土木審議監は、本工事自体が災害復旧の一環で、災害復旧の原則は原形復旧であり、災害復旧工事の限界と答弁されました。

そこで、本当に災害復旧工事（原形復旧）としては、震災前のような生徒に安全なグラウンドは造れないのか再確認したいと思います。

2点目は、9月議会の一般質問及び総務常任委員会の答弁から、同運動場高質化整備工事の事業費3,960万円は、今年度予算に計上することなく、他の事業からの流用で処置されたとのことだが、なぜ予算に計上せず議会への報告もされなかったのか、確認をします。

3点目は、本高質化工事は、生徒の夏休み期間の7月20日から8月31日までの間で発注されていたのが、いつの間にか10月の中旬までに工事が延期されました。この工事の延期により生徒の体育授業やクラブ活動に大きな支障を来しています。そこで、生徒の教育環境を整えるべき本町の教育委員会として行った具体的な施策について確認をしたいと思います。

それから4点目は、町長答弁の中で、今回の工事についてはしっかりと検証、検討しながら今後に生かしたいと発言されましたが、9月議会以降、工事等で検討、改善された事項があれば教えていただきたいと思います。

以上4点を質問します。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の三つ目の御質問の1点目、9月議会一般質問の同僚議員の本件に関する質問への町長答弁で、同運動場の竣工検査においては、既存の運動場と同じように適切に仕上がっていたが、その後、粒の大きい砂礫が出たのは想定外であった。また、竣工検査前に青野スポーツから提出された見積書に対しては、工事中に砂礫が出ていたのを取り除くためにどの程度経費が必要か調べた。さらに昨年度の工事は災害復旧の一環としての工事で、グラウンドのグレードアップを図るものではなかったと答弁された。また、土木審議監から、本工事自体が災害復旧の一環で、災害復旧の原則は原形復旧であり、災害復旧工事の限界との答弁があった。本当に災害復旧工事の原形復旧では、震災前のような生徒に安全なグラウンドは造れないということか確認するにつきましてお答えをします。

災害復旧工事におきまして原形復旧が原則であることは、災害復旧に関する関係法令であります公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の第2条に、「災害復旧事業とは災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む）ことを目的とするものを言う」という規定があるからです。このため、災害復旧の原則は原形復旧であり、災害復旧工事の限界との答弁を行ったところです。

この観点から、昨年度の工事は、議員の御質問にもあるとおり安全なグラウンドを前提にしていますが、被災前の既設グラウンドが、通常グラウンドとして安全に使用されていたことと、さらには工事内容が震災による不陸の整正などでありますことから、同程度の山砂による原形復旧が可能であり、そのような工事を行ったものです。しかしながら、その後、粗礫が露出するという想定外の事態が発生しましたため、高質化によるグラウンドの安全の確保という、災害復旧ではない工事を行ったところです。

次に、三つ目の御質問の2点目、9月議会の一般質問及び総務常任委員会の答弁から、同運動場高質化整備工事の事業費3,960万円は、本年度予算に計上することなく、他の事業からの流用により処置されたとのことだが、なぜ予算に計上せず、議会への報告、連絡もしなかったのか確認するについてお答えをします。

本工事は、授業や部活動などに使用する中学校のグラウンドの安全性を確保するための工事です。このため、適切な工事の実施とともに、迅速に工事を実施することが大変重要であると認識をしました。これは工事が遅れば遅れるほど、授業や部活動における事故などの不測の事態の危険性が避けられなくなるからです。学校におきましては、グラウンドを生徒が使用する際には必ず運動靴を履くなどの安全対策を講じた上でグラウンドを使用しておりますが、本当に安心してグラウンドを使用するには、抜本的な対策を迅速に行う必要があります。何より迅速性と安全性の確保を優先したことについて、どうぞ御理解をお願いいたします。

次に、三つ目の御質問の3点目、高質化工事は生徒の夏休み期間7月27日から8月31日の間で発注されたが、いつの間にか10月中旬まで延期をされた。この工事の延期により生徒の体育授業やクラブ活動に大きな支障を来した。生徒の教育環境を整えるべき本町の教育委員会として行った具体的な施策について確認するについてお答えをします。

議員御指摘のとおり、益城中学校運動場の高質化整備工事につきましては、当初、工期を夏休み期間の7月27日から8月31日までと設定しておりました。その後、工期末を10月21日まで延長されましたが、これは、機械の準備などに不測の期間を要したことと天候の影響によるものです。教育委員会では、工期を延長せざるを得ないことが見込まれた時点から、随時、学校に対して工事状況の説明を行いますとともに、協議を行った上で極力学校活動への影響が少なく済むよう必要な対策を講じております。具体的には、体育の授業につきましては、学校の理解と協力を得ながら学習内容を組み替えることにより、水泳競技や室内運動の授業を優先的に実施していただくことで、影響を少なくすることができております。

また、部活動につきましては、町民グラウンドや総合運動公園内の陸上競技場、テニスコートについて、指定管理者であるYMC A熊本の御協力をいただきながら、優先的に使用できるようにしております。そのほか、町内小中学校の校長会におきましても協議を行い、利用可能な場所を使用させていただくなど協力体制を整え、運動場の使用などにつきまして調整を図ったところ です。

いずれにおきましても教育委員会では、工事を実施している町長部局と十分な連携を図ることはもちろん、子供たちの安全を最優先に実施する工事でありますので、学校の理解をいただきながら意見もしっかりと聞いた上で最善と思われる対策を講じております。

最後に、三つ目の御質問の4点目、町長答弁の中で、今回の工事についてはしっかりと検証、検討しながら今後に生かしたいと発言されているが、9月議会以降、本工事で検討、改善された事項があれば教えてほしいについてお答えをします。

今回の益城中学校運動場の高質化整備工事は、生徒の安全、安心の確保のために実施したものです。想定外の粗礫の露出への対応という今後における教訓となるとともに、大きな反省点でもあります。

被災前の既存のグラウンドが通常グラウンドとして安全に使用されておりましたことから、昨年度の工事は同程度の山砂による原形復旧を選択したのですが、この際、事前の調査、例えばこれまでのグラウンドの使用におきまして、何か不都合がなかったかなどの聞き取りなどの調査を入念に行うなどしておれば、何かしらの兆候が把握できたかもしれません。このため、9月以降、同種の工事の発注はございませんが、職員にはいずれの工事におきましても、計画や設計における内容の精査、監督業務における協議や指示の徹底など、適切な計画立案と工事実施に細心の配慮を行うよう指示を行っているところです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ただいま答弁をいただきました。

まず4点目から申し上げますと、今後の検討改善事項から取り上げますと、結論的に言えば、設計や計画における内容の精査などに細心の配慮を指示しているということのみで、私のこれからの質問の内容を大きく変更することがないので、私自身は安心をいたしました。

では1番目から入らせていただきます。

まず1点目、災害復旧工事原形復旧としては災害発生前よりも安全なグラウンドは造れないの

かから入りますと、町長の答弁は私の問いにうまくかみ合っていないような感じがいたしました。

私は、震災で益城中学校と同様な被害を受け復旧工事を行った、お隣の秋津町の東野中学校の状況を熊本市教育委員会で確認をしてきました。東野中学校も校舎が被害を受け、建て替えられることとなったため、その間、グラウンドにプレハブ教室を建てて授業を行っていましたが、校舎の再建より、まず、プレハブや排水等の施設を撤去し、その後、国の補助を受けてグラウンドの復旧工事を行い、現在まで生徒が安全に使用しているとのことでした。

また、皆さん御承知のように、飯野小学校でもグラウンドに仮設住宅を建設し、住民の退去とともに仮設住宅及び附帯設備を撤去、その後、グラウンドの復旧工事を行って、現在、安全に飯野小学校の子供たちが使用しています。

これらから見て、さらに担当者等の話を聞くと、災害からの復旧工事では、被災前の安全なグラウンドの姿に返すのが復旧工事の大きな目的であるというふうに思いました。ですから、たとえばいろいろな事情があったとしても、結果的に見れば、今年の3月までの益城中運動場の復旧工事後、生徒の安全を確保するための高質化工事をせねばならなかったということは、復旧工事の目的を達成していなかった。つまり、工事にミスがあった、工事は失敗であったと言わざるを得ないと思います。

そこで町長に再度確認しますが、3月までの益城中学校運動場の復旧工事は、結果的に見て工事の目的を達成していなかったと思いますが、いかがでしょうか。それから、2点目の工事費の流用についての答弁では、確かに安全性や迅速な工事の必要性については十分に理解できますが、このため予算計上ができなかった、つまり臨時議会等を開けなかった、議会への連絡をしなかった等の理由にはならないというふうに思います。

そこで私は、今回町が行った益城中学校運動場整備工事への予算の流用について、他の自治体でも行われているのか、また、予算を流用することにより、どのような問題が起きるのかを調べてみました。資料3に、流用の関係法規を参考に載せました。

まず、菊陽町と御船町の企画財政課に、本町での中学校グラウンド整備事業として約4,000万円を他の事業から流用、議会への通知は全くせずに工事を行った、あなたの町でもこのようなことはありますかと聞いたところ、信じられない、私たちの町ではそんなことはしませんとの回答でした。また先般、熊本市の財政局長さんと話す機会があり同様の質問をしたところ、そんなことをしたら議会との関係が壊れてしまうときっぱりと言われ、今回、町が行った予算の流用や議会への通知等、他の自治体では通常やらないことだと認識させられました。

私も議員になって11年、これまで町の財政についてはいろいろと気をつけて見てきたつもりですが、今回のような流用事案は初めてです。

さて、今回の高質化工事への予算の流用は、木山中学校校舎の長寿命化事業で、2億5,000万円の繰越し予算の中で、校舎の壁にアスベストが含まれていたとのことで、県の指導で、教室棟と管理棟の2棟の工事予定を今年は管理棟のみを整備するように指導を受けたようで、さきの9月議会で工事請負契約を承認、残りの教室棟分は来年度に回されたようです。来年度に回された繰越し予算から、今回、流用されたとのことでした。

そこで、その流用に2点疑問があります。それは、今回の流用は木山中学校整備費からで、当然工事をしなくなった分は、予算を補正することにより元に戻すべきではないのか。また、もし木山中学校整備費の残額を予算流用できたとしても、その財源は30%が国の補助金、65%が町債、5%が一般財源となっており、町債の目的が異なるものを勝手に他の工事に流用していいんだらうかという二つの疑問が残ります。

また、議会との関係では、今回の流用事案が5,000万円以下であり議会議決事案ではないことから、地方自治法220条の2のただし書を根拠に議会へ連絡・通報することなく予算の流用を行ったとのことでありますが、これら流用金額、流用の目的等から、他の自治体から何で議会に連絡しないんだらうという感じを持たれておりました。そこで町長への質問は、町長は今でも今回の流用に関し、議会への通知もなく行ったことは正しかったというふうに考えておられるのかどうか、これについてお聞きしたいと思います。

3点目は、教育長にお尋ねしますが、教育委員会としての施設についての先ほどの答弁は、私の聞いたところでは全く異なるような気がいたしました。私は率直に言って、子供たちの体育授業に影響を与えたことが心配です。9月新学期が始まってまだ暑い日もありましたが、プールでの体育授業を見に行ったとき、プールサイドに学生服の見学の子たちが多く、この時期プールを使った授業をやるのは大変だな、こういうふうに感じました。また、木山地区からクラブ活動を終えた生徒たちが秋津川沿いに夕闇の中を自転車で団体で帰宅している姿を見て、交通事故に遭わなければよいがなと心配しました。

教務の先生にも、体育授業の現状と授業の創意工夫策についてお聞きしましたが、現場の先生方は、町から与えられた条件の中で一生懸命なさっているようで、これは行政の責任だと思い、何も言えなくなってしまいました。グラウンドの工事は何回も見に行きましたが、広い運動場に3から5台程度の工事車両と四、五人の作業員が細々と工事を行っている姿を見ることがほとんどでした。もちろん特殊な工事だとは思いますが、子供たちの教育の場を早期に確保してやるという観点からは、私自身、じくじたる思いがし、もう少し人員・機材を増やし、土日を潰してでも、早く子供たちの教育の場を確保できないかなと強く感じました。

そこで教育長への質問ですが、先ほど答弁もありましたが、なぜ生徒の夏休みに合わせて工事に着手し、業者の尻をひっぱたいてでも8月いっぱいには工事を終わらせることができなかったのですか。また、どうしても夏休み期間中に終わらないのであれば、一日でも早く工事が終わるように、業者さんや予算を握ってるところへ働きかけて、一日も早く子供たちの教育環境を整えるべきではなかったのですか。これについてお尋ねします。

ちょっと質問が多かったので分かりづらいかと思います。すいませんが、分からなかったらまた言ってください。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） まず、原形復旧というのをもう一度ちょっと確認したいと思いますが、先ほども申し上げましたように、公共土木施設の災害復旧工事、復旧事業費国庫負担法の規定にある災害に係った施設を原形に復旧することを言います。つまり原の形に復旧ということで、つ

まり戻すことです。この観点から、益城中学校のグラウンドは熊本地震によりグラウンドに不陸が発生するという被害が発生したため、この不陸を元の形に復旧するための災害復旧工事を行ったものです。この際の留意点は、原形復旧ですので、復旧に使用する山砂が粗悪なものでも高質な、つまり高品質なものでも、原形復旧とはならないということです。このため、昨年度の工事では山砂の材料試験を行い、既存のグラウンドと同程度の山砂であることを確認して工事を実施したものです。

なお、この原形復旧のイメージをお持ちいただくために一例を申し上げますと、例えば幅員が4メートルの木橋、昨今は余り見かけませんが、これが被災した場合にはやはり幅員4メートルの木の橋として復旧をします。この場合に、幅員が4メートルでは狭いから7メートルで復旧しようとか、木の橋より長もちするコンクリートや鉄製の橋にしようという工事は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定により災害復旧工事ではありませんので申し添えさせていただきます。

それと、安全なグラウンドが原形復旧ではないかということで、議員御指摘のとおり昨年度の工事は安全なグラウンドを前提としております。これは、被災前の既設グラウンドがグラウンドとして安全に使用されていたからです。このため、災害復旧工事において既設グラウンドと同程度の品質の山砂を使用すれば、原形復旧できるとともに既存のグラウンドと同様に安全性が確保できると想定されるものです。そして、このように想定することは災害復旧における通常的安全判断であると認識しております。しかし、想定外の出来事として粗礫が露出してきたことから高質化の工事を行ったものです。

もう一つ秋津の工事については、どのような工事が詳しくは存じませんので、秋津の工事に関してお答えすることはちょっとできないと思っております。しかし、昨年度の益城町の工事は原形復旧を行う工事ですので、既存グラウンドと同品質の山砂を使用して不陸を整正したものです。これがもし同品質でない、今年度の工事で使用したような高品質な山砂を使用したら、これは災害復旧工事ではなく、改良費を伴う災害関連工事となります。この災害関連工事は、例えば河川などで災害の程度が余りにも甚大で、再度災害の防止の観点などから従前の機能を上回る河川とする工事を行う必要がある場合に、原形復旧までの災害復旧工事費に、これを上回る機能確保のための工事費を加えて工事を行うもので、国により制度化されているものです。

昨年度の益城中学校のグラウンド工事につきましては、通常のグラウンドとして使用されていたグラウンドの不陸の整正などを行いますことから、原形復旧による災害復旧工事を行ったもので、このような場合は通常、災害関連工事などは想定されないものです。なお、災害関連工事につきましては、今後、本町で災害が発生した場合に、災害の程度に応じて適切に制度の運用を図ってまいります。

次の流用につきましては、地方自治法で、款項については議会で決めてあるものということで、これを勝手に変更することはできないと。ただ、流用につきましては、その他の目節については、相互に流用することができるということになっております。ただ目節についても、人件費と物件費の相互流用であったりとか食糧費とか交際費に関する流用増額はできないことになっておりま

すが、予算書の一番前に載っていると思いますが、職員の給料については項でも流用ができるということで特別に定めがあると思っております。目節については流用ができるということになっておりますので、よろしく申し上げます。

そういったことで、こちらの流用について、先ほども答弁したんですが、議会への対応ということで、まず、私の基本的な町政運営の方針としましては、熊本地震後の混乱の極みの中で、全力で復旧復興を行っていたときも、議会に進捗状況などをできる限り報告をしまし、また、現在も災害復興対策特別委員会を設置するなど、議会への説明と報告を常に丁寧にやっています。このため、議会をおろそかにしたりとか、ましてや軽視するなどの気持ちで対応してきたことは一切ないということをお願いしております。

そういった中で、先ほども答弁しましたとおり、今年度の工事は授業や部活動などに使用する中学校の安全性を確保するための工事です。このため、適切な工事実施とともに迅速に工事を実施することが大変重要であり、この観点から予算を流用し工事を実施したものです。繰り返しますが、適切な工事実施とともに迅速に工事を実施するためにやったことで、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

益城中学校の流用につきましては、款項目節の中で流用したということで、これは法的にも何ら問題はないと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 12番宮崎議員の御質問にお答えします。

工事延長に伴い教育長としてどういう指示を行ったかと。また、益城中の授業の様子等々のことをお話しされましたけど、今回の工事の状況につきましては職員より随時報告を受けておりましたので、工程がやや遅れているとの認識は持っていたところです。実際、工期の延長が見込まれることが判明した時点から、すぐに関係者を集めまして、学校教育活動でこれから何があつて、どのような事態が予想されるかということ現場の学校の管理職、あるいは教務主任、体育主任等々と中身を検討しまして、先ほどありましたように速やかに、生徒の体育の授業等々に影響が出ないように、できるだけ早めの対策を講じたところでございます。

中身につきましては、先ほど町長が述べられたとおりです。確かに、プールの授業とかその他入替えがありましたので、全部最適な時期ということではできませんでしたが、かなりの部分、何をやらなければならないかということについては、過不足なくできるような努力をしているところです。

また、工事が夏休み中に終わるよう、教育委員会として請負業者に対して何かできなかったのかと、働きかけを行わなかったのかの点につきましては、工事の工程については工事担当部署にしっかりと管理していただいておりますので、教育委員会としては単独に請負業者に要望することはいたしておりません。ただし、学校の意見を十分聞いた上で、学校の意見・要望等につきましては、工事担当部署及び受け入れ業者との協議がありましたので、その中で十分伝えていくように指示したところでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ほとんど時間がございませんで質問だけに終わってしまうかも分かりません。

町長、教育長から答弁をいただきました。

町長への最後の質問です。これまでの2回にわたる確認質問を通じて、私は今回の益城中学校運動場の工事は、結果的に隣の東野中学校や飯野小学校のような復旧工事ができていなかった、その結果、益城中学校生徒の安全確保という名目で、同校運動場の高質化工事をせざるを得なくなった。このため、町に4,000万円の損害を与え、体育授業等で生徒に多大な迷惑をかけ、また、工事費の流用という行為により予算制度の信頼性にまで影響を及ぼし、さらに議会への連絡・通報もなかったことで議会に議会無視という疑念を抱かせたと総括し、今後このようなことがないように町長に改善を要望して、私の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎委員の3回目の要望というか、先ほどちょっと分かりづらいつころがありましたので、歳出予算の款項が議決の対象とされ、それ以外の流用を禁止した規定が自治法220条、目節については議会科目である款項とは違い、流用を制限した規定はないことから、自治体の判断になります。今回は、款、教育費、項、中学校費の中でやむを得ない事情により対応したものです。

それともう一つ、首長の役割というのは様々な決断をしなければなりません。全ての責任を私が負う必要があります。様々な、特に議員さんたちには、説明は先ほど言いましたようにやっておりますが、やはりこういった危機とか様々な地震のときも、危機がやって来ましたら、そういったときに決断し、取り組んでいくのも私、町長のリーダーとしての役割とっております。そして、最後は覚悟とそういった責任を持って取り組んでいくということで、また、皆さん方議会とも十分協議をしながらやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、木村正史議員の質問を許します。

1番木村正史議員。

○1番（木村正史君） 1番木村です。マスクのままさせていただきます。

今回もこの場で一般質問させていただくことを大変ありがたく思います。それでは、質問席のほうへ移らせていただきます。

本日、私のほうで質問させていただくことは、子育てしやすい益城町について、それから、マイナンバーカード医療保険証についてと北朝鮮のミサイルに対する対応、この3点についてお伺

いしていきたいと思います。

まず、子育てしやすい益城町についてです。町長のマニフェストに「子育てしやすい益城町」があります。その内容について、今年3月にも私は一般質問させていただきました。私自身、子供を育てている親としての立場もあり、大変興味深く、関心を持っております。再度質問させていただきます。

現在、広崎の西・中地区の区画整理事業が進み、新しい家がどんどん建つと思われれます。新築の我が家を計画するのですから、いろいろと考えて益城町に建てられると思います。その一つに考えられることが子育てについてです。

新しくこの地区へ越してこられる方々の多くは、子育て世帯が多いかと思えます。これらの子育てを行う予定の夫婦にとって、子供が保育園に入園できるのか、小学校までの距離はどのくらいなのか、高校進学時の通学は大丈夫かなど、いろいろなことが場所を決める大きな要因となります。

将来のことを考えると楽しいことばかりですが、実際に新築の家を建て、子供を抱える家庭は、ローンの支払いや子育てに将来かかる費用に不安を抱え、共働きを行っているところも多いと考えられます。子育てしやすい、イコール働きやすいもあるかと思えます。パートにしる正社員にしる、定時で終わり、周りを気にせず帰宅できる職場がいいのですが、そうでない職場で働く町民の方も多いかと思えます。

そのためにも、放課後、安心して子供を預かってくれる場所が必要です。また、病院や三交代の工場、ショッピングセンターやコンビニのレジ、パートや職員として働く親はたくさんいます。土曜、日曜、祝日に安心して働くためにも、休日に子供を預かってくれる場所が必要です。町の将来を担うためにも、子供が多いことは町の発展に必要と考えます。子供のいる家庭のほうで購買力も強く、活気のある町になります。

似たようなことを3月の一般質問でも発言させていただきましたが、改めて次の4点についてお伺いします。

待機児童の解消について。益城町における待機児童数は、現在どのくらい解消されたのか。西・中地区の区画整理事業が進む広安地区など、子育て世代をどの程度を見込んでいるのか、その子供たちを受け入れる保育所は対応できるのか、その点について伺います。

続いて、放課後クラブの在り方について。放課後クラブについては、同僚議員の方が詳しく歴史のほうから説明いただきましたので、少しはしよらせていきます。

円安が進み、物価も上がっています。新築で家を建てて子供がいる家庭の生活は火の車です。共働きの家庭も多いです。そのためにも放課後に児童クラブが必要です。現在、9つの放課後児童クラブが運営されていますが、施設に余裕がなく、受入れを断られてるケースもあると聞きます。今後、運営の在り方をどう改善していくのか、町の考えをお伺いします。

続いて、子ども教室と児童クラブの一体化についてお伺いします。文部科学省が、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化を打ち出しています。子供を預かっただけの場所が増えるということは私も賛成ですが、地域や教育現場の理解と協力が必要になっています。町長の考

えをお伺いします。

4番目に、こども家庭庁についてお伺いします。来年度からこども家庭庁が発足し、各自治体に子ども家庭センターが設置されますが、子ども家庭センターの役割、働きについてお伺いします。また、町としてどのように対応していくのか方針をお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番木村議員の一つ目の御質問の1点目、待機児童の解消についてお答えをします。

令和4年4月時点での待機児童数は4名、令和4年12月時点での待機児童を含む保留児童数は88名で、年度末には100名を超える見込みとなっております。昨年度末の保留児童数は83名で、本年度も予備保育士確保推進事業を実施し、保育の受皿を確保しますことにより、待機児童の解消に努めてまいりましたが、子育て世代の転入者が増加したことなどにより、保留児童数を減少させるには至っておりません。

そのため、町子ども子育て支援事業計画を見直し、定員100名の民間保育所を新設することとしております。この民間保育所につきましては、令和5年4月の開設に向け、現在、整備が進められており、開設に伴い来年度の保留児童数の減少を見込んでおります。しかし、保育ニーズは年々高まっており、今後も保育施設への申込み件数の増加が見込まれますことから、引き続き待機児童が発生しないよう努めてまいります。

また、土地区画整理事業による子育て世代の人口変動につきましては、土地区画整理地内の開発状況を踏まえながら、最新のシミュレーションを行い、次回の子ども・子育て会議におきまして、その結果に基づいた計画のさらなる見直しを行いたいと考えております。

次に、一つ目の御質問の2点目、放課後児童クラブの在り方についてお答えをします。

さきの上村議員の御質問でもお答えしましたとおり、令和4年度は町内の九つの放課後児童クラブで14名の児童に待機をいただいております。議員御指摘の施設に余裕がないという状況は、子供たちを受け入れる施設の広さや数というハード面の問題と併せまして、受入れに必要な数の支援員の確保が困難になってきていること、さらには支援員の雇用をはじめとした放課後児童クラブの運営に携わる保護者の皆様への負担が増大していることが要因であると認識をしております。

今後、放課後児童クラブにつきましては、保護者会の皆様や支援員の皆様と協議をしながら、事業主体や具体的な運営方法につきまして検討を進めますとともに、学校敷地内での施設の確保や新設する保育施設に放課後児童クラブの機能も持たせるなど様々な検討を行いながら、待機児童が発生しないよう取り組んでまいります。

次に、一つ目の御質問の3点目、文部科学省が放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化を打ち出しています。地域や教育現場の理解と協力が必要になるが、町長の考えをお伺いしますについてお答えをします。

まず、放課後子ども教室とは、放課後や週末に小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などの取組を

実施することにより、共働き家庭か否かにかかわらず、全ての子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境をつくる取組です。

本町では現在、各小学校で4年生以上を対象に、小学校の余裕教室を利用しまして、14名のボランティア指導者により、週1回そろばん指導を行っております。議員御指摘のとおり、文部科学省と厚生労働省は、共働き家庭などの小1の壁、待機児童を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、平成30年9月に新放課後子ども総合プランを策定し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を推進しております。

本町では、放課後児童クラブ利用者は低学年児童が多く、放課後子ども教室利用者は中高学年児童が多いことから、両事業の一体化によりまして、ふだんの学校生活では実現が困難な異なる学年同士の交友関係の促進が見込まれます。また、児童の興味や関心、ニーズに沿った多様な学習や体験活動を提供する放課後子ども教室を実施するに当たりましては、地域住民などとの連携協力が必要であります。全ての小中学校でコミュニティスクールに取り組む本町におきましては、学校や家庭、地域間の連携がさらに密接なものとなることが期待をされます。

さらには、小学校の教職員と放課後子ども教室及び放課後児童クラブの職員が日常的、定期的に情報交換し、一人一人の児童の状況が共有されることで、児童へのきめ細かな対応につながり、特別な配慮を必要とする児童にとりましても、これまで以上に安心して放課後を過ごせる環境を実現できるのではないかと考えます。

一方で、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体化するためには、指導者になっていただける地域人材や実施場所の確保が課題です。また、放課後子ども教室と放課後児童クラブの運営体制の確立や相互の連携体制の構築など就学児童の放課後の過ごし方につきまして、総合的に検討する必要があります。

今後、町としましては、全ての就学児童が放課後などを安全安心に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、一体型の実施につきまして、学校や家庭、地域など関係者と協議しながら検討を進めてまいります。

最後に一つ目の御質問の4点目、こども家庭センターについてお答えをします。こども家庭センターとは、国が児童福祉法と母子保健法の法改正におきまして、子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターそれぞれの組織の意義や機能、役割を維持しながら、組織を一体化した相談機関のことです。これは、国の社会保障審議会や児童部会児童虐待等要保護の専門委員会におきまして、子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターがそれぞれに把握していた事案の情報が適切に共有されず、深刻な事案に至ってしまった例が指摘されたことが要因で設置をされております。このこども家庭センター設置につきましては、市町村の努力義務となっております。

そのような中、本町では令和4年4月1日に、母子保健の子育て世代包括支援センターを設置し、同年10月1日には、子ども家庭総合支援拠点を設置しております。子育て世代包括支援センターでは、主に乳幼児の子供を持つ同じような境遇の親子同士が交流を深められるとともに、気

軽に遊びに行くことができる場所とすることで、子育てについての不安や悩みも相談しやすい環境を整備しています。

子ども家庭総合支援拠点では、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての機能を求められていますことから、保育園や幼稚園、学校などの子供に関わる機関と連携し、情報交換を行いながら支援が必要な対象者を把握し、早い段階での支援につなげる役割を担っています。今後は、それぞれが知り得た情報を共有し、協力体制を強化していくことが重要になってまいります。

本町としましては、こども家庭センターの設置を視野に入れながら、母子保健分野と児童福祉分野の各支援機関と協議を行いますとともに、専門的な資格を持つ職員の確保や組織体制の見直しなどにつきましても検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木村議員。

○1番（木村正史君） 1回目の御答弁、ありがとうございます。待機児童解消についてですけれども、こちらは令和4年4月の時点で待機児童は4名いるとのことですね。保留児童が88名。保育ニーズは年々高まっており、今後も保育施設への申込み件数が見込まれます。引き続き待機児童の対策に努めるようお願いいたします。こちらは、足りなくなる前に本来は欲しいのですけれども、なかなか次に入ってくる人の数というのは分からないということもありますので、足りなくなってからつくってはい間に合わないというのが正直あるんですけども、なかなか難しいと思いますけれども、努力のほうをよろしく願います。

続いて、二つ目の質問ですね。放課後児童クラブについてですけれども、こちらは14名の児童に待機いただいている状況ということです。やはり放課後、先ほども申しましたけれども、パートなどの仕事で帰ってくるのが遅い場合、保育園や幼稚園などから新小学生になったばかりの子供については大変不安です。一人で家の鍵を開けられるのか、学校から帰ってくるまでも、最初の何回かについては親と一緒に帰ってきたりとか迎えに行ったりしています。近くに両親がいる場合などは親に頼んでできますけれども、なかなかそうもいかない方もいらっしゃると思いますので、そういった方を優先的にしていただきたいと思っておりますけれども、できれば全て放課後クラブのほうで預かっていただけるのが一番だと思いますので、よろしく願います。

あと、保育施設への放課後クラブの設置を検討していきたいということでしたので、こちらのほうは今までやってないことで、こういったことができると本当にいいかと思っております。特に幼稚園児などは、小学校に上がっていろいろ新しい出会いばかりでストレスもたまるかと思っております。保育園のときの先生や友達など知った顔がいますと、かなりストレスもなく安心して過ごせるかと思っております。これは本当にいい案かと思っておりますので、よろしく願います。早急に取り組んでいただきたいと思っております。

続いて、放課後子ども教室と児童クラブの一体型についてですけれども、私もこれについてはよく分かっておらずに、どういったものかなという思いもあって質問させていただいたのもあるんですけども、将来、児童クラブ、子ども教室、こういったもので、放課後だけではなく、土曜や日曜、祝日といったときにも子供の面倒を見ていただければいいのかなと思っておりますけれども、ただ、放課後クラブに関しても同僚議員が質問されておりましたとおり、親

の負担がやはり高いところかと思えます。そうしたこともありますので、子育てがしやすい益城町とするためにも、かかる費用なども含めていろいろと検討していただきたいと思っております。

最後に、こども家庭センターの設置についてですけれども、こちらについては、乳幼児の親や子供、また母子についていろいろ検討していただけるということですので、正直、私もよくまだ分かっていませんので、こちらについては観察していきたいと思っております。以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

続いて、二つ目の質問に移らせていただきます。続いて、マイナンバーカードと医療保険についてお伺いします。

2024年度秋に、現在の健康保険証廃止を目指すということで、河野大臣が発言されました。益城町において、マイナンバーカードと医療保険証をともにして紙の保険証をなくすようなことを言われました。これについては実際に介護の現場で緊急に悪くなった場合など医療保険が手元にありません。そういった場合、こういったことをすればいいのか、マイナンバーカードを預かっていいのか、そういったちょっといろいろ不安なことがあります。そちらのほうはまだ2年間の余裕があるので、国のほうでいろいろ決めていくことかと思っておりますけれども、マイナンバーカードの現状についてお伺いしていきたいと思えます。

益城町において、現在のマイナンバーカードの発行は何割まで進んでいますか、マイナンバーカードの普及をどのように進めますかということがまず1点。

続いて、役場まで一人で行けない方や本人確認ができない方——認知症の方等で、年齢もちょっとあれなんですけれども、生年月日ぐらいは言えるんですけれども、名前もちょっとうまく言えない方とか、住所についてもどこだったかなと言われる方が結構いらっしゃいます。そういった方の本人確認などをどうしていくのか。また、独居生活の後期高齢者の方で、役場までは来るのが難しいという方もいらっしゃると思えます。

また、障がい者の方で発語がうまくできずに、筆談ができればいいのですけれども、そういう筆談もできない方もいらっしゃると思えます。2年間という縛りがある以上、どうしてもマイナンバーカードに変更しなければなりませんけれども、やるのが難しい方もいらっしゃると思えます。これについてどうやって行っていくのか、町の考えと対応についてお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番木村議員の二つ目の御質問の1点目、益城町において現在マイナンバーカードの発行は何パーセントまで進んでいますか、マイナンバーカードの普及をどのように進めますかについてお答えをします。

本町では、令和4年11月30日現在、1万8,041枚のマイナンバーカードを交付し、交付率は53.87%となり、全国平均と同程度の水準となっております。町では今後、さらなるマイナンバーカードの普及促進のため、マイナンバーカードの利便性を町民の皆様幅広く周知してまいります。

その周知方法としまして、まずは、マイナンバーカードを取得することで、コンビニエンスストアのキオスク端末を利用して、手軽にかつ安価に証明書を取得できることをお知らせするため

のポスターを作成し、町内のコンビニエンスストアや公共施設に掲示いただくよう依頼をしているところです。

なお、コンビニエンスストアがない福田校区及び津森校区につきましては、郵便局へのキオスク端末設置に向け現在作業を進めております。さらには、令和5年2月1日からコンビニ交付手数料のさらなる減額も予定しており、このことにつきましても、広報紙やホームページ、回覧文書などを通じて周知し、マイナンバーカードの交付率アップにつなげたいと考えております。

次に、二つ目の御質問の2点目、役場まで一人で行けない方や本人確認ができない方——認知症患者、独居生活高齢者、障がい者など2年後までにマイナンバーカードに変更できない方もいると考えられる、町としてどう対応していくのかについてお答えします。

議員御質問のマイナンバーカードと保険証の一体化につきましては、そのことに対する意見や質問が国などに対しても多く寄せられている状況です。それに対してデジタル庁は、マイナンバーカードは国民の申請に基づき交付されるものであり、また、今までと変わりなく保険診療を受けることができるとしております。一方で、保険証と一体化したマイナンバーカードで受診いただくことは、これまでできなかった、その場での診療記録の確認を可能とし、さらにはデータに基づいたよりよい医療の実現につながります。

このようなことを踏まえ、総務省及びデジタル庁は全力を挙げて全ての方々がマイナンバーカードを持つことを目標に推進されていることから、町としましても国の動向を引き続き注視し適切に対応してまいります。

また、マイナンバーカードに変更できない方々が保険診療などを受ける際の手続につきましては、町職員が出向く説明の場を設けるなど、住民の方にできるだけ不都合が生じないように対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木村議員。

○1番（木村正史君） 御答弁ありがとうございます。

1点目、令和4年11月30日現在で53.87%の全国平均ということですが、現在、イオンとかに買物に行くと、携帯電話のスマートフォンなどを売っている販売員からマイナンバーカードに変更は済んでいますかという声をかけられました。国としてもいろいろ進めているようですので、こちらについては益城町でも頑張っていたきたいと思っております。

続いて、マイナンバーカードの周知ですけれども、さらなるマイナンバーカードの普及促進のためマイナンバーの利便性を町民の皆さんに広く周知していくということと、コンビニエンスストアや郵便局のキオスク端末を利用して安価に証明書を取得できることをお知らせするというこのことについてポスターを作成するということです。

それから役場まで一人で行けない方とか本人確認できない方についてですけれども、国のほうから今までと変わりなく保険診療を受けることができるようになっております。

あと、町としても国としての動向を引き続き注視していくということと、変更できない方々が保険診療を受ける際については、町職員が出向いて説明の場を設けるなど、住民の方にできるだけ不都合が生じないように対応していきたいということでした。

これらについてはまだまだ分からないことが多いと思います。これから実際に使うときが来たときに問題が起きては遅いかと思います。そのときに慌てても遅いので、そうならないように実際に健康保険証を使用する立場の介護施設や病院、そういった事業者とかのほうへの説明もよろしくお願いしていきたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

続いて、北朝鮮のミサイルに対する対応です。先々月、朝、Jアラートがテレビから鳴りました。何が起こったのか分からず確認するまでしばらくかかりましたが、何事もないように娘は玄関から「行ってきます」と学校に向かいました。テレビでも、皆さんは何事もないように通勤されています。これが、普通なのかなという気もしましたが、同時に大丈夫なのかなという気もしています。北朝鮮からのミサイルは物すごく数が増えております。ただ、いつも北海道方面に打っているんで大丈夫だろうという思いがあるんですけども、もし、日本国内に落ちた場合、また、益城町に落ちた場合にどうなるのかということをちょっとと思いますので、質問させていただきます。

北朝鮮より繰り返される飛翔体、ミサイルと言って構わないと思いますけれども、続いていきます。非常アラートが鳴り、熊本上空を通る可能性はないのか。もし益城町の上空を通過した場合、どうすればいいのか分からない町民の方も多いかと思います。

大分市役所では実際、弾道ミサイルの発射を想定して避難訓練を行ったとのニュースを聞きました。益城町でも行うべきではないかと思いますが、町の考えをお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番木村議員の三つ目の御質問、北朝鮮のミサイルと思われる飛翔体が熊本の上空を通る可能性はないのか、益城町の上空を通過した場合どうすればいいのか、益城町においてもミサイルの発射を想定した避難訓練を行うべきではないかについてお答えします。

北朝鮮によるミサイルと思われる飛翔体の発射につきましては、これまでにない頻度で繰り返されており、その多くは北朝鮮から東方向、日本海方向へ落下したものと推測されております。国としましては、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートにより、テレビテロップや防災行政無線などを活用し、広く国民に周知を図り避難の呼びかけを行っております。本町におきましても、11月16日にJアラートと連動した防災行政無線による試験放送を実施し、注意喚起を行ったところ です。

まず、飛翔体が熊本の上空を通る可能性はないのか、益城町の上空を通過した場合、どうすればいいのかについてお答えします。

北朝鮮が発射している飛翔体の多くは日本海方向に落下しているものと思われませんが、国際情勢の変化によりましては、九州を含めた南西諸島方向への発射も否定できません。このような場合、非常に短時間で通過することが予想されますが、本町の上空を通過した場合は、Jアラートと連動した防災行政無線による注意喚起を行うこととしております。町民の皆様におかれましては、落ち着いて行動していただき、できる限り御自身や御家族の安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

次に、益城町においてもミサイルの発射を想定した避難訓練を行うべきではないかについてですが、本町では、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に基づき、平成18年9月15日に益城町国民保護協議会条例を制定し、併せて益城町国民保護計画を策定し、平成19年3月の町議会第1回定例会におきまして報告後、御承認をいただいております。

この国民保護計画では、避難実施要領をマニュアル化し、弾道ミサイル攻撃の場合、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、着上陸侵攻の場合の3パターンを整備し、併せて避難誘導における留意点なども定めております。この場合の避難先につきましては、地下街や鉄筋コンクリート造りの堅牢な施設が望まれますが、本町に限らず県内自治体におきましても、地下街や堅牢な施設は少ない状況です。

このような状況を踏まえ県では、民間施設の使用を含めた対応策を検討されており、町としましても可能な限り町民の皆様の安全が確保できるよう、既存の町公共施設の活用を含め避難先を検討してまいります。また、議員御指摘の避難訓練の実施につきましては、今後の情勢や先進事例などを参考に今後検討してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木村議員。

○1番（木村正史君） 答弁ありがとうございます。

11月16日に全国システムと連動した防災無線による試験放送を行ったということですが、すいません、私はこれを知りませんでした。仕事だったということもあり、全く知ることができませんでした。

あと続いて、国際状況の変化によっては九州を含めた南西諸島方向への発射も否定できないということでしたので、通過する可能性もあるということです。通過すればいいんですけども、もし間違っ落ちてした場合のことも考えていく必要があるのではないかとこのように思っています。

学校へ行く途中、私の地区の飯野小学校では、地下とか鉄筋コンクリートとか全くありません。田んぼの真ん中ですね。そういった場合どうすることもできないと子供たちは思っています。ただ、こういったことはいつ起こるか分からないことですので、一応頭の中に入れておけばいいと思っておりますけれども、町としても県の動向を注視し、既存の公共施設の活用を含め、避難先を検討していくとありますけれども、正直難しいものがあると私も思っています。ただ、こういったことがあると、戦争が起こるかもしれないということを頭の中に入れておくのは、子供たちが知っておくのは悪いことではないと思います。

それと、先日のニュースで岸田内閣が、防衛費を増額し、5年で43兆円ですか、にするとテレビのニュースであっておりました。防衛費を増すことで向こうが戦争するのを控えてくれるのであれば、大変いいことだと思います。防衛費を増すと戦争をしたがってるんじゃないかという方もいらっしゃるかもしれませんが、そういったことはないと思っています。話合いで戦争が収まるのであれば、自分が前に行って話合いをしてきてほしいです、そういった方には。防衛費の増額、これに私は本当に賛成しています。

こういったことが自分の地域の安全安心につながっていくかと思っておりますので、こちらについて

は頑張っていたきたいと思っております。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 木村正史議員の質問が終わりました。午前中はこれで終わります。
午後は1時30分から再開します。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 皆さん、こんにちは。11番野田でございます。今回も一般質問の機会をいただきました。大変ありがとうございます。

今回の質問は、第二空港線の利活用と産業団地計画について、それと、益城中学校運動場整備の検証・検討について、以上2問について質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移ります。

早速、質問をさせていただきたいと思えます。今回の質問は前回までに一度質問をした部分も多く含みますけれども、よろしくお願いをしたいと思えます。

それでは、1問目の第二空港線沿線の利活用と空港周辺の開発及び産業団地整備計画について質問をさせていただきます。

まず、産業団地計画の現時点での状況はどうですか。

二つ目に、産業団地位置を第二空港線から100メートル離隔した経緯と熊本県との打合せ状況について教えてください。中身については、通告のとおりでございます。

三つ目が、これまでの町の回答により、様々な問題が生じてきていると伺っております。開発申請等協議において、100メートルの問題が担当者から出てくるというようなことも聞いておりますが、既成事実化され、悪しき慣例となることは避けるべきと考えております。町長の見解を教えていただきたいと思えます。

四つ目、今までのことを踏まえ、執行部から議会への説明では、熊本県は第二空港線沿線の規制において、交通機能、とりわけ空港アクセス定時性の確保及び景観保全の観点等々から、第二空港線の沿線の開発を厳しく抑制していると伺っております。

それを受けて、益城町は産業団地整備計画を第二空港線から100メートル離れたところで進めているようでございます。このような状況の下で、益城町の発展が鈍化する、遅れるということは避けるべきと考えております。

そこで、町として、他の手段、他の交通手段、モノレールの設置や高架橋の交通渋滞解消等、県に対して提案していくことが重要になると考えますが、町長はいかがお考えかを質問いたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の一つ目の御質問の1点目、産業団地計画の現時点の状況はどうかについてお答えをします。

本町として初めてとなる町営の産業団地は、令和3年度にグランメッセ熊本北側を優先候補地として選定し、基本計画を策定しました。今年度は、土地利用計画図の作成など、基本設計を実施しますとともに、用地取得に向けた不動産鑑定、物件などの補償費算定、地権者や耕作者への事業説明などを行っております。

現在のところ、おおむね予定どおりに進捗しており、地権者の方々の同意がいただければ、来年度から農業振興地域の除外申請などの法定手続や実施設計を行ってまいりたいと考えております。

次に、一つ目の御質問の2点目、産業団地位置を第二空港線から100メートル離隔した経緯と熊本県との打合せについてお答えをします。

まず、本町がこれまで知り得る限りでは、第二空港線から100メートルの範囲で、産業団地などの開発に関して、県による開発許可が行われたことはないと認識をしております。

これは、当該地域が都市計画法に基づく市街化調整区域であること、いわゆる農振法による農業振興地域、熊本県景観条例に基づく景観形成地域に指定されていることに加え、第二空港線が熊本市中心部と空港を結ぶ、県における重要な幹線であることが理由であると考えております。

このことにつきましては、平成24年6月の県議会におきまして、定時性の確保、景観の保全、市街化調整区域及び農業振興上の理由により、第二空港線沿線の開発を厳しく抑制する旨の答弁が行われており、平成28年8月22日には、第二空港線沿線の開発規制を明文化した熊本県土木部長通達が関係各部署に通知されているところです。

このように、複数の土地規制がかかった地域で、本町として、初となる産業団地の整備を行うため、規制除外の基本的な考え方につきまして、県担当者へ事前確認を行った上で、計画位置を決定しております。

次に、一つ目の御質問の3点目、既成事実化され、悪しき慣例となることは避けるべきと思うが、いかがかについてお答えをします。

2点目の御質問でもお答えしたとおり、第二空港線沿線は、都市計画法に基づく市街化調整区域であること、農振法による農業振興地域、熊本県景観条例に基づく景観形成地域に指定されていることに加え、第二空港線が、熊本市中心部と空港を結ぶ県における重要な幹線であることから、従来からこのような規制が行われているものです。このため、議員御指摘のような産業団地の整備事業による既成事実化には当たりません。

最後に、一つ目の御質問の4点目、町は産業団地整備計画を第二空港線から100メートルの離隔距離を取った計画を進めた。このような状況では、益城町の発展が望めないため、今、町として考えるべきこと、やれること、やるべきことを行動に移すべきではないか。

例えば、モノレール設置による定時性の確保、高架道路建設による交通渋滞解消、所要時間短縮などの検討を行い、熊本県に対して提案していくことが重要になると思うが、いかがかについて

てお答えをします。

産業団地の整備につきましては、議員が御指摘をされているような、町が自主的に100メートルの離隔距離を取って進めたのではなく、先ほども申し上げましたとおり、市街化調整区域などの法規制がある中で、規制除外の基本的な考え方につきまして、県の担当部局に事前確認を行った上で決定しております。

定時性の確保や交通渋滞の解消などにつきましては、本町だけの課題ではなく、県や熊本市も同様に重要な課題と認識されております。

このため、本年8月に熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会が設立され、熊本市中心部から高速道路、インターチェンジまでを約10分で結ぶ循環型ネットワーク、熊本空港までを約20分で結ぶ、定時性・速達性を兼ね備えた道路ネットワークの構築などのコンセプトが掲げられ、整備を進めていくこととされております。この協議会には、私も会員として参加しておりますので、本町の要望につきましては、この会議の中でしっかりと意見を述べたいと考えております。

また、県が中心となり、空港アクセスの改善を検討されており、熊本地震からの創造的復興の総仕上げと位置づけ、定時性確保のため、鉄道やモノレール、市電延伸の三つの交通システムについて比較がなされました。

この検討により、鉄道延伸が最も定時性が確保され、効果的で、より早期に実現できる可能性が高いとの結論から、現在三つのルートにつきまして、比較検討がなされ、12月2日に開会した定例県議会で、蒲島知事が大津町の肥後大津駅から分岐して延伸する肥後大津ルートに決定したと表明をされたところです。

議員御質問の、本町として今やるべきことにつきましては、震災からの完全復興はもとより、土地利用に関しましては、益城町都市計画マスタープランに基づき、本町の発展や成長を見据えた産業団地の整備や定住促進などの開発促進への取組をしっかりと進めることだと考えております。これらの取組を推進し、宅地開発や企業の進出などにより、土地利用の状況が大きく変化すれば、その状況に合わせて、改めて県との協議を行うなど、土地利用方針の見直しを検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

十数年前ですかね。益城町がまだ3万人に到達したぐらいのときに、たしか菊陽町、植木町、ほぼほぼ同人数の人口だったと覚えております。今や菊陽町は4万を超える大きな町に成長をしています。その大きな要因は、俗称ですかね、菊陽バイパス沿線の開発も大きな励みになっているのではないかと思います。

第二空港線につきましても、菊陽バイパス同様行えばよかったのだろうと思います。これはもう十数年前のことになりますので、今さらの話ではありますけれども、残念に思っております。

そんな中、TSMC絡みで、産業団地の開発、これはグランメッセの北部になりますので、第二空港線沿線といえる場所であります。これについては、大変大きな前進、大きな一歩が踏み出されたものだと理解をしております。熊本県、そして益城町の執行部に大変感謝をし、将来に向

けてすばらしいものにしていく必要があると考えております。

そのような中で、第二空港線沿線から、開発の範囲、開発の場所が、位置が100メートルというくくりについて、私たち議会として、少し疑問に思っているということを前提に質問をしているところであります。というのも、先ほど町長が言われましたように、もちろん、空港からの定時性の確保、もしくは市街化調整区域等の法規制がございます。その法規制の中に景観条例というのもございます。

空港沿線の開発の沿線からの距離で一番関係をしてくるのは、景観条例、これは20メートルをあげなさいということであると思っております。今回、その20メートルを大きく上回る100メートルということになっている点についてのみ、質問をしているつもりですけれども、これについては、今、町長からの御回答がありましたように、県の担当部局に事前確認を行って決定していると。ただ、先ほど、町長の回答にありました、阿蘇くまもと空港周辺の開発規制に関わる事務処理方針というのが、熊本県にはございます。

その中で、新たな規制路線における沿線の規制というものの中の一つに、大きな開発の場合の留意点というのがございまして、大規模な開発については、町と連携をし、基本的に地区計画に基づく開発へ誘導を行う。そして、町が地区計画の内容に適合すると認めた書面の提出を求めるとなっております。

いわゆる益城町は、どの位置につくるかをあらかじめ町として方針を出して、県にお伺いをすると、そして、認めていただいて一緒に開発を行っていくということでもあります。

産業団地の整備につきまして、町が自主的に100メートル離れた位置に取ったのか。もしくは、県から言われて、言われてなくても県を付度しつつ取ったのかということに対しては、大変大きな問題にはなりません。そう思っております。しかしながら、この100メートルをあんまり固執すると、それが逆に悪しき前例になるということも困ります。

そこで、私も執行部のほうといろいろな意見の交換をさせていただいたときに、100メートルについては、あくまでも今回の暫定的な益城町の考えとして出したもので、別に、法的な規制の数字ではないということを町長には確認をしたい。100メートルという数字は、基本的にはどこにも出てきてないということを町長に確認できれば一番いいのかなと考えております。100メートルという数字の根拠はないんですよ。実際あるのは20メートルの景観条例です。あとは今回については、地理的な条件を基に、100メートルの離隔が合理的に取れましたという考えでよろしいですかね。

町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の2回目の質問にお答えします。

100メートルの取扱いなんですけど、まず、本町がこれまで、私が知り得る限りでは、第二空港線から100メートルの範囲で産業団地などの開発に関して、県による開発許可が行われたことはないと認識しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 3回目の質問になります。明確な回答だったのでしょうか。ありがとうございました。

確かに、言われたとおり、100メートル以内で開発されたところはないと思いますが、100メートル以上について開発されたところについても甚だ疑問であります。それが500メートル、1キロという範囲まで広げるのかということに関しては、ここでは申しませんが、あくまでも、今回の100メートルというのは明文化されたものではない。あとは、県との協議内容を確認し、進めた結果というふうな理解をさせていただいてもよいでしょうか。

また、町長自ら、本町の要望を促進協議会等々でお話をしていく。県、そして、ほかの市町村にも益城町の要望はきちんと伝えていくんだよということをおっしゃっていただきました。

先ほどの朝の質問の御回答に、町長はリーダーとして責任と覚悟を持って、いろいろなことを取り組んでいくんだよということをおっしゃっていただきました。

今回の件につきましても、町のリーダーとして、責任と覚悟を持って、そして、この議場での発言だけではなく、熊本県、そして、その県の担当者等々に対しても、きちんと発言をしていただくこと。それが、本町としての利益、そして、執行部もやりやすいとなっていくと思います。

その点については、いかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の3回目の御質問にお答えをします。

まず、リーダー論ですね。リーダーについては、強い覚悟と、やっぱりその責任感が、消防団でよく言っていますが、責任は私が取ると、そういった形でやっていきたいと。

それと、まず第二空港線の開発ですね。これはもう御承知のように、歴代の首長が毎回毎回申し入れられたことを承知しております。県議会でも繰り返し繰り返し質問されておりますが、毎回、執行部からは厳しい答弁をなされていたのかなということだと思います。

今回、そのような中に、産業団地が整備できるようになった要因というのは、都市計画マスタープランにおいて、しっかりと熊本県と協議しまして、将来都市構想で、産業団地と位置づけたこと、そして、マスタープランへの位置づけがしっかりやったからということで、実はもうマスタープランの中で全然第二空港線付近はこれまでなかったと。さらに、また、熊本インターチェンジに近接していると、それと、TSMCも非常に大きいのかなということだと思います。

それともう一つ、熊本地震からの復旧・復興への熊本県の後押し、それから熊本県との信頼関係もあるのかなということだと思います。これまでなかなかゾーニングできなかったものができたということで、第二空港線沿線への産業団地整備、先ほど野田議員も言われたように、粘り強く対応した担当職員に感謝したいと、よくやっとな、あっぱれを差し上げたいなということだと思います。

ただ、今になって思えば川口町長時代に、第二空港線ができるときに、100メートル幅で造ったらどうかということをおっしゃられていました。思い出しております。もしそれが可能であったら、誰も相手にされなかったんですが、非常にもっと違った第二空港線沿線になったかなということだと思います。

今後もマスタープランであったりとか、線引きの見直しだったりとか、熊本県としっかりとまた、協議をしていきたいなということで思っております。また、第二空港線、こちらのほうは、熊本県への空港へのアクセス道路ということで阿蘇方面へのアクセス道路としても利用しているということで、高速道路のインターもあること、そして開発ポテンシャルの大変高い地域であると、おっしゃられるように認識をしております。

しかし、一方で、第二空港線は、阿蘇の稜線を背景とした雄大な景観と広大な優良農地、さらには、空港への定時性といった、多くのかつ貴重な財産を持った地域であるとも認識しております。これら的一方で財産を守っていくことも、益城町にとって本当に大事なかなということで思っています。

これから真に町の活性化につながる適切な開発を進める必要が、現在考えているということであります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。今言われるとおりでございます。熊本県、蒲島知事に対しても、責任と覚悟を持ってきちんと伝えていっていただきたい。そう願って、次の質問に移ります。

次の質問は、益城中学校運動場整備の検証、そして検討についてでございます。

実は、午前中、同僚議員のほうから、東野中学校グラウンド整備についてお話がありました。

町長、こういうのもらわれましたか、もらってない。分かりました。

私も、熊本市教育委員会に同僚議員と一緒にお話を伺いに行ったところでもあります。

まず、今回の答弁の中で、既存のグラウンドと同程度の山砂というのがよく出てきます。それと、原形復旧ということが出てきますけれども、今回、東野中学校グラウンド整備と益城中学校グラウンド整備については、全く同じ形の整備です。まず、そこをちょっと御説明だけをしたいと思います。違いがあるので、そこだけは、質問に行く前にちょっと説明をします。

まず、東野中学校グラウンド整備と益城中学校グラウンド整備。もともと震災で校舎が被害を受けて、運動場に仮設の庁舎を建てました。校舎が完成したのをきっかけに、仮設校舎の撤去を行い、仮設校舎を撤去しましたから、運動場を再度、再度といいますか、新しく整備をしたというのが、運動場整備です。

東野中学校運動場整備をもう一度言いますと、震災で校舎が被害を受け、運動場に仮設校舎を移設し、新校舎の建設に伴い、仮設校舎を撤去した。その撤去をしたときに、要するにこういう校舎を撤去した際に、その撤去業者が、この仮設のプレハブを撤去する際に、もちろん、撤去するときにした地盤ですね。砂とか、いろんなものも一緒についてきたり、損傷を与えますので、そこで、既存の、今、目の前にあるグラウンドと同程度の砂を敷設した。よろしいですか。この仮設の校舎等を撤去した部分について、同程度の砂を撤去した。これは、仮設を撤去した業者が行ったことです。仮設を撤去した業者が併せて行ったことです。それが、同程度の砂を入れ、要するに原形を復旧したということになるということですね。

つまり、今回、益城中学校の整備は、そこまでは一旦終わらして、さらに新たに運動場整備

をする。そのときに、また同程度、今、砂があるところの同程度の砂を入れた。それを原形復旧というふうに執行部はずっと説明をしております。要するに、そこが大きな違いです。

原形復旧、同程度の砂とは、仮設校舎を撤去する際に、要するに土とかが見えているから、その部分について、今ある砂を入れた。それが同程度の砂であり、原形復旧をした。そして、再度新たに運動場整備計画というのをつくって、国庫補助、これは補助です。益城町も同じですね。補助でやったということは一緒ですけれども、東野中学校はその時点できれいな砂を入れてしまって、指針、規定にのっとったきれいな砂を入れてしまって、そこで完成をしている。

益城町は、新たな運動場の整備計画の中で、同程度の砂を入れてしまったものだから、何か変な粗礫が出てきて、また、やり直して3,950万円でしたっけ、の町の単費をつぎ込んで、再度やり直した。そこが大きな違いです。それを理解していただいて、質問をしていきますので、御回答をいただきたいと思います。

それでは、益城中学校運動場整備の検証・検討について、一つ目の質問をしていきます。

町長が約束された再工事に至った原因の検証・検討について、運動場整備のやり直し工事に伴う3,960万円は単独出費、要するに町の出費ですけれども、これは説明責任が必要であると思いますが、いかがですか。

また、業者のミスか。もしそうであったならば、業者に対する責任はどうか。設計書作成段階からのミスであるならば、役場のチェック体制はどうだったか。

次に、運動場整備に伴う粗礫、いわゆる小さな石が多く発見されたことについて、町長は、想定外、始めからそういうことは分からなかったんだよということについての信憑性についてでございます。これについても再度説明を求めています。

3番目、これは先ほども言いましたけれども、既存のグラウンドと同品質の山砂を利用していると。要するに、同品質の山砂を使用しているということであったが、想定外という言葉が使われましたけれども、結果的に、礫が出てきております。

同じ水準のもの、同程度のものなら、大きな石等は出てこないはずですが、材料試験を役場のほう、執行部のほうは行っておりますけれども、その材料試験の際に、何か判断ミスがあったのか。もしそうでなければ、石が出てきたこと自体、工事業者の債務不履行という可能性もありますが、いかがですか。

4番目、町長は前回の質問の際に、ローラーで敷均しをすれば、小石は破碎され、要するに小石は潰れて、仕上がりは問題なくなると考えていたとの説明がございました。

竣工検査は、敷均しの前ですか、後ですかというのが一つ。

そして、ローラー直後は、運動場の状態はどうだったんですか。これが二つ目。

そして、復旧工事が、原形復旧が目的であれば、礫が残っている状態の場合、従前のグラウンド、要するに従前というのは、子どもたちが元気で運動場で遊べるグラウンドという意味でございますけれども、そうになっていたとは言えないということは、検査完了できなかったのではないですかということです。

次に、これは、町長が答えられた分じゃないかもしれませんが、災害復旧は原形の工事

に限る、原形復旧に限るということですのでけれども、もともとグラウンドを造成した際には、造成指針に従って規定の真砂土、山砂を利用したのではありませんか。もしそうであるならば、原形復旧の際も、規定の真砂土を使用するべきではなかったのかということになりますが、いかがでしょうか。

次に、これは、竣工検査が3月22日ですので、3月16日に、株式会社青野スポーツ施設様から見積りももらっております。これは、職員が目につく礫を除去していた。けれども、あまりにもマンパワーがかかるということで、見積りを取ったということになっております。ということは、検査前、要するに3月16日前から、職員はマンパワーをかけて、小石を拾い集めてたということになりますが、いかがでしょうか。

次に、青野スポーツさんが、実際、今回の工事は下請として入られて行っているようであります。なぜかという、今回、ロックシェイカー工法と言って、砂をふるいにかけていくという工法を使われております。このロックシェイカー工法自体は、青野さんの独自の工法であります。要するに、青野さんだけが持つ独自の技術であります。

ロックシェイカー工法を想定しているということであるならば、今回、富田産業様が入札で落札しておられますけれども、最初から、青野さんに随意契約でやってもらったほうが経費はかからなかったのではないだろうかと考えております。いかがでしょうか。

また、例えば、運動場、砂礫除去とかいう部分で、例えばインターネットで調べてみますと、ほかの工法も出てくるんですね。ほかの工法も出てきます。ほかの工法が出てくるのに、なぜ青野さんのロックシェイカー工法というのを、設計書にうたっているのかについてもお尋ねをしたいと思います。

以上長くなりましたけれども、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） たくさん言われたので、ちょっとなかなか答弁が。

（「通告どおりです」と呼ぶ者あり）

通告どおりですが、ちょっと言っとってもらおうと正確な答えが出るかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、想定外の出来事ですね。ちょっと飛びます。飛んでいきますが、想定外の出来事というのは、これまで答弁しましたとおり、昨年度の工事は、新たにグラウンドを造成するのではなく、既存のグラウンドの不陸を整正するという、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の第2条に基づく原形復旧工事です。このため、既存のグラウンドと同程度の山砂で復旧することは、何らおかしいことではありません。まずは、そのような認識をお持ちいただければと思います。

その上で、粗礫が露出するという現象が発生しましたが、原形復旧工事を行う観点からは、事前にこのような現象を予想することは不可能です。このため、想定外の出来事と申し上げたところです。

3,960万円につきましては、最初ありましたが、高質化工事ということで、先ほど申しました

ように、非常に子どもたちへの危険、これ、ある意味危機です。そこ辺りを、やはり守るためということで、スピード感を持って工事をする必要があるということで、工事を流用によりさせていただいたところでございます。

原形復旧については、もう先ほど答弁しましたとおり、災害復旧工事は、もう法令の規定によりまして、原形復旧が原則です。これは例えば河川のブロック積護岸が被災した場合は同様のブロック積護岸で復旧します。道路の路肩擁壁が被災した場合も同様に路肩擁壁で復旧するという例が分かりやすいかなということで思っております。

益城中学校グラウンドも同様に、グラウンドが熊本地震により被災したこと、そして不陸の整正という山砂の置き換えによる工法で復旧が可能であるということから、山砂による原形復旧を行ったものです。

その際、被災前のグラウンドが普通に使用されていたことから原形復旧に使用する山砂は、既存グラウンドと同程度の山砂を使用したものです。これは災害復旧工事における原形復旧としては、先ほど申しました、河川のブロック積護岸が被災した場合、同様のブロック積護岸で復旧することと同じ状況となり、何らおかしいことではないと思っております。

それと、工事につきましては、青野スポーツの話であったと思いますが、先ほども答弁しましたとおり、こちらのほうは特殊な工法で、本町で知り得る限りでは、青野スポーツのロックシェイカー工法しかありませんでした。

また、工事は、グラウンド使用における生徒の安全性確保という緊急を要する工事であったことから、青野スポーツの施工単価を参考に、設計書を作成し、工事を発注したところです。

また、発注に当たっては、ロックシェイカー工法、または同等の効果のある工法とすることで、受注者独自の提案も受けることとしており、他の工法による施工を妨げてはいないところです。

それから、職員が石を、粗礫を除去したということで、これはやはりなるだけ子どもたちが利用できるよということをやっているということだと思っております。

それとローラー転圧、一つあったと思うんですが、このローラー転圧の目的としましては、材料を敷均した後の締め方で行うことが目的ということで、この中で、ある程度の礫は破碎されると、ローラー加重が3トンということからも十分想定しておりました。検査時におきましても、グラウンドとしての状態に仕上がっていたので合格としております。

それと、ロックシェイカー工法と同等ですかね。ここも一つあったと思いますが、この同等とは同等の効果のことで、ロックシェイカー工法と同等の粗礫の除去効果があれば、別の工法でも構わないということです。同等の効果がある工法が提案された場合、その施工単価がロックシェイカー工法より高額であっても、設計変更の対象とはなりません。また、定額の場合は、設計変更の対象となります。

それと入札についても、ロックシェイカー工法は、工事を施工する場合の標準となる工法、つまり、受注者が実際施工する際の参考となる工法となります。さらに、単に粗礫の除去の工法に関することですので、同等の効果のある工法での施工を妨げないということで、受注者の提案によりまして、幅広く工法を選択することができ、また、それ以上の提案の余地がある工事ではな

いことから、プロポーザルによる発注は適切ではなく、標準となる工法を示した上で、地元状況を熟知している地元企業の協力を活用することが適切であることから、指名競争入札で発注をしたものです。

それと、東野中仮設校舎の件なんですが、これについては、今回の益城中と、条件、状況が同じではないと考えておりますので、こちらのほうについては、また、お答えができないと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） すいません、お急ぎの御回答でした。まず、東野中学校の部分から申し上げます。同じものではないということですが、さっき言いましたとおり、整備内容も一緒です。これは何ら違ったものでもなく、災害復旧で行ったものです。要するに、仮設校舎を撤去し、運動場の整備をした。何が違うか。町長が言う、違うというのであれば、益城町は運動場整備を自費で3,960万円をかけて2回やったということだけが違うということです。東野中学校のほうは、災害復旧工事で、国の補助を受けて全て終わっております。

それでは、また質問に戻ります。

町長が言われた、まず最後の部分から言っていきたいと思えます。ロックシェイカー工法を標準となる工法というふうに考えておられるようですが、先ほど来言っておりますけれども、ロックシェイカー工法自体、これは、一つ、1業者しか使わない工法、要するに1業者の特許のような工法ですね。これ標準となる工法ではありません。

そして、聞きたいのは、ロックシェイカー以外に、どういう工法を想定していましたか。それを調べましたかということです。ロックシェイカーありきで進めたんじゃないですか。もっと言うのであれば、ロックシェイカー工法とは、誰がどういうふうに提案してきたのですか。

聞き及んでいるところはありますけれども、町長の回答をいただいてから答えたいと思えます。ロックシェイカー工法は標準の工法ではない。もしさっき言いましたように、例えばインターネットで、グラウンド、石除去とすれば、もちろんロックシェイカー工法も出てまいります。ただ、フィールドクリーナー工法とか、いろんな工法が出てきます。

その中で、設計書にロック工法と同等の工法という表記をしたとおっしゃいましたが、それはなぜですか、またロックシェイカー工法は、誰が薦めてきたのかも、併せて教えていただけると助かります。

時間も来ますので、ちょっと短めに質問をしたいと思えます。

まず、グラウンド整備について、安全性を言われますけれども、子どもが使うグラウンドなので、安全性というのは、当然のあって当たり前の工事になるというのは御理解いただきたいと思えます。

その中で、先ほども言いましたように、当初の設計書では、山砂の単価がだいぶ安い。半分ぐらいの単価でやっております。それについては、基本的に、先ほど言われた原形復旧ということ言われますけれども、原形復旧をする必要がなかったのではないかと。当初から、きれいな砂を入れておけば、2回工事をする必要はない。なぜかと言うと、東野中学校はそれでやっている

からということではありますが、いかがでしょうか。

また、これ、ちょっと細かい質問で、町長が答えられない場合は、ほかの方でもいいんですけども、施工後に、粗礫が出てきたということでもあります。益城町は、執行部は、材料承認で、きちんとした山砂を入れたという主張をしておられます。にもかかわらず、粗礫ですね、石を除去しなければならない結果になったということは、検査後、誰かがその石を入れたのか。それとも、もともとやっぱり石は入っていたのか。

要するに、そこだけです。誰かが入れたのか。いや、違うよ。もともと石が入ってたのか。そこだけは、簡単でありますので、答えていただきたいと思います。

あとは、町長。これも簡単な質問ですので、原形復旧ということは、従前のグラウンドに戻すということだと思います。従前のグラウンドの場合は、ここに、本、持ってきていますけれども、きちんとした指針にのっとり砂を入れると。要するに、規定の砂を入れるということは当然だと思いますけれども、それについては、どういう理解をされていたのか。従前のグラウンドに戻す。そのためには、一度、前の議会で、新しくグラウンドを造る際と、また、やり直す際には少し違うんだよという言葉もありましたけれども、従前のグラウンドに戻す。従前はじゃあ、どういう砂を入れてたのか。もし、戻すということであれば、同じ砂を入れるべきじゃないですか、については、どう思いますか。

それと、今回、規定の砂と違う砂を入れていらっしゃる。当初の工事です。それについて、原形復旧であるとか、同等のものを使ったということでもありますけれども、もしそれが本当であるなら、これは、次の工事、第2期工事として、今回の工事を計画されていたというふうなことを言われていると思いますけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

簡単な質問ばかりですいません。御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 先ほど学校のほうの話があるんですが、こちらのほうについては状況が違うと、例えばくいを打ってあったと、くいを打ってあったら、また、復旧の状況も違うと思いますので、そこ辺りは、また、なかなか答えづらいところがあるかなと。

それと、ロックシェイカー工法ですね。こちらについても、個々の工事の中身については、町長が全ての工事に何もかもこれでしなさいなんていうことは、まずできません。やはり、職員のほうからしっかり提案があって、これがいいと、これが一番早いですよと、何か、とにかくこの場合に、早くしないと。先ほど言いましたが、町長の使命は、町民の皆さん方のやはり健康であったり、生命であったりとか、そこを守る必要があります。今回は、生徒たちの安心・安全を守るということで、スピード感が一番必要だったんです。そこ辺りで、ロックシェイカー工法が一番早いという報告を受けておりますので、様々な工法があります。

野田議員、いろんなことをされていると思います。町の事業は土木であったり、橋梁であったり、建築だったり、様々な事業がありますが、その中でどれを使うかというのはやはりその時点その時点で、様々に検討して、スピード感もあるかもしれません。ゆっくり腰据えてできるものもあるかもしれません。ただ今回は、とにかくスピード感を持ってやらないと子どもたちの安心・

安全が守れないと。ある意味、危機でもあったということでやったということは御理解をお願いしたいと思います。

それと、あとの工法については、先ほど言いましたように、やはり職員のほうから、そういった提案があったということで、やはりプロでもあります職員のほうからあったということで、私のほうから、それでやっていこうと決定したというのが、現実です。

それと、石だったですかね。石のほうについては、ちょっと担当のほうから話をさせますが、原形復旧については、先ほども申しましたように、原形復旧というのは、その字のとおりです。元、原の形に戻すという、つまり戻すことです。

この観点から、益城中学校のグラウンドは、熊本地震により、グラウンドに不陸が発生するという被害が発生したため、この不陸を元の形に復旧するための災害復旧工事を行ったものです。

この際の留意点は、原形復旧なので、復旧に使用する山砂が粗悪なものでも、高質な、つまり、高品質なものでも、原形復旧とはならないということです。このため、昨年度の工事では、山砂の材料試験を行い、既存のグラウンドと同程度の山砂であることを確認して、工事を実施したものです。なお、この原形復旧のイメージを先ほど言いましたが、お持ちいただくため、一例を申し上げますと、例えば、幅員が4メートルの木橋、木の橋のことで、これが被災した場合には、やはり幅員が4メートルの木橋として復旧をします。この場合に、幅員が4メートルでは狭いから7メートルで復旧しようとか、木の橋より、やはりより長もちするコンクリートや鉄製の橋にしようという工事は、公共土木施設災害復旧事業費国庫補助負担法の規定によりまして、災害復旧工事ではありませんので、申し添えさせていただきます。

石のほうについては、持田審議監、よろしいですか。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 土木審議監の持田でございます。11番野田議員の質問に対しての町長の指示でお答えさせていただきます。

簡単に言うと、石があったのか、ないのかという御質問ということでよろしいですよ。1点は。

今、町長が答弁しましたとおり、災害復旧ということなので、同品質の山砂を使って、その裏づけが各種試験をやって同じだということですね。

多分、東野中、小学校ですか。の事例を出されましたが、内容を詳しく知っているわけではないのであまり申せませんが、仮に、東野小が災害復旧であったとすると、やはり同じような砂を使っているはず。これは、町長が言われた災害復旧の規定の第2条、これに基づくようになります。

違いは元の砂がどうだったのか。これも分かりませんので、軽々なことは言えませんが、ひょっとすると、益城中よりもいい砂だったのかもしれない。そういう意味で、今回粗礫が露頭したというのは、あくまでも既存と同等の砂を使ったものということなので、それからいくと、災害復旧に使った山砂、昨年の工事の山砂の中には、そういうものがあったということになります。

もう一つ、すいません。ちょっと今町長に御了解いただいたので、ロックシェイカー工法、こ

れが特殊であって、多分、設計書の中に、それを標準的なものだというふういうたうというのは少し違うのではないかというような御質問の趣旨もあつたかと思いますが。例えば、現在、本町でも、内水排出のポンプ場を造っています。これも何らかの積算をして発注をするわけですが、ポンプの種類もいろんな種類があります。はっきり言うと、メーカーごとに違います。

ですので、何も図面がなくポンプを発注するということはできないので、スペックスペック。例えば、こういう洪水のときの排水の能力は毎秒2トンでとか、こういうような能力でここまで排水できるとか。そういうのを守った上で、どういう発注をするのかと言うと、標準図面をつけます。これ、ある、動く、既存のポンプなんです。これが、スペックごとの満足するようなポンプになりますので、それで、予定価格をはじいて発注をする。

ただ、それに限ると言うことは、公共工事なのでできませんので、そういう場合も、同等の能力を有するものを妨げるものではないというのをつけます。今回も同様で、今回のポンプに当たる毎秒何トンというものについては、粗礫を除去できるという能力を有するものであれば、同等のものとしてオーケーということで、そのための参考図、ポンプ場のポンプと一緒にですね。これと同じものを今回添付して、工事を発注したということになりますので、少し、私のほうから補足をさせていただきます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 審議監のほうからも御回答いただいております。

まず、標準となる工法というのは、私が言ったんじゃなくて、これは町長のほうから申し上げられた言葉ですので、私は標準とは思っておりませんで、独自の工法というふうに申し上げていることは御理解ください。

そして、町長が先ほどから何回も原形復旧は、木橋を木橋で直すと、4メートルを4メートルでするんだよというのは原形復旧。それは、災害はそのとおりですよ。じゃあ、今度グラウンドをグラウンドとして使用しておったんだから、グラウンドとして使用できるように戻すというのが、原形復旧でしょう。

今回はグラウンドをグラウンドとして使用できないから、さらに3,960万円をかけてやり直しているんですよ。原形復旧になってないんじゃないですか。細かいことをいろいろ問い詰めるつもりはありませんけれども、少なくとも、グラウンドとして安全に利用できていなかった、使用できなかった。そのために、再度工事をやり直したというのが現実でございますから、それについては、なぜかというのをしっかりと認識していただきたいというふうに思っております。

それと、先ほどロックシェイカー工法について、積算のところまで踏み込んでお話をさせていただきましたけれども、何らかの同等のものを比べて、そして積算をしてという過程があればいいですけれども、その過程を執行部に問うてみました。執行部は、この4,000万円の工事をするのに、数量計算書1枚ですよ。数量計算書1枚。これは審議監に聞けば分かると思うんですけども、4,000万円の工事で、数量計算書1枚なんて聞いたことないですよ。

おまけに、積算の内容については、何らかの積算というのの中に、何らかの積算というのは、青野さんの見積書ですよ、これ。何らかの積算というのは。青野さんの見積書を基準に積算しと

るわけですよ。これ設計書を見ていただくと、設計書と数量計算書のほうをよくよく御照査いただきたいと思っております。数量計算書3,900万円に対して、総括1枚です。

町長が言われたように、不陸を元に戻したと。例えば、くいを打つとんなら別と。要するに東野中学校の話をどうしても違う方向に持っていきたいようですので、これは、どう違うかを、逆に言うなら、検証でやっていただきたい。東野中学校の工事と益城中学校の運動場の工事がどう違ったからどうなったんだというのを、これいい機会ですね、検証していただきたい。これはお願いですけど、実際検証すると、町長言われているんですから、その一つに入れとってください。

それと、私が先ほど言った最後の質問、答えてないですけども、もともと、元の原形復旧ということで、同等の砂を入れて、また、出しとるわけですよ、同じ工事を。それは、始めからありきだったことになりますよね、町長の先ほどの回答になると。そういう理解でもよろしいですか。要するに、2期工事をやるんだというのを前提に1期工事をやったということになりますけれども、それでよろしいですか。

あまり時間がないので、そこだけを教えていただくと助かります。ちょっと時間がないので、足早で、すいません。よろしく願いいたします。

3回目の質問ですよ、今。

○町長（西村博則君） 11番野田議員、3回目の質問ということで。2回目ありき、これは全くありません。想定外の出来事が起きて、子どもたちの安心・安全を守るためということで、2回目の工事が高質化工事を行ったということで、御理解をお願いします。以上です。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。だいぶん回答に苦慮されたみたいで、すみませんけれども、検証のほうをよろしく願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。2時40分から再開します。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時40分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

9番榮正敏議員。

○9番（榮 正敏君） こんにちは。9番榮です。先ほどまで熱いバトルが繰り広げられましたので、ここで私のほうで爽やかに幕引きを行いたいと思います。

先日行われましたサッカーのワールドカップで、ジャパンプルーの活躍は、優勝経験者のドイツ、スペインを破り、前回準優勝のクロアチアと延長戦同点までいき、惜しくもPKで負けたものの、すばらしい試合を見せてもらいました。震えるほどの感動と勇気をもらったものです。ありがとうございますとたたいと思います。

さて、皆さん。今、益城町を取り巻く現状はどうなっているのでしょうか。TSMC下で、山鹿、合志、菊池、大津と、菊陽を取り巻く衛星都市、つまり、市町村は、物すごい土地争奪戦を行っています。これは不動産業界の土地争奪戦の情報ですが、今や、菊陽には産業用に提供する土地はなくなったと言われるほどです。

本町は、空港を挟んで南側に位置しているからでしょうか。まだまだそれほどの話は聞き及んでいない状況ですが、しっかりと情報分析して、遅れを取らないように状況判断し、本町の指針を示していただきたい。

さて、今回の一般質問は4項目用意させていただきました。

一つ目は、益城町の特産品づくりについて。

二つ目は、臨空テクノパーク周辺地域の上下水道整備について。

三つ目は、認知症カフェと子どもの貧困対策の連携について。

四つ目は、障害福祉サービスの障がい者の自動車運転免許取得費と自動車改造費の助成について。

この4項目について質問させていただきます。

今回も、残念ながら、コロナ対策によって、傍聴が人数制限やビデオ傍聴となりますが、日頃からの町議会に対する関心と御理解をいただきありがとうございます。今日は記者さんがおいでのようで、しっかりと質問したいと思います。

それでは、質問席に移ります。

それでは、一つ目の質問に入ります。

通告していた益城町の特産品づくりについて質問させていただきます。

まず1点目、今年の夏、JALやカルディとの産学官協働のコラボレーションによる特産品開発として、スイカとミニトマトを使用した商品だったと思いますが、全国的に大きな話題となり、大成功を収めました。おかげで我々は品不足で食べそびれてしまいました。

この話題が、JALの機内誌に「進化する益城町を見に行こう」という表題の中で、益城町とJALのトップ同士が地震から復興への歩みを語り合うとあり、日本航空社長の赤坂氏と西村町長の対談が4ページにわたり掲載されておりました。これは、西村町長の物すごいトップセールスだと思います。あの用紙に4ページも広告を載せたら相当な金額だろうと思う。これはすごいことです。

この対談誌の中にも、特産品が紹介されておりましたが、来年の6月にもまた再販されるということですが、うれしいことでもあります。しかし、一過性のものではなく、通年通して販売できるようにしてもらいたい。また、東海大学やJAとのコラボも含め、今後の商品開発構想についての町長の見解を伺いたい。

続いて2点目、立地企業、とりわけ湖池屋とのコラボレーションは考えているのか。益城町に立地した湖池屋さんとの連携した商品開発に取り組む計画はないのか。

原料となるジャガイモは北海道産が主流だと聞くが、九州産の原料を用いた限定商品も開発し、地域に寄り添った取組を展開していると聞く。であるならば、益城町の広大な土地や休耕地を

利用して、湖池屋さんとの九州限定品、ジャガイモの契約栽培を行い、九州限定品の益城ブランドのポテトチップス。どこかで聞きましたが、九州限定、北海道限定、東北限定といろいろな地域限定で、趣向の違いで、そういう限定品をつくるんだと思いますが、やってみたらいいじゃないかと思いますが、こういった方法を考えた商品開発に挑む考えはないのか。町長の見解を伺います。

続いて3点目。来年3月23日に、熊本新空港ターミナルがオープンする。将来を見据えた連携の取組をスタートさせておくべきと考える。どのような連携、活用をイメージして取り組むのか、町長の考えを伺いたい。

先ほど紹介しましたJALの対談誌の中に、熊本国際空港社長の新原氏でよろしいですかね。新原氏のコメントに、空港リニューアルの基本方針には、「世界と地域に開かれた九州セントラルゲートウェイ」、九州セントラルゲートウェイというビジョンが打ち出されておる。つまり、九州の中心である熊本空港に全て集約し、基点をつくるということです。これは、国や県と町の行政とか、しっかり緊密に連携して進められる一大プロジェクトだと語っておられる。

これは我々にとって、千載一遇のチャンスではありませんか。ただ単に、売店に商品を置くだけでなく、今度新設されるにぎわい広場で、益城をPRするプロジェクトチームをつくり、イベント等の開催をするよとか、そういう方法の考え方はないのか。

本町の施策展開の中で、もう少し益城というブランドをしっかりとアピールしてする。そういう連携の仕方はないのか。ミッションはないのか。町長の見解を伺いたい。

以上、3点です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の一つ目の御質問の1点目、東海大学、JA上益城、カルディとのコラボによる特産品開発で大成功を取めたが、今後の構想について町長の見解を伺うについてお答えをします。

特産品につきましては、令和元年度に益城産の米を使った焼酎を開発し、米益ブランドとして全国の皆様へお届けし、好評をいただいているところです。今年度、第2弾となる特産品として、日本航空株式会社から本町へ出向いていただいている職員を中心に、カルディコーヒーファームで商品開発を手がける株式会社もへじ、東海大学、日本航空、JA上益城との共同開発を行っております。この特産品は、益城産のミニトマトとスイカを使っており、素材のよさが生かされた大変おいしい商品に仕上がっております。本商品は、全国の皆様からも大変好評をいただいております。ほとんどの商品が完売になったと伺っております。そのため、一部の商品は、来年度も継続して販売される方向で検討されているとのことです。今回の特産品は、東海大学の学生のアイデア、JA上益城生産農家様の御協力があったこと、また、カルディコーヒーファームといった全国規模の会社様とのコラボレーションであったことが、成功に至った大きな要因だと考えます。

今後につきましては、阿蘇くまもと臨空校舎が開校する東海大学との連携を継続しながら、第3弾の特産品開発に向けて、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、一つ目の御質問の2点目、株式会社湖池屋との連携による商品作りに取り組む計画はないのか、町長の見解を伺うについてお答えをします。

株式会社湖池屋様は、地域の素材を用いた数多くの商品を製造販売されています。熊本県におきましても、県産のトマトを用いた限定商品を販売されており、本町の豊富な農産物が商品につながる可能性も十分にあると考えております。

また、湖池屋様は、以前から、防災備蓄用のポテトチップスを開発されており、熊本地震を経験した本町におきましても、同様な取組ができる可能性があるのではないかと考えているところです。

このような連携に向けた案につきましては、湖池屋様の立地が決まってすぐ若手職員を中心にアイデア出しを行い、湖池屋様へ提案した経緯もございます。現時点で、具体的な協議に至っておりませんが、商品化が実現すれば、本町の魅力向上にもつながると考えておりますので、湖池屋様のお考えも伺いながら、前向きに取り組んでまいります。

最後に、一つ目の御質問の3点目、熊本空港新旅客ターミナルビルのオープンに伴い、どのような連携、活用をイメージして取り組むのか、町長の考えを伺うについてお答えをします。

阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルは、来年3月23日に開業し、令和6年春には敷地内へ、にぎわい広場の整備も予定をされております。新たな空港は、旅行者やビジネス客の通過点だけではなく、航空機を利用しない方も訪れ、滞在する魅力的な拠点になることを目指しておられ、特産品のPRや販売促進の機会として、大変よい場所になると考えております。

具体的な連携、活用としましては、旅行者やビジネス客をターゲットとしました、ターミナルビル内での特産品のPRやにぎわい広場を訪れる送迎者や見学者をターゲットとした販売会の開催などが考えられます。

そのため、既に、来年3月23日のオープニングに合わせたイベントにつきまして、検討を進めており、空港周辺の自治体と連携して、ブースを設置するなど、地域の特産品などを積極的にPRしたいと考えております。

今後も引き続き、熊本国際空港株式会社と連携した様々な取組につきまして、具体的な検討を進め、新たな空港のにぎわいを町のにぎわいづくりとして、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 特産品の、今言われた米益、これは土産物としては売れていると聞きます。常時飲む焼酎としては、なかなか出てないと聞いております。なかなか難しいようです。

1点目、2点目、3点目、まとめて質問いたします。

この特産品づくりというのは非常に難しいもので、一朝一夕にできるものではないと思っています。今回、たまたま開発商品が大ヒットしたのは、先ほどの答弁にあったように、産学官の協力体制とカルディコーヒーという全国規模の会社とのコラボレーションでできたことが、第一の要因だと思います。

益城には東海大がある。JA、湖池屋さん、空港といった、全国につながるルートがたくさん

あります。今の益城町役場の職員の中から2名ほど公募して、俺がやってやるというような人を、ひとつ公募して、常時新製品の開発に当たるプロジェクトチームを立ち上げてはいかがか。こういったことは、いきなりやるんじゃなくて、常時情報収集して、思考の分析や市場調査と、日頃からやっていないと無理じゃないかと思うが、1人だけ、スイカのアイスや葛切りを食べた町長の見解を伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の一つ目の御質問の2回目、常時新製品の開発に当たるプロジェクトチームを立ち上げてはいかがかについてお答えをします。

スイカのアイス、非常においしかったです。来年も計画しておりますので、来年こそは買ってください。

（「話だけ聞きます」と呼ぶ者あり）

今回の特産品開発は、カルディコーヒーファームで商品開発を手がける株式会社もへじ様が顧客の思考分析や市場調査などを行ったと伺っております。このような商品開発に係る調査・分析には、多くの経験とノウハウ、データが必要であり、職員が一朝一夕にできるものではないと認識をしております。

一方で、特産品開発のような地元との連携が必要な事業につきましては、自治体のノウハウや経験が必要になりますことから、今回のプロジェクトのような枠組みで連携することは大変重要であると認識をしております。

このため、今後におきましても、特産品開発における自治体としての役割をしっかりと担った上で、御協力いただける民間事業者との連携体制を構築しながら、引き続き特産品の開発に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） ただいまの答弁にありましたように、商品開発専門のもへじさん、それから東海大学が協賛して、商品を開発した。JALとカルディのルートを通じて販売した。これが成功した一つの要因ですね。

民間に委託するところは委託し、本質である益城ブランドに特化した商品開発にしっかりと取り組んでいただきたい。ひいてはそれが税収増加につながりますから。

それから、二つ目の質問に入ります。

臨空テクノパーク周辺地域の上下水道整備について伺います。

9月定例会において、臨空テクノパークをはじめとする空港周辺への複数の企業立地が明らかにされた。その9月定例会において、私の一般質問に町長の答弁はこうであった。

インフラ整備は大変重要な課題。特に、上下水道については、整備に時間を要することから、早急に検討する必要がある。上水道については、現在、テクノリサーチパーク内の企業等を対象に供給しているが、さらなる需要に応えるためには、新たな井戸の掘削やポンプの設置などが必要。国の認可を受けるために、整備計画の策定も必要である。

一方で、排水については、企業ごとに合併処理浄化槽で処理した後に、排水路へ放流。排水路

には許容量があり、水量が増えれば、排水路の再整備も必要となる。また、下水道は計画区域外になっており、空港周辺まで延伸するためには莫大な費用がかかることもあり、整備の可否は、慎重に検討を進める必要がある。

以上のような課題について、空港周辺地域の需要増加の可能性を見据え、以前から、担当課を中心に検討を進めてきたが、企業の立地計画が具体的に進んでいるので、インフラの整備についても、将来の需要を見据えた上で、スピード感を持って具体的な検討を進めると、こう答弁されている。

この上下水道や排水施設の整備など、インフラ整備はもう待てない喫緊の課題である。現在の施策状況や今後の臨空テクノパーク一帯のインフラ整備に対する町長の見解を伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番議員の二つ目の御質問、9月定例会において、臨空テクノパークをはじめとする空港周辺への複数の企業立地が明らかにされた。上下水道や排水施設の整備など、どう対処していくのか、町長の考えを伺うについてお答えします。

阿蘇くまもと空港周辺は、議員御質問のとおり、臨空テクノパークが分譲されると、時期を置かずして複数の企業の立地が明らかになるなど、企業誘致に関するポテンシャルが大変高い地域と認識をしております。

今後も、県のUX構想やTSMCの関連企業の進出などにより、数多くの企業の立地が期待される地域です。このような進出を検討される企業にスムーズに立地していただくには、臨空テクノパークのような企業立地の受皿となる土地の開発や造成とともに、上下水道や電気などの公共インフラの整備が欠かせません。これら上下水道などの整備は、本来整備する区域を設定し、計画的に整備を行う必要がありますが、今回の臨空テクノパークを含む一帯は、全体の開発構想が必ずしも明らかでなかったため、計画的な整備を行う準備ができていなかった状況です。

しかし、臨空テクノパークに進出される企業は、早いところでは、来年度前半にも建築に着手される計画と伺っており、上水につきましては、井戸の掘削なども検討されている企業もあるようです。いずれにしても、工事用水が必要となる状況です。

このため、本町としましては、進出企業の建築着工までに給水が可能となるよう、本年度中に、既存の水源などを活用して、まずは仮設の水道管の布設などを行う計画としており、そのための予算を今定例会に上程をしているところです。

なお、将来の恒久的な整備につきましては、県とも密接に連携しながら、空港周辺全体の開発の動向を踏まえ、整備計画を策定するなど、適切に整備を行ってまいります。

また、下水につきましては、これまでも、空港周辺では、合併処理浄化槽により対応いただいていますので、今回も同様な対応につきましては、県や進出される企業と協議を行っているところです。なお、排水先につきましては、臨空テクノパーク南側の水路を想定していますが、排水量により、水路の改修などが必要となる場合は、町におきまして適切に対応してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 柴議員。

○9番（榮 正敏君） 今の答弁の中で、仮設で給水を送るとありましたが、どこの水源地から送るのか。どこまで送るのか。既存の水源地で配水能力は十分足りるのか。

また、排水処理、この排水は事業所の排水整備。先ほどの水道の配水、送るほうです。排水処理については、合併処理浄化槽で対応するとあるが、この合併処理浄化槽はしっかり管理していかないと処理能力が落ちるので、県と協議の中で管理方法や除外施設の取付け、製品工場においては有害薬剤の排水処理方法等、しっかり協議していかなければならない重要な課題が山積しております。

先日の熊日紙面に「益城新拠点に80億円投資」とありました。これは半導体関連の薬品などの製造販売を手がける東京のJCUという会社ですが、七日、県営工業団地、くまもと臨空テクノパークに約80億円を投じて、研究棟や工場棟を新設すると発表しました。同社は、この用地に半導体関連部品のメッキ処理に使う薬品を研究開発するための研究棟、製造拠点となる工場棟、危険物を保管する倉庫棟をそれぞれ1棟を建てるとしている。雇用人数はまだ未定だと書いてありました。

このようにして、益城町に立地してくれるのは非常にうれしいことです。しかし、いろんなことがあります。ここを県としっかり連携して協議しておかないと、後でいろいろ問題が起きたときに、当事者となるのは、立地要請した益城町となることもやぶさかではない。管理する側に立った場合の町長の見解を伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の二つ目の御質問の2回目、臨空テクノパークへ仮設で給水を行うとのことだが、どこの水源地から送るのか、どこまで送るのか。既存の水源地で配水能力は十分足りるのか。また、排水処理に合併処理浄化槽で対応するとあるが、管理する側に立った場合の町長の見解を伺うについてお答えをします。

今回、臨空テクノパークに進出される企業は、早いところで来年度前半にも建築に着工される計画と伺っており、建築着工までには、給水を可能にしておく必要があります。本来、上水道の整備は、整備する区域を設定し、計画的に整備を行う必要がありますが、今回の臨空テクノパークを含む一帯は、これまで、全体の開発構想が必ずしも明らかではなく、計画的な整備を行う準備ができていなかった状況です。

このため、1回目の答弁で申し上げましたとおり、既存の水源地などを活用して、仮設の水道管の布設を行う必要があります。水源につきましては、臨空テクノパークに隣接するテクノリサーチパークの水源地を活用する手法が、費用や工期の観点から最も有利な手法となります。このテクノリサーチパークの水源地は、水源としての能力には余裕がありますが、本来、テクノリサーチパーク内への配水を想定したものですので、距離のある臨空テクノパークへの配水には、まずは配水能力を増強させた上で、仮の配水管をエミナス前から臨空テクノパークまで延伸する必要があります。このため、これらに要する経費を今定例会に上程しているところです。

また、議員お尋ねの合併処理浄化槽の設置と管理につきましては、臨空テクノパークへ進出する企業が行うこととなります。管理者には、浄化槽法による合併処理浄化槽の保守点検、清掃及

び年1回の法定検査の義務が課されることとなり、この法定検査におきまして、改善すべき点などがありました場合には、町が事業者に対して、助言、指導を行うこととなっていますので、適正な管理が行われるものと認識しています。

さらに、議員の御質問にある有害薬剤につきましては、特定施設や有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするものは、水質汚濁防止法により、事前に保健所への届出が必要となりますので、同法に基づいて、適正な処理がなされるものと認識しています。

加えて、同法では、施設の破損などの事故により、有害物質などが河川などの公共用水域や地下に排出され、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるときには、応急措置を講じるとともに、その事故の状況などを直ちに県知事に届けることが義務づけられています。このため、事故などが発生した場合には、県などの関係機関と連携し、町としまして、適切に対応を行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 急がなければならないことを急いで準備していただき、粛々と進めていただきたいと思います。

それで一番重要な排水処理に対しては、この前の鉄砂川の事象例もあることですから、しっかりと管理して対応していただきたいと思います。これは町としての責務であると認識しなければならないと思っております。

それでは、三つ目の質問に入ります。

認知症カフェと子どもの貧困対策の連携はできないのかについて伺います。

各地にあった認知症カフェの活動が停滞していると報告がありました。新型コロナウイルスの影響で活動が低迷し、カフェの利用者は高齢者が多いので、開催には特に慎重になり、活動を停止した事業所がそのまま閉鎖する事例が出てきたと危惧するとありました。

しかし、ある自治体では、認知症の高齢者と子どもたちを結びつける事象例もあったと言っております。お客さんは認知症の高齢者。コーヒーを運ぶ店員は子どもたち。一見、風変わりな喫茶店が、昨年、愛知県豊橋市にオープンしたと言われております。このカフェでは、客が大声で歌っても、店内を徘徊しても、誰も好奇の目を向けません。お年寄りと触れ合う機会が減った子どもにとっては、人間の老いや認知症の実態を学ぶ場となっていると言う。

認知症を患った83歳の母親を10年ほど前からほぼ一人で介護している59歳の女性は、息抜きで外でお茶でもと思いたっても、母親を一人で自宅に残して外出するわけにもいかず、一緒に出かければ、突然大声を出すかもしれないと不安になっていたと言う。このカフェの存在を知り、出かけてみると、母親が同年代の女性と会話したり、店員の子どもに積極的に話しかけた姿を見て、居場所ができてよかったと安堵したと言っておられた。

介護する本人にとっても、カフェで過ごす時間は、癒やしになっていると言っています。介護ももちろん大事ですが、高齢者が心から笑顔になれる場所こそ必要なのではないかと。

核家族化で、祖父母と交流する機会の減った子どもに、お年寄りが困っていたら助けてあげられる優しさを持ってほしい。店員には、近所の小学生や幼稚園児約40人を採用していると言う。

誰でも起こり得る認知症。いずれ、このようなカフェが全国で必要になる。同じ取組をする店がもっと増えたらうれしいと話しておられた。

本町においても、まず、子どもの貧困対策としてある、子ども食堂とのコラボレーションはできないのか。

本町における認知症カフェの現状と子どもの貧困対策といった横のつながりの連携はできないのか。

町長の3期目の構想には入っていないのか、伺う。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番議員の三つ目の御質問、本町における認知症カフェの現状と子ども食堂との連携についてお答えをします。

現在、本町には4か所の認知症カフェがあり、そのうち3か所は、益城病院の支援を受けて開催しており、残りの1か所は、家族介護者が自主的に活動している認知症カフェになります。

しかし、本町におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響から、感染症の拡大予防のため、認知症カフェの活動を休止している状態が続いておりました。そのような中、認知症カフェに参加していた方々が孤立しないよう、益城病院をはじめ、認知症地域支援推進員や地域包括支援センターなどの関係機関と検討、協議を行い、令和2年12月から、認知症カフェの参加者向けに、お便り形式の「うぐいす通信」を作成、配布し、つながりを維持する支援を行ってまいりました。

また、本年10月からは、新型コロナウイルス感染症の対策を行いながら、全ての認知症カフェが再開され、認知症の本人、家族、地域の方々との交流が徐々に図られるようになってきております。

議員御提案の子どもの貧困対策と横のつながりの連携につきましては、子ども食堂が、認知症の本人や家族にとって、安心して外出できる場所になれば、そこで新しい世代間の交流が生まれ、さらには子どもたちの認知症への理解が深まることにもつながるものと考えます。

また、認知症の本人が、子ども食堂で役割を担うことで、誰かの役に立ちたいという思いが形になり、社会とのつながりを得られるきっかけになることも期待されます。

現在、本町では、4名の生活支援コーディネーターを配置しており、子ども食堂の支援も行っております。生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員との連携などにより、取組次第では、認知症の本人や家族、地域の皆さんや子どもとの横のつながりになり得るのではないかと考えております。

今後も、町民の皆さんと協働の下、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーターをはじめ、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関と連携しながら、多世代間で支え合う仕組みづくりにつつまして、様々な方法を検討してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 三つ目の2回目の質問です。この子ども食堂とコラボということで考えておりますけれども、この食堂を立ち上げる時点で、もうちょっと補助をしていただけないか、

認知症患者と子どもたちができるように、ちょっと広いスペースが確保できるようなそういう支援をしていただけると助かると思います。

この認知症の問題は、私のライフワークとして取り上げている問題で、以前から、一般質問の中に取り上げてきている問題であります。なかなか難しく、遅々として進まない事業であることも事実であります。行政だけでは対応できない問題が多々あると思いますが、答弁の中で、今後も町民の皆さんと協働の下、多世代間で支え合う仕組みづくりについて、様々な方法を検討していくと言われましたが、抽象的でなかなか分かりづらい。

前々から言っておりますが、幼稚園とデイケアセンターを統合したような施設はできないか。そういう方法も考えております。この方法はどこかの自治体でやっていたのを、何年か前の一般質問で報告した記憶がありますが、まず、1か所つくって見たらどうでしょうか。

町長の団塊の世代の認知症予備軍の我々に対する温かい支援を希望しますが、町長の見解を伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の三つ目の2回目の御質問、幼稚園とデイケアセンターを統合したような施設の設置といった多世代間で支え合う仕組みづくり、団塊の世代に対する温かい支援を希望するについてお答えします。

議員御提案の児童向けの施設と高齢者施設が併設されている、いわゆる幼老複合施設は県内にも設置事例があり、その施設では、子どもたちは高齢者と接することで、思いやりや優しさを学び、高齢者は子どもたちから元気を分けてもらえるという好循環ができているとのこと。

しかしながら、幼老複合施設を設置するに当たりましては、同一法人が同じ敷地内で児童向けの施設と高齢者施設を同時に運営する形態が多く、行政が単独で実施することは難しいと考えております。

本町におきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大する前までは、町内の保育園児が高齢者施設を訪問し、保育園児と高齢者が交流する機会を設けてまいりました。また、地域サロンにおきましても、近隣の保育園児を迎えた交流会を行うなど、新たな施設を設置することはなく、子どもと高齢者の交流の場を設けておりました。

議員の御指摘のとおり、認知症に関する様々な問題は行政のみで解決できる問題ではなく、地域包括支援センターなどの関係機関や町民の皆様一人一人の御協力があつて初めて解決につながるものと考えております。

そのために、町では、町民の皆様の認知症に対する正しい理解を深めるための啓発活動を行い、それを基礎として、地域の方々と一緒に、地域でのつながりを持つことができる場所をつくり上げていくことが、協働の取組につながるものと考えております。

今後とも、団塊の世代の方が支援される立場だけでなく、支援する立場にもなれるよう、また、認知症の本人や家族が安心して交流できる場や機会を創出できるよう認知症地域支援員をはじめ、生活支援コーディネーターや関係機関と連携しながら、地域の事情、実情に合った体制の構築に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） これから20年ぐらいは、この問題で頭を悩ますことになると思います。団塊の世代の我々がおる限りは、まず、机上の論とならないように、認知症対象者や高齢者と子どもたちを結びつける施設をつくるのが、行政としてなかなか無理ならば、同時に遊べるイベントなどの企画をして、年に数回、あるいは月に1回ほど。まず、町長何かつくろう。

四つ目の質問に入ります。

障害福祉サービスの障がい者の自動車運転免許取得費と自動車改造費の助成について質問いたします。

障がいのある方々が地域で自立した生活を送る上で、自動車の必要性は依然として高いものですが、障がい者が運転免許を取得し、自動車を運転するためには、様々なハードルがあります。まず、免許センターで適性検査を受け、障がいに応じて免許条件を付与してもらい、免許条件に当てはまる教習車が準備された教習所を探す必要があります。場合によっては、自分で教習車を準備しなければならないこともあります。

また、障がいの特性によっては、自動車教習所の学科試験に合格するまで、補講を受ける必要な場合もある。健常者と比べて、免許取得費だけ見ても、一般で約25万円、障がい者においては約40万円と経済的な負担も大きいものがあります。

今回取り上げる障がい者の自動車運転免許取得と障がいに応じた自動車の改造助成の取組により、運転免許や自動車の取得に係る経済的負担が抑えられ、障がい者の社会参加の促進と自立した日常生活及び社会生活の実現につながるものと考えます。

例えば、大学への通学時に送迎が必要である学生も自動車を改造し、自分で運転することが可能であれば、自身での通学が可能で、自立した学生生活に資するものであると考えます。また、就労する場合においても、自分で運転して通勤することができるのであれば、就労先を広域的に選択することが可能となり、より自立した社会生活を営むことが可能となります。

さらに、日常生活においても、自分自身で外出したいときに、外出したい場所に自由に外出できること、日常に当たり前に行われている生活を当たり前に行うことができること。この事業に取り組むことによって可能となります。

障がいの有無にかかわらず、安心して自分らしく暮らすことのできる地域の実現に寄与するものと言えます。

しかし、事業を実施する場合の費用については、当然町の負担も発生することとなります。町民が相互に人権と個性を尊重し、安心して暮らすことができる益城町の実現のため、どうか、障がい者の自動車運転免許取得費と重度身体障がい者自動車改造費の助成、この助成への取組は考えているのか。また、他の市町村の助成状況はどうなっているのか。町長の理解ある見解を伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の四つ目の御質問、本町における障がい者の運転免許取得と障がいに応じた自動車の改造費の助成への取組、他市町村の助成状況についてお答えをします。

議員御質問の事業は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定された地域生活支援事業の任意事業に位置づけられています。

本事業は、障がいの有無にかかわらず、人格を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的、効率的に取り組めるよう、実施につきましては、市町村の判断に委ねられています。

現在、近隣自治体では、熊本市、菊陽町、大津町が、郡内では、御船町などが同様の事業を実施されております。

議員御指摘のとおり、障がい者が地域で自立した生活を送るためには、自動車の必要性は高いと考えております。その一方で、障がい者の運転免許取得には、障がいの特性に応じた自動車教習所を探す必要性や、場合によりましては、教習車を自分で用意する必要があるなど、その経済的負担も大きいと承知しております。

本町では、第6次総合計画におきまして、障害福祉サービスの充実や災害時における障がい者などの支援体制の整備などの施策を掲げ、障がい者が安全・安心な生活を送ることができるような環境づくりに取り組むこととしております。

そのため、障がい者が社会生活の拡大と生きがいのある生活を営むための一助として、タクシー券の交付事業や地域公共交通の充実にも努めてきたところです。

一方で、障がい者が自動車運転免許や自家用車を取得しやすくなることは、外出の機会を増やすだけでなく、障がい者の就労の機会や職業の選択肢を増やすことにもつながり、障がい者の社会参加を促進する効果も期待できると考えております。

本町としましては、障がい者の自動車運転免許取得費と自動車改造費の一部助成につきまして、既に助成を行っている他自治体の状況を参考にしながら、実施に向けた検討を行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） この問題で苦しんでおられる障がい者の皆さんが明るい希望が持てるような施策の展開を、理解ある西村町長に期待して、本日最後の私の一般質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が終わりました。これにて散会いたします。

散会 午後3時31分

12 月 15 日（木曜日）

令和4年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和4年12月5日午前10時00分招集
2. 令和4年12月15日午前10時00分開議
3. 令和4年12月15日午前11時21分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

- 日程第 1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第 2 議案第98号 物品の購入について
- 日程第 3 議案第99号 物品の購入について
- 日程第 4 議案第100号 物品の購入について
- 日程第 5 議案第101号 教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第 6 議案第102号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 7 議案第103号 監査委員の選任同意について
- 日程第 8 議員派遣の件
- 日程第 9 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（17名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 榮正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君	

8. 欠席議員（1名）

16番 荒牧昭博君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君

土木審議監	持田 浩 君	会計管理者	深江 健一 君
総務課長	塘田 仁 君	危機管理課長	岩本 武継 君
企画財政課長	山内 裕文 君	税務課長	坂井 浩章 君
住民課長補佐	高岡 雅人 君	福祉課長	荒木 薫 君
福祉課審議員	中村 康広 君	こども未来課長	吉川 博文 君
健康保険課長	松永 昇 君	産業振興課長	松本 浩治 君
建設課長	村上 康幸 君	都市計画課長	齊藤 計介 君
復興整備課長	水口 清 君	街路課長	石橋 淳 君
新庁舎等建設課長	田上 勝志 君	学校教育課長	遠山 伸也 君
生涯学習課長	富永 清徳 君	下水道課長	吉本 秀一 君
水道課長	山口 拓郎 君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、16番荒牧議員から欠席する旨の届出があっております。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会委員長報告、質疑、討論、議決、その他となっております。

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

まず、総務常任委員会報告。中川公則委員長。

○総務常任委員会委員長（中川公則君） おはようございます。10番中川です。

総務常任委員会報告書。令和4年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告いたします。

1、事件名。議案第70号、令和4年度益城町一般会計補正予算（6号）中、歳入歳出（総務常任委員会関係）、第2表地方債補正。

議案第74号、益城町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第75号、益城町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について。

議案第76号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第77号、益城町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第78号、益城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第79号、益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第80号、益城町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第81号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第82号、益城町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第83号、益城町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第84号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第85号、益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第86号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第87号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第88号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第89号、益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第90号、益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第91号、益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第92号、益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第94号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について。

2、審査経過。

①付託年月日、令和4年12月6日。

②審査状況。令和4年12月12日午前9時50分から、役場仮設庁舎総務常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月14日午前10時から、全委員出席の下、布田川断層帯（福原地内）及び益城町役場新庁舎外観（宮園地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第70号ほか20件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第70号から議案第87号まで及び議案第90号から議案第94号までについては全会一致で、議案第88号及び議案第89号については、賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。議案第70号については、歳入17款2項9目教育費国庫補助金の公立学校情報機器整備補助金について、申請されて入ってくるものなのか、国から定額で入ってくるものか、

また、歳出予算にある学校管理費の備品購入費と関係があるのかとの質疑があり、担当課長から、GIGAスクールに関する国の新しい補助メニューで、申請に基づくものであり、タブレット端末の故障・破損等に関するサポート事業を対象としている。歳出に関しては、既に予算化を行っているタブレット端末運営業務委託料に充当するとの説明を受けた。

次に、歳出の10款6項6目の文化財保護対策費の布田川断層帯谷川地区周辺区域環境整備委託料における樹木伐採の範囲及び布田川断層帯保存整備工事費における思いやり駐車場とトイレ整備について質疑があり、担当課長から、樹木伐採については約1万3,000平米を予定しており、眺望がよくなること、思いやり駐車場については、断層帯保存整備箇所の南側民地を予定していること、また、トイレについては、現在の駐車場の西側に設置するとの説明があった。

次に、都市再生整備計画の地方債5,800万円の町負担について質疑があり、担当課長から、全額起債により充当率100%、交付税措置が50%であるとの説明があった。

次に、歳入24款1項7目の文化財保護対策費における町負担について質疑があり、担当課長から、地方債7,180万円のうち30%が交付税措置、残りの70%が町負担であるとの説明があった。

次に、歳入22款1項1目の繰越金が増えた理由について質疑があり、担当課長から、不用額等により6億円増額になっていることや、予算規模の拡大によるとの説明があった。

議案第74号については、附則第2項の表に65歳を入れなかった理由及び附則第11条の内容についての質疑があり、担当課長から、附則第2項については、地方公務員法の改正により定年を65歳と定めているとして記載がないこと、附則第11条は、定年までの勤務を常勤とするのか短時間の勤務とするのかの意思の確認を60歳で行うとの説明を受けた。

議案第76号については、ベースアップの考え方について質疑があり、担当課長から、ベースアップについては、人事院勧告では公務員と民間の給与を年齢ごとなどで比較し定めてあるとの説明を受けた。また、段階的定年引上げ期間における再任用制度について質疑があり、新たに定年前再任用短時間勤務制度が創設されること、定年年齢後は暫定再任用として、これまでの再任用と同様に65歳まで勤務が可能となるとの説明を受けた。

また、60歳後の給料についての質疑があり、定年まで常勤で勤務する職員については、60歳時点での給料の7割となること、定年前再任用短時間勤務については、それぞれの職務に応じて、単一の号給となるとの説明を受けた。

議案第89号については、これまで定数に関して支障があった事例があったかの確認があり、担当課長から、葉山荘の民間移譲や学校給食センター調理業務の民間委託等があったが、全て各部局の定数内での異動との説明を受けた。次に、部局をわたって定数の範囲内で異動ができるということについて、具体的な定数の数について確認があり、担当課長から、276名が条例本文の中の定数との説明を受けた。

次に、今回のような条例は熊本県内自治体で設けているところがあるのかとの確認があり、担当課長から、県内の自治体では今回のような条例を設けているところはないが、全国で46、九州内では福岡が4、長崎が2、鹿児島が9、沖縄が1あるとの説明があった。

次に、定数を改正して増員しない理由について確認があり、担当課長から、今回の改正は、臨

時的・緊急的に対応する場合に、定数を変更させずに総定数の範囲内で人の配置ができるようにするためとの説明があった。

次に、この条例改正が法的に問題ないか確認があり、担当課長から、定数は地方自治法において各自治体が条例で定数を定めることになっているので、法的に問題はないとの説明があった。

また、水道事業職員の異動については、暫定的に総定数の中で異動できるように対応するものか確認があり、担当課長から、水道事業は企業会計のため独立した組織となり、個別の人員配置となるため、今回は暫定的に総定数の中で異動できるようにするものであるとの説明があった。

次に、この条例改正に当たっては、異動人数の上限を定めたり、議会に対して報告する等のことが必要ではないかと意見があった。

議案第75号及び議案第77号から議案第88号まで、議案第90号から議案第94号までについては、特段の意見はなかった。

3、視察の結果と意見。

視察した現場のうち、布田川断層帯（福原地内）については、担当課から工事の概要について説明があり、状況を確認した。委員から、整備を行う際、排水対策を適切に行うようにとの意見があった。また、土地の契約に当たっては、現在の使用貸借ではなく、町で継続的に使用できるように契約できないかとの要望があった。

益城町役場新庁舎外観（宮園地内）については、担当課より進捗状況や現在行っている工事の概要について説明を受け、順調に進捗していることを確認した。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。令和4年12月15日。総務常任委員会委員長、中川公則。益城町議会議長、稲田忠則殿。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告。吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） おはようございます。福祉常任委員会報告書を読み上げます。

福祉常任委員会報告書。令和4年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。

議案第70号、令和4年度益城町一般会計補正予算（第6号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。

議案第71号、令和4年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

議案第73号、令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）。

議案第93号、益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。

①付託年月日、令和4年12月6日。

②審査状況。令和4年12月12日午前10時から役場仮設庁舎福祉常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月14日午前10時から全委員出席の下、潮井自然公園及びくまもと臨空テクノパークを視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第70号ほか3件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第70号、議案第71号、議案第73号については、原案のとおり全会一致で可決した。また、議案第93号については、賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。議案第70号については、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費18節負担金、補助及び交付金の介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰支援対策補助金に関し、支援金額について質疑があり、担当課長より、熊本県の算定根拠に基づいたものであり、対象施設や事業所の規模に応じた支援金額を設定していること、また、熊本県で2分の1、残りの2分の1を町が支援するとの説明を受けた。

また、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費18節負担金、補助及び交付金の私立保育所等物価高騰対策支援事業の支援対象が認可保育所であるか質疑があり、担当課長より、認可保育所等が対象となり、認可外保育所については県が支援を行うとの説明を受けた。

3目児童福祉施設費12節委託料の保育士等派遣業務委託料についての質疑があり、5人の退職補充でパートタイム会計年度任用職員を雇用する予定であったが、応募がなかったため、派遣委託料を計上するとの説明を受けた。

また、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費10節需用費の消耗品について質疑があり、担当課長補佐より、原材料価格が高騰したことによるごみ袋購入費の増加及び益城台地西土地区画整理地内に設置するためのごみ収集ボックスの追加費用の発生とともに、ごみ収集ボックスについては、購入単価と形状が高齢化社会を見据えたふたなシタイプの奨励を行っている旨の説明を受けた。

議案第71号については、9款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金22節償還金利子及び割引料の療養給付費等県交付金返還金について質疑があり、担当課長より、令和2年度のコロナ感染症による受診控えの反動で令和3年度の療養給付費増を見込んでいたが、コロナ禍が収束しなかったため過大請求となり、返還金が発生したとの説明を受けた。

議案第73号については、21款益城町水道事業費用1項営業費用4目総係費の手当中、業務増加による時間外勤務手当について、職員の健康を守るためにも、また、働き方改革が言われてもいるので、時間外勤務を月45時間以内に収める努力を求める意見が出された。

また、41款益城町水道事業資本的支出1項建設改良費3目改良事業費34節工事請負費のくまもと臨空テクノパーク仮配水管布設工事の配管延長について質疑があり、担当課長より、エミナーズ前から東へ900メートル越えになるとの説明を受けた。

議案第93号については、昨年の12月議会で2園はまだ存続をすべきだという意見を出した経緯から、今回のこの条例は反対したいとの意見が出された。

③視察の結果と意見。視察した潮井自然公園については、周辺環境の安全性、施設の維持管理について質疑を受け、担当課より、今後の整備、維持管理について説明を受けた。臨空テクノパークについては、担当課より、水源及び仮配水管布設の経路の説明を受けた。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。令和4年12月15日、福祉常任委員会委員長吉

村建文。益城町議会議長、稲田忠則殿。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告。榮正敏委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） おはようございます。委員長の榮です。建設経済常任委員会の報告を行います。

建設経済常任委員会報告書。令和4年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。

議案第70号、令和4年度益城町一般会計補正予算（第6号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。

議案第72号、令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）。

議案第95号、工事請負契約の変更について。

議案第96号、町道の路線廃止について。

議案第97号、町道の路線認定について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和4年12月6日。

②審査状況。令和4年12月12日午前10時から、役場仮設庁舎建設経済常任委員会室において全委員中5名出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月14日午前10時から、全委員中5名出席の下、潮井自然公園複合遊具設計・設置工事（杉堂地内）、にぎわい創出整備事業（広崎公園、広崎地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第70号ほか4件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決・認定した。

②審査の主な内容。議案第70号については、8款土木費4項都市計画費12目都市再生整備計画事業費14節工事請負費について、各工事場所の質問があり、惣領公園の場所は惣領交差点北西側の旧益城病院の職員駐車場跡地であること、土地区画整理地内公園の場所は宮園公民館の北側であること、にぎわい創出事業公園の場所は県道熊本高森線沿線の広崎公園であるとの説明があった。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金の耕作放棄地解消事業補助金について、事業内容に関する質問があり、耕作放棄地が認定農業者等の農業の担い手により復元され、耕作放棄地が解消された際に国から支給される補助金であるとの説明があった。

議案第72号については、21款下水道事業費用1項営業費用3目処理場費14節光熱水費の処理場電気料金に関連し、インフレスライド制度について質問があり、受注者からの要請により対応していくことと、下水道事業については全員協議会で報告するとの説明があった。

議案第95号については、附帯工事について質問があり、附帯工事については、3月31日の竣工を予定している、また、グラウンド側の道路拡幅工事については別工事であるとの説明を受けた。

議案第96号、議案第97号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。視察した潮井自然公園複合遊具設計設置工事については、現地において、担当課より、遊具の選定や設置場所について、ワークショップで地元との意見交換を行い決定したとの説明を受けた。委員から、遊具設置は別の場所でもよかったのではとの意見があり、担当課より、子育て世代の来場を見込み、全体が見渡せる場所を選定、四賢婦人記念館やみんなの家活用等の相乗効果を期待しているとの説明を受けた。

にぎわい創出整備事業（広崎公園）については、担当課より、現在、詳細設計中であり、整備内容については、地元意見を聞くとともに、極力現状の施設を活用した整備を行うとの説明を受けた。委員から、工事費が概算であることや国庫補助等について質問があり、担当課より、工事費については、国への予算要望額であり、補助率は50%となる見込みとの説明を受けた。

○議長（稲田忠則君） 委員長、いいですか。訂正してください。

全会一致で可決したと。承認じゃなくて可決した。承認。可決認定ではなく、可決だけで。訂正してください。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） すみません、今の報告の中で議長より指摘を受けましたので、訂正いたします。

議案第70号において、「全会一致で可決・認定した」と報告しましたが、これを「可決した」に訂正させていただきます。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。令和4年12月15日。建設経済常任委員会委員長、榮正敏。益城町議会議長、稲田忠則殿。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員会の報告に対する質疑を許します。各常任委員長の報告に対する質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。

総務常任委員長についてお尋ねをいたします。総務委員長の報告の中に、議案第89号について報告がございました。その中で、定数を改正して増員をしない理由等についての確認または改正は臨時的・緊急的な場合に対応するとありましたけれども、定数の見直しについてどのような意見、回答があったかを教えてください。

○議長（稲田忠則君） 中川総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（中川公則君） 10番中川です。11番野田議員の質問にお答えいたします。

議案第89号にお尋ねでございますけれども、定数見直しについては、6月の当面の間の数を50から30に改正する条例改正の際に、今、御質問いただきましたが、その際に申し上げましたとおり、令和7年度をめどに、震災前の職員数にするような段階的な職員の削減をしておりますという説明を受けております。そういうことでございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。

確認ですけれども、定数の見直しについては、令和7年度をめどに、震災前の職員数にするような段階的な職員の削減をするという回答ということによろしいでしょうか。

○総務常任委員会委員長（中川公則君） はい。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑がないようですので、これで各常任委員会報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に対する委員長報告に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

8番甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 8番、日本共産党の甲斐でございます。

議案に対する反対討論を行います。反対する議案は4議案であります。

まず、議案第86号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次に、議案第87号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次に、議案第88号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次に、議案第93号、町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について、この4議案について、反対討論を行います。

まず、議案第86号、議案第87号、議案第88号の3議案について討論を行います。

この3議案は、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に伴い、条例を改正するものであります。人事院勧告に基づく地方公務員法の一般職員の給与改正は、民間との格差を是正すること、若年層の引上げを行うものとの説明です。一般職員については、是正は妥当と考えております。しかし、特別職の給与改定である期末手当の支給について、それぞれ100分の137.5を100分の142.5に、100分の5を引き上げるものであります。ちなみに、町長の給与は83万400円で、県内市町村首長で5番目、町長ではトップとなっています。さらに、副町長は62万3,500円で、県内で8番目であります。教育長は56万9,900円です。それぞれ一般職に比べれば高額の給与を得ていると思います。議員については、県内では長洲町に次いで2番目の報酬であります。あえて、今回、特別職の手当引上げは不要と考えております。以上から、特別職の手当引上げ議案であります86号、87号、88号の3議案に反対します。

次に、議案第93号、町立幼稚園の学級数、定員等を変更する議案であります。

私は、令和3年度12月議会で、統廃合ではなくて、2園の存続を求める質問を行いました。幼稚園教育において、小学生以上に目が届く教育が必要であり、定員割れだからといって統合するのではなくて、少人数クラス編制を続けることこそ必要ではないかと、保護者からの意見もあり、存続を求めました。このことから、議案93号について反対をするものであります。

以上、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第93号について反対をするものであります。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

6番松本議員。

○6番（松本昭一君） おはようございます。6番松本です。

私は、議案第86号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第87号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第88号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第93号、益城町立幼稚園設置条件の条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

今回提案されました議案第86号、議案第87号、議案第88号は人事院勧告によるものです。地方公務員法に定められた情勢適応の原則と均衡の原則に基づくものであり、民間企業の給与との均衡を図るもので、社会情勢から見ても当然のことと思います。今回の人事院勧告における給与改正は、国や県に加え、各地方自治体においても実施されるものと聞いております。よって、議案第86号、議案第87号、議案第88号について賛成します。

次に、議案第93号、益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

今回、提案されました議案第93号は、町立幼稚園の学級数及び定員を改正するものです。昨年8月より、益城町立幼稚園の在り方について、益城町立幼稚園及び保育所の在り方検討委員会により審議され、本年8月に答申が行われています。このことを踏まえ、町では、現在2園ある町立幼稚園を令和6年4月に、益城幼稚園一つに統合する準備を進めています。そのために、令和5年度は、第二幼稚園の3歳児学級を削減し、四、五歳児学級も現状に合わせた学級数及び定員とする条例改正であり、必要な処置であると考えます。

以上のことから、議案第93号について賛成します。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎です。

私は、議案第89号、益城町職員定数条例の改正案に反対する立場から意見を述べます。

今回提案された議案は、各部局等の定数を、必要に応じ、総定数の範囲内において各部局と相互に流用調整することができるとしていることで、改正の狙いやその効果については十分に理解することができます。しかしながら、各部局等の条例の定数は変更せず、各部局間で調整した新たな数による業務を行うことは、定数と実際の数の二重帳簿の状態になってしまい、これを条例で認めることになってしまいます。我々議会は、言うまでもなく、町民に代わって執行部をチェックするという役割があります。その観点から、執行部の提案は理解できたとしても、各部局間の流用調整の際の部局等の上限数や、議会への通知の確約もない状況では、職員の定数に対する配置も議会として把握できなくなります。この意味からも賛成できません。

特に我が町は、熊本地震からの復興業務等への対応から、現在、職員定数は大きく膨らんで、人件費も増大しています。今後、復興業務が終了し、来年度から始まる幼稚園の統廃合や、現在行っている指定管理者制度による職員の見直しによる人件費の削減も控えており、今、この改正を行うと、より定数管理が複雑になってしまうことになり、条例改正に反対します。以上です。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番榮議員。

○9番（榮 正敏君） 9番榮です。議案第89号、益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

今回提案されました議案第89号は、現在、条例で定められている各部局等の定数について、総定数の範囲内であれば流用調整ができるよう改正を行うものです。執行部からの説明では、臨時的な業務が発生した際に、各部局等に定められた定数内では業務執行に支障を来す場合などに、条例定数を変更することなく、他部局等からの人員調整により職員を配置することができるようにするものです。本来、条例で定められた定数を変更する際には条例改正を行うところですが、臨時的、緊急的な場合にのみ流用・調整を行うとのことであり、業務を迅速に執行させる上では、大変重要な条例改正であると考えます。このことから、議案第89号、益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については賛成するものです。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案に対する討論を終わります。

これより採決を行います。

まず、議案第70号から議案第73号までの4議案について採決します。

議案第70号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、議案第73号「令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの4議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第70号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から議案第73号「令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの4議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号から議案第85号までの12議案について採決します。

議案第74号「益城町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第85号「益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの12議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第74号「益城町職員の定年に関する条

例の一部を改正する条例の制定について」から議案第85号「益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの12議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号について採決します。

議案第86号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。したがって、議案第86号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号について採決します。

議案第87号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。したがって、議案第87号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号について採決します。

議案第88号「議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。したがって、議案第88号「議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号について採決します。

議案第89号「益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。したがって、議案第89号「益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号から議案第92号までの3議案について採決します。

議案第90号「益城町議会議員及び益城町長の選挙を受ける選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第92号「益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの3議案について、本案に

対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第90号「益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第92号「益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの3議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号について採決します。

議案第93号「益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。したがって、議案第93号「益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号について採決します。

議案第94号「熊本県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第94号「熊本県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号について採決します。

議案第95号「工事請負契約の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第95号「工事請負契約の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号及び議案第97号の2議案について採決します。

議案第96号「町道の路線廃止について」及び議案第97号「町道の路線認定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第96号「町道の路線廃止」について及び議案第97号「町道の路線認定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第98号 物品の購入について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、議案第98号「物品の購入について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第98号、物品の購入について御説明申し上げます。

新庁舎建設に伴う什器備品等購入（その1）につきましては、指名競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

購入予定の主なものは、職員の事務机、各課のキャビネット、町長室、議長室の什器などです。なお、現在、仮庁舎にて使用中のもので引き続き使用可能なものは再利用する予定です。

買入れ価格は7,865万円で、買入れ先は熊本市西区上熊本1丁目2番6号、株式会社レイメイ藤井でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第98号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番上村議員。

○3番（上村幸輝君） 3番の上村です。

契約については、特に反対意見はないんですが、入札の内容について教えていただきたいと思ってます。入札の内容について、机上配付してありました参考資料ございますが、議案第98、99、100号まで同一のものなんですが、指名競争入札で行われておりまして、業者さんのほうも恐らく指名願を出してのことだとは思いますが、辞退というものが結構多いんですね、辞退されている会社というのが。この辞退の内容がどういったことが要因なのか、もしかするとこういった社会状況の中で、納品が難しいということでの辞退なのかどうか、その辺の内容を教えてくださいたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） 新庁舎等建設課長の田上でございます。3番上村議員の御質問にお答えいたします。

議案第98号、物品の購入についての中で、辞退された業者が多いということで、その理由として考えられることはどういうことかということであったかと思えます。今回考えられる理由としては、現在、手持ちの業務との兼ね合いがあるのかも分かりませんが、今回の新庁舎什器備品購入は、一度に大量の調達品がありまして、今申し上げましたとおり、現在の手持ちの業務との兼ね合いで対応が難しかった業者がおられるのかも分からないというところがこちらが推測するところです。それと价格的な面も考えられます。今回の予定価格につきましては、当然ですが、物品の運搬、設置まで含んでおります。昨今の物価高騰などから、価格面で厳しかったということもあるのかも分かりません。一応、そういったところが理由かと考えられます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありますか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第98号「物品の購入について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第98号「物品の購入について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第99号 物品の購入について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第99号「物品の購入について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第99号、物品の購入について御説明申し上げます。

新庁舎建設に伴う什器、備品等購入（その2）につきましては、指名競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

購入予定の主なものは、会議室のテーブル、椅子類、新庁舎3階の議会関係の什器などです。先ほどのその1と同様に、使用可能なものは再利用する予定です。

買入れ価格は4,950万円で、買入れ先は、熊本市西区上熊本1丁目2番6号、株式会社レイメイ藤井でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第99号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） すみません、先ほど聞けばよかったんですけども、ここで聞かせてください。

今回、先ほど同様、辞退のほうが多いんですけども、この予定価格の中に、ちょっと分からないのでお尋ねしますが、このインフレスライド、物価スライドというのがいろんな議案に出てまいりますけれども、この予定価格の中には、その辺の物価が上がった分とかは当初からもう含まれていたのか、今後また変更するのかわかりたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） 11番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第99号、物品の購入についての中で、今回の購入価格ですけれども、こちらにインフレス

ライド分が含まれているか、もしくは、含まれておらず、今後スライドを含めた形で変更を行うのかというような御質問だったかと思えます。

今回の予定価格にはもう一応そういった価格の上昇分あたりは考慮したところで予定価格は設定しているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第99号「物品の購入について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第99号「物品の購入について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第100号 物品の購入について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第100号「物品の購入について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第100号、物品の購入について御説明申し上げます。

新庁舎建設に伴う什器、備品等購入（その3）につきましては、指名競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

購入予定の主なものは、待合コーナー、エントランスホール、キッズコーナーの什器備品など、倉庫内に配置する収納用のラックなどです。

買入れ価格は3,740万円で、買入れ先は上益城郡益城町宮園541の1、東文堂でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第100号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第100号「物品の購入について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第100号「物品の購入について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第101号 教育委員会教育長の任命同意について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第101号「教育委員会教育長の任命同意について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、酒井教育長の退席を求めます。

（酒井教育長退席）

○議長（稲田忠則君） 提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第101号、教育委員会教育長の任命同意について御説明申し上げます。

令和5年1月3日に益城町教育委員会教育長の任期が満了することに伴い、新たに教育長を任命する必要がありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

新たな教育長としましては、現教育長である酒井博範氏の再任を提案するものです。

酒井博範氏の履歴につきましては、履歴書を添付しておりますので御確認ください。

教育長として適任だと考えております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第101号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第101号「教育委員会教育長の任命同意について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第101号「教育委員会教育長の任命同

意について」は、同意することに決定しました。

酒井教育長の入場を認めます。

(酒井教育長入場)

日程第6 議案第102号 教育委員会委員の任命同意について

○議長(稲田忠則君) 日程第6、議案第102号「教育委員会委員の選任同意について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第102号、教育委員会委員の任命同意について御説明申し上げます。

令和5年1月3日に益城町教育委員会委員の任期が満了することに伴い、新たに委員を任命する必要がありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

新たな委員としましては、河邊梨奈氏を提案するものです。

河邊梨奈氏の履歴につきましては、履歴書を添付しておりますので御確認ください。

委員として適任だと考えております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(稲田忠則君) 議案第102号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

すみません、議長の訂正をさせていただきます。

日程第6のところで、議案第102号、「教育委員会委員の任命同意について」というところを、私が「選任同意について」ということで発言したそうですから、「任命」に訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより議案第102号「教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第102号「教育委員会委員の任命同意について」は、同意することに決定しました。

日程第7 議案第103号 監査委員の選任同意について

○議長(稲田忠則君) 日程第7、議案第103号「監査委員の選任同意について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第103号、監査委員の選任同意について御説明申し上げます。

令和4年12月22日に益城町監査委員の任期が満了することに伴い、新たに監査委員を任命する必要がありますので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

新たな監査委員としましては、現監査委員である戸塚誠司氏の再任を提案するものです。

戸塚誠司氏の履歴につきましては、履歴書を添付しておりますので御確認ください。

監査委員として適任だと考えております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(稲田忠則君) 議案第103号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより議案第103号「監査委員の選任同意について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第103号「監査委員の選任同意について」は、同意することに決定しました。

日程第8 議員派遣の件

○議長(稲田忠則君) 日程第8、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件についてはお手元に配付しておりますとおりに派遣することに決定しました。

日程第9 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第9、「閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

12月5日から本日まで11日間にわたりまして、御協力いただきましてありがとうございました。

これで令和4年第4回益城町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員